

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
インクルージョン推進における地域の実態把握に
関する調査研究

株式会社 野村総合研究所

令和7(2025)年 3 月

目次

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1. 背景・目的	3
第2章 アンケート調査	10
1. 児童発達支援向けアンケート	11
2. 放課後等デイサービス向けアンケート	30
3. 市町村向けアンケート	46
第3章 取組事例へのヒアリング調査	61
1. ヒアリング調査の概要	62
児童発達支援 ヒアリング結果個票	71
1. 学校法人まゆみ学園 認定こども園まゆみ・マーブルハウスまゆみ	72
2. 社会福祉法人上田明照会 甘露保育園・蓮の音こども園	78
3. 社会福祉法人富士見会 富士見台聴こえとことばの教室	87
4. 東郷町立児童発達支援ハーモニー	92
放課後等デイサービス ヒアリング結果個票	97
1. 特定非営利活動法人 子育てサポートもみの木 デイサービスもみの木	98
2. 社会福祉法人木場福祉会 児童支援センター エミール	102
3. 株式会社グランデグランデ 放課後等デイサービス風和々	106
4. 特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃー リノ	110
市町村ヒアリング 結果個票	114
1. 京都府京都市	115
2. 栃木県足利市	121
3. 熊本県益城町	127
第4章 総括	133
1. 総括	134
参考資料① アンケート調査票	160
1. 児童発達支援向けアンケート	161
2. 放課後等デイサービス向けアンケート	177
3. 自治体向けアンケート	187
参考資料② 単純集計結果	193
4. 児童発達支援向けアンケート	194
5. 放課後等デイサービス向けアンケート	261
6. 自治体向けアンケート	302

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととされており、身近な地域において、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず、全てのこどもが安心して共に育つ環境整備を行うことが求められている。

そのような中、令和4（2022）年11月には、保育所等におけるインクルーシブ保育を推進するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部の改正により、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとなり、令和5（2023）年4月より施行されており、併設型における取組内容や体制等について実態を把握することが求められている。

また、インクルージョン推進においては、学童期における放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携や移行支援の取組も重要であるところ、保育所・児童発達支援事業所間でのインクルージョン推進とあわせて、学齢期における取組状況を把握するとともに、インクルージョン推進に向けた方策・支援策の検討が求められている。

1-2 本調査研究の目的

上記の背景を踏まえ、本調査研究では、インクルージョン推進における取組の実態調査により、下記の点を把握した。

- 保育所と併設する児童発達支援事業所等における取組の実態の把握及び効果的な取組事例収集
- 放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携や交流の取組の実態の把握及び取組事例の収集
- 地域におけるインクルージョン推進に向けた自治体を中心とした関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する事例収集

1-3 調査手法

(1) 検討委員会

<開催日程および論点>

回数	日程	論点・議題
第1回	令和6年10月9日	- 開会の挨拶・自己紹介 - 事業概要・本調査研究の進め方のご説明（事務局） - 本調査の方向性・論点に関する議論 - 本調査研究の範囲となる3テーマについて、明らかにすべきことは何か？ - 好事例として抽出すべき要素や選定の観点に含めるべき考え方は何か？ - インクルージョン推進の取組の充実に向けて、本調査研究において整理すべき取組のポイントや要素は何か？ - アンケート調査の設計 - 調査目的に照らして、調査項目に過不足はないか？ - 調査項目は回答可能な内容となっているか？ - 後続のヒアリング調査で聞き取るべき内容は何か？ - 閉会
第2回	令和6年12月24日	- 開会 - 第1回検討委員会振り返り - 児童発達支援向けアンケート - 児童発達支援向けアンケートの結果についてどう見るか？ - 児童発達支援・保育所等の併設に取り組んでいる事業所や施設の特徴は何か？ - 児童発達支援・保育所等の併設による効果や影響は何か？保育や発達支援等にどのような効果が生じていると考えられるか？ - 放課後等デイサービス向けアンケート - 放課後等デイサービス向けアンケートの結果についてどう見るか？ - 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携や交流に取り組む事業所や施設の特徴は何か？

		③ 放課後児童クラブとの連携や交流による効果や影響は何か？保育や発達支援等にどのような効果が生じていると考えられるか？ 5. 自治体向けアンケート ① 自治体向けアンケートの結果についてどう見るか？ ② 自治体と事業所が連携して（官民連携）インクルージョン推進に向けて取り組んでいる自治体の特徴は何か？進みやすい 進みにくい背景として考えられること・ものは何か？ 6. ヒアリング調査設計について ① ヒアリング項目として聞き取るべき項目は何か？ ② ヒアリング対象の選定軸及び選定すべき事業所・自治体は適切か ③ ヒアリング結果のとりまとめにあたって、特に重視すべき事項は何か。」 7. 閉会
第3回	令和7年3月10日	1. 開会 2. 第2回検討委員会振り返り・アンケート追加分析結果報告 3. ヒアリング結果報告 4. 報告書総括案・取組のポイント 5. 閉会

(2) アンケート調査

本調査研究において、1：児童発達支援事業所向け、2：放課後等デイサービス向け、3：市区町村向けの3つのアンケート調査を実施した。

1) 児童発達支援事業所向け

保育所等に併設される児童発達支援事業所の取組実態・課題の把握および併設されている児童発達支援事業所における取組の好事例の抽出のため、全事業所を対象としたアンケート調査を実施した。

■ 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
児童発達支援を実施する全事業所 （児童発達支援センターを含む）	12,852 事業所 ※令和6年8月時点

■ 実施方法

アンケート回答用のウェブサイトをインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。具体的には、ウェブサイトの URL を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、こども家庭庁よりサービス事業所の指定権者である都道府県・指定都市・中核市に送付し、管内の事業所への調査協力依頼の送付を依頼した。

■ 実施時期

令和6年11月22日～12月16日

■ 回収結果

種類	対象件数※1	有効回答数※2	有効回答率※3
児童発達支援を実施する全事業所	（参考値） 12,852	2,765	21.5%

※1 令和6年8月現在

※2 集計対象期間を令和6年11月22日～令和7年1月6日とする。重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※3 有効回答数を対象件数（参考値）で除したもの。

2) 放課後等デイサービス向け

放課後等デイサービスにおける放課後児童クラブ等との連携等の取組の把握、および上記の好事例の抽出のため、全事業所を対象としたアンケート調査を実施した。

■ 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
放課後等デイサービスを実施する全事業所	22,272 事業所 ※令和 6 年 8 月時点

■ 実施方法

アンケート回答用のウェブサイトをインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。具体的には、ウェブサイトの URL を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、こども家庭庁よりサービス事業所の指定権者である都道府県・指定都市・中核市に送付し、管内の事業所への調査協力依頼の送付を依頼した。

■ 実施時期

令和 6 年 11 月 22 日～12 月 16 日

■ 回収結果

種類	対象件数※ ¹	有効回答数※ ²	有効回答率※ ³
放課後等デイサービスを実施する全事業所	(参考値) 22,272	3,225	14.5%

※1 令和 6 年 8 月現在

※2 集計対象期間を令和 6 年 11 月 22 日～令和 7 年 1 月 13 日とする。重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※3 有効回答数を対象件数（参考値）で除したもの。

3) 市区町村向け

自治体において、官民協働で行うインクルージョンの推進への取組等の状況把握、および上記の好事例の抽出のため、全事業所を対象としたアンケート調査を実施した。

■ 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
全市町村	1,741 市町村

■ 実施方法

回答者に Excel のアンケート回答フォーマットへ直接入力し、メールで送付していただく方法で実施した。具体的には、Excel のアンケート調査票・調査の実施方法が記載された依頼文を、こども家庭庁よりサービス事業所の指定権者である都道府県・指定都市・中核市に送付し、管内の市町村への調査協力依

頼の送付を依頼した。

■ 実施時期

令和6年11月22日～12月16日

■ 回収結果

種類	対象件数	有効回答数※1	有効回答率※2
全市町村	1,741	618	35.5%

※1 集計対象期間を令和6年11月22日～12月27日とする。重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※2 有効回答数を対象件数（参考値）で除したもの。

（3）ヒアリング調査の実施

1) ヒアリング調査対象の抽出

障害児支援におけるインクルージョン推進の取組事例を収集するとともに、取組上のポイントを調査するため、アンケートの回答結果をもとに好事例を抽出し、ヒアリング調査を実施した。

保育所等と併設する児童発達支援事業所等における取組の事例収集・取組のポイントの抽出、および放課後等デイサービスと放課後児童クラブにおける連携・交流の取組の事例収集・取組のポイントの抽出、地域におけるインクルージョン推進に向けた関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する好事例の収集を目的に、保育所等と併設・交流保育を実施している児童発達支援事業所、および放課後児童クラブとの連携・交流を積極的に進めている放課後等デイサービス、地域の事業所等と連携してインクルージョン推進に向けた取組を進めている自治体を対象に、対面での聞き取り調査・視察、またはオンラインでの聞き取り調査を行った。

ヒアリング先の保育所等と併設・交流保育を実施している児童発達支援事業所および放課後児童クラブとの連携・交流を積極的に進めている放課後等デイサービスの選定にあたっては、それぞれの事業所について取組のポイントや進め方を整理するため、障害児支援との連携や交流によって、本人支援・家族支援・地域支援の観点で奏功している取組を取り上げた。アンケートの回答結果をもとに、児童発達支援では、併設している保育所等と設備の共有・交流保育を実施している事業所のうち、障害児・保育所等のみを利用しているこどもの双方のかかわりについて、職員や事業所の変化が見られた事例を取り上げた。また、放課後等デイサービスでは、併行利用する放課後児童クラブとの連携・放課後児童クラブとの交流に分けて、それぞれで積極的に取り組んでいる事例を取り上げた。地域の事業所等と連携してインクルージョン推進に向けた取組を進めている自治体については、インクルージョン推進に向けて地域の事業者等と連携

している市町村を抽出するため、巡回支援等を委託している市町村、およびインクルージョンに向けて事業者等と連携している市町村を抽出した。

2)ヒアリング調査の実施概要

図表 1 調査対象とヒアリング調査実施時期

#	分類		概要	実施日	備考
1	児童発達支援	認定こども園まゆみ・マープルハウスまゆみ	児童発達支援と認定こども園の併設型事例。	2/27（木）13:30～ 現地	保育政策課との合同ヒアリング
2		甘露保育園・蓮の音こども園	児童発達支援と認定こども園の併設型事例。	3/4（火）13:00～ 現地	保育政策課との合同ヒアリング
3		富士見台聴こえとことばの教室	児童発達支援と認定こども園の併設型事例。難聴児が中心。	2/20（木）14:00～ 現地	－
4		東郷町立児童発達支援ハーモニー	公立の児童発達支援と認定こども園の併設型事例。	2/26（水）10:30～ 現地	－
5	放課後等デイサービス	デイスービスもみの木	放課後等デイスービスと放課後児童クラブ、企業主導型保育所の併設事例。	2/21（金）9:00～ 現地	－
6		児童支援センター エミール	放課後等デイスービス・児童発達支援と放課後児童クラブ、保育所の併設事例。	2/25（火）10:00～ 現地	－
7		放課後等デイスービス風和々	公設公営の放課後児童クラブ（他法人）との交流事例。	3/13（木）9:00～ オンライン	－
8		オハナ・おうえんじゃー リノ	小学校・公設公営の放課後児童クラブ（他法人）との連携事例。	3/6（木）9:15～ オンライン	－
9	自治体	京都府京都市	指定都市における児童発達支援センター間のネットワークや行政との連携事例	2/14（金）9:00～ オンライン	－
10		栃木県足利市	医師や特別支援学校などの多職種と連携した一般施策の施設への巡回支援の事例。	2/20（木）10:00～ オンライン	－
11		熊本県益城町	町村における児童発達支援センターと連携した一般施策の施設への巡回支援の事例	3/5（水）13:30～ オンライン	－

第2章

アンケート調査

1. 児童発達支援向けアンケート

(1) 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
児童発達支援を実施する全事業所 （児童発達支援センターを含む）	12,852 事業所 ※令和6年8月時点

(2) 調査方法

アンケート回答用のウェブサイトインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。具体的には、ウェブサイトの URL を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、こども家庭庁よりサービス事業所の指定権者である都道府県・指定都市・中核市に送付し、管内の事業所への調査協力依頼の送付を依頼した。

(3) 調査内容

保育所等に併設されている児童発達支援事業所の取組の実態を調査した。また、創意工夫を凝らした取組を実施している好事例を抽出するためのインプットとして、情報の収集を行った。さらに、保育所等に併設されている児童発達支援事業所の課題や取組のポイントになると考えられる事項について調査した。

(4) 調査期間

令和6年11月22日～12月16日にかけて実施した。

※一部の都道府県にて、管下の事業所への配布が遅れたことから、期間後も延長して回収を行った。

(5) 回収結果

種類	対象件数※1	有効回答数※2	有効回答率※3
児童発達支援を実施する全事業所 （児童発達支援センターを含む）	（参考値） 12,852	2,765	21.5%

※1 令和6年8月現在

※2 集計対象期間を令和6年11月22日～令和7年1月6日とする。重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※3 有効回答数を対象件数（参考値）で除したもの。

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全ての質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

1-2 調査結果の概要

(1) 併設状況

児童発達支援事業所のうち、児童発達支援事業所のうち、保育所（2.5%）と幼保連携型認定こども園（1.5%）を併設している事業所は、回答事業所のうち 3.9%であった。ただし、回答内に省令の対象外である認可外保育施設が含まれているため、デスクトップ調査により、認可外保育所を除外した数値とする。保育所等を併設している児童発達支援事業所は、全体と比較して社会福祉法人を運営主体とする事業所が多い傾向にあった。併設の形態は、「同一建物内に設置」が最も多く、36.8%であった。

(2) 併設している事業所の利用児童

保育所等を併設している事業所の定員は平均 15.8 人で、10 人以上 15 人未満の層が多数であった。併設している保育所の定員は平均 121.7 人であった。4 歳児と 5 歳児を受け入れている事業所が最も多く、91.0%の事業所で受け入れていた。利用児童の主な障害種別について、発達障害を持つ子どもが利用している事業所が最も多く、91.0%であった。一方、「その他」を除くと視覚障害と精神障害（発達障害を除く）を受け入れている事業所が最も少なく、利用児童のいる事業所は 7.0%であった。医療的ケア児を受け入れている事業所は 19.0%であり、受け入れ可能な医療的ケアがある事業所は 22.0%であった。

(3) 併設している事業所の職員

保育所等を併設している事業所の職員数は、常勤職員が平均 4.87 人、非常勤職員が平均 4.40 人であった。基準上の職員以外について、併設している保育所等と兼務している職員がいる施設は 23.0%であり、そのうち児童発達支援を本務とする職員が保育所と兼務している場合が 52.2%、その逆は 60.9%であった。

(4) 併設の経緯・理由

省令以前から併設は増加傾向にあったが、令和 4（2022）年の改正省令施行の翌年である令和 5（2023）年に併設が急増している。児童発達支援事業所と保育所等を併設した理由として「地域の発達支援ニーズに対応するため」が最多で 69.0%、続いて「保育所等に通うこどもの状況から必要性を感じたため」が多く 61.0%であった。

(5) 併行通園

同一法人の保育所等に併行通園するこどもの割合が 75%以上である児童発達支援事業所は、回答した併設型の事業所のうち、37.4%であり、3分の1以上の事業所が多くの利用児童を併設している保育所等を含む同一法人の保育所等に併行通園させていた。

(6) 発達支援の提供方法

発達支援の提供方法として「主に個別による支援と小集団による支援の組み合わせ」が最多であり、43.0%であった。次いで、「主に個別による支援と集団による支援の組み合わせ」が19.0%であった。併行通園等をしている児童の利用方法について、併行通園先にかかわらず「1日の中で児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている」児童が多かった。中でも併設している保育所等に併行通園している児童ではその傾向が顕著であり、64.4%の児童が該当した。

(7) 保育所等訪問支援の状況

併設している保育所等に対して保育所等訪問支援を実施している事業所は 27.0%であった。保育所等訪問支援を実施しているのは、児童発達支援と保育所等訪問支援の兼務職員が最多の 86.4%であった。

(8) 設備の共有・交流保育の実施状況

保育所等を併設している児童発達支援事業所のうち、各施設特有の設備の共有・交流保育をいずれも実施しているのは 54.0%であった。一方、「いずれも実施の予定なし」と回答した施設は 18.0%であった。発達支援を提供する設備の状況について、発達支援室専用の設備（面積）が設けられている事業所が最多であり、設備を共有している事業所のうち 88.1%が該当した。発達支援を提供する設備以外で保育所等と共有している設備として最多であったのは園庭で 80.6%、続いて玄関が 35.8%が多かった。保育所のみに通うこどもが併設する児童発達支援事業所の設備を利用することがあると回答したのは 54.9%で、最多であったのは「発達支援を提供する設備」（89.7%）であった。

(9) 設備の共有・交流保育の実施にあたっての取組

保育士と児童発達事業所等職員で共通理解を図るための取組として最多であったのは「取組の理念等について、一緒に話し合う場を設けた」で、54.7%の事業所が実施していた。一方、いずれも実施していない事業所も 14.7%あった。設備の共有・交流保育の実施にあたって保護者への説明を全員に実施した事業所が 73.3%、希望者のみに実施した事業所が 12.0%、いずれも実施していない事業所が 14.7%であった。

(10) 保育所等との連携

児童発達支援事業所が併設している保育所から期待されている役割として「障害のあるこどもへの本人支援」が最も大きく 80.0%、続いて「専門的なアセスメント」で 69.0%と、障害のあるこども本人への支援への期待が大きい傾向があった。保育士と事業所職員が合同で個別支援計画や個別の指導計画等を作成しているのは 34.0%であり、具体的には、児発管が作成した個別支援計画を基に合同のケース会議にて検討する、保護者同意の下で個別支援計画を共有する、などの取組が見られた。交流保育を実施するにあたって、こどもの特性や発達の状況について理解する機会を設けているのは 55.0%であり、具体的には合同の会議を開催しこどもの特性や保育上の留意点を共有する、保育所等の保育士にも研修に参加してもらう、児童発達支援での様子を保育所等の保育士に見学に来てもらう、などの取組が見られた。交流保育を実施する際の活動内容について、合同で検討しているのは 47.0%であり、具体的には同年代のこどもの保育所等での様子を事前に見学する、保育所等のマニュアルや週案を事前に共有を受け、それを基に意見を出す、などの取組が見られた。障害特性や情緒面への配慮等を踏まえて、環境調整を合同で実施しているのは 46.0%であり、具体的には視覚的な刺激を少なくする、見通しや指示の簡素化、待機場所の確保、などの取組が見られた。併設の保育所等における遊びや取組の工夫を活かしている児童発達支援事業所は 60.0%であり、具体的には、同年代の遊びやブームの取入れ、同じ遊具や教材の発達支援での導入、などの取組が見られた。保育所保育指針や児童発達支援ガイドライン等の併設する事業それぞれで求められているねらい・内容等について、理解を深める取組みをしているのは 35.0%であった。

(11) 外部からの支援

外部からの支援を受けている事業所は 47.0%であり、受けていない事業所が半数以上であった。受けている支援として「その他専門機関による助言等」が最多であり、設備の共有・交流保育を実施する事業所のうち 22.0%が該当した。

(12) 交流保育による変化

過去1年間で保育所等に完全移行したこどもがいた事業所は 31.0%、児童発達支援の利用日数が減少した事業所は 37.4%であった。設備の共有・交流保育の前後で、発達支援が必要な児童に変化があったと感じる事業所は 58.7%、利用者家族への変化があると感じる事業所は 41.3%、保育所等のみに通うこどもに変化があったと感じる事業所は 35.4%、保育所のみに通うこどもの家族に変化があると感じる事業所は 16.5%であった。発達支援が必要な児童やその家族への変化があった事業所に対し、保育所のみに通うこどもやその家族への変化は相対的に少なかった。保育所や児童発達支援事業所の職員の変化があったと感

じる事業所は 53.3%と、約半数であった。開設当初よりインクルーシブの推進を進めてきたと回答している事業所も複数あった。交流保育による効果として発達の理解が深まった、支援方法の選択肢が広がった、発達が心配なこどもに気がつきやすくなった、などの変化が挙げられていた。

（13）併設以外のインクルーシブ推進の取組

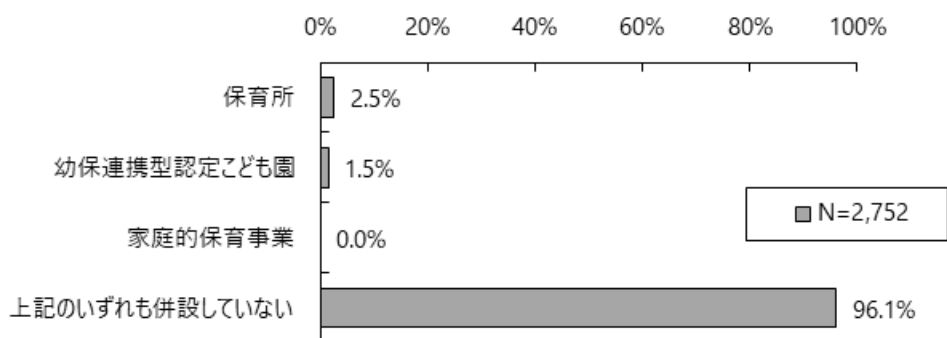
保育所等を併設していない事業所のうち、何らかのインクルージョンの推進に向けた取組を行っているのは 84.2%であり、多くの事業所でインクルージョン推進に向けた取組が行われていた。その内容として最多であったのは、「利用児童ごとの個々のニーズに応じて、保育所への移行や併行利用を進めていくため、日常的に連携を図っている」で 47.3%であった。続いて、「地域のこどもが集まる場所に積極的に出かけている」で 40.8%であった。インクルージョン推進に向けた取組を行えていない事業所のうち、今後の取組意向があると回答した事業所は 72.9%であり、多くの事業所が今後の取組意向を持っていた。

1-3 調査結果の詳細

（1）併設状況

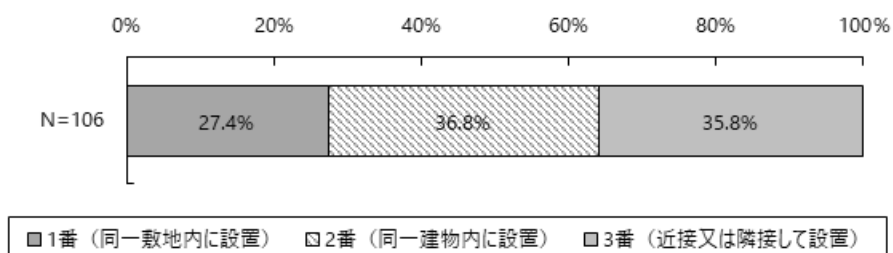
保育所等を併設している児童発達支援は 3.9%であり、併設していない事業所がほとんどであった。

図表 2 併設している保育所等



併設の形態として最多であったのは、同一建物内に設置しているパターンで 36.8%であった。次いで、近接又は隣接して設置してパターンが 35.8%と多く、同一敷地内に設置しているパターンは 27.4%であった。

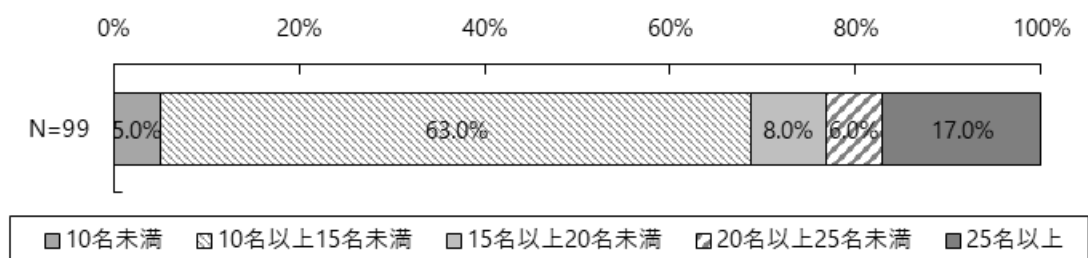
図表 3 併設形態



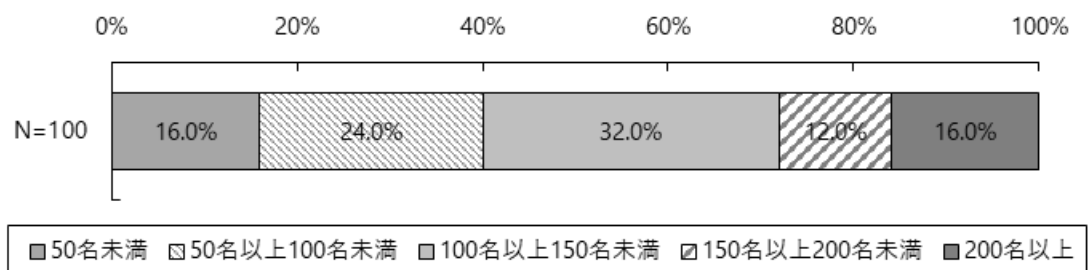
(2) 併設している事業所の利用児童

保育所等を併設している事業所の定員は平均 15.8 人で、10 人以上 15 人未満の層が 63% と最多であった。併設している保育所の定員は平均 121.7 人であった。

図表 4 児童発達支援事業所の定員

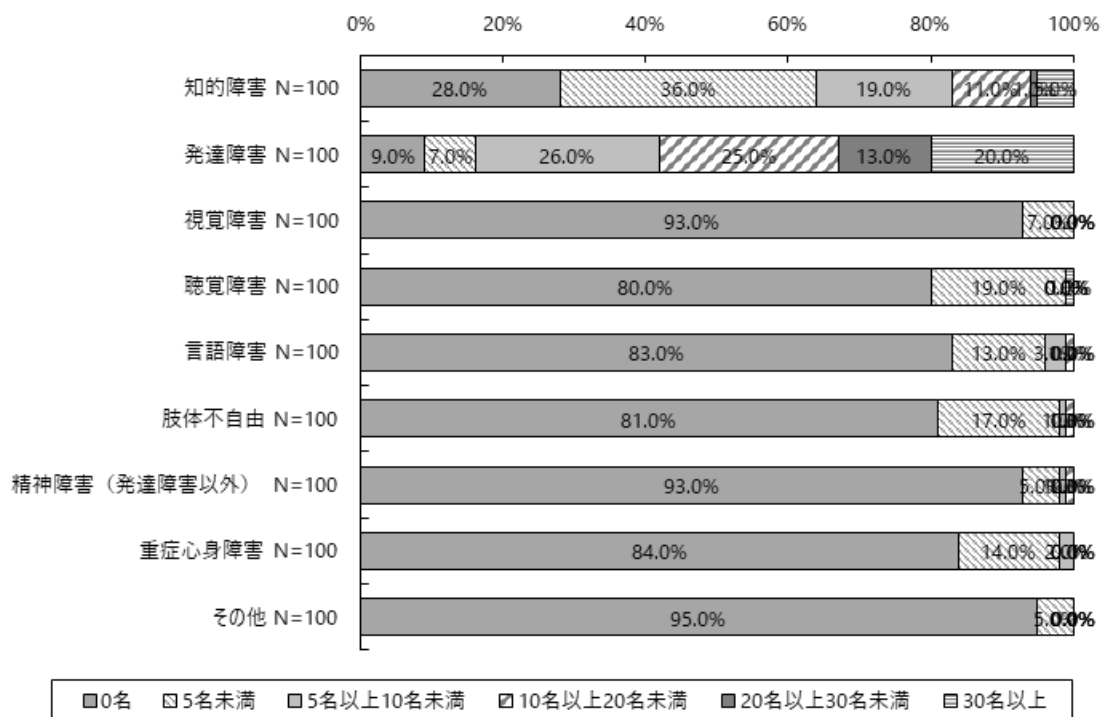


図表 5 併設している保育所等の定員



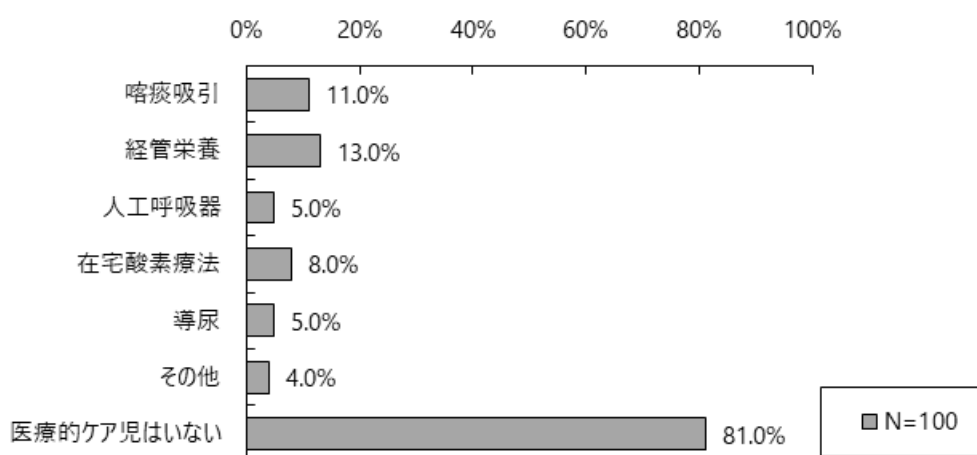
利用児童の主な障害種別について、発達障害を持つ子どもが利用している事業所が最も多く、91.0%であった。次いで、知的障害を持つ子どもが利用している事業所が 72.0%であった。一方、「その他」を除くと視覚障害と精神障害（発達障害を除く）を受け入れている事業所が最も少なく、利用児童のいる事業所は 7.0%であった。

図表 6 障害種別利用児童数(0 名含む)

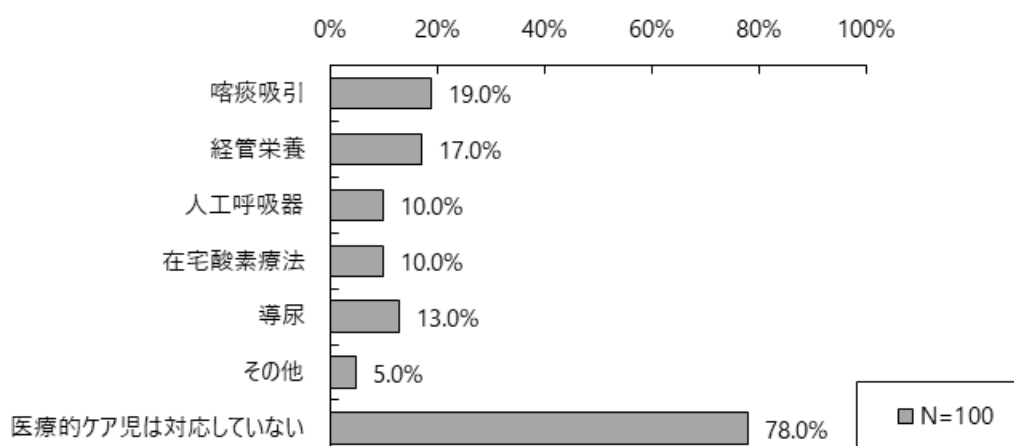


医療的ケア児を受け入れている事業所は 19.0%であり、受け入れ可能な医療的ケアがある事業所は 22.0%であった。

図表 7 医療的ケア児の受入状況

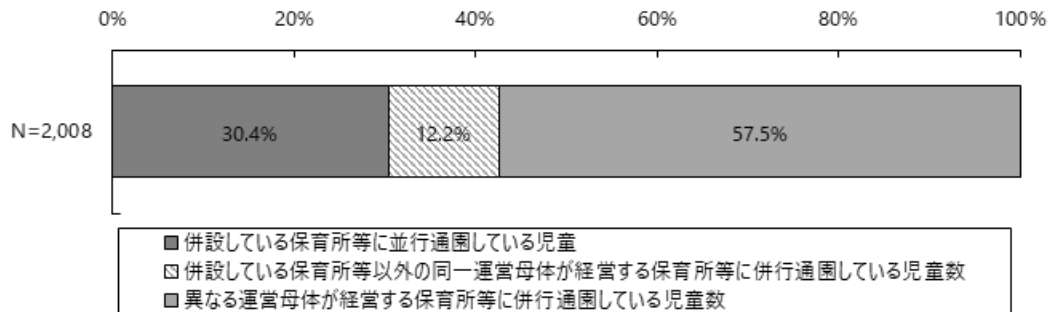


図表 8 可能な医療行為(利用者有無問わず)



併行通園するこどものうち、異なる運営母体が経営する保育所等へ併行通園するこどもが最多で 57.5%であった。次いで、併設している保育所等に併行通園しているこどもが 30.4%であった。

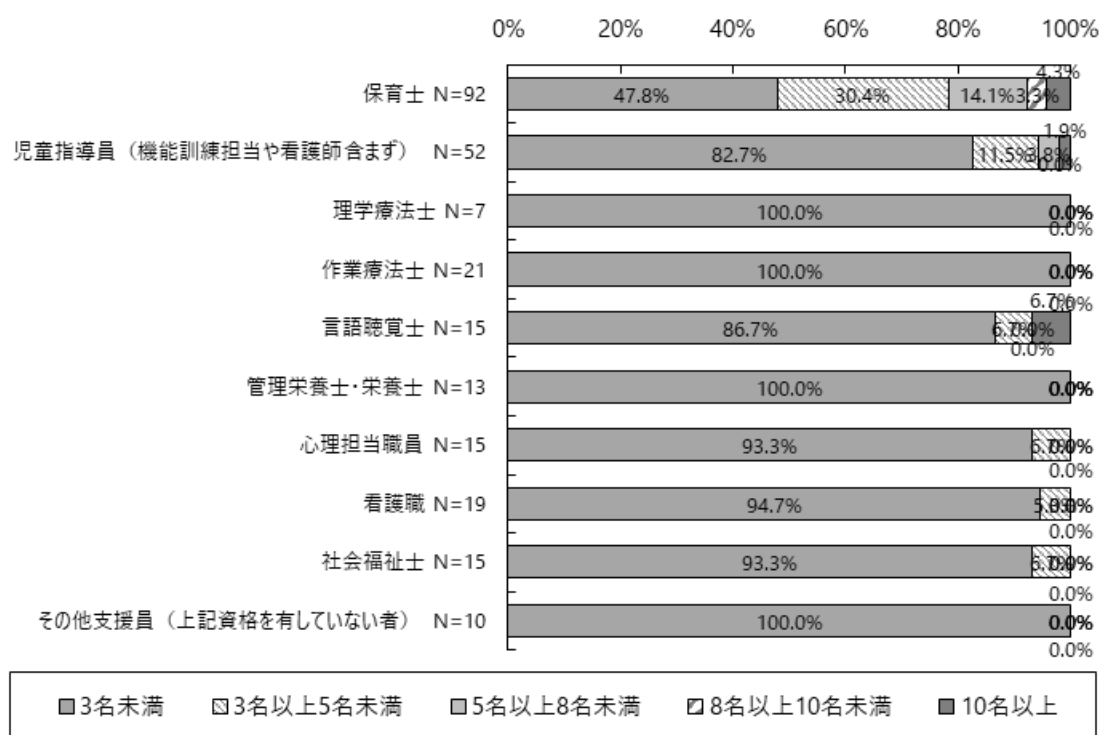
図表 9 併行通園するこどもの割合



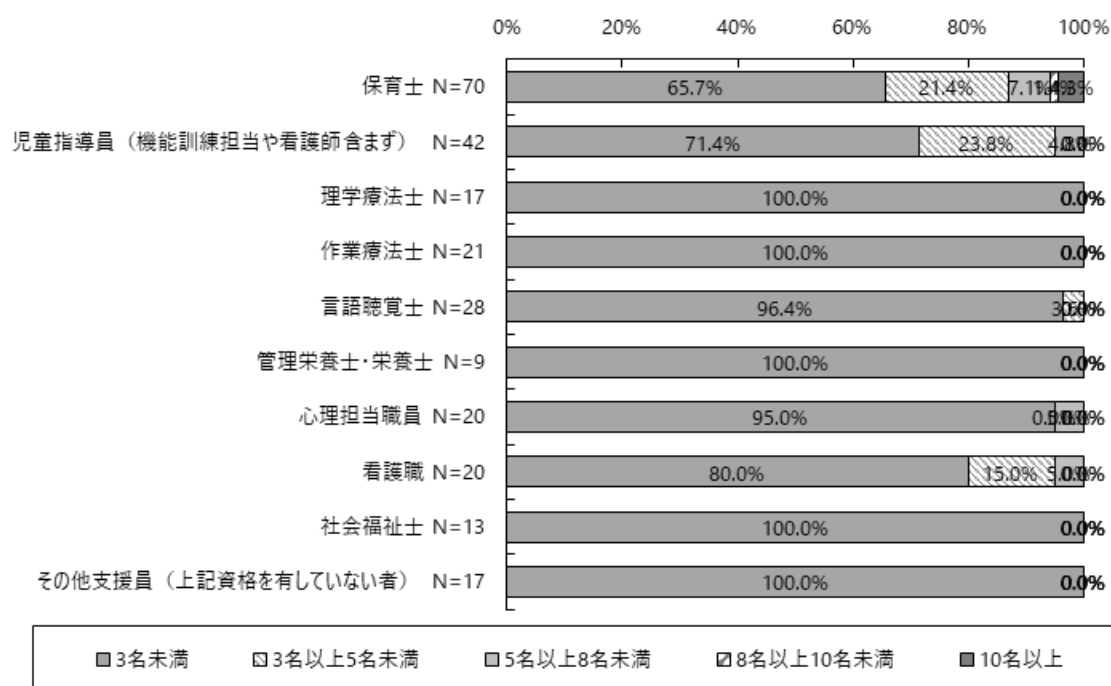
(3) 併設している事業所の職員

保育所等を併設している事業所の職員数は、常勤職員が平均 4.87 人、非常勤職員が平均 4.40 人であった。非常勤職員でも、常勤職員と同様に保育士を配置している事業所が最多であった。

図表 10 職種別職員人数 常勤

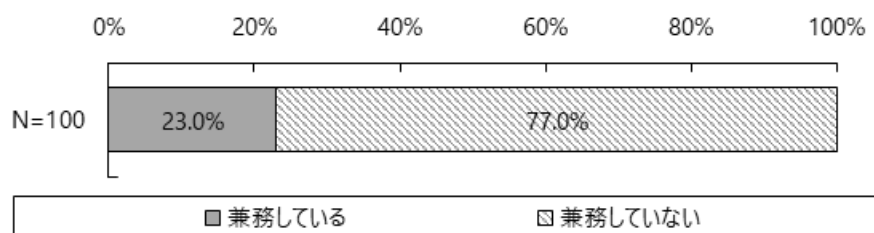


図表 11 職種別職員人数 非常勤

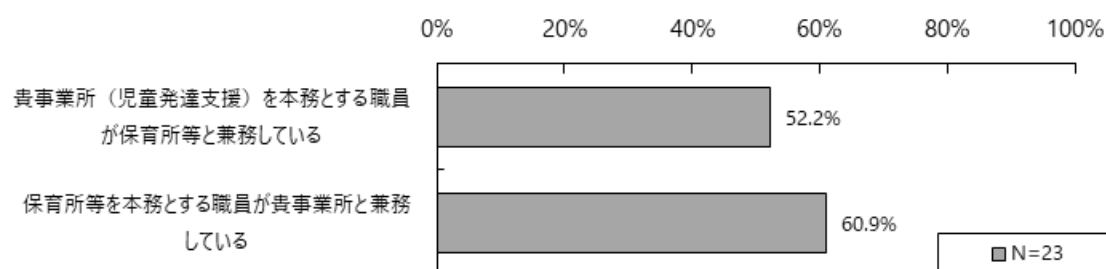


基準上の職員以外について、併設している保育所等と兼務している職員がいる施設は 23.0%であり、そのうち児童発達支援を本務とする職員が保育所と兼務している場合が 52.2%、保育所等を本務とする職員が児童発達支援事業所と兼務している場合が 60.9%であった。

図表 12 併設している保育所等との兼務職員有無



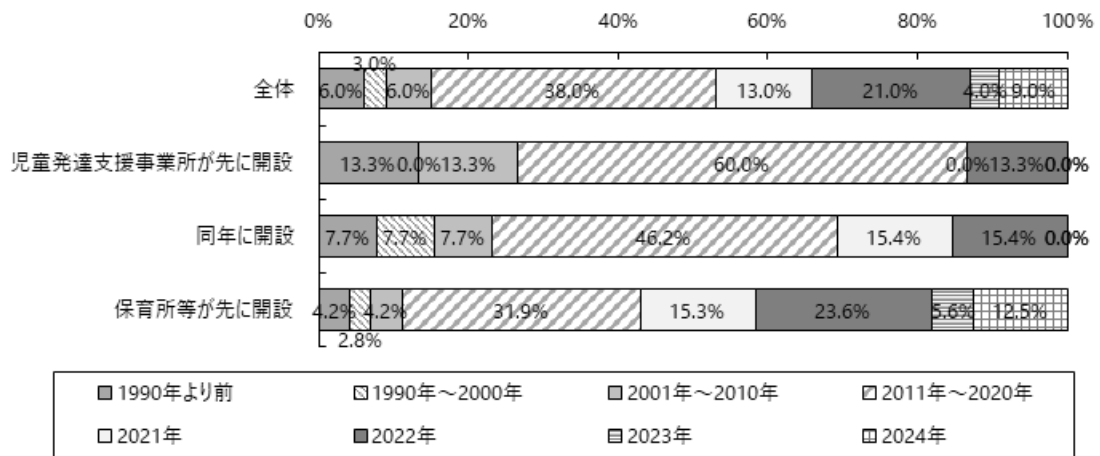
図表 13 基準上の職員以外の兼務状況



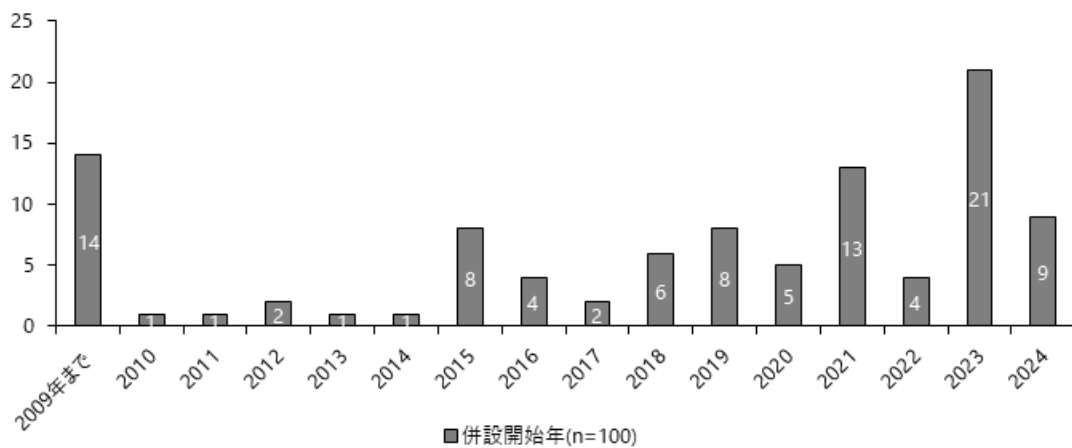
(4) 併設の経緯・理由

令和 4（2022）年以前に併設を行った事業所および保育所等は 70.0%で、令和 5（2023）年以降は 30.0%であった。開設順にみると、保育所等が後から事業所を開設した場合は、令和 5（2023）年以降に開設したのは 36.1%であるのに対し、事業所が後から保育所等を開設する場合は 13.3%と低い。全体を見ると、省令以前から併設は増加傾向にあったが、改正省令が施行された令和 5（2023）年に併設が急増している。

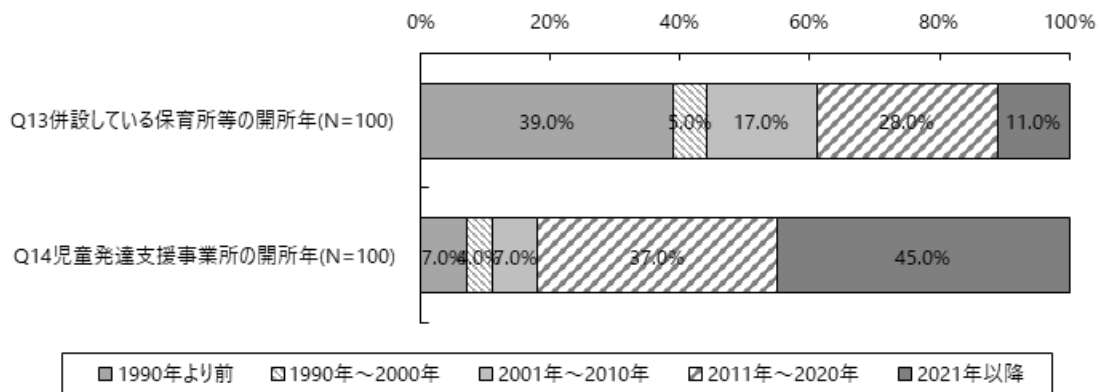
図表 14 併設年度



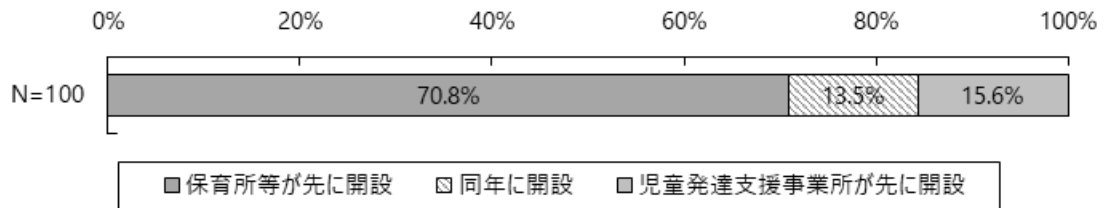
図表 15 併設開始年度



図表 16 併設している保育所等の開所年・児童発達支援事業所の開所年

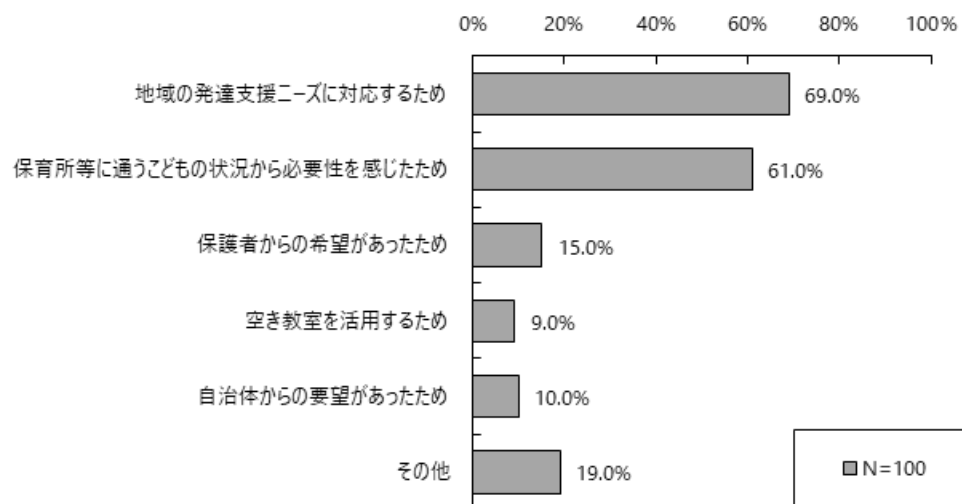


図表 17 児童発達支援事業所・併設している保育所等の開所年比較



児童発達支援事業所と保育所等を併設した理由として「地域の発達支援ニーズに対応するため」が最多で 69.0%、続いて「保育所等に通うこどもの状況から必要性を感じたため」が多く 61.0%であった。

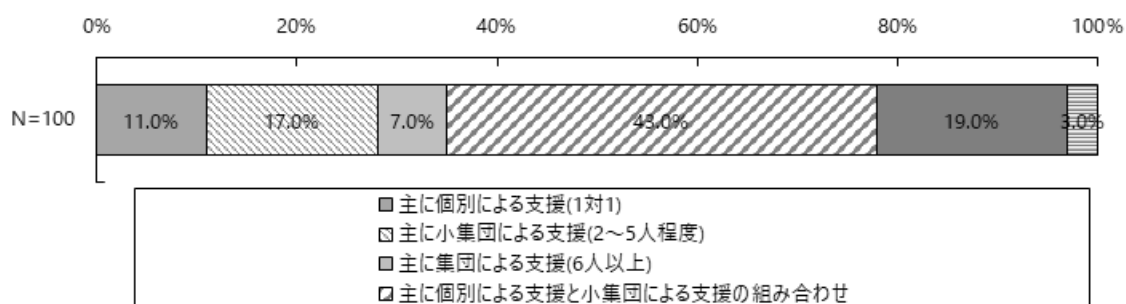
図表 18 保育所等と併設で児童発達支援事業所等を開設した理由



(5) 発達支援の提供方法

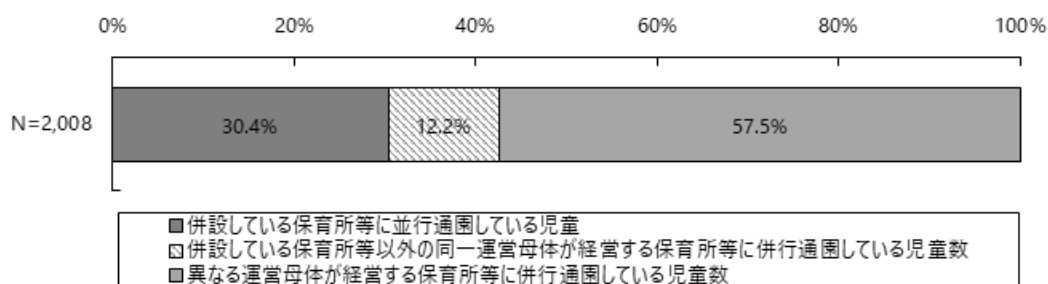
発達支援の提供方法として「主に個別による支援と小集団による支援の組み合わせ」が最多であり、43.0%であった。次いで、「主に個別による支援と集団による支援の組み合わせ」が 19.0%であった。

図表 19 発達支援として主たる提供方法



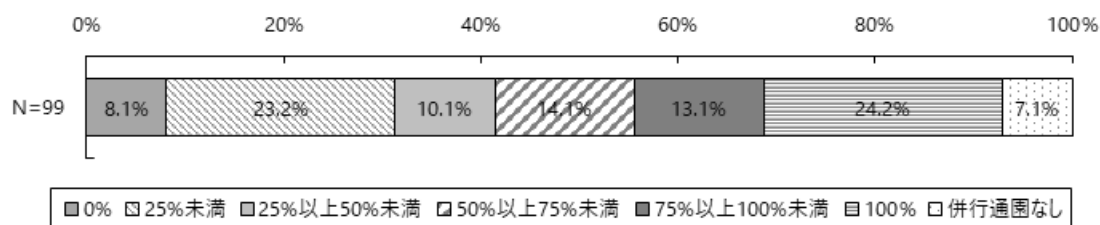
併行通園するこどものうち、併設保育所等に通所するこどもが 30.4%、併設している保育所等以外の保育所等へ通所するこどもが 69.6%であった。

図表 20 併行通園するこどもの割合



同一法人の保育所等に併行通園するこどもの割合が 75%以上である児童発達支援事業所は、回答した併設型の事業所のうち、37.4%であった。一方で、併行通園しているこどもがいるものの同一法人の保育所等に併行通園しているこどもが 0 人である事業所も 8.1%存在した。

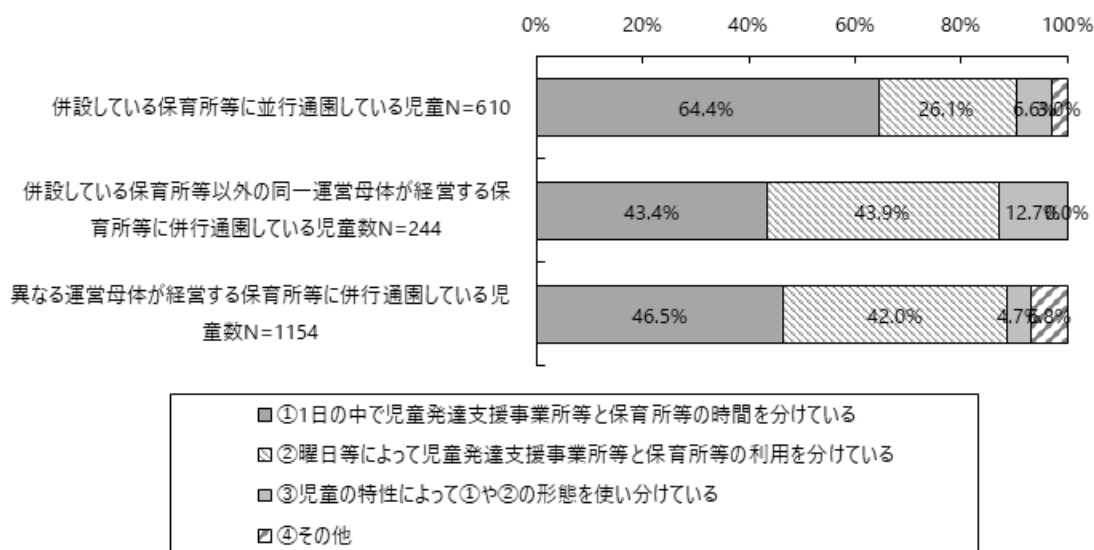
図表 21 同一法人の保育所等に併行通園するこどもの割合分布



併行通園等をしている児童の利用方法について、併行通園先にかかわらず「1 日の中で児

児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている」児童が多かった。中でも併設している保育所等に併行通園している児童ではその傾向が顕著であり、64.4%の児童が該当した。併設している保育所等以外の同一運営母体が経営する保育所等に併行通園している児童では43.4%、異なる運営母体が経営する保育所等に併行通園している児童では46.5%であった。

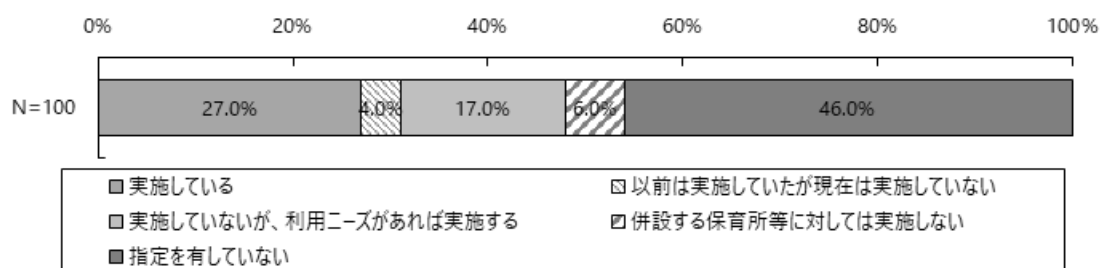
図表 22 併行通園先×発達支援と保育所等の利用時間



(6) 保育所等訪問支援の状況

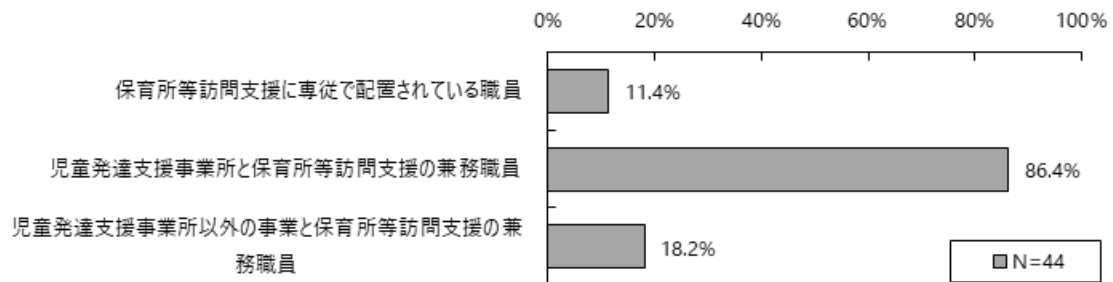
併設している保育所等に対して保育所等訪問支援を実施している事業所は27.0%であった。保育所等訪問支援の指定を有していない事業所が46.0%であった。

図表 23 併設する保育所等に対する保育所等訪問支援



保育所等訪問支援を実施しているのは、児童発達支援と保育所等訪問支援の兼務職員が最多の86.4%であった。保育所等訪問支援を実施する理由として、園で過ごすこどもの状況の把握・こどもの情報共有が多かった。

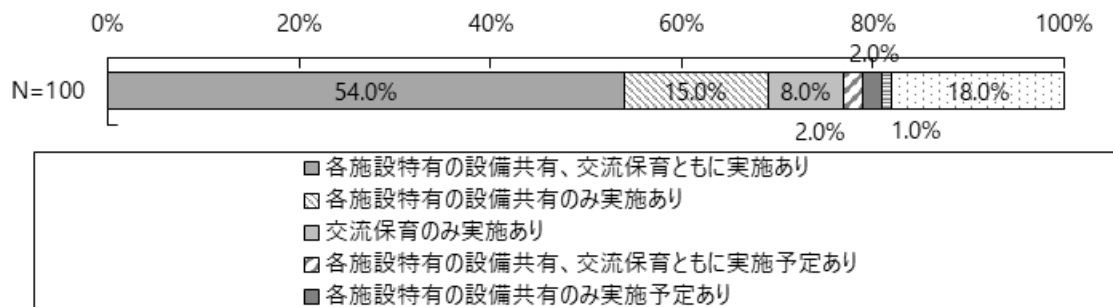
図表 24 保育所等訪問支援を実施する職員



(7) 設備の共有・交流保育の実施状況

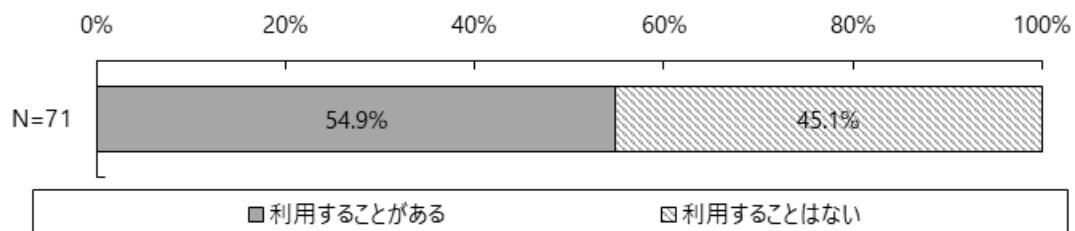
併設している保育所等がある児童発達支援のうち、施設特有の設備の共有・交流保育のいずれも実施しているのは54.0%であったが、いずれの実施も予定していない事業所は18.0%存在していた。

図表 25 各施設特有の設備の共有や交流保育の実施

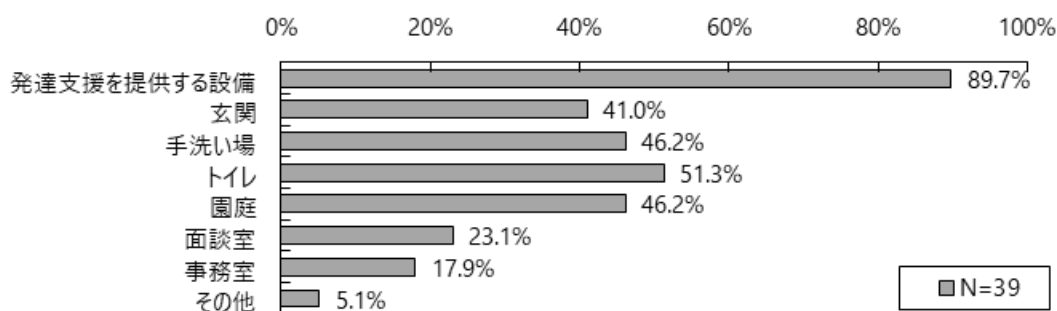


保育所のみに通うこどもが併設する児童発達支援事業所の設備を利用することがあると回答したのは54.9%で、最多であったのは「発達支援を提供する設備」(89.7%)であった。

図表 26 保育所のみに通うこどもが設備を利用することがあるか



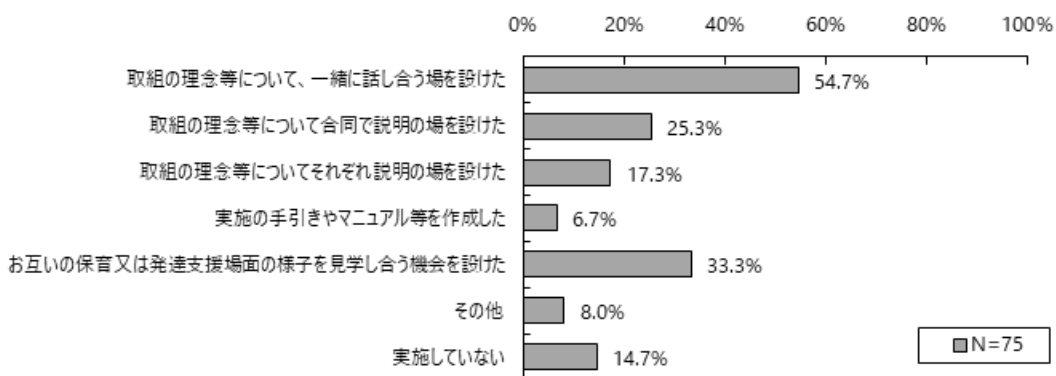
図表 27 保育所のみに通うこどもが利用することがある設備



(8) 設備の共有・交流保育の実施にあたっての取組

交流保育を実施するにあたって、保育士と児童発達支援事業所職員で共通理解を図る取組として最多であったのは、取組の理念等について一緒に話し合う場の設定で 54.7%と半数以上の事業所が取り組む一方、実施していない事業所も 14.7%存在した。

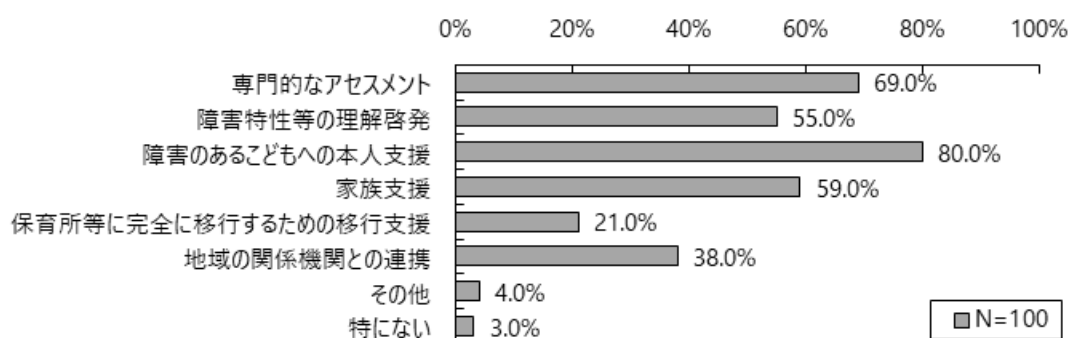
図表 28 保育士と児童発達支援事業所等職員で共通理解を図るための取組



(9) 保育所等との連携

児童発達支援事業所が併設している保育所から期待されている役割として「障害のあるこどもへの本人支援」が最も大きく 80.0%、続いて「専門的なアセスメント」で 69.0%と、障害のあるこども本人への支援への期待が大きい傾向があった。

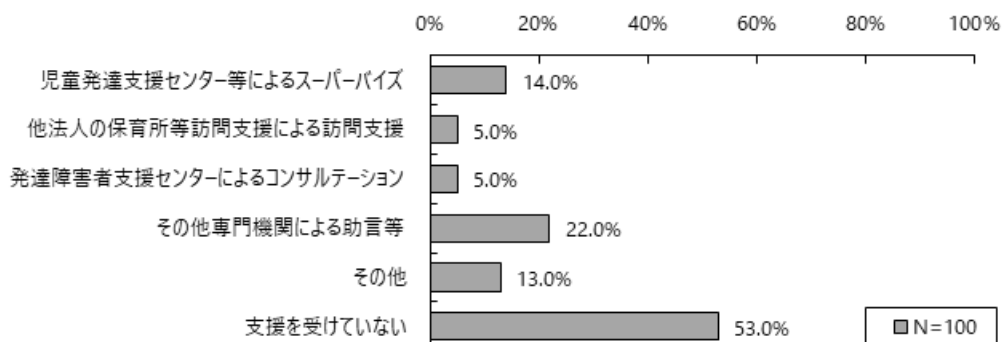
図表 29 保育所側から期待されている役割



(10) 外部からの支援

外部からの支援を受けている事業所は 47.0 %であり、受けている支援として「その他専門機関による助言等」が最多であり、設備の共有・交流保育を実施する事業所のうち 22.0% が該当した。

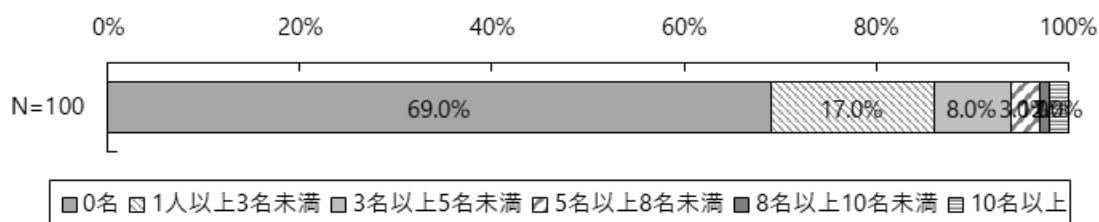
図表 30 外部から受けている支援



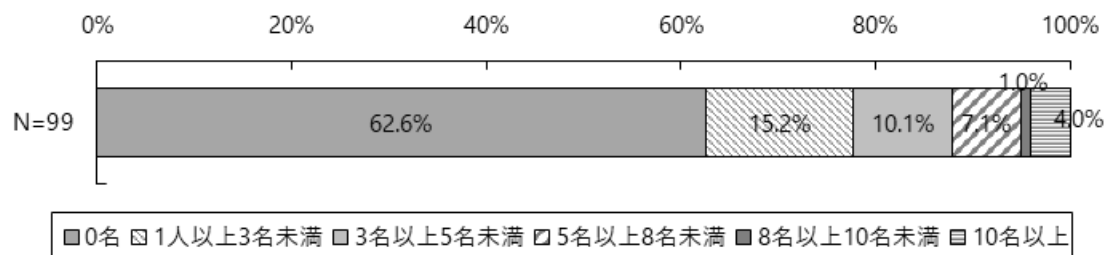
(11) 交流保育による変化

過去 1 年間で保育所等に完全移行したこどもがいた事業所は 31.0 %、児童発達支援の利用日数が減少した事業所は 37.4%であった。

図表 31 保育所等に完全移行し、児童発達支援の利用をしなくなった人

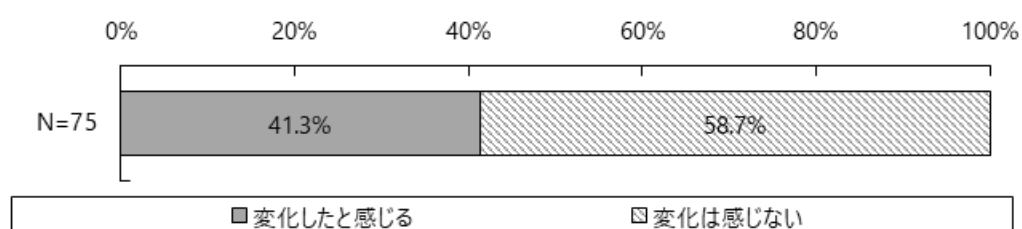


図表 32 保育所等に完全移行し、児童発達支援の利用日数を減少した人数

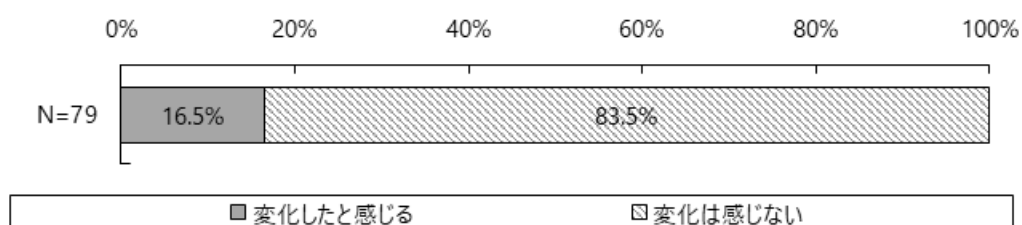


各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、利用者家族への変化があったと感じる事業所は 41.3%であった。具体的な変化として、事業所の取組やこどもへの理解が進んだ、こどもの成長を感じたという回答が多かった。一方で、保育所のみに通うこどもの家族の変化があったと感じる事業所は 16.5%であった。具体的な変化として、様々なこどもがいることへの理解が進んだという回答が多かった。

図表 33 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で利用者家族への変化があるか



図表 34 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、保育所のみに通うこどもの家族に変化があるか

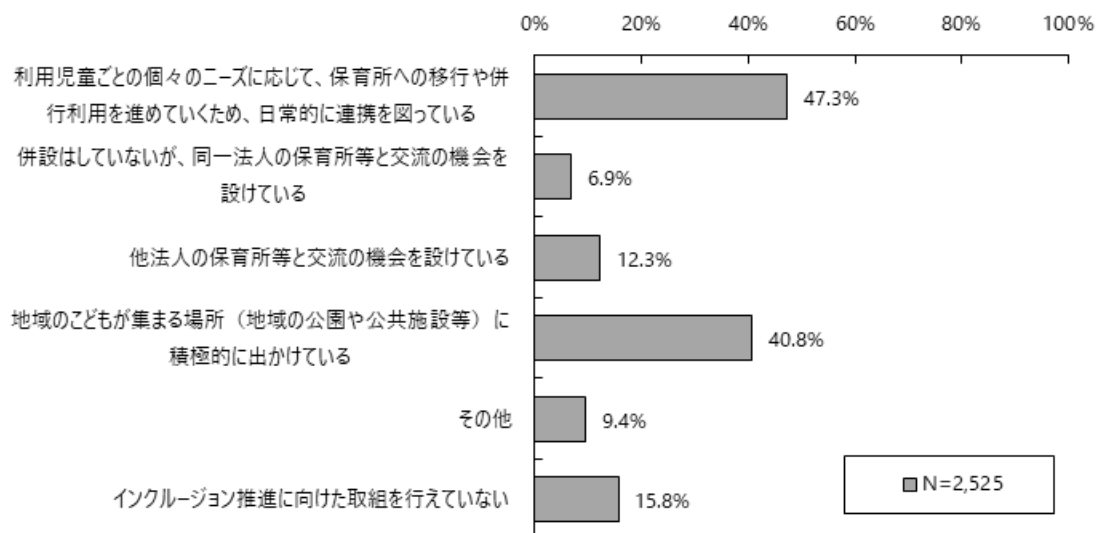


(12) 併設以外のインクルーシブ推進の取組

保育所等を併設していない事業所のうち、インクルージョンの推進に向けた取組を行っているのは 84.2%であり、多くの事業所でインクルージョン推進に向けた取組が行われて

いた。その内容として最多であったのは、「利用児童ごとの個々のニーズに応じて、保育所への移行や併行利用を進めていくため、日常的に連携を図っている」で47.3%であった。続いて、「地域のこどもが集まる場所に積極的に出かけている」で40.8%であった。

図表 35 インクルージョンの推進に向けて取り組んでいること



2. 放課後等デイサービス向けアンケート

2-1 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
放課後等デイサービスを実施する全事業所	22,272 事業所 ※令和 6 年 8 月時点

(2) 調査方法

アンケート回答用のウェブサイトインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。具体的には、ウェブサイトの URL を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、こども家庭庁よりサービス事業所の指定権者である都道府県・指定都市・中核市に送付し、管内の事業所への調査協力依頼の送付を依頼した。

(3) 調査内容

放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等における取組の実態を調査した。また、創意工夫を凝らした取組を実施している好事例を抽出するためのインプットとするために情報を収集した。加えて、課題や取組のポイントになると考えられる事項について調査した。

(4) 調査期間

令和 6 年 11 月 22 日～12 月 16 日にかけて実施した。

※一部の都道府県にて、管下の事業所への配布が遅れたことから、期間後も延長して回収を行った。

(5) 回収結果

種類	対象件数※1	有効回答数※2	有効回答率※3
放課後等デイサービスを実施する全事業所	(参考値) 22,272	3,225	14.5%

※1 令和 6 年 8 月現在

※2 集計対象期間を令和 6 年 11 月 22 日～令和 7 年 1 月 13 日とする。重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※3 有効回答数を対象件数（参考値）で除したもの。

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全て

の質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

2-2 調査結果の概要

(1) 併設等の状況

放課後児童クラブを併設している放課後等デイサービスは全体の 2.6%、同一の運営母体が放課後児童クラブを実施する放課後等デイサービスは 4.6%であり、両方に該当するのは全体の 1.4%であった。

(2) 併行利用の状況

アンケートに回答した放課後等デイサービスを利用する小学生のうち、放課後児童クラブと併行利用しているこどもは 38.9%であった。また、各事業所に通う小学生のうち、1人以上の併行利用しているこどもがいると回答した事業所は 50.6%と約半数の事業所で、併行利用しているこどもが所属していた。併行利用先としては、異なる法人が運営している公立公営の放課後児童クラブが最多の 53.1%であったが、放課後児童クラブを併設している事業所では同一法人が運営している放課後児童クラブとの併行利用が最多であった。

(3) 併行利用先との連携

併行利用先の放課後児童クラブとの連携有無について、異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブと連携している事業所が最多で、「併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている」「一部の併行利用先と連携できている」を併せて 40.8%であった。連携の取組としては、こどもに関する情報の定期的な共有が最多の 73.7%であり、方法は送迎時のコミュニケーションが 78.0%と最多であった。連携の中心を担っているのは児童発達支援管理責任者が 84.5%と 8 割以上を占めた。連携のきっかけは、事業所の支援方針が最多で 36.2%、保護者の意向が 35.6%と次点であった。放課後児童クラブ側からの要望は 10.1%にとどまり、放課後等デイサービスや利用する保護者の意向が強いと言える。併行利用先の放課後児童クラブからは、本人支援に対する助言を期待されており、こどもの様子や特性の情報共有により支援が統一でき、安心して過ごすことができている、保護者との信頼関係の醸成や保護者の困りごとの軽減といった効果が上がっている事業所もあった。

(4) 併行利用先との連携ができていない事業所

併行利用先の放課後児童クラブと連携できていない理由について、「併行利用先との接点がないため」が最多での 34.4%であった。過去に取り組もうとしたが断念した事業所は 14.8%であり、断念した理由として放課後児童クラブに打診したものの断られた、連携が必要となる対象児童がいなかった、といったものが多かった。

(5) 放課後児童クラブとの交流

放課後児童クラブとの交流を実施している放課後等デイサービスは 5.9%であった。交流のきっかけは回答した放課後等デイサービス側からの打診が最多の 54.2%であり、放課後児童クラブ側からの打診は 13.2%であった。交流先となっている放課後児童クラブの割合は、同一法人が運営している放課後児童クラブを除くと、民設民営（29.6%）・公設民営（20.5%）・公設公営（16.3%）の順であり、民営の放課後児童クラブの方が交流先として多いことが推察される。

(6) 交流の内容

交流の実施内容は交流イベント等を企画・開催している事業所が最多の 50.0%である一方、定期的な事業所間での合同の活動を実施している事業所は 28.9%であった。放課後児童クラブとの交流の頻度は半年に 1 回程度が最多であるが、同一法人が運営している放課後児童クラブと交流している事業所では、日常的に交流している割合が 26.0%と高かった。交流の頻度によって内容に違いがあり、日常的または 1 か月に 1 回程度交流している事業所では、定期的に一緒に活動する割合が高いが、半年以下の頻度では交流イベント等を企画・開催する割合が高かった。

(7) 交流時の準備・工夫

交流の準備段階から取り組んでいることとして最多であったのは、障害特性等への配慮も踏まえた安全確保や環境調整であり、全体の 61.6%が実施していた。一方で、「特になし」と回答した事業所も 10.5%あった。

同一法人が運営している放課後児童クラブでは、それ以外と比較して、職員間で互いの利用児童の特性や状況について理解を踏まえる機会を設けている割合が高く、活動内容や環境面のみならず、児童の個別の特性・状況に踏み込んだ共有が行えていると考えられる。

(8) 交流を実施していない事業所

交流を実施していない事業所は 94.1%であったが、そのうち過去に交流に向けて具体的な取組を行おうとしたことがあるのは 12.8%であった。断念した理由としては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防の点を挙げる事業所が最も多く（25.5%）、続いて日程調整や利用時間の調整の難しさをあげる事業所が多かった（23.9%）。

(9) 中学生以上の居場所

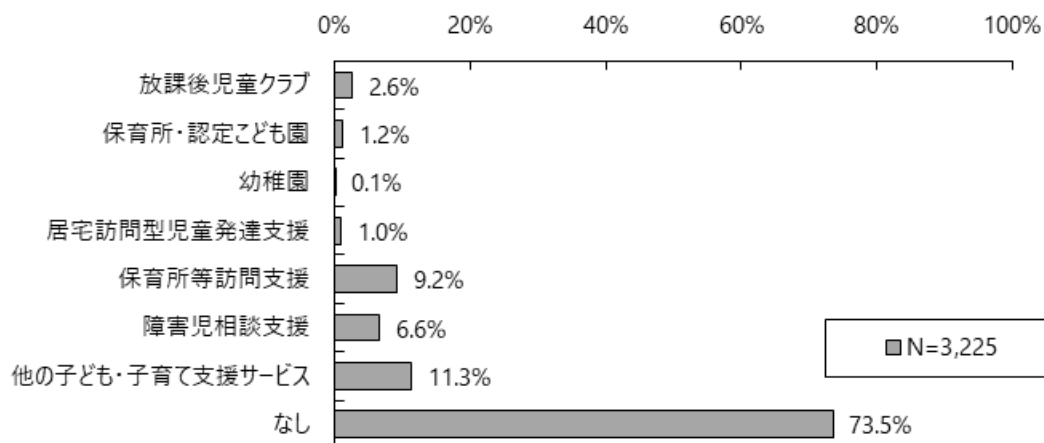
中学生以上の障害のあるこどもの居場所として最多であったのは、習いごと・スポーツクラブで 35.1%、続いて学習塾の 21.6%であった。その他の回答としては、行動援護・日中一時支援といった福祉サービスをあげる事業所が多数であった。

2-3 調査結果の詳細

(1) 併設等の状況

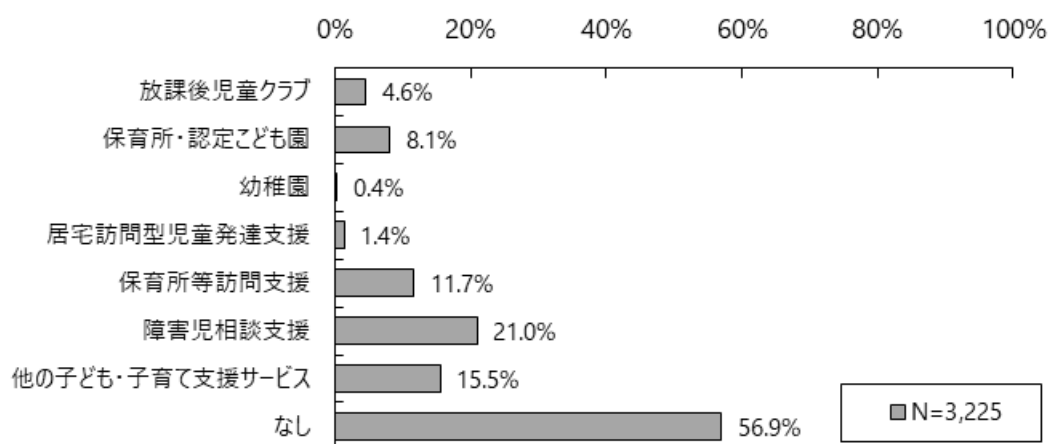
放課後児童クラブを併設している放課後等デイサービスは全体の 2.6%であった。

図表 36 併設する事業



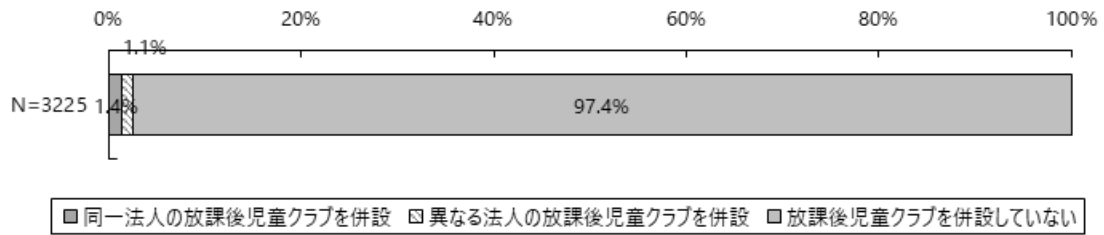
同一の運営母体が放課後児童クラブを実施する放課後等デイサービスは 4.6%であった。

図表 37 同じ運営母体を実施する事業



放課後児童クラブを併設しているかつ同一の運営母体が放課後児童クラブを実施する放課後等デイサービスは全体の 1.4%であった。

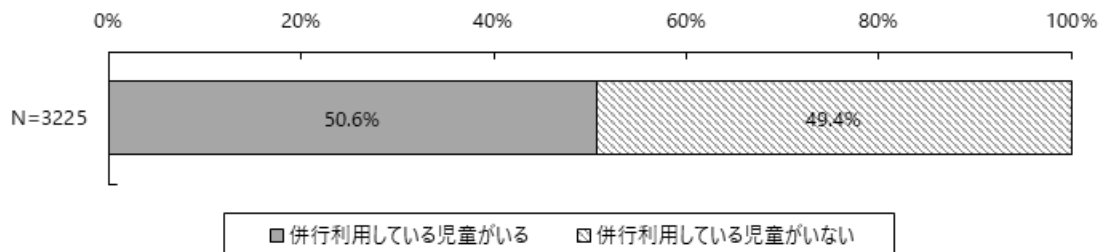
図表 38 放課後児童クラブの併設有無



(2) 併行利用の状況

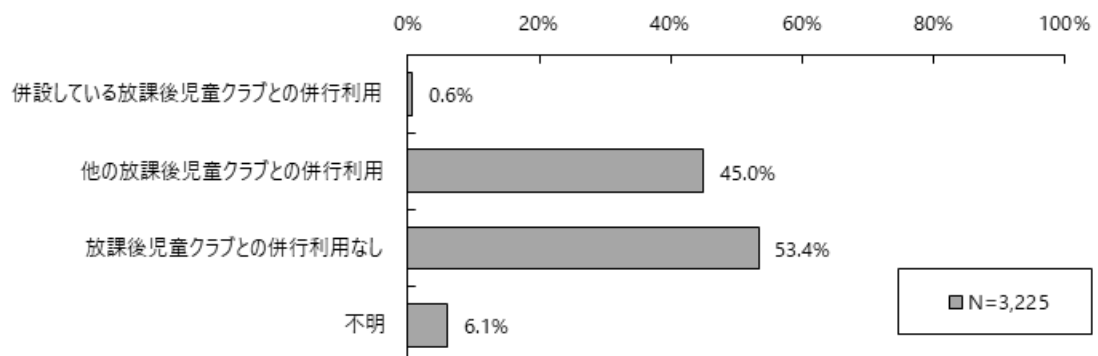
約半数の事業所で、併行利用している児童が所属していた。

図表 39 併行利用している児童の有無



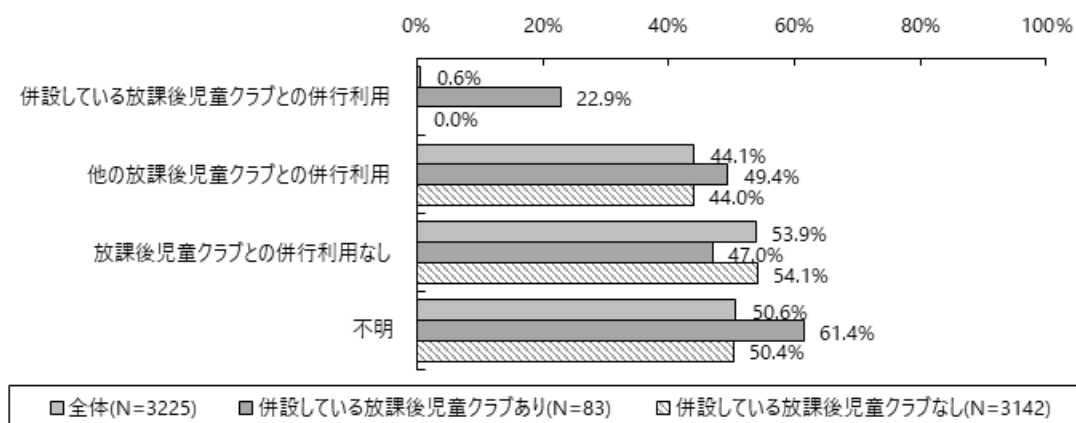
併設している放課後児童クラブと併行利用している児童がいる事業所は 0.6%とわずかであった。

図表 40 放課後児童クラブとの併行利用児童のいる事業所



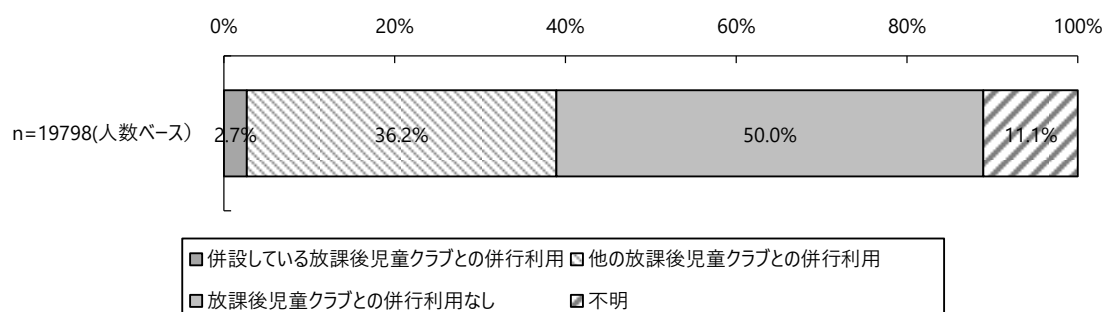
放課後児童クラブを併設している放課後等デイサービスに絞ってみると、併設している放課後児童クラブを併行利用している児童のいる事業所は 22.9%であった。

図表 41 併設有無×放課後児童クラブを併行利用する児童の有無



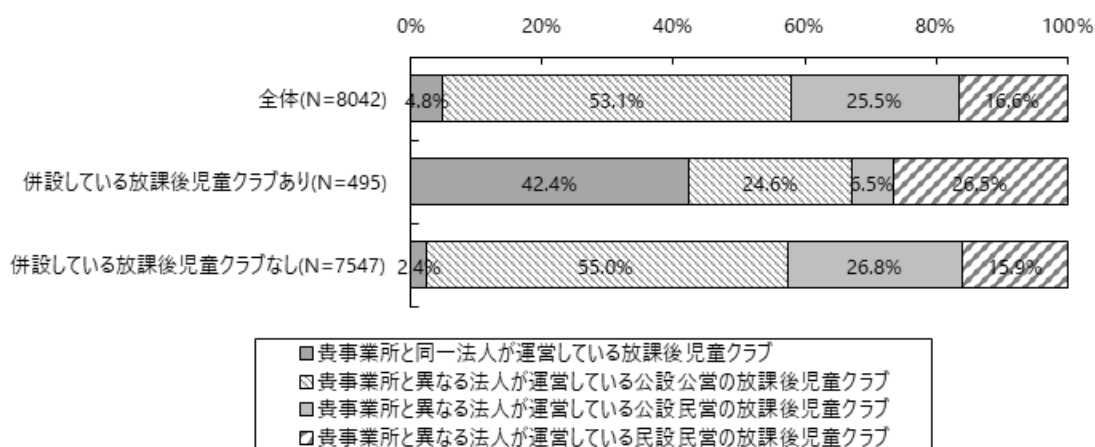
児童数ベースでみると、放課後等デイサービスを利用する小学生のうち、併設している放課後児童クラブと併行利用している児童が 2.7%、他の放課後児童クラブと併行利用している児童が 36.2%であり、合わせて 38.9%であった。なお、放課後等デイサービスにおいて、併行利用の状況を把握されていない小学生は 11.3%であった。

図表 42 放課後等デイサービスに通うこどもの放課後児童クラブとの併行利用の状況
(児童数ベース)



併行利用先としては、異なる法人が運営している公立公営の放課後児童クラブが最多の 53.1%であったが、放課後児童クラブを併設している事業所では同一法人が運営している放課後児童クラブとの併行利用が 42.4%と最多であった。

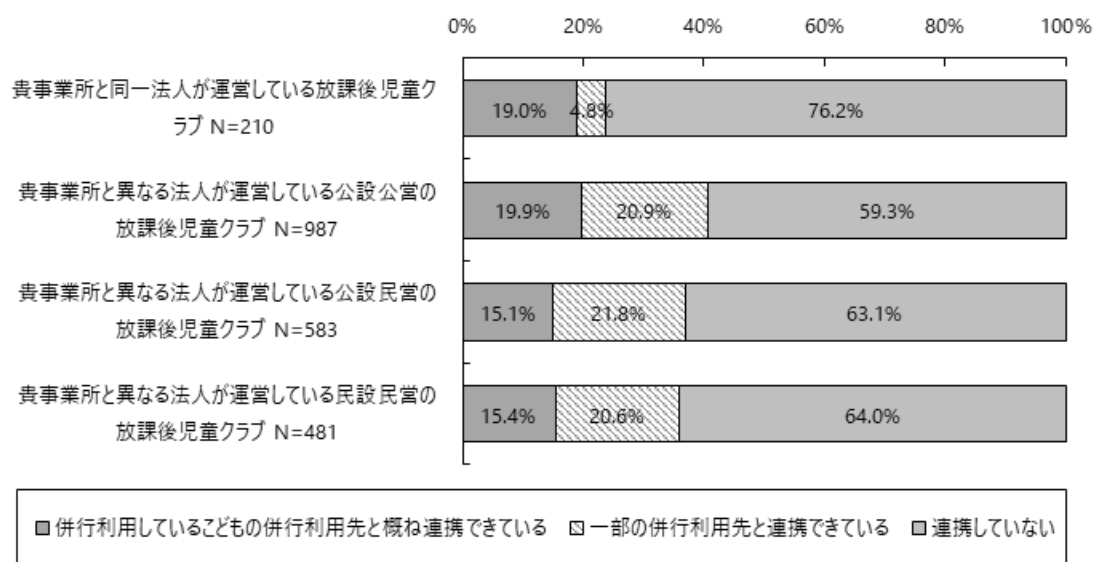
図表 43 併設有無×事業所を利用する小学生の併行利用先



(3) 併行利用先との連携

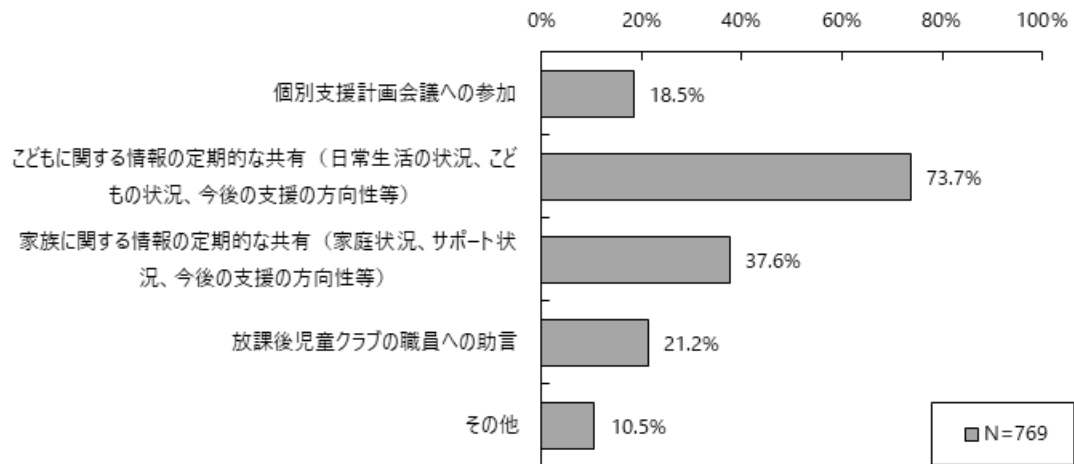
併行利用先の放課後児童クラブとの連携有無について、異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブと連携している事業所が最多で、「併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている」「一部の併行利用先と連携できている」を併せて 40.8%であった。

図表 44 併行利用先の放課後児童クラブとの連携有無

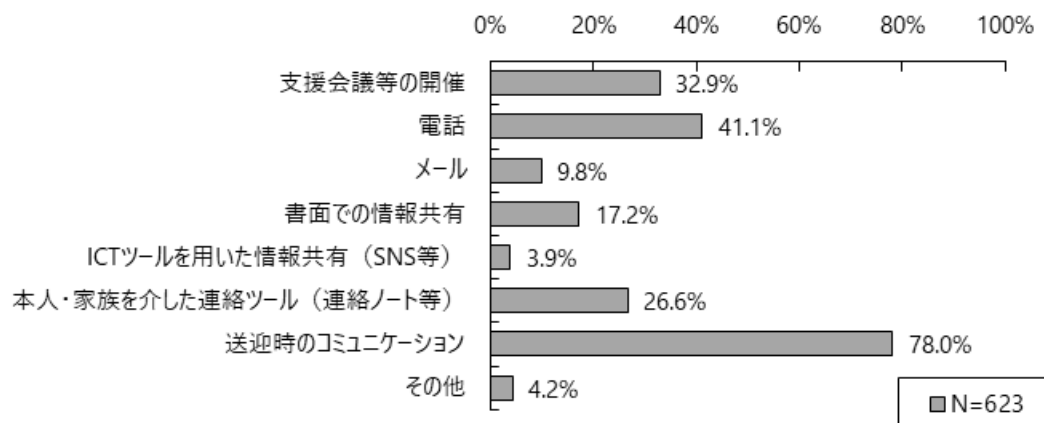


連携の取組としては、こどもに関する情報の定期的な共有が最多の 73.7%であり、方法は送迎時のコミュニケーションが 78.0%と最多であった。

図表 45 実施している連携の取組

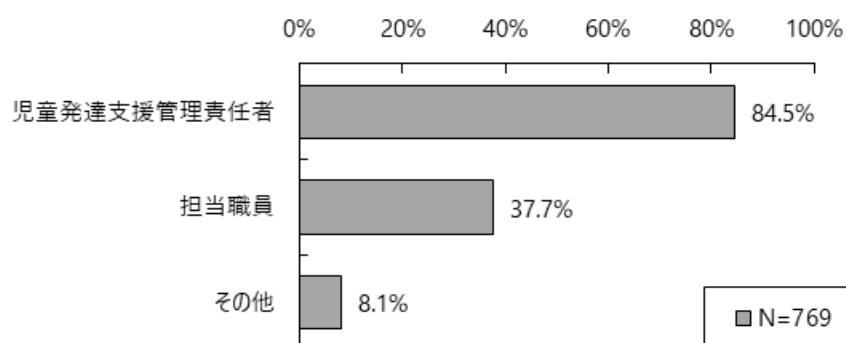


図表 46 情報共有の方法



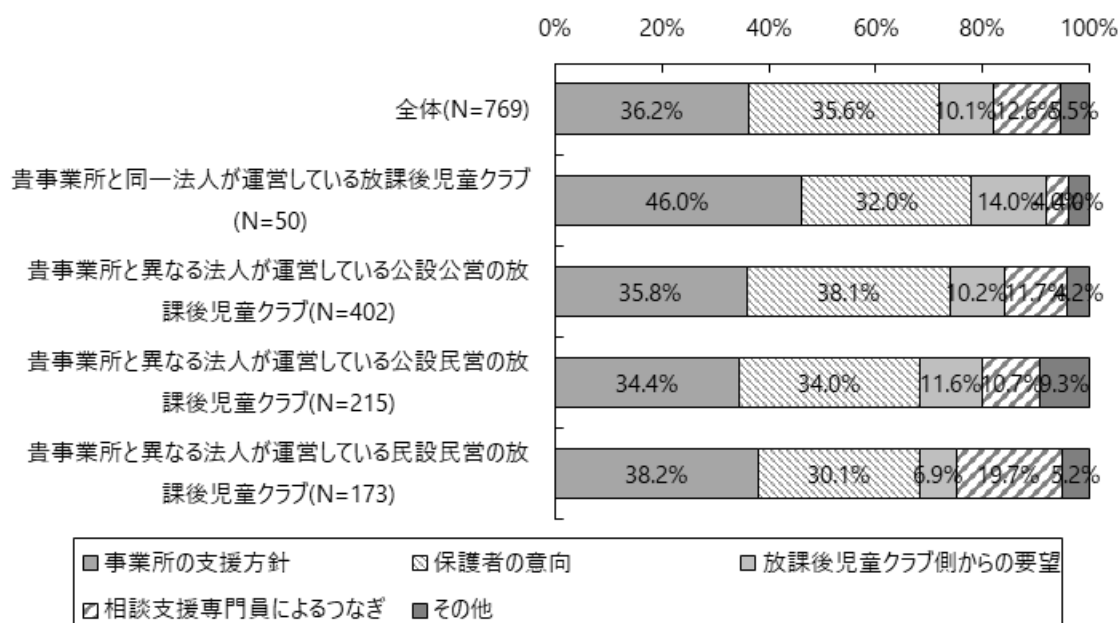
連携の中心を担っているのは児童発達支援管理責任者が 84.5%と 8 割以上を占めた。

図表 47 連携の中心を担う職員



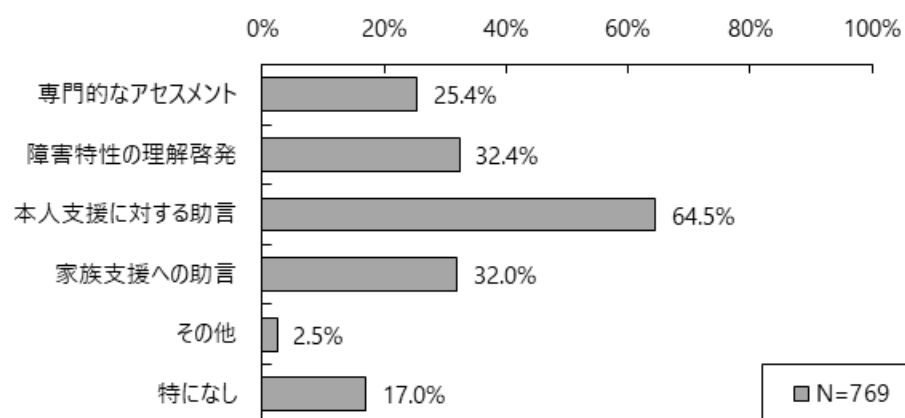
連携のきっかけは、事業所の支援方針が最多で 36.2%、保護者の意向が 35.6%と次点であった。放課後児童クラブ側からの要望は 10.1%にとどまり、放課後等デイサービスや利用する保護者の意向が強いと言える。

図表 48 併行利用先との連携のきっかけ×連携している放課後児童クラブの分類



併行利用先の放課後児童クラブからは、本人支援に対する助言を期待されている事業所が最多であった一方、「特になし」と回答した事業所も 17.0%存在した。

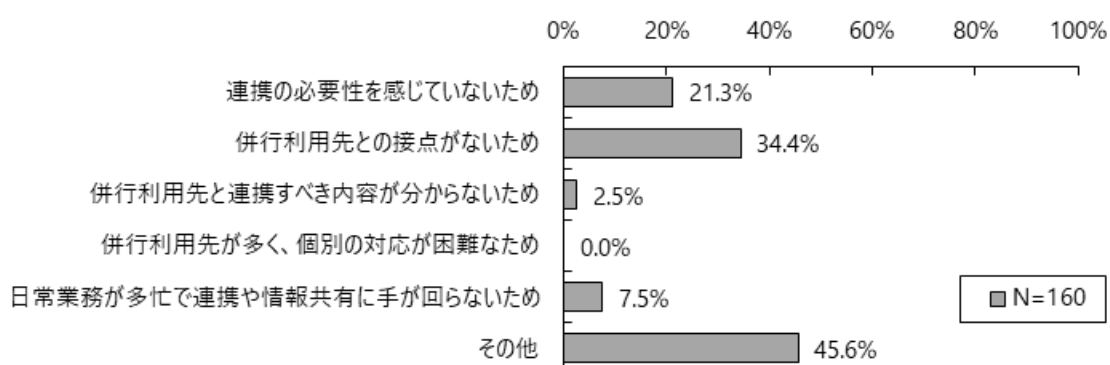
図表 49 併行利用先の放課後児童クラブから期待されていると感じること



(4) 併行利用先との連携ができていない事業所

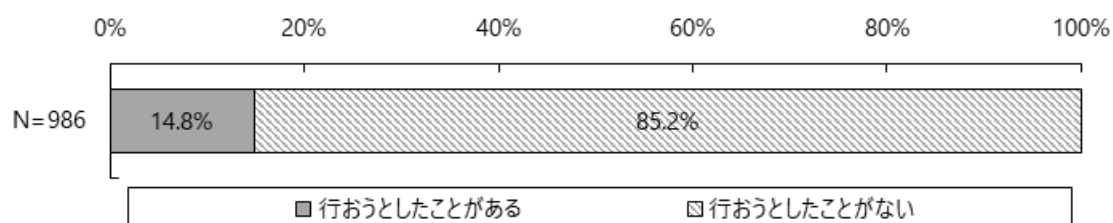
併行利用先の放課後児童クラブと連携できていない理由について、「併行利用先との接点がないため」が最多での 34.4%であった。

図表 50 連携していない理由



連携を実施していない事業所のうち過去に連携に向けて具体的な取組を行おうとしたことがあるのは 14.8%であった。

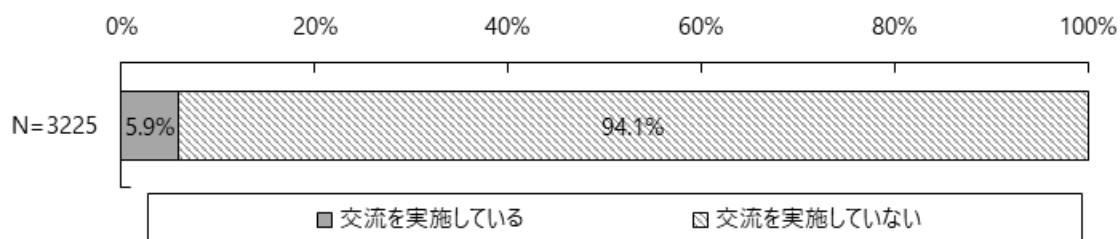
図表 51 過去、連携に向けて具体的な取り組みを行おうとしたことがあるか



（５）放課後児童クラブとの交流

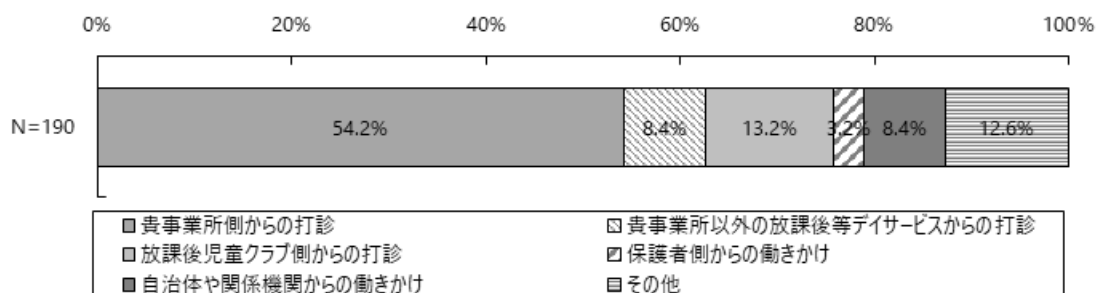
放課後児童クラブとの交流を実施している放課後等デイサービスは 5.9%であった。
交流のきっかけは回答した放課後等デイサービス側からの打診が最多の 54.0%であり、放課後児童クラブ側からの打診は 13.2%であった。

図表 52 放課後児童クラブとの交流有無



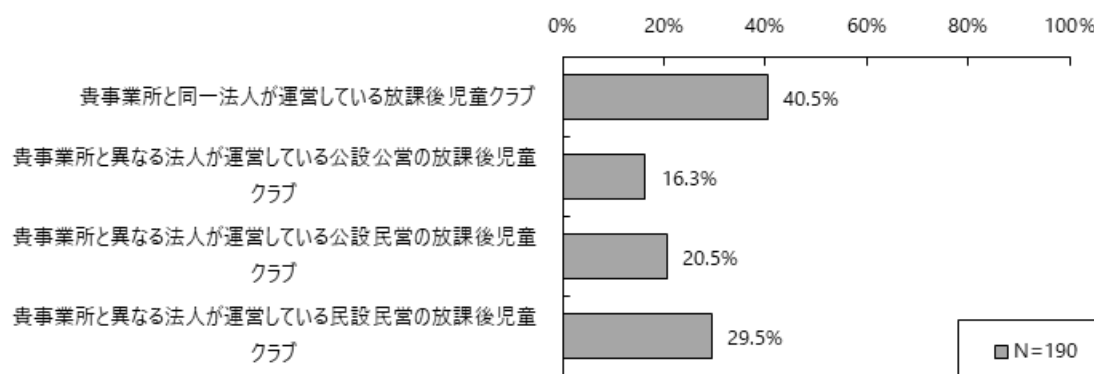
交流のきっかけは回答した放課後等デイサービス側からの打診が最多の 54.2%であり、放課後児童クラブ側からの打診は 13.2%であった。

図表 53 交流のきっかけになったこと



交流先となっている放課後児童クラブの割合は、同一法人が運営している放課後児童クラブを除くと、民設民営（29.6%）・公設民営（20.5%）・公設公営（16.3%）の順であり、民営の放課後児童クラブの方が交流先として多いことが推察される。

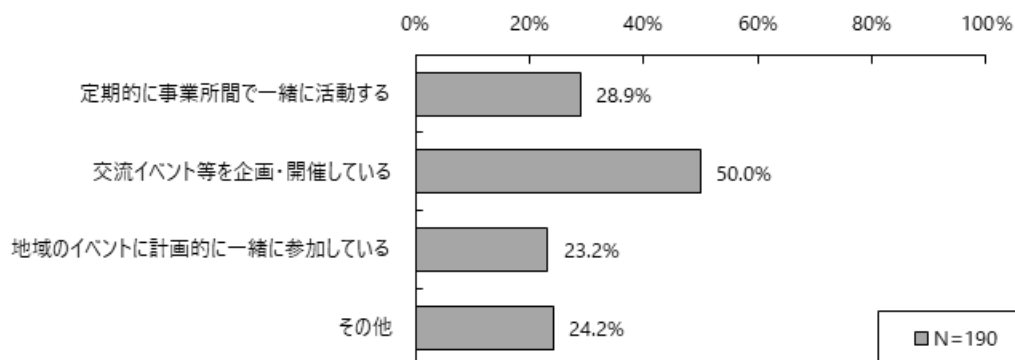
図表 54 交流先となっている放課後児童クラブ



(6) 交流の内容

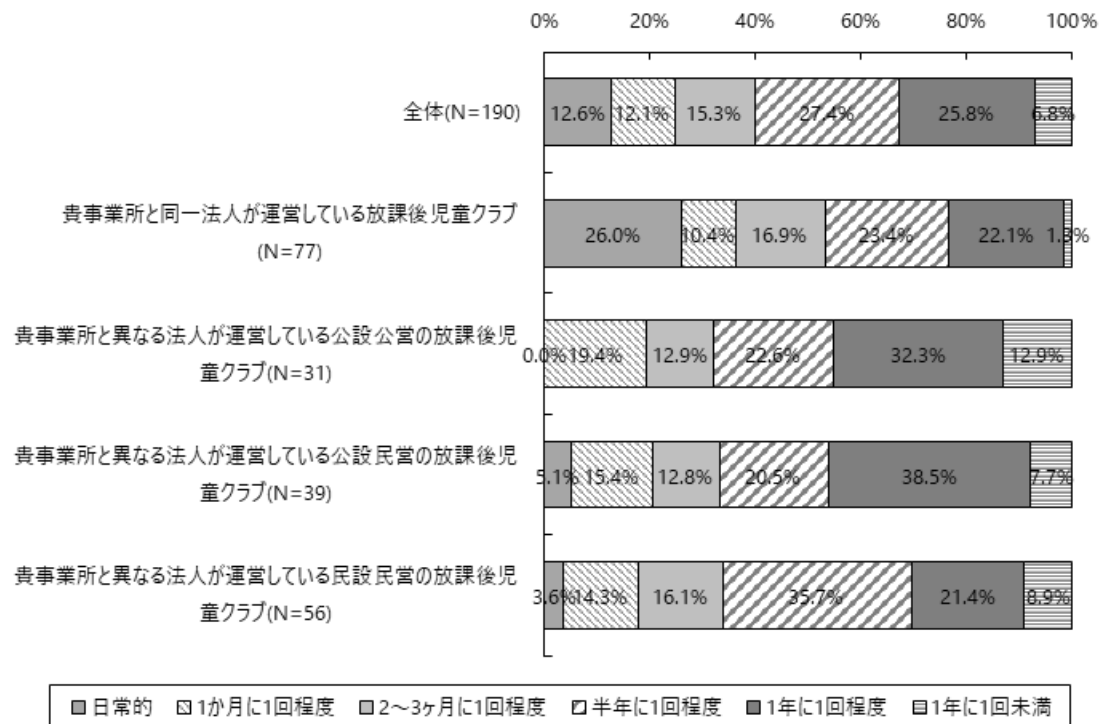
交流の実施内容は交流イベント等を企画・開催している事業所が最多の 50.0%である一方、定期的な事業所間での合同の活動を実施している事業所は 28.9%であった。

図表 55 交流の実施内容



放課後児童クラブとの交流の頻度は半年に 1 回程度が最多の 27.4%であるが、同一法人が運営している放課後児童クラブと交流している事業所では、日常的に交流している割合が 26.0%と高かった。

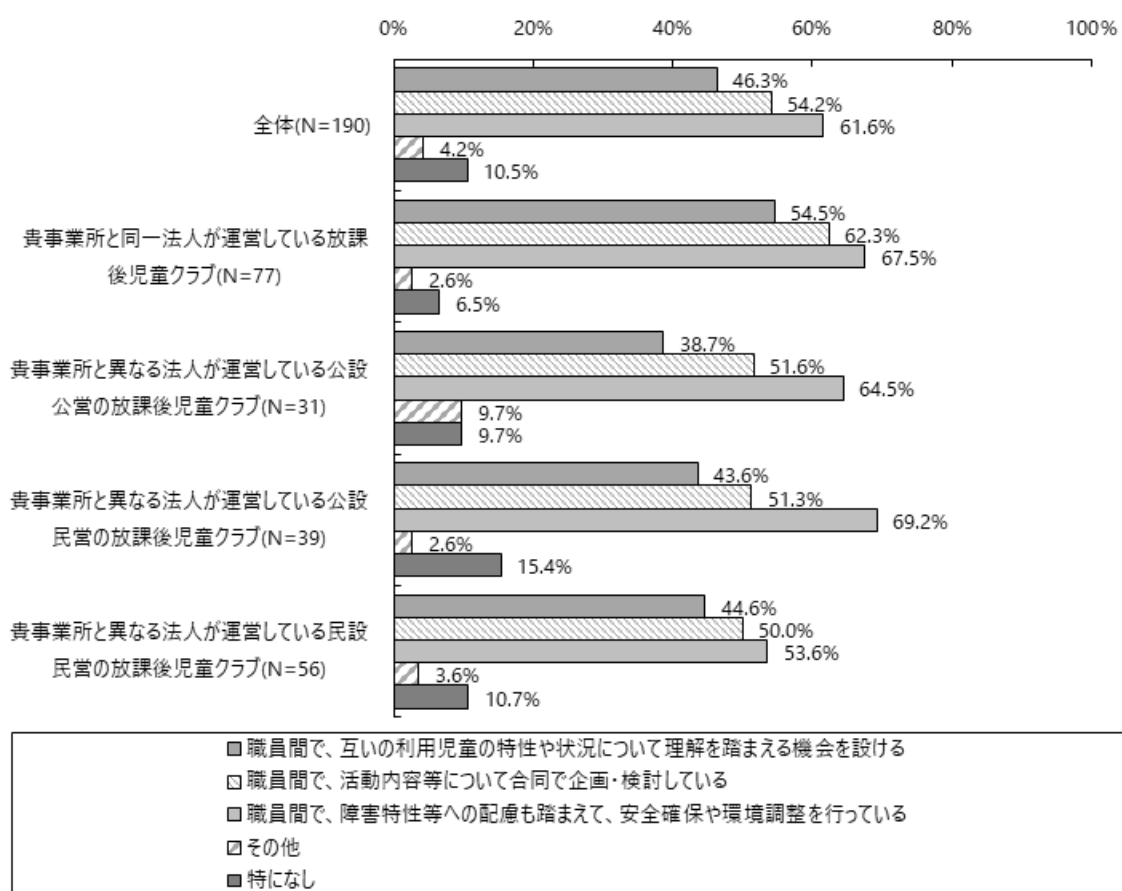
図表 56 交流の頻度×交流先の放課後児童クラブ



(7) 交流時の準備・工夫

交流の準備段階から取り組んでいることとして最多であったのは、障害特性等への配慮も踏まえた安全確保や環境調整であり、全体の 61.6%が実施していた。一方で、「特になし」と回答した事業所も 10.5%あった。

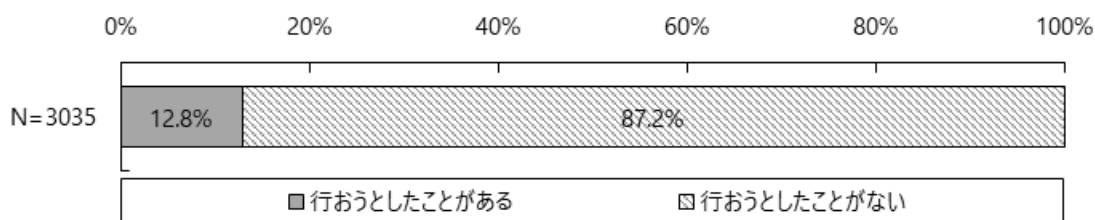
図表 57 放課後児童クラブとの交流の準備段階で取り組むこと×交流先の放課後児童クラブ



(8) 交流を実施していない事業所

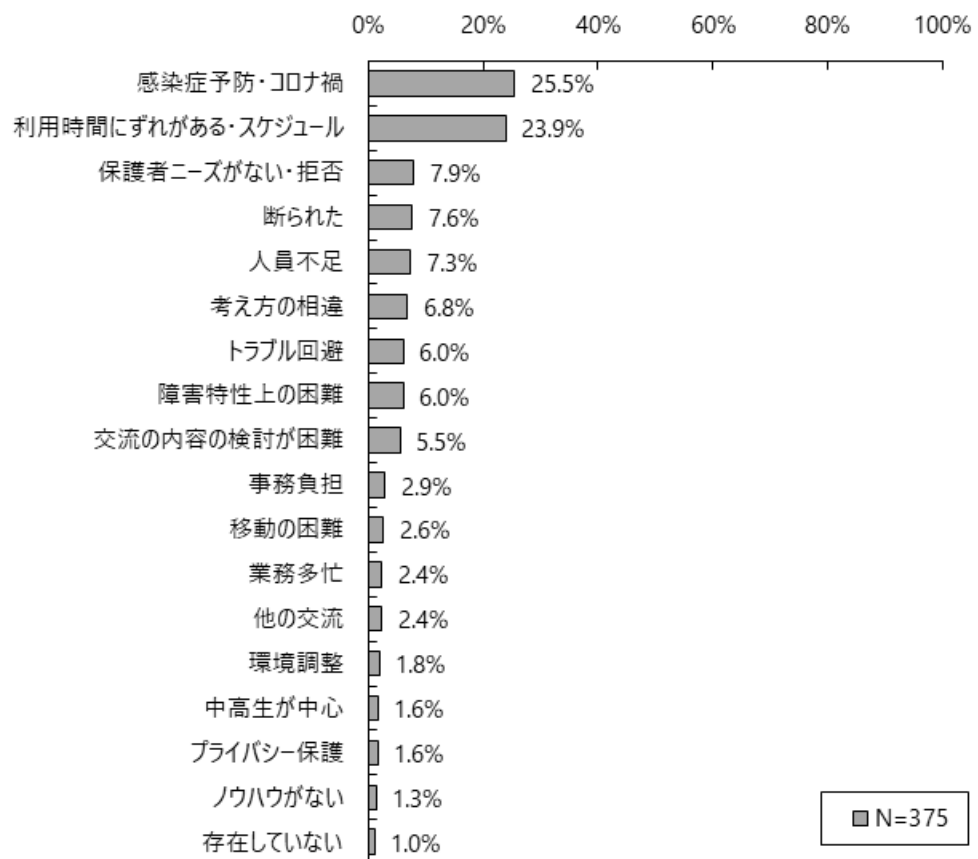
交流を実施していない事業所のうち過去に交流に向けて具体的な取組を行おうとしたことがあるのは 12.8%であった。

図表 58 過去、交流に向けて具体的な取組を行おうとしたことがあるか



断念した理由としては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防の点を挙げる事業所が最も多く（25.5%）、続いて日程調整や利用時間の調整の難しさをあげる事業所が多かった（23.9%）。

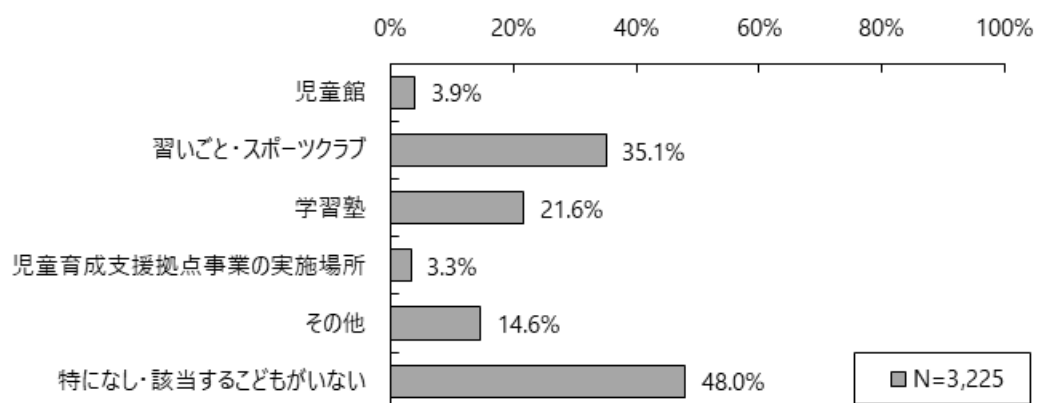
図表 59 交流を断念した理由(自由記述の集計)



(9) 中学生以上の障害のあるこどもの居場所

中学生以上の障害のあるこどもの居場所として最多であったのは、習いごと・スポーツクラブで 35.1%、続いて学習塾の 21.6%であった。その他の回答としては、行動援護・日中一時支援といった福祉サービスをあげる事業所が多数であったが、子ども食堂や学習支援などの回答も見られた。

図表 60 中学生以上のこどもが貴事業所以外に利用している居場所



3. 市町村向けアンケート

3-1 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

調査対象・調査種別	調査対象数（参考値）
全市町村	1,741 市町村

(2) 調査方法

回答者に Excel のアンケート回答フォーマットへ直接入力し、メールで送付していただく方法で実施した。具体的には、Excel 調査票・調査の実施方法が記載された依頼文を添えて、こども家庭庁より都道府県に対して、管内の市町村への調査協力依頼の送付を依頼した。

(3) 調査内容

市町村において、官民協働で行うインクルージョンの推進への取組等の状況把握、および上記の好事例の抽出を目的に情報収集を行った。

(4) 調査期間

令和 6 年 11 月 22 日～12 月 16 日にかけて実施した。

※一部の都道府県にて、管下の事業所への配布が遅れたことから、期間後も延長して回収を行った。

(5) 回収結果

種類	対象件数	有効回答数※1	有効回答率※2
全市町村	1,741	618	35.5%

※1 集計対象期間を令和 6 年 11 月 22 日～12 月 27 日とする。重複と思われる回答等、集計対象として適切でないと考えられる回答を除外した件数。

※2 有効回答数を対象件数で除したもの。

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全ての質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

3-2 調査結果の概要

(1) 巡回支援の状況

地域の保育所・子育て支援施設等を対象とした巡回支援等を実施する自治体は全体の67.5%であった。実施回数は1回以上5回未満が65.0%と最多で、次いで、5回～10回未満が14.1%であった。

(2) 巡回支援の実施方法

巡回支援等の実施にあたり、地域障害児支援体制強化事業の活用が47.7%と最多で、次いで、市町村単独事業が39.3%であった。巡回支援等の実施のうち、委託して実施する割合の高い事業は障害児等療育支援事業であり、54.1%の市町村が委託していた。地域支援体制強化事業は次に委託の割合が高く、43.2%が委託していた。委託の割合の高い2事業（地域障害児支援体制強化事業・障害児等療育支援事業）の委託先としては、児童発達支援センターが最多であり、地域障害児支援体制強化事業では59.3%、障害児等療育支援事業では75.0%が児童発達支援センターに委託していた。実施者の資格として、心理職が66.2%と最多で、次いで、その他が47.5%、保育士が40.5%であった。

(3) 委託先との連携

連携方法について、地域障害児支援体制強化事業では書面が88.4%、電話が77.9%、対面での会議・面談が80.2%であり、市町村単独事業では書面が88.0%、電話が68.0%、対面での会議・面談が88.0%といずれの手段も用いられていた。連携頻度は地域障害児支援体制強化事業では、1か月に1回程度が最多の36.0%であったが、障害児等療育支援事業では、1年に1回程度と1か月に1回程度が並んで最多の20.0%であり、その他こども施策による国事業では半年に1回程度が42.9%と最多で、都道府県単独事業では2～3ヶ月に1回程度が40%と最多で、市町村単独事業ではその他が32.0%と最多で、次いで2週間に1回程度が20.0%であった。事業により連携頻度にばらつきが見られた。

(4) 地域における事業所との連携強化

市町村が主体的に地域の事業所・施設等との連携強化のために取り組んでいることとして、「教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている」が42.9%と最多であり、次いで「地域の事業所と連携した取組は実施していない」が39.5%と最多であった。実施していない理由として、「多忙により部門内の人手が不足しているため」が61.9%と最多であり、次いで、「どんな取組をすればよいかわからないため」が60.2%であった。

(5) 情報共有の場・機会

「教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている」、「こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている」いずれの場合も、協議の場や情報共有の機会・場に参加する地域の事業所・施設等として、自治体の障害福祉所管部署の割合が最多であった。「教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている」、「こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている」いずれの場合も、情報共有の機会・場の頻度として、半年に1回程度が最多であり、次いで、2～3ヶ月に1回程度が多かった。

(6) 児童発達支援センターとの連携

児童発達支援センターを設置する自治体は全体の45.1%と半数弱であった。連携状況として、「自立支援協議会（こども部会）やその他こども施策関係の会議等に参画してもらっている」が79.6%と最多であった。次いで、「必要に応じて電話等による連絡を行っている」が78.1%であった。連携していない自治体は、児童発達支援センターを設置する自治体のうち、2.9%であった。

(7) 保育所等への専門職の派遣・加配

加配・支援の両方を支援する自治体は全体の7.3%、いずれも行っていない自治体が58.1%と半数以上であった。派遣を行う際に活用する事業は医療的ケア児保育支援事業が50.5%と最多であった。

(8) インクルージョン推進に向けた庁内連携

障害児支援におけるインクルージョン推進に向けた庁内連携を実施する自治体は全体の約4割であった。このうち、連携部署として、こども施策所管部署が92.8%と最多で、次いで、障害福祉所管部署が92.3%、学校教育所管部署が89.4%であった。

(9) 連携における課題

自治体におけるインクルージョン推進に向けた地域の事業所・施設等との連携における取組実施上の課題として、障害児の受入体制のある事業所・施設等の不足が54.4%と最多で、次いで、庁内におけるインクルージョン推進の取組の理解不足が42.4%であった。

(10) 民間団体のインクルーシブな活動

自治体内において、インクルーシブな活動等が民間団体により実施されている自治体は全体の13.8%であった。このうち、その活動は、地域の障害のあるこどもにとって居場所と

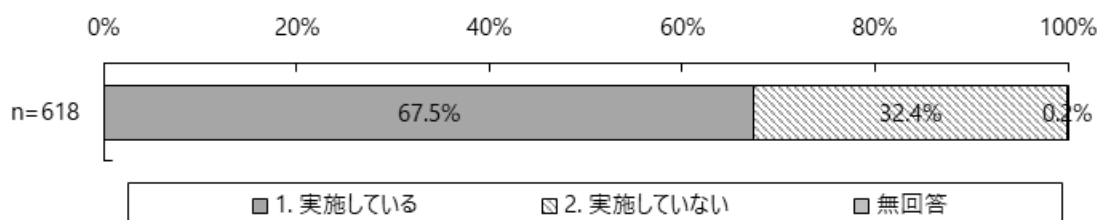
なり得る活動だと考える自治体は 71.8%と約 7 割を占めた。

3-3 調査結果の詳細

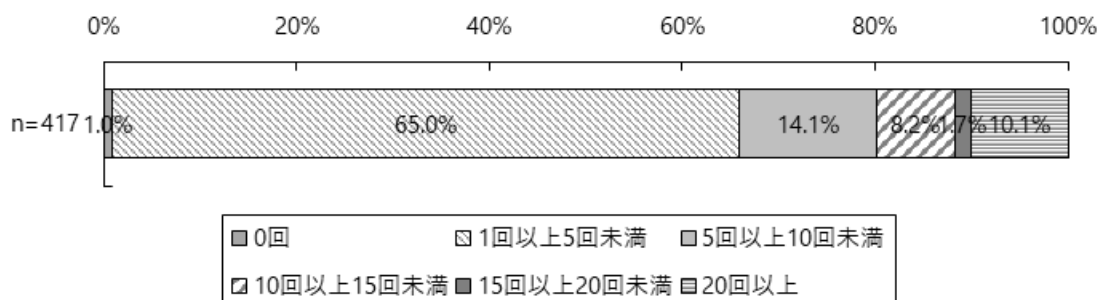
(1) 巡回支援の状況

地域の保育所・子育て支援施設等を対象とした巡回支援等を実施する自治体は全体の 67.5%であった。実施回数は 1 回以上 5 回未満が 65.0%と最多で、次いで、5 回～10 回未満が 14.1%であった。

図表 61 地域の保育所・子育て支援施設等を対象とした巡回支援等の実施有無



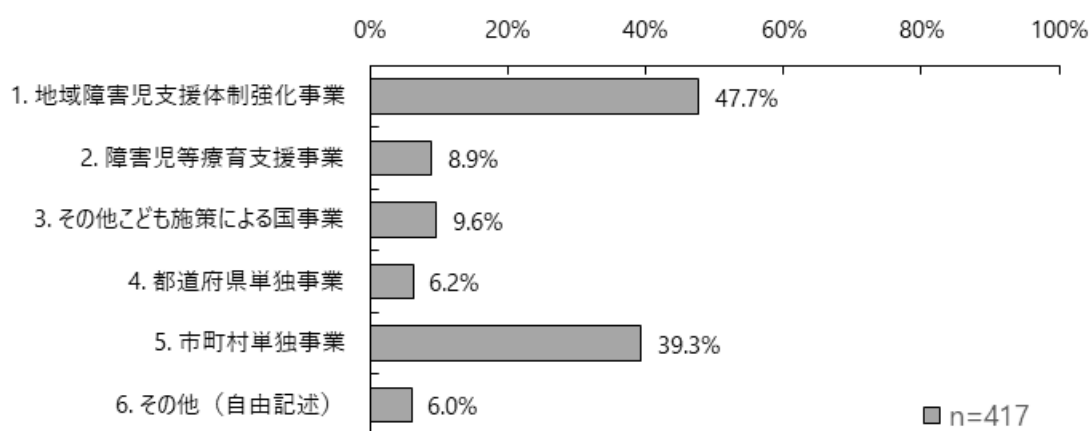
図表 62 年間一施設当たりの実施回数



(2) 巡回支援の実施方法

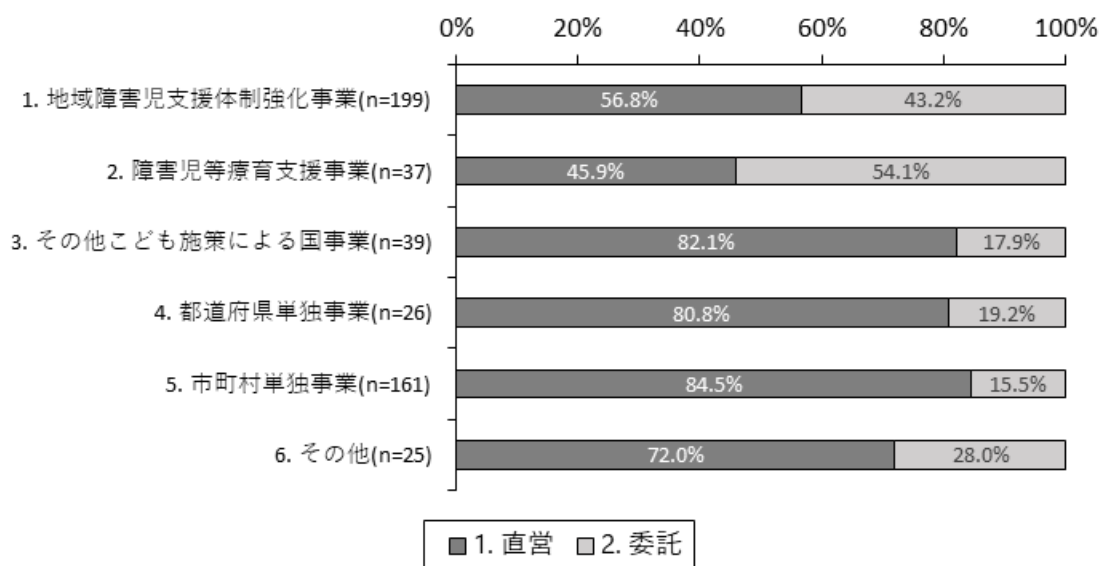
巡回支援等の実施にあたり、地域障害児支援体制強化事業の活用が 47.7%と最多で、次いで、市町村単独事業が 39.3%であった。

図表 63 巡回支援実施時に活用する事業所



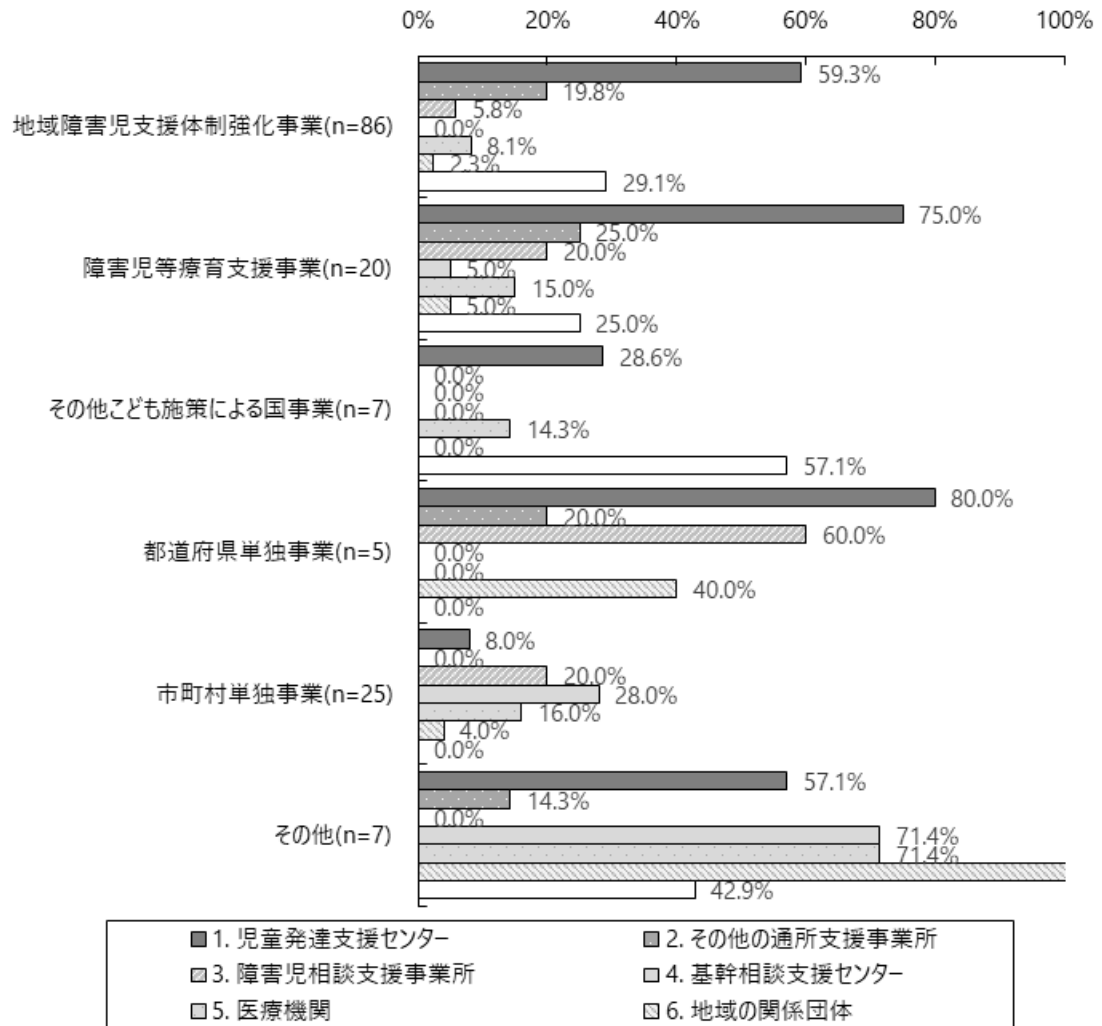
巡回支援等の実施のうち、委託して実施する割合の高い事業は障害児等療育支援事業であり、54.1%の市町村が委託していた。地域支援体制強化事業は次に委託の割合が高く、43.2%が委託していた。

図表 64 実施方法



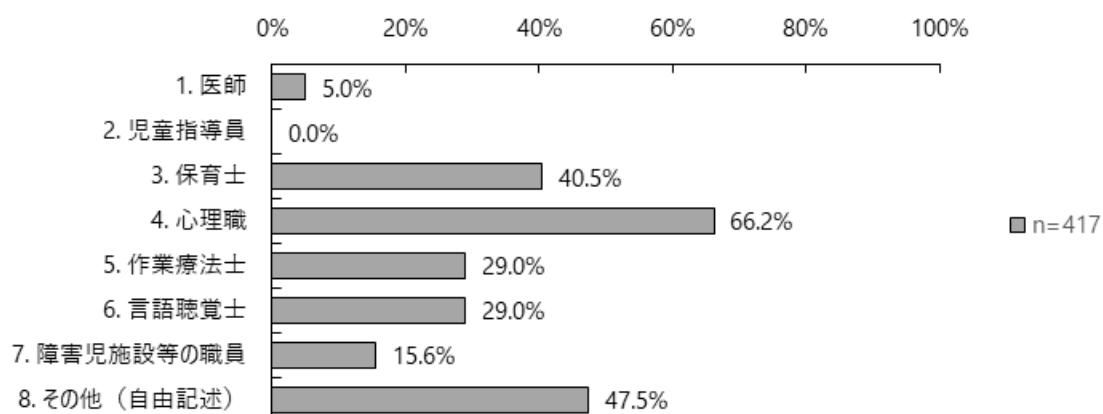
委託の割合の高い2事業（地域障害児支援体制強化事業・障害児等療育支援事業）の委託先としては、児童発達支援センターが最多であり、地域障害児支援体制強化事業では59.3%、障害児等療育支援事業では75.0%が児童発達支援センターに委託していた。

図表 65 巡回支援の委託先



実施者の資格として、心理職が 66.2%と最多で、次いで、その他が 47.5%、保育士が 40.5%であった。

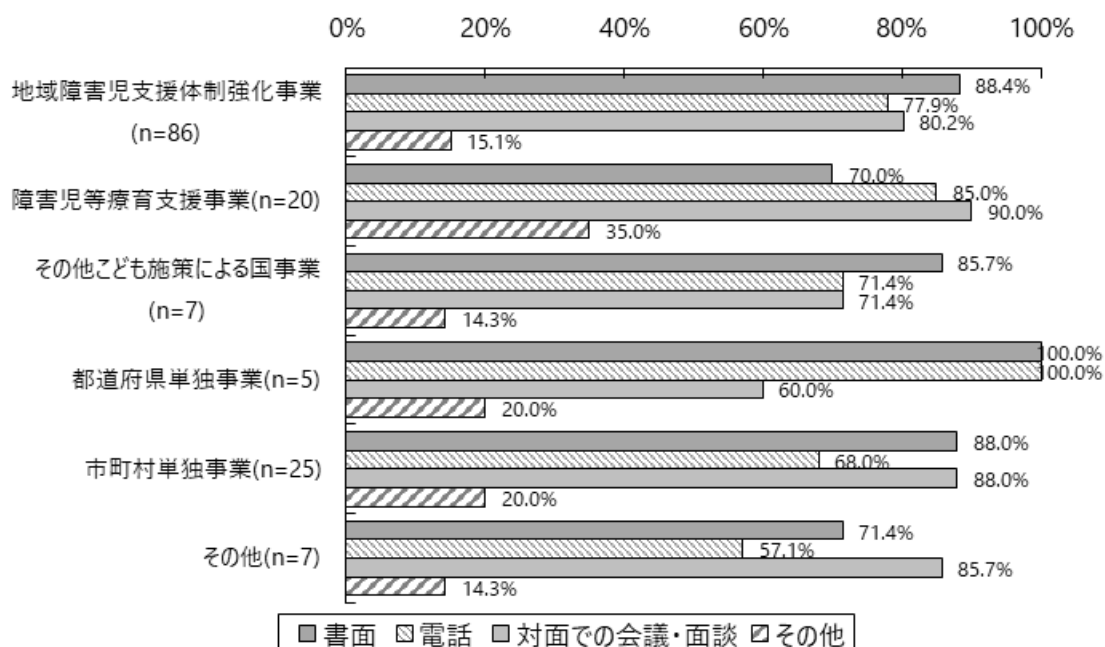
図表 66 巡回支援実施者の資格



(3) 委託先との連携

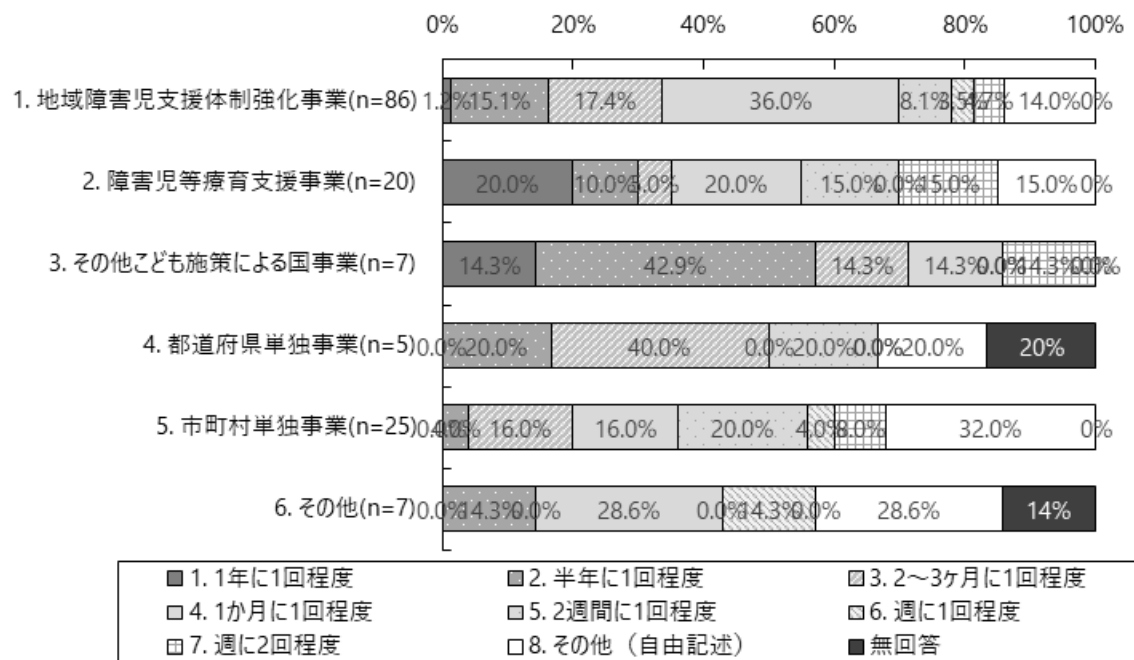
連携方法について、地域障害児支援体制強化事業では書面が 88.4%、電話が 77.9%、対面での会議・面談が 80.2%であり、市町村単独事業では書面が 88.0%、電話が 68.0%、対面での会議・面談が 88.0%といずれの手段も用いられていた。

図表 67 委託先との連携方法



連携頻度は事業によってばらつきがあり、地域障害児支援体制強化事業では、1 か月に 1 回程度が最多の 36.0%であったが、障害児等療育支援事業では、1 年に 1 回程度と 1 か月に 1 回程度が並んで最多の 20.0%であった。

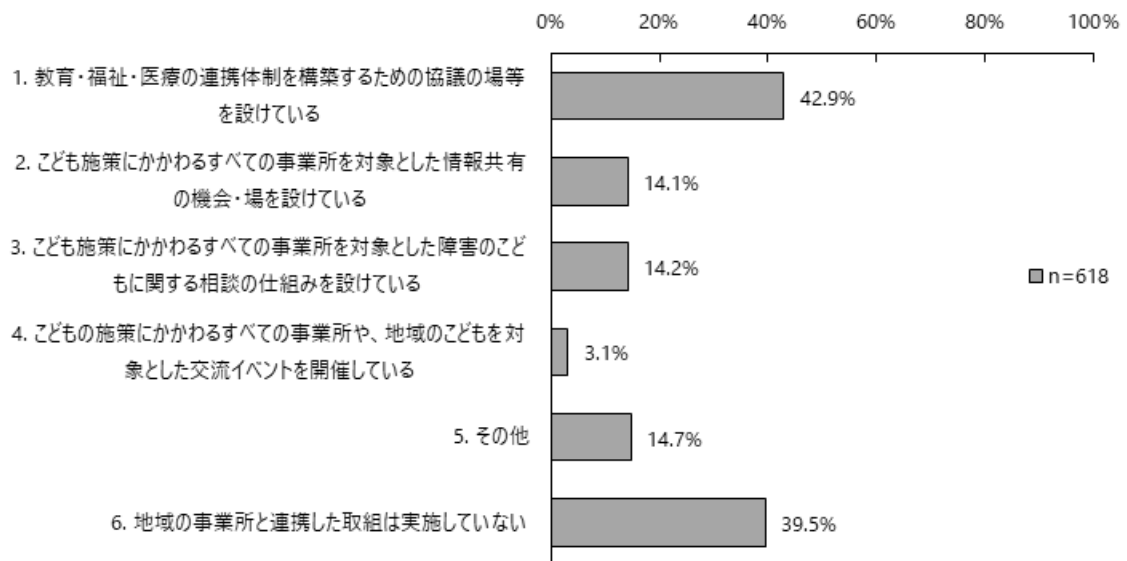
図表 68 巡回支援の委託先との連絡頻度



（４）地域における事業所との連携強化

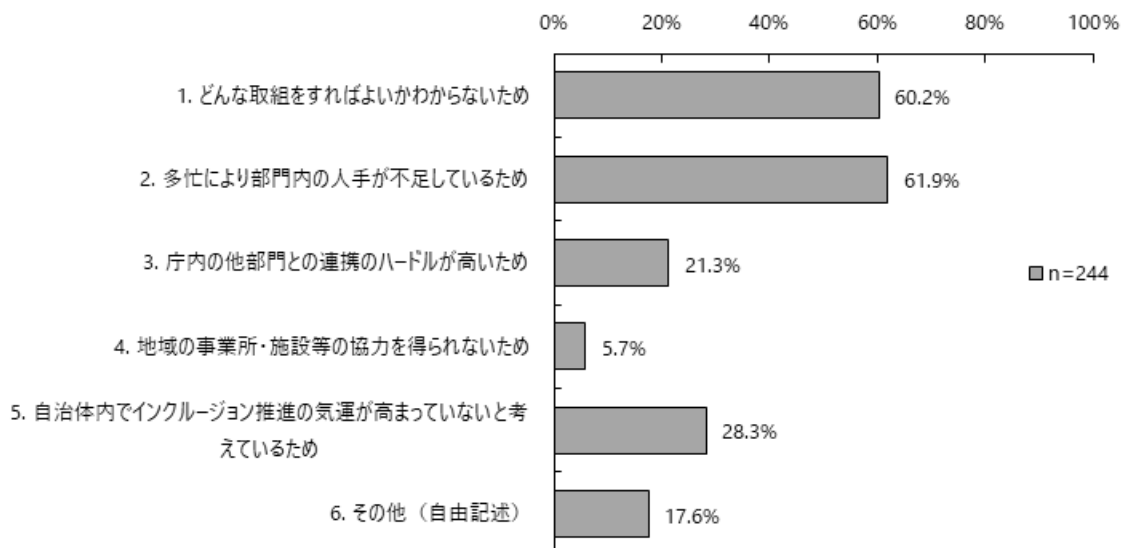
市町村が主体的に地域の事業所・施設等との連携強化のために取り組んでいることとして、「教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている」が 42.9%と最多であり、次いで「地域の事業所と連携した取組は実施していない」が 39.5%と最多であった。

図表 69 市町村におけるインクルージョン推進の取組



実施していない理由として、「多忙により部門内の人手が不足しているため」が 61.9%と最多であり、次いで、「どんな取組をすればよいかわからないため」が 60.2%であった。

図表 70 地域の事業所と連携した取組を実施しない理由

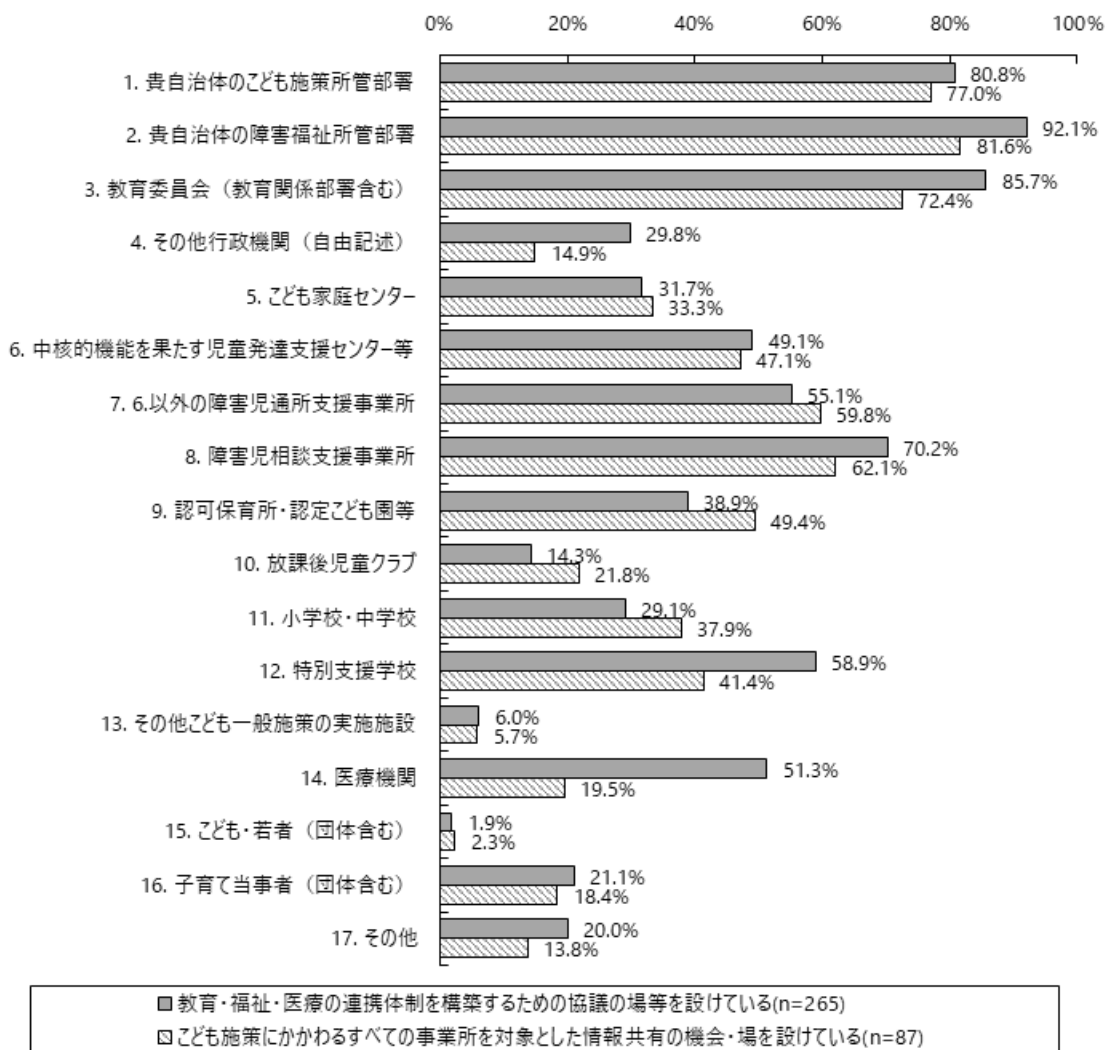


（５）情報共有の場・機会

「教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている」、「こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている」いずれの場合も、協議の場や情報共有の機会・場に参加する地域の事業所・施設等として、自治体の障害福祉所管部署の割合が最多であった。障害児支援にかかわる事業所と比較して、認可保育所・認

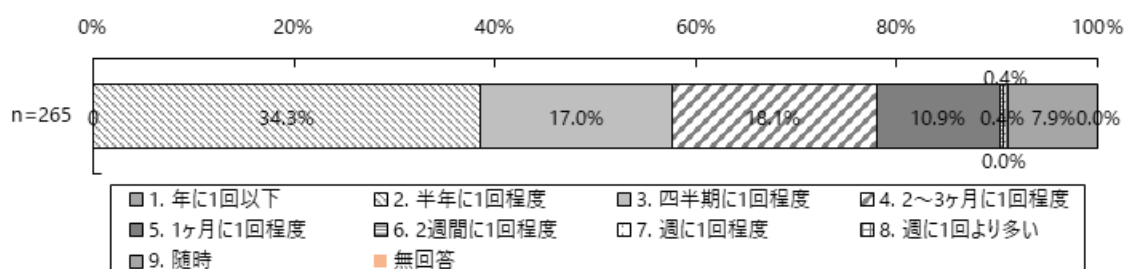
定こども園等や放課後児童クラブなどのこども一般施策の事業所が参加している自治体の割合は低かった。

図表 71 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等・こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場に参加する地域の事業所・施設

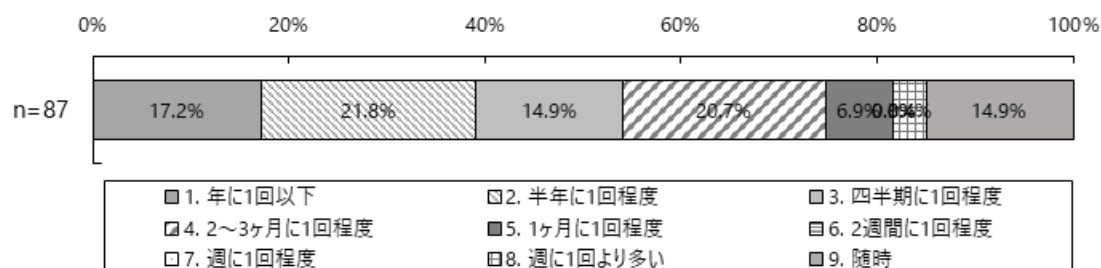


「教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている」、「こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている」いずれの場合も、情報共有の機会・場の頻度として、半年に1回程度が最多であり、次いで、2～3ヶ月に1回程度が多かった。

図表 72 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等の実施頻度



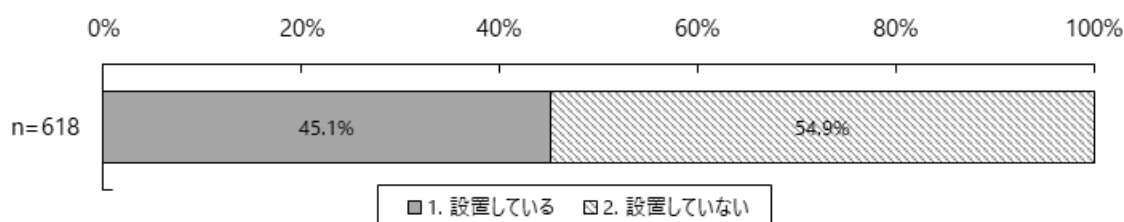
図表 73 こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場の実施頻度



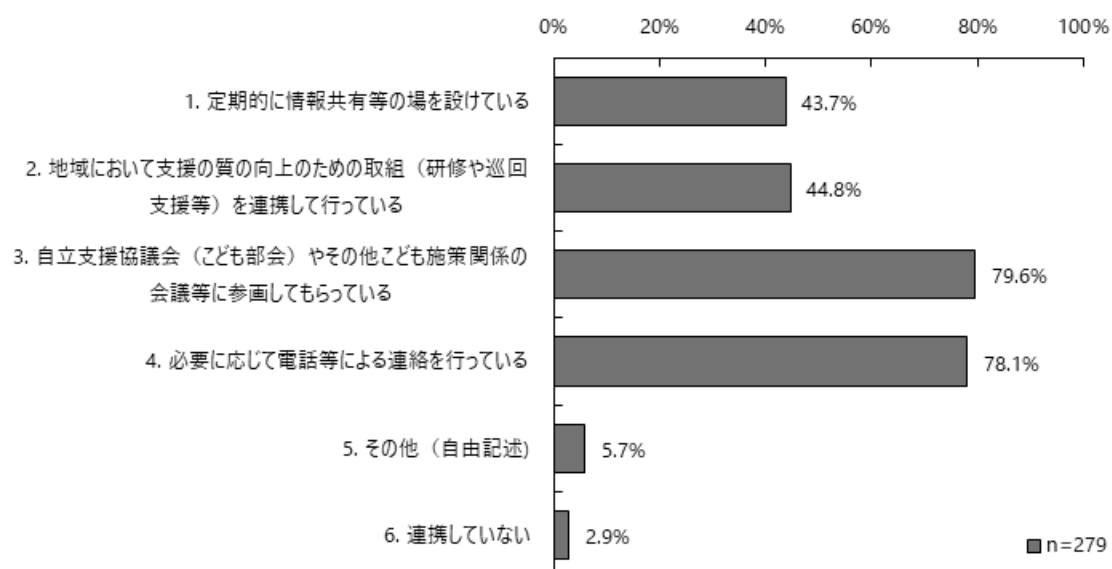
(6) 児童発達支援センターとの連携

児童発達支援センターを設置する自治体は全体の 45.1%と半数弱であった。連携状況として、「自立支援協議会（こども部会）やその他こども施策関係の会議等に参画してもらっている」が 79.6%と最多であった。次いで、「必要に応じて電話等による連絡を行っている」が 78.1%であった。連携していない自治体は、児童発達支援センターを設置する自治体のうち、2.9%であった。

図表 74 児童発達支援センターの設置有無



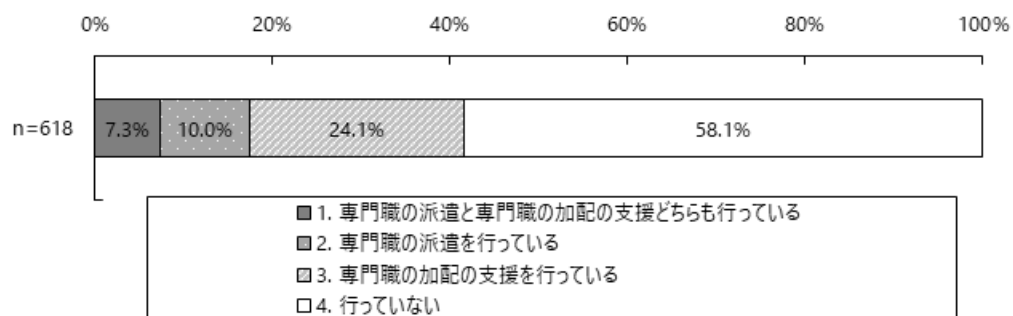
図表 75 児童発達支援センターとの連携状況



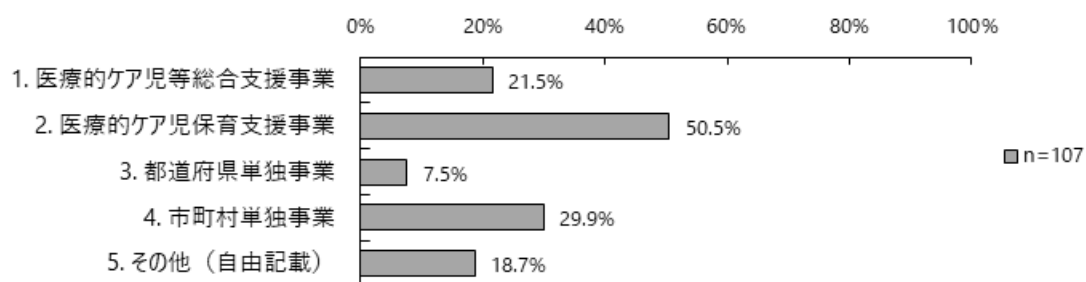
（7）保育所等への専門職の派遣・加配

加配・支援の両方を支援する自治体は全体の 7.3%、いずれも行っていない自治体が 58.1% と半数以上であった。派遣を行う際に活用する事業は医療的ケア児保育支援事業が 50.5% と最多であった。

図表 76 保育所等への看護師等の専門職の派遣や加配の実施有無



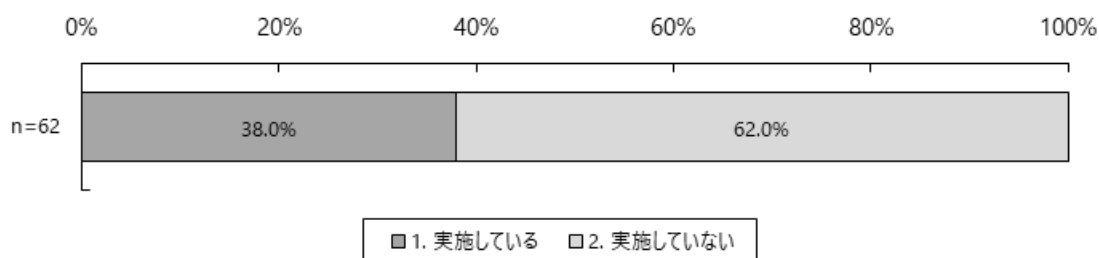
図表 77 派遣を行う際に活用している事業



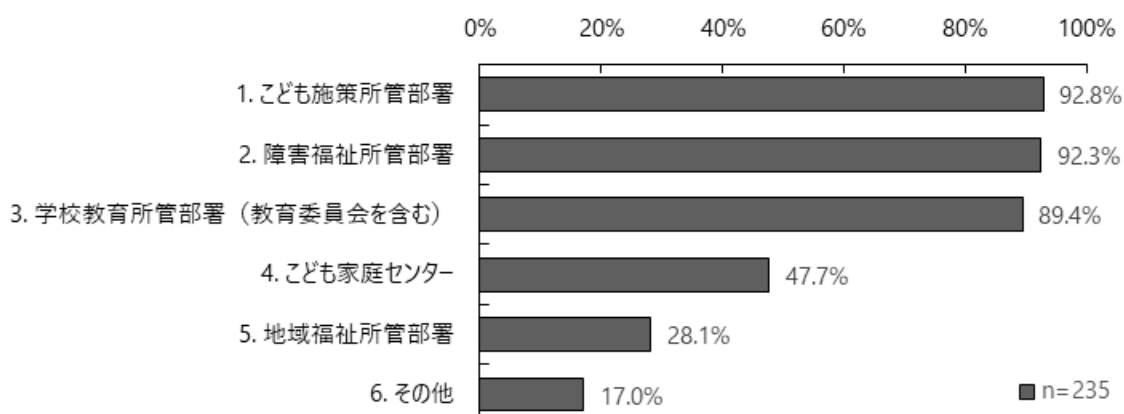
(8) インクルージョン推進に向けた庁内連携

障害児支援におけるインクルージョン推進に向けた庁内連携を実施する自治体は全体の約4割であった。このうち、連携部署として、こども施策所管部署が92.8%と最多で、次いで、障害福祉所管部署が92.3%、学校教育所管部署が89.4%であった。

図表 78 インクルージョン推進に向けた庁内連携の実施有無



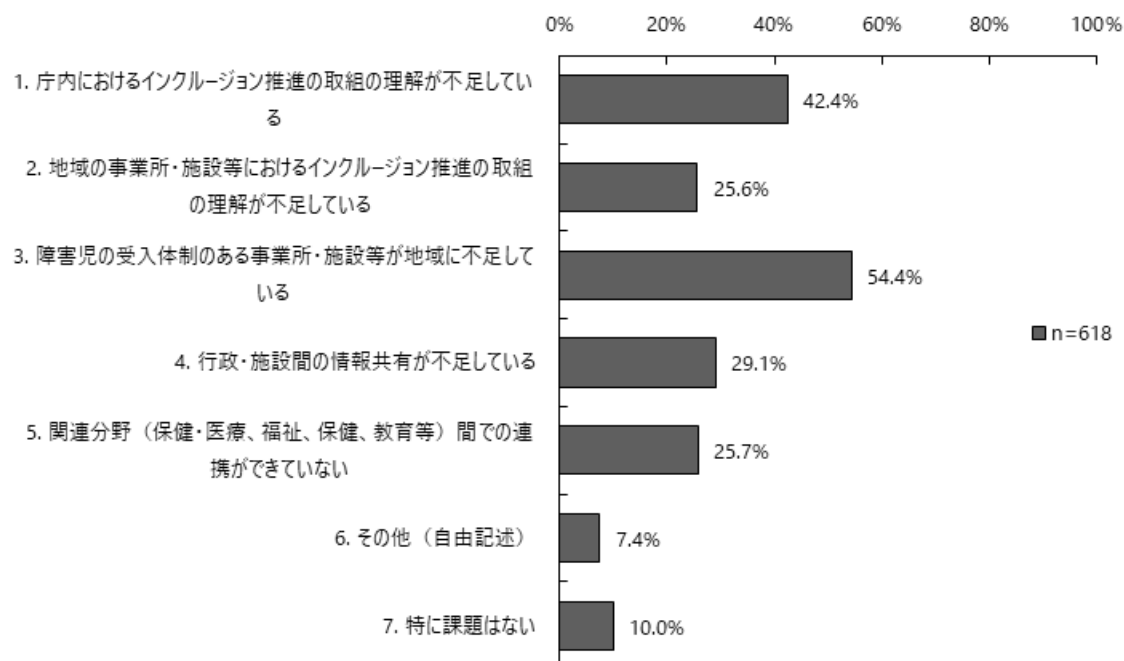
図表 79 障害児支援におけるインクルージョン推進に向けた庁内連携における連携部署



(9) 連携における課題

自治体におけるインクルージョン推進に向けた地域の事業所・施設等との連携における取組実施上の課題として、障害児の受入体制のある事業所・施設等の不足が54.4%と最多で、次いで、庁内におけるインクルージョン推進の取組の理解不足が42.4%であった。

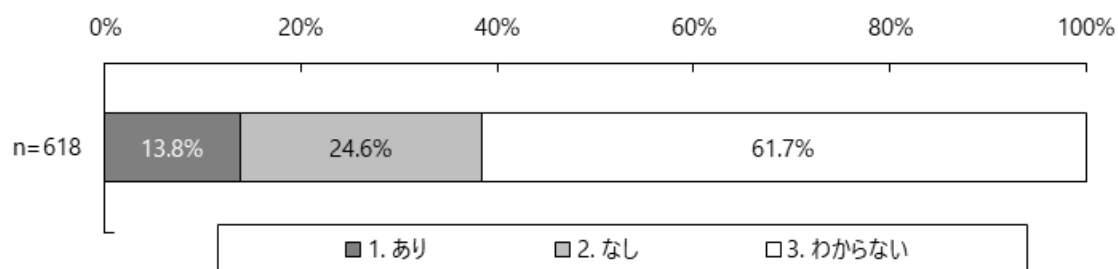
図表 80 インクルージョン推進に向けた地域の事業所・施設等との連携における取組実施上の課題



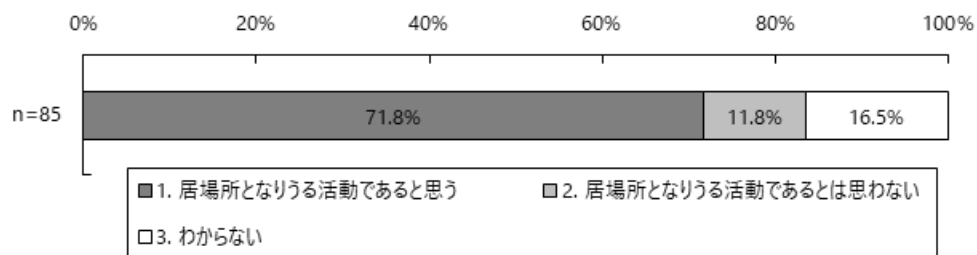
（10）民間団体のインクルーシブな活動

自治体内において、インクルーシブな活動等が民間団体により実施されている自治体は全体の13.8%であった。このうち、その活動は、地域の障害のあるこどもにとって居場所となり得る活動だと考える自治体は71.8%と約7割を占めた。

図表 81 民間団体におけるインクルーシブな活動等の事例の有無



図表 82 民間団体におけるインクルーシブな活動が地域の障害のあるこどもたちの居場所になり得ると思うか



第3章

取組事例へのヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

1-1 ヒアリング調査の概要

(1) 調査対象

障害児支援におけるインクルージョン推進の取組事例を収集するとともに、取組上のポイントを調査するため、アンケートの回答結果をもとに好事例を抽出し、ヒアリング調査を実施した。

保育所等と併設する児童発達支援事業所等における取組の事例収集・取組のポイントの抽出、および放課後等デイサービスと放課後児童クラブにおける連携・交流の取組の事例収集・取組のポイントの抽出、地域におけるインクルージョン推進に向けた関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する好事例の収集を目的に、以下の事業所および自治体を対象に、対面での聞き取り調査・視察、またはオンラインでの聞き取り調査を行った。

- 保育所等と併設・交流保育を実施している児童発達支援事業所
- 放課後児童クラブとの連携・交流を積極的に進めている放課後等デイサービス
- 地域の事業所等と連携してインクルージョン推進に向けた取組を進めている自治体

ヒアリング先の保育所等と併設・交流保育を実施している児童発達支援事業所、および放課後児童クラブとの連携・交流を積極的に進めている放課後等デイサービスの選定にあたっては、それぞれの事業所について取組のポイントや進め方を整理するため、障害児支援との連携や交流によって、本人支援・家族支援・地域支援の観点で奏功している取組を取り上げた。

アンケートの回答結果をもとに、児童発達支援では、併設している保育所等と設備の共有・交流保育を実施している事業所のうち、併設により児童発達支援を利用しているこどもや保育所等のみを利用しているこども、児童発達支援や保育所等の職員等に変化が見られた事例を取り上げた。

また、放課後等デイサービスでは、併行利用する放課後児童クラブとの連携・放課後児童クラブとの交流に分けて、それぞれについて積極的に取り組んでいる事例を取り上げた。

地域の事業所等と連携してインクルージョン推進に向けた取組を進めている自治体については、インクルージョン推進に向けて地域の事業者等と連携している市町村を抽出するため、巡回支援等を委託している市町村およびインクルージョンに向けて事業者等と連携している市町村を抽出した。

図表 83 ヒアリング対象

	目的	対象	実施方法
A 児童発達支援事業所 向け	- 保育所等と併設している児童発達支援の設備の共有や交流保育における取組事例の収集 - 上記における児童発達支援の担う役割の抽出	児童発達支援事業所 4 か所	個別ヒアリング調査（現地）
B 放課後等デイサービス向け	- 放課後等デイサービスにおける放課後児童クラブ等との連携等の取組事例の収集 - 上記における放課後等デイサービスの担う役割の抽出	放課後等デイサービス 4 か所	個別ヒアリング調査（現地・オンライン）
C 自治体向け	自治体において、官民協働で行うインクルージョンの推進への取組等の取組事例の収集	市町村 3 自治体	個別ヒアリング調査（オンライン）

図表 84 ヒアリング実施日程・形式

#	分類		概要	実施日	備考
1	児童発達支援	認定こども園まゆみ・マープルハウスまゆみ	児童発達支援と認定こども園の併設型事例。	2/27（木）13:30～ 現地	保育政策課との合同ヒアリング
2		甘露保育園・蓮の音こども園	児童発達支援と認可保育所の併設型事例。	3/4（火）13:00～ 現地	保育政策課との合同ヒアリング
3		富士見台聴こえとことばの教室	児童発達支援と認可保育所の併設型事例。難聴児が中心。	2/20（木）14:00～ 現地	－
4		東郷町立児童発達支援ハーモニー	公立の児童発達支援と認可保育所の併設型事例。	2/26（水）10:30～ 現地	－
5	放課後等 デイサービス	デイサービスもみの木	放課後等デイサービスと放課後児童クラブ、企業主導型保育所の併設事例。	2/21（金）9:00～ 現地	－
6		児童支援センター エミール	放課後等デイサービス・児童発達支援と放課後児童クラブ、保育所の併設事例。	2/25（火）10:00～ 現地	－
7		放課後等デイサービス風和々	公設公営の放課後児童クラブ（他法人）との交流事例。	3/13（木）9:00～ オンライン	－
8		オハナ・おうえんじゃー リノ	小学校・公設公営の放課後児童クラブ（他法人）との連携事例。	3/6（木）9:15～ オンライン	－
9	自治体	京都府京都市	指定都市における児童発達支援センター間のネットワークや行政との連携事例	2/14（金）9:00～ オンライン	－
10		栃木県足利市	医師や特別支援学校などの多職種と連携した一般施策の施設への巡回支援の事例。	2/20（木）10:00～ オンライン	－
11		熊本県益城町	町村における児童発達支援センターと連携した一般施策の施設への巡回支援の事例	3/5（水）13:30～ オンライン	－

（２）調査結果概要

① 児童発達支援事業所

■事業所の理念

- ヒアリング対象の事業所では、事業所の理念として、障害の有無にかかわらずひとりのこどもとして育ち、こどもが地域の中で育っていくことを重視しており、管理職から現場の職員までその理念が浸透していた。
- 理念をすべての職員に浸透させる取組として、研修等で理念を伝えるのみでなく、職

員がこどもへの支援や保育の実践の中で、ひとりのこどもとしての育ちを支援することを身につけていた。

■設備の共有

- 研修等でヒアリング対象の事業所では、玄関や廊下、お手洗い、園庭など生活の場を共有している事業所がほとんどだった。
- 一方で、発達支援専用の場所を設けており、決められた時間以外は児童発達支援を利用しているこどものみが利用できるようにされていた事業所もあった。また、交流保育時には交流の場として開放するが、集団から離れられる場を確保している事業所もあった。

■併行通園

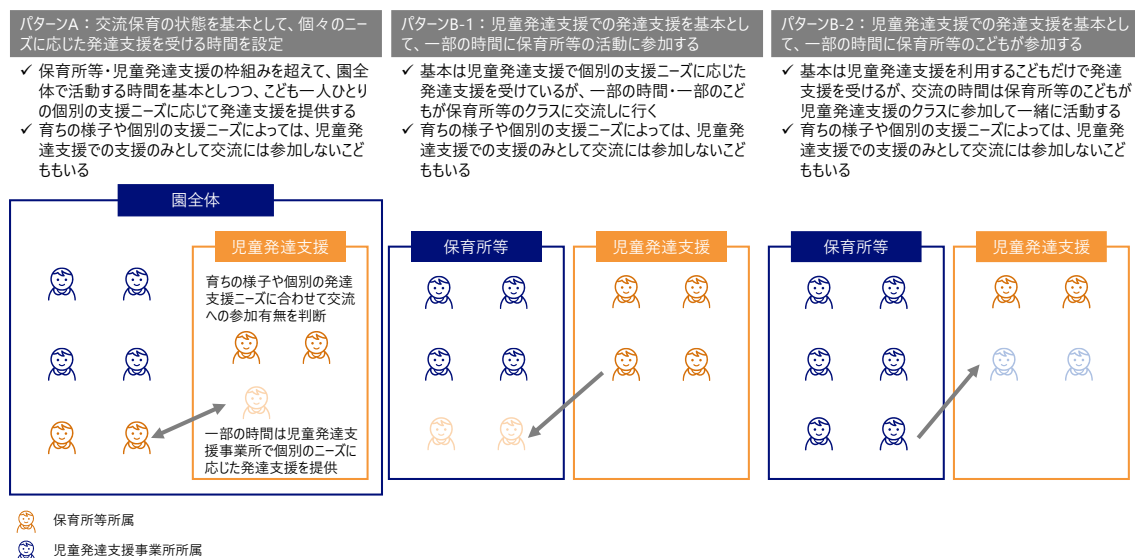
- ヒアリング対象の事業所では、併設している保育所等との併行通園をしているこどもと、児童発達支援のみ利用しているこどもの両方が所属している事業所が多かった。
- いずれの事業所も、併設している保育所等に併行通園をしているこどものみでなく、地域の保育所等との併行通園をしているこどもも在籍していた。
- 他の法人の保育所等との併行通園している場合も、併行通園先との情報共有や連携に取り組んでいたが、同一法人内の併行通園と比較して、連携に苦慮していた。理念やインクルージョンに対する考え方の相違に起因する難しさも生じていた。

■交流保育の概要

- ヒアリング対象の事業所では、併設する保育所等との併行通園しているこどもも、児童発達支援のみを利用しているこどもも、交流保育の機会が設けられていた。
- 児童発達支援のみを利用しているこどもについては、本人の育ちや発達支援の観点から、保育所等のこどもとの交流が有効なタイミングを見計らって、交流保育を実施していた。こどもの発達段階や個別の支援ニーズを踏まえて、併設先の保育所等があっても、交流保育への参加をしない場合もあった。この判断は、児童発達支援の職員が中心となりつつ、交流を行う際は、保育所等の職員も含めて検討している事例もあった。
- 交流保育では、児童発達支援を利用するこどもが保育所等に出向く場合とその逆の場合の両方が見られた。事業所によっては、その設備の構造上、広い共有部分を活用して交流できるようにしていた。
- 児童発達支援の利用中に交流保育を行う場合は、A：交流保育の状態を基本として、こどもの育ちや発達支援の必要性に応じて、個々のニーズに応じた発達支援の時間を設定する、B：児童発達支援での発達支援を基本として、一部の時間に交流保育のプログラムを実施する、という2パターンが存在した。さらに、Bの中でも、保育所

等のクラスに児童発達支援のこどもが参加する場合と、その逆に児童発達支援のクラスや活動の場に保育所等のこどもの一部が参加する場合が存在した。

図表 85 交流の方法の例



- 交流保育中は、児童発達支援の職員も交流保育の場に入り、保育所等の職員と一緒に保育に参加し、児童発達支援のこどものみならず、保育所等のみを利用するこどもにも目を配っていた。その際、児童発達支援の職員が同事業所を利用するこどもとはあえて距離をとり、保育所等の職員や保育所等のこどもとの交流を促す工夫が見られた。それにより、児童発達支援を利用するこどもも、保育所等のこどもと一緒に遊んだり、わからないことを聞いたりすることで、交流が生まれていた。

■双方の職員の情報共有や研修

- 交流保育に参加する児童発達支援のこどもの特性や保育の中での留意点をあらかじめ交流先の担任保育士に伝えたり、児童発達支援の様子を見学したりすることで、交流保育前に個々のこどもの様子を知る機会を設けている事業所もあった。
- また、交流保育の前に交流先の保育所等のクラスの様子を児童発達支援の職員が見学したり、保育所等での活動内容・計画等を知る機会を設けたりしている事例があった。また、日頃の交流の中で、こどもたちにかかわる中で理解することもあった。
- 交流保育の時間終了後には、保育所等の職員から児童発達支援の職員に活動の様子を共有し、今後の発達支援に活かしていた。
- 個別のこどもに関する情報だけでなく、障害のあるこどもの育ちや保育上の工夫など障害児保育全般について情報共有や研修を行っている事例もあった。

■アセスメント・計画・振り返りのプロセス

- こどもの様子からアセスメントし、個別支援計画などの中で交流の活動も一つの具体的な支援として、支援目標や支援内容を記載していた。個別支援計画の作成は児童発達支援の児童発達管理責任者が作成し、保育所等の職員にもその内容を共有していた。
- 個別支援計画の見直し時には、保育所等の交流先の職員からも交流時のこどもの様子を聞き取り、個別支援計画の内容に反映させていた。
- ヒアリング先の中には、1日単位でこどもの様子や育ちを振り返り、次の保育の内容を検討、実践するというPDCAサイクルを実践している事例もあった。

■併設型における児童発達支援の役割

- 交流場面の参加前に個々のこどもの発達段階や個別の支援ニーズをアセスメントし、その中で交流保育の参加の仕方や参加中の合理的配慮の方法を提案していた。
- 交流保育以外の場面での発達支援を通して、交流保育の中では十分に対応できない個別の支援ニーズに対応した支援を行っていた。
- 保育所等の職員との研修や打合せを通して、一人ひとりのこどもの発達段階のアセスメントや個別の支援ニーズへの対応の考え方・方法を共有していく役割も担っていた。
- 児童発達支援を利用するこどもだけでなく、保育所等のみに通うこどもの中で発達支援が必要なこどもや配慮が必要なこどもへの保育の方法を考えたり、保護者との相談に一緒に対応したりしていた。

■併設・交流保育の意義や効果

- 障害のあるこども本人については、こどもの得意と苦手を新たに発見する機会になる、多くのこどもと接する機会を持ち受け入れられる経験を得ることでこどもの自己効力感をはぐくむことにつながるといった意見があった。また、児童発達支援以外の場所があることで、自分の居場所が増えるという点も効果として指摘された。さらに、特に就学直前のこどもでは、地域の小学校のこどもと接する機会を持つことで、小学校でもなじみやすいという効果をねらいの一つとしている事業所もあった。
- 保育所等のみに通うこどもにとっても、障害のある（=自分たちとは少し違う）こどもと接することで、違いを受け入れ、助け合ったり話し合ったりしながらともに過ごすことを自然と身につけていくことを効果として挙げていた。また、発達支援で導入されている視覚的支援や感覚統合などに触れることで、障害のないこどもにとっても発達にプラスになっているとのことであった。
- 保護者にとっては、交流保育が当たり前の園で過ごすことにより、インクルーシブな環境を当たり前のものとして認識するようになっていく。また、特に保育所等のみを

利用するこどもをもつ保護者にとって、児童発達支援の存在が身近になることで、事業所の職員に気軽に相談するきっかけとなり、家庭での子育てについて助言を得たり、こどもや保護者の支援ニーズに応じた適切な支援につながったりすることもあるとのことであった。

- 保育所等に通うこどもの中にも、集団になじみにくかったり困りごとがあったりするこどもも少なからずいる中で、発達支援の専門職として児童発達支援の職員が見ることで、困りごとを減らす工夫や対応方法を伝えていた。

■保育所等への移行

- 併設型での障害のないこどもも含めた集団活動を経て、地域の保育所等への移行や地域の小学校への進学準備につなげている事例もあった。地域の保育所等への移行にあたっては、こどもが利用している障害児相談支援の相談支援専門員にも交流時の様子を共有し、それを踏まえた保護者やこどものニーズや希望を相談支援専門員から伝えてもらっていた。半年に1回程度の頻度でモニタリング会議を実施し、その際に保育所等への移行も視野に協議している事例が複数あったが、事前に相談支援専門員に情報共有することで、保護者やこどものニーズ・状況を反映しやすくしている事例もあった。

■課題

- 地域の他の事業所や保育所等との連携やインクルージョン推進の考え方の浸透に課題を感じていた。自事業所・法人の中だけでは人員にも限りがあり、すべてのニーズに応えることは難しい。一方、地域の他の事業所の中には、障害のあるこどもを区別して、併行通園に消極的だったり、児童発達支援のみの利用を進めたりするところもある。併行通園先の方針により、思うように連携が進まなかったり、現在の園との併行通園をやめて併設先の保育所等への転園を希望されたりする場合もある。
- ひとりのこどもとして尊重し、排除しないこどもの育ちを地域に広げていくため、地域の他の保育所等への保育所等訪問支援などの取組を行おうとする事業所もあった。

② 放課後等デイサービス

■放課後児童クラブとの併行利用時の連携

- 放課後等デイサービスにおいて、併行利用先の放課後児童クラブと情報共有・連携している事業所があった。
- ヒアリング先の放課後等デイサービスでは、利用児童の通う小学校や放課後児童クラブに赴いて情報交換するだけでなく、小学校や放課後児童クラブを訪問し、放課後等デイサービスでの様子を踏まえて、日常生活の過ごし方について教員や職員の後方支援を行う事例もあった。障害児支援の専門性を活かして学校や放課後児童クラ

ブに助言できるだけでなく、日頃の生活の様子がわかることで、放課後等デイサービスでの行動の背景を詳しく知り、発達支援につなげることができていた。

- 学校や放課後児童クラブとしては障害のあるこどもの対応に悩んでおり、そのことについて日頃からよく知る放課後等デイサービスの職員に入ってもらいながら、全体として障害のあるこどもへの支援の方法の助言をもらえることについて歓迎されていた。

■放課後児童クラブとの交流

- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの交流を行っている事例としては、同一法人が両事業を併設して行っている場合（併設型）と、別法人の事業所同士で交流を行っている場合（非併設型）がある。
- 同一法人の併設する放課後児童クラブと交流する場合は、合理的配慮を行いながら日常生活の中で同じ活動を行うなど交流していた。主に放課後等デイサービスの職員が、放課後等デイサービスを利用する障害のあるこどもを中心に、一人ひとりのこどもに目を配りつつ、放課後児童クラブを利用するこどもと合わせて対応が必要な場面では適宜両事業の職員が連携して支援を行っていた。
- 放課後等デイサービスを利用する一人ひとりのこどもの育ちに合わせて、個別支援の時間を設けるなど、交流活動だけでなく、専門職による個別の支援ニーズに合わせた支援を行っていた。
- 非併設型での交流では、日程を決めて月に 1 回程度交流の機会を設けていた。近隣の放課後児童クラブに出向き、日常の遊びに参加している。
- いずれの場合も、交流の中で同学齢だけでなく広い年代のこどもと一緒に活動することで、互いに認めあい、助けあう関係が自然にできている。障害の有無にかかわらず、互いの得意を活かして助けあったり教えあったりする関係を築き、自己肯定感をはぐくむことにつながっていた。
- また、職員が障害の有無にかかわらず、一人のこどもとして対等にかかわったり、一緒に活動したりすることで、こどもたちも同様に、ひとりの仲間として交流するようになる。

■放課後等デイサービスとしての専門性

- 併行利用先との放課後児童クラブとの連携にあたっては、放課後等デイサービスにおける個別のアセスメントやそれをもとにした個別の支援ニーズを踏まえ、集団活動が中心の放課後児童クラブの中で対応可能な合理的配慮の方法や集団活動に参加できる工夫について提案していた。
- 放課後児童クラブとの交流においては、こども一人ひとりの発達段階や支援ニーズを踏まえた、交流活動中における合理的配慮を中心的に行っていた。その様子から学び、放課後児童クラブの職員も放課後等デイサービスの利用有無にかかわらず、こどもに合わせて合理的配慮をしながら活動を行えるようになりつつある事例もあった。

■放課後児童クラブとの連携・交流の課題

- 連携・交流ともに、特に放課後児童クラブ側の人材不足が課題として指摘された。放課後等デイサービス側に連携・交流の意向があっても、放課後児童クラブ側の体制上対応が難しいこともある。その結果、放課後等デイサービス側が希望しても、連携・交流の実現に至らないこともある。
- その中でも、障害の有無にかかわらず地域の中でこどもの育ちを支援するという理念を共有することや、放課後児童クラブの中で特性のあるこどもへの支援のポイントを伝えることで、連携・交流の機会が開けていった事例が見られた。
- 法人をまたいだ交流では、放課後児童クラブのルールから活動の範囲に制限が生じることで、交流が進まない要因となっていた。一方で、障害のあるこどもが利用する放課後等デイサービスでは、日々の活動のルーティンが決まっており、そこから外れることが難しいことで、スケジュールの調整ができないという意見もあった。

③ 自治体

■自治体におけるインクルージョン推進や一般施策の利用の考え方

- 障害の有無にかかわらず地域の中で育つことを重視し、保護者や個々のこどもの支援ニーズを踏まえたうえで、一般施策との併行利用を基本方針としている自治体があった。児童発達支援や放課後等デイサービスの利用の際には、こどもの状態等を踏まえた上で、全日（23日）の支給決定を原則行わないなど、一般施策の保育所等・幼稚園や放課後児童クラブとの併行利用を促す自治体もあった。

■児童発達支援センターと連携した巡回支援の取組

- 指定都市では、市内に複数の児童発達支援センターが設置されているため、児童発達支援センター間での連携や役割分担が必要であり、行政としてネットワーキングや連携の主導の役割を担っていた。ヒアリングを行った京都市では、児童発達支援センターが参加する連絡会を立ち上げ、その中で支援の質の向上や中核機能に関する議論を深める中で、巡回支援の取組を委託で行うこととなった。
- 一方、町村など小規模自治体では、周辺自治体を含めた圏域で児童発達支援センターが1か所設置されていることもあり、児童発達支援センターのリソース不足への対応や周辺自治体との取組の方向性の整合がポイントとなっていた。

■自治体規模の違いによる児童発達支援センターと行政の関係

- 京都市および益城町では、一般施策の保育所等や幼稚園に対して、児童発達支援センターに委託して巡回支援を行っていた。障害のあるこどもや集団生活が難しいこどもの保育について、支援員が園の困りごとの相談に乗っている。
- 児童発達支援センターの支援員と自治体の保健師が同行して保育所等に訪問している自治体（熊本県益城町）もあった。保健師が同行することで、発達支援につながっていないこどもの保護者に対する働きかけでの連携がスムーズであるというメリッ

トがある。乳幼児健診や保健センターでの発達相談といった行政施策とのつながりも行いやすい。

- 巡回支援に当たって、医師や特別支援学校の教員が同席して巡回支援を行っている自治体（栃木県足利市）も見られた。特別支援学校の教員が同席することで、卒園後の学校生活のイメージを入学前から持つことができるとともに、園と学校との連携や情報の引継ぎがスムーズに進むメリットがある。

■課題とその対応

- 巡回支援のニーズは高まっており、対象となるこどもの数が増加する中で、一人のこども当たりにかかる時間が減少している。一方、保育所や幼稚園に巡回支援の目的が正しく認識されておらず、園で育てにくいこどもを”発達支援につなぐもの”としてとらえている場合もある。正しい認識を持ってもらうため、すべての園長が集まる会議にて、巡回支援の意義について講義を行う自治体（熊本県益城町）があった。
- 児童発達支援事業所の数が増えるにつれて、特性のあるこどもや集団生活が難しいこどもは児童発達支援を使えばよいと考え、分離が進んでしまうという懸念を持っている。巡回支援や児童発達支援センターによる保育所等の支援により、保育士の専門性を高めていく必要がある。

保護者ニーズの変化により、児童発達支援の利用を希望する保護者が増加している。保護者の希望も踏まえつつ、インクルージョン推進の重要性を保護者にも啓発していく必要がある。

児童発達支援 ヒアリング結果個票

1. 学校法人まゆみ学園 認定こども園まゆみ・マーブルハウスまゆみ

■基本情報

児童発達支援事業所 概要		
	法人名	学校法人まゆみ学園
	児童発達支援事業所名	児童発達支援事業 マーブルハウスまゆみ
	所在地	福島県二本松市
	設立年月	令和3（2021）年7月
	事業	・ 児童発達支援
	契約児童数	・ 16名（定員10）
	対象児童年齢	・ 3～5歳児
	契約児童の障害種別	・ 知的障害 ・ 発達障害 など
保育所等 概要		
	施設名	認定こども園まゆみ
	施設種別	幼保連携型認定こども園
	設立年月	平成19（2007）年
	在籍児童数	150名
併設・交流保育の状況		
	併行通園児童数	19名 ・ 併設している保育所等 16名 ・ 併設している保育所等以外 3名
	併設の類型	同一建物内に設置

出所）ヒアリング内容等より NRI 作成

■保育所等・児童発達支援共通での理念・重視している考え方

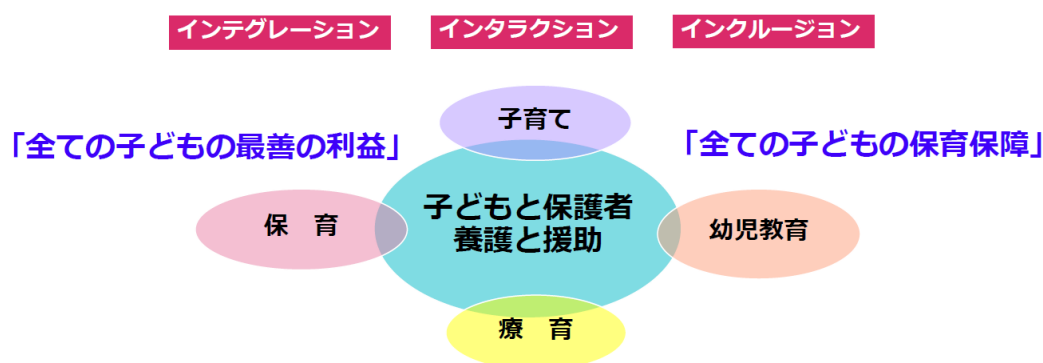
- ・ インテグレーション、インタラクション、インクルージョンの3つのキーワードで包括的に運営体制を構築している。すべてのこどもの最善の利益とすべてのこどもの保育保障をこどもの権利として保障するものとする。
- インテグレーション：異なる複数のものを組み合わせて「統合」すること。幼児教育・保育・子育て支援が統合されているとともに、各施設が連携・統合されて

運営されることを目指す

- インタラクション：行動を起こしたときに一方通行にならず、相手側の行動に対応しリアクションする。
- インクルージョン：社会を構成するすべての人が、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、障害の有無をはじめとした、持っている属性によって排除されることなく、だれもが構成員の一員として分け隔てられることなく地域で当たり前に存在し、生活することができる社会を目指す。

図表 86 まゆみ学園の理念

「認定こども園まゆみ」は、地域の子どもと保護者のために包括的に一体的・一貫的に対応する新たな認定こども園として、3つのキーワードを基本として設置



「インクルーシブ保育」「障がいのある子も無い子も共に学び、共に育つこと」ができること、最初から分けずに包みこもうという概念。障がいや病気（あるいは他の事情）をもつ子どもでも幼児教育・保育から排除されることなく共に育ち学びあえる子どもの権利として保障するものとする。

■併設・交流保育の実施に至った経緯・理由

- ・ 東日本大震災の後、心理的に不安定なこどもや落ち着きのないこども、クラスになじめないこどもなど、さまざまな困りごとのあるこどもが増加した。様々なこどもがいる状況を踏まえ、こども園の中で保育・教育と児童発達支援を一体的に行い、多様なこどもの育ちを包摂して支える「インクルーシブ保育」を展開することとした。認定こども園まゆみの建て替えに伴い、新園舎内に児童発達支援事業所を併設することとなった。
- ・ これにより、これまでは「特性のあるこどものための職員の加配」での対応だったところ、発達支援の専門職を置いて支援の専門性を高めつつ、専門性を園全体に広め、すべての職員の専門性向上に活かすことができるようになった。

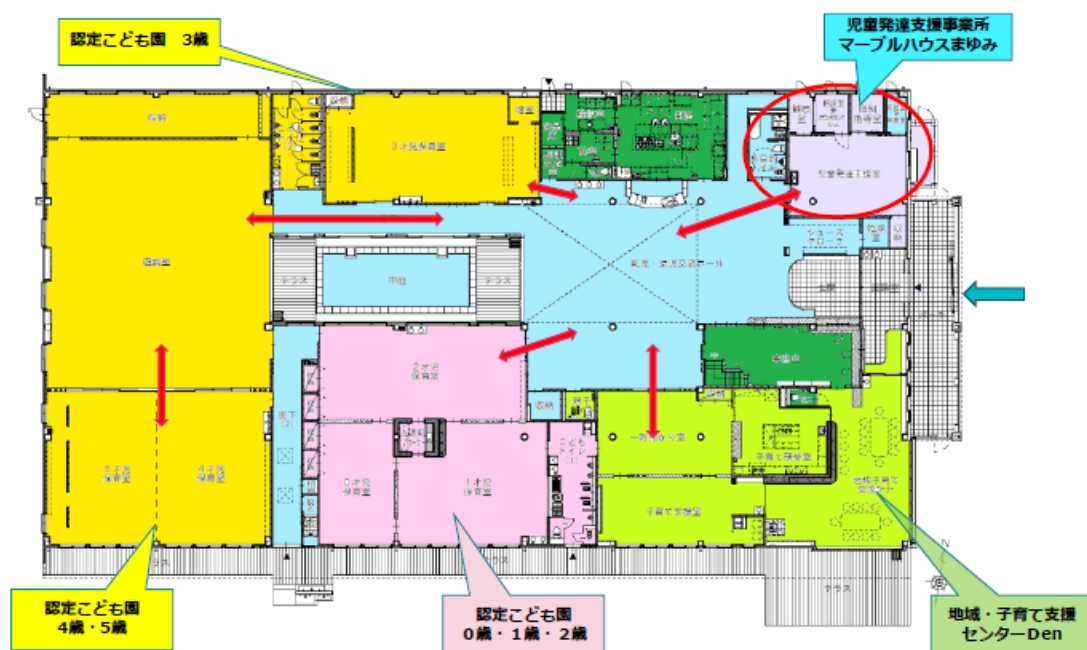
■設備の共有の状況

- ・ 同一の建物内に認定こども園・児童発達支援・地域子育て支援センターを併設している。園舎の玄関を統一するとともに、手前に児童発達支援や地域子育て支援センターを配置し、開かれた空間としている。

- ・ 園内の仕切りを可動式として、こどもたちがスムーズに行き来できる設計がなされている。
- ・ 一方で、児童発達支援事業所は防音室を設けるなど、特に障害のあるこどもが落ち着く場や保護者との相談に対応できる環境が整備されている。

図表 87 認定こども園まゆみ・児童発達支援事業所マーブルまゆみの平面図

認定こども園まゆみ 地域子育て支援センターDen 児童発達支援事業所マーブルハウスまゆみ 平面図



■交流保育の取組概要

- ・ 児童発達支援と併設のこども園の併行通園をしているこどもは、児童発達支援の時間は個別や小集団の発達支援を受け、それ以外の時間はこども園のクラスで過ごす。
- ・ こども園として異年齢保育を導入するなど、こども主体の活動を重視している。
- ・ 児童発達支援のみ利用するこどもも、児童発達支援のプログラム内に交流保育の時間があり、こども園の環境で共に過ごす経験も重ねている。個別プログラムにおいても集団生活の中での様子を踏まえて計画している。こどもの発達段階に応じて、個別での発達支援を中心とする場合もあり、個々のこどもに合ったプログラムをオーダーメイドに設定している。

■交流保育時の工夫

- ・ 事前準備
 - 年度初めの職員全体会議で基本理念を説明し、全職員に理解してもらう機会を持っている。そのほか、新人職員には OJT の機会があり、その中で理念が実践される様子を理解してもらう。
 - こども園の保育教諭の障害児保育への理解を深めるため、児童発達支援の職員とともに発達支援に関する研修や事例検討会に参加している。事例検討では、こども園の中で対応に困っているケースを保育教諭が選び、非常勤である臨床心理士に助言をもらいながらそのテーマで検討会を行っている。
 - 児童発達支援を利用するこどもについて、個別支援計画をもとに、そのこどもが保育時間に過ごすクラスの担任、児童発達支援の職員、副園長、主観保育教諭で情報共有をしながら、就学までに育ってほしい「10の姿」を個別にとらえ、クラスにて様々な保育活動を実践できるようにする。集団生活の中でそのこどもが苦手としていることや身につけたいことを上げ、その中で優先順位をつけて個別支援の内容を考えている。
 - 朝のミーティングでその日のスケジュールや保育の内容・配慮事項について短時間で共有し、園内のすべての職員がその日の活動について共通認識を持っている。
- ・ 交流保育中
 - 障害・特性に配慮しながら、特定のこどもの担当を決めず、チーム全体で保育をカバーする運用方法としている。
 - 学齢ごとに教室を区切らず、自由に行き来できる環境であるため、学齢を超えた交流を含めた、こども一人ひとりを主体とした保育を展開している。
- ・ 実施後・フォローアップ
 - 1日の保育の終了後に各部署で振り返りや翌日の予定について話し合い、17時までに翌日の乳児部・幼児部・児童発達それぞれの予定表を提出することとなっている。1日単位で計画、実践、振り返りの PDCA サイクルを回しているため、計画策定や記録の負荷なく行えている。
 - 半年に1回合同モニタリング会議を実施し、児童発達支援の職員とこども園の職員が一緒に個々のこどもの発達段階や支援ニーズを振り返り、それをもとに個別支援計画の見直しを行っている。

図表 88 1日のスケジュールの例

	認定こども園まゆみ 3号・2号・1号デリーブプログラム				保育教諭デリー	地域・子育て支援センターDan	児童発達支援事業所マープルハウス
7:00							
7:15	早朝保育4リ保育 1号早朝保育4リ保育				職員勤務時間 5時間30分 実働時間 8時間 休憩時間 1時間30分 事務時間 30分		
7:30							
7:45	3号通園保育	1グループ					
8:00	2号 異年齢保育					準備	準備
8:15							
8:30	職員ミーティング 本日の乳児・幼児の保育・給食・センター・児童発達・事務の最終確認						
8:45							送迎
9:00	0歳おやつ			2グループ 2号・1号異年齢保育	監視監督者の指示により保育・行事を遅らせて事務時間と休憩時間を確保 幼児部職員の事務時間・休憩時間	児童センターOP	個別の療育 小集団グループ保育
9:15	1歳おやつ						
9:30	2歳おやつ						
9:45	午前の活動						
10:00					幼児部職員の事務時間・休憩時間		送迎 準備
10:15							
10:30							
10:45							
11:00	0歳昼食			昼食は1・2グループ合同	乳児部職員の事務時間・休憩時間		個別の療育
11:15	1歳昼食						
11:30	2歳昼食						
11:45							
12:00	午睡						
12:15			年中クラス	年中クラス	年少クラス		
12:30					乳児部職員の事務時間・休憩時間		
12:45							
13:00							
13:15							
13:30							
13:45							
14:00	乳児部・幼児部・センター・児童発達の代表者ミーティング						
14:15							
14:30			おやつ		教材研究 ↓ 事務時間・休憩時間 ↓ 臨時出勤	児童センターOP	個別 記録整理
14:45			2号休息タイム	1号随時降園			
15:00				1号随時降園			
15:15	おやつ	異年齢保育		1号随時降園			
15:30	活動						
15:45							
16:00							
16:15							
16:30							
16:45	同園準備						
17:00	明日の乳児部・幼児部・センター・児童発達・事務関係の予定表の提出						
17:15							
17:30	随時降園	随時降園			事務時間 ↓		
17:45							
18:00							
18:15							
18:30							
18:45							
19:00	18:30から19:30延長保育						
19:15							
19:30							

■設備の共有・交流保育による変化・効果

- ・ 児童発達支援事業を利用するこども
 - 専門的に一人ひとりのこどもに合った発達支援を行いながら、保育と共通化していく仕組みにより、こども園も児童発達支援事業所もこどもにとって「安心できる居場所」となっている。児童発達支援・認定こども園・地域子育て支援センターがあることにより、安心して過ごせる自分の居場所を自ら選び、作っていくことにつながっている。
 - 合理的配慮を受けながら交流保育を通して集団生活の経験を積み、その中で受け入れられたり褒められたりすることで、自己効力感につながっている。就学前に集団生活においての様々な経験を通し、小学校でもスムーズに過ごすことができる。
- ・ 児童発達支援事業を利用するこどもの家族

- 園の一部として児童発達支援を利用できることが安心感につながっている。安心できる居場所ができることで、家庭での様子の変化にもつながっている。
- 毎日の発達支援記録をファイルして送っているが、児童発達支援での様子に加え m こども園での集団生活中のこどもの様子も含めて伝えられるため、こどもの理解につながっている。
- ・ こども園等のみを利用するこども
 - 障害の有無にかかわらず一緒に過ごし、職員が障害の有無による区別なくかかわる姿を見ることで、共に助け合いながら育つことにつながっている。
- ・ こども園等のみを利用するこどもの家族
 - こどもがインクルーシブな場で過ごしていくことにより、保護者も理解が進んでいる。
- ・ 児童発達支援事業の職員や発達支援
 - こども園での集団生活の様子を踏まえた個別にプログラムにつなげられている。
- ・ こども園等の職員や保育
 - 児童発達支援の専門職が園内にいることで、こども園の職員も含めて発達の専門性を身につけ、特性のあるこどもも含めて対応できるようになってきている。こどもの障害特性を踏まえた個々のこどもの困りごとに対して、必要な合理的配慮の工夫を実践している。
 - 児童発達支援の中で用いられる視覚的支援の手法などを、こども園全体に導入するなど、特性にかかわらず全員が活用できる工夫をしている。
 - 発達支援の専門職がいることで、こども園での活動中に特性に気が付く場合もある。その場合に保護者との相談や発達支援へのつながりがしやすくなった。
 - こども園のみに通うこどもで特性のあるこどもに対して、こども園の保育でも加配をつけずに特性に配慮した保育をできるようになってきた。また、早期支援につながるような声掛けや保護者との相談体制も整いつつある。

■取組上の課題

- ・ 発達支援利用希望者の増加に伴い、定員超過を理由にお断りせざるを得ない状況がある。児童発達支援のみを利用し、他の保育園等と併行通園する保護者から、まゆみ学園への転園を相談されることも多くなってきた。今後定員の変更や新たな施設での展開が課題である
- ・ 他の保育所等との併行通園の場合に、園の保育方針やそのこどもの日常生活などの共通理解がとても重要であり、そのための仕組みが重要と考えている。

2. 社会福祉法人上田明照会 甘露保育園・蓮の音こども園

■基本情報

児童発達支援事業所 概要		
	法人名	社会福祉法人上田明照会
	児童発達支援事業所名	蓮の音こども園
	所在地	長野県上田市
	設立年月	昭和 29 (1959) 年
	事業	- 児童発達支援センター - 保育所等訪問支援事業
	児童数	定員児童数：30 名 契約児童数：40 名
	対象児年齢	0 ～ 5 歳児
	契約児童の障害種別	- 知的障害 - 発達障害 - 肢体不自由 など
保育所等 概要		
	施設名	甘露保育園
	施設種別	認可保育園
	設立年月	大正 15 (1926) 年
	在籍児童数	90 名
併設・交流保育の状況		
	併行通園児童数	0 名
	併設の類型	同一敷地内に設置

出所) ヒアリング内容等より NRI 作成

■保育所等・児童発達支援共通での理念・重視している考え方

- ・ お釈迦様の教え「明るく 正しく 仲良く」を児童福祉施設のおちかいとして、こども・ご家族・職員間で共有している。
- ・ 時代や両園の状況の変化に合わせて、全ての「こども」がどのような背景を持っていると、一人ひとりの育ちの段階に合った環境を用意し、共に育ちあっていくことを支える現場であること。時代や両園の状況の変化に合わせて、全ての「こども」がど

のような背景を持っていようと、一人ひとりの育ちの段階に合った環境を用意し、共に育ちあっていくことを支える現場であること。

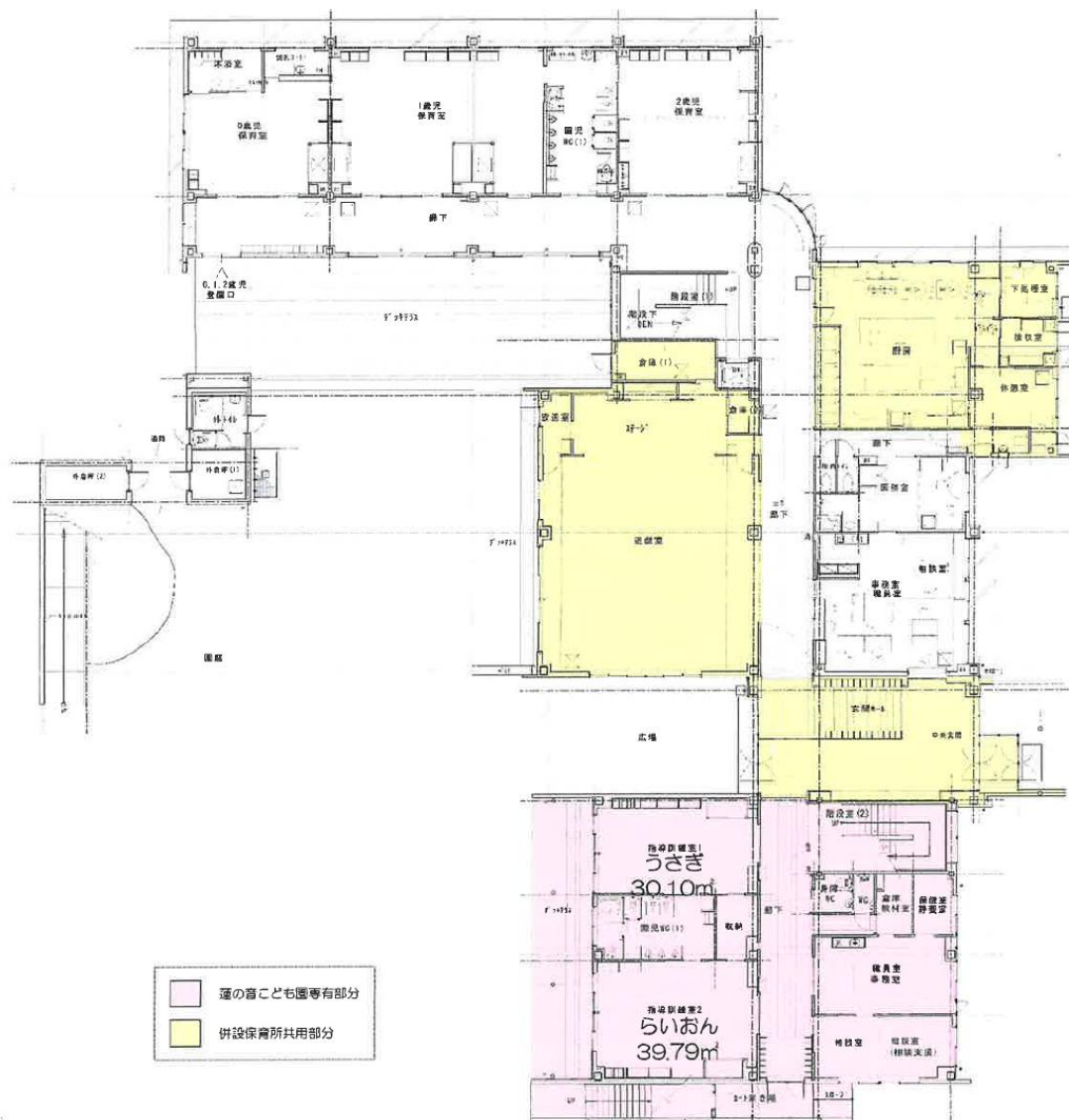
■併設・交流保育の実施に至った経緯・理由

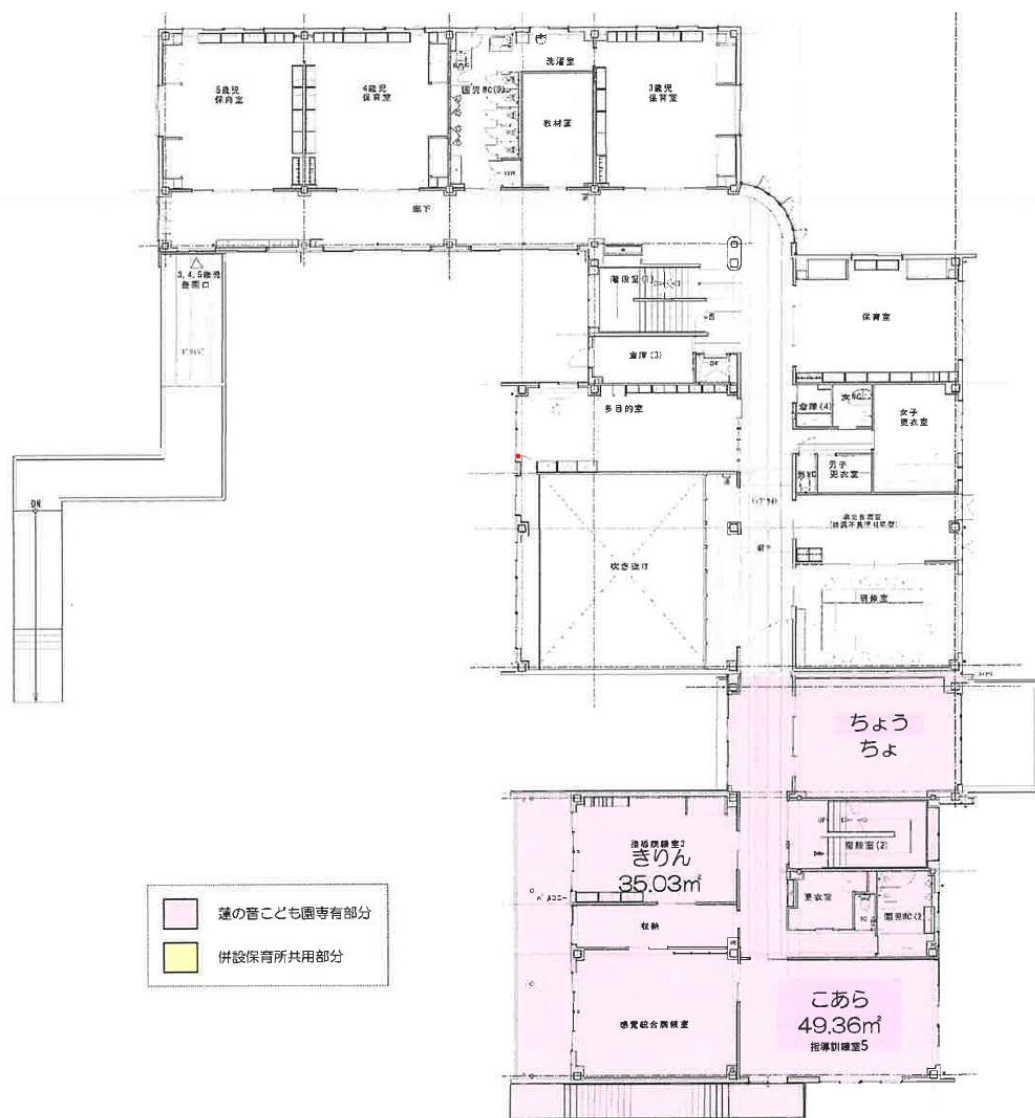
- ・ 初代会長は「社会の浄化は子どもから」の信念を持ち、大正 8（1919）年「子供会」の発足に始まり、昭和元（1926）年に保育所の前身となる託児所を開設した。
- ・ 2代目会長は教育者であり、障害のあるこどもの「早期発見・早期指導」の重要性を説き、昭和 34（1959）年全国で民間初の通園施設（現・児童発達支援センター）を開所した。
- ・ 昭和 58（1983）年、児童発達支援センターを保育所の隣地（軒下で繋がっていた）に移転させた。その後 10 年以上はそれぞれの事業運営を中心に行っていた。
- ・ 平成になり、さまざまな子どもたちが共に過ごすことの意味を具現化するため、関係性の構築に取り組み始めた。
- ・ 法人設立 100 周年記念事業として、児童福祉施設の新築工事に着手し、平成 29（2017）年に保育所、平成 30（2018）年に児童発達支援センターが完成し、現在の合築環境が整い、双方の関係性を段階的に深める途上にいる。

■設備の共有の状況

- ・ 保育所と児童発達支援事業所は、渡り廊下でつながっており、行き来できる環境となっている。
- ・ 玄関、大きな遊戯室、厨房等は共有となっているほか、各クラスの保育室の前には広い廊下があり、廊下に出て年齢をまたいで遊べる構造となっている。

図表 89 蓮の音こども園・甘露保育園の平面図





出所) 社会福祉法人上田明照会提供資料

■交流保育の取組概要

- ・ 昭和 58 (1983) 年、児童発達支援事業所と保育所を隣地に移転させたのち、平成 7 (1995) 年頃より保育所の中に発達支援室を 1 部屋おき、自由遊びの時間に、共に行き来できるようにしていた。
- ・ 平成 30 (2018) 年に合築環境になってからは、上記図面のような構造になっており、主に登園後の朝の時間を使い、園庭や廊下、おもちゃの部屋を共有して遊んでいる。
- ・ 保育所では各場所でどのような活動をしているかを視覚的に見えるようにして、こども自身が興味を持った遊びを選択して参加する。
- ・ 児童発達支援事業所を利用するこどもの中で、個別の発達段階や集団活動への関心な

どを踏まえたアセスメントにより、1年間を通して常時保育園のクラスに入って過ごす交流の取組も行っている。

- ・ 近い年齢のこどもと遊ぶ機会として、両園できょうだいクラス（ペアクラス）を作り、関わりが持ちやすいようにしている。

■交流保育時の工夫

- ・ 事前準備
 - 年に3回の会議の中で、年間の交流の方針や計画を検討・共有しているほか、毎月保育所・児童発達支援それぞれの担当が参加する担当間の話し合いの場を設けている。その中で、児童発達支援を利用しているこどもの特性や交流保育への参加の仕方などを情報共有している。
 - 法人人事の中で、児童発達支援と保育所間の異動がある。児童発達支援の経験を積んだ職員が保育所に異動することで、障害児支援の専門性を上げるとともに、保育園に通うこどもの中で特性のあるこどもへの対応を一緒に考えるというねらいがある。発達段階や特性に応じた対応の工夫、主体的な保育の工夫等、児童発達支援と保育所で大切にしている視点を両園の職員が共有できるよう、相談しやすい環境づくりを目指している。
 - クラス交流は、こども同士の関わりや集団活動に気付きや興味関心が出てきたタイミングで行っている。自由交流の様子や家族の要望なども踏まえ、交流計画を立てている。
 - 交流先のクラスは必ずしも同じ学齢とは限らず、対象のこどもの発達段階などを踏まえて、下の学齢のクラスに参加することもある。
 - 自由交流では、児童発達支援から保育所側に行くだけでなく、保育所のこどもが児童発達支援の部屋に来る環境を作っている。児童発達支援に通うこどもは、変化を苦手とすることも多く、慣れない集団の場に加え場所による変化が伴うと、混乱が大きくなる場合もあり、来てもらう取り組みを始めた。
 - クラス交流の場合は、参加する保育園のクラスのこどもたちに、特性のあるこどもたちの行動の理由や関わり方を、わかりやすく紙芝居形式で伝えている。

図表 90 保育園のこどもへの説明の例



出所) 社会福祉法人上田明照会提供資料

- ・ 交流保育中
 - 保育所では、どの遊びに参加するかをこども自身が決めるようにしており、廊下のスケジュールボードに、空き部屋や遊びの内容等が可視化されている。こどもの発想や主体性を大切にしていることから、遊びの内容が刻一刻と変化し、発展していくこともある。児童発達支援の子は、時としてその自由選択が難しかったり、急な変更を受け入れられなかったりすることがあるが、気持ちを引き出すためのやり取りや、見通しや納得のためのやり取りを行いながら、自分で選ぶ経験や折り合う経験、立ち直る経験ができるように支援している。
 - 交流時は児童発達支援の職員が基本的に配置されているが、児童発達支援のこどもだけを見るのではなく、保育所のこどもの対応をすることもある。保育所の職員も児童発達支援のこどもを対応することもある。色々な大人ともやり取りが広がるよう、あえて関わり合えるアプローチを試みることもある。
 - クラス交流中に、参加したがない場合や、参加してみたものの難しくなってしまう場合もある。その時は、無理に交流を続けずに、一度その場から離れて少し離れたところから見守り、安心できる場所に戻る中で、再び参加意欲が出てきところで少しずつ交流を再開している。あくまで個々の気持ちに合わせて参加す

る。

- クラス交流は、日常的に毎日クラスに参加することがポイントであった。以前は週に1～2回の交流であったが、その際はイベント感があり、クラスになじむことに時間がかかったり、周りの子がお世話をしすぎてしまったりすることがあった。毎日の交流とすることで、クラスの一員として、お互いを知っていかれることを目指している。
- 児童発達支援・保育所ともに、こどもの小さな成長を見つけてほめるという関わりが組織として浸透してきている。そのことにより、こどもが安心して気持ちを表出しチャレンジを広げる事ができるよう努めている。
- 保育所のこどもが、児童発達支援のこどもの行動に対して、注意をしたり否定的な発言をしたりする場面もあるが、児童発達支援のこどもの気持ちを代弁することや、行動の理由を伝えることで、保育所のこどもの捉え方が変わることもある。

- ・ 振り返り

- 個別支援計画の見直しは、児童発達支援職員間で行っているが、評価の際に保育所職員の意見を聞くことがある。
- 両園の活動内容とこどもたちの様子を振り返り、評価して次の活動内容や支援方法を考えている。
- 個々のこどもの交流中の様子などを障害児相談支援の相談支援専門員にも共有し、保護者のニーズも踏まえて地域の保育所等への移行や併行通園、小学校への進学も視野に入れた支援を行っている。自法人でも障害児相談支援を実施しているが、居住地の障害児相談支援を利用することが推奨されている。障害児相談支援の相談支援員は地域の保育所等を含む資源や関係機関の情報を多く持っており、地域の保育所等への移行や併行通園について検討する際には、その強みが発揮されている。

- ・ その他研修など

- 交換研修や合同でのケース検討・学習会などを開催している。児童発達支援の職員と保育所の職員が一緒に研修を受け、発達支援の知識を深める取り組みをしている。児童発達支援と連携している医療機関の医師や、専門訓練士、心理師等に講演を依頼することもある。

■設備の共有・交流保育による変化・効果

- ・ 児童発達支援事業を利用するこども
 - 児童発達支援を利用するこどもの中にも、少人数のこどもとの関わりだけにとどまらず、さらに大きな集団活動に興味関心を持つこどももいる。そうした関心を拾って集団の中で過ごすことで、さらに遊びや対人面のやり取りが広がってい

る。また、自分で情報を取りに行く、考える機会が増えている。

- 集団活動の中ではスケジュール通りに進まず、参加したかった活動に参加できないこともある。そうした葛藤の経験を積めるのは保育所との交流の利点の一つである。葛藤に折り合いをつけながら感情をコントロールすること、それを自分で意思決定して受け入れていくことの経験を積み重ねることで、成功体験や自己肯定感につながっていく。
- ・ 児童発達支援事業を利用するこどもの家族
 - 児童発達支援を利用する保護者は、保育集団の中で過ごすわが子を見て、こどもの育ちの可能性を見出し、保護者の子育て意欲を向上させることができる。
- ・ 保育所等のみを利用するこども
 - 職員が障害の有無にかかわらず、一人のこどもとしてかかわっている姿に触れることで、保育園のクラスのこどもも「●●ちゃん（くん）はこういうこともある子だね」と自然に受け入れ、互いに認め合う行動がとれるようになっている。
- ・ 保育所等のみを利用するこどもの家族
 - 家族が保育所入園前見学の際に、児童発達支援との関係性について、日常的な交流があり、共に育つことを伝えている。過去には交流に否定的な保護者もいたが、現在は否定的な意見はなく、取組の経過の中で保護者の理解を得られていると感じている。
 - 夏祭りなどの行事や、保育所の保護者の保育参加を通して、障がいの有無に関わらず一緒に過ごす様子を知ることによって受け入れられていく。
- ・ 児童発達支援事業の職員や発達支援
 - 発達の段階に応じ、単発ではなく継続的に保育所園児と交流することで、これまでと違った様子が見られ、新たな力を発見することがある。再アセスメントしながら支援をアップデートしている。
- ・ 保育所等の職員や保育
 - 保育園に通うこどもの中にも支援が必要なこどもが増えている中で、相談できる体制があり、困難なケースでも一緒に考えられるという安心感がある。人事異動を通して、発達支援の専門性をもつ職員が配置されることも強みである。
 - 両園での研修を積み重ね、専門性を高めることができる。

■取組上の課題

- ・ そもそも児童発達支援から地域移行（特に保育園・幼稚園等への移行）については、個々の発達状況や移行する市町村の規模や体制により異なり、標準化した基準を設けることが難しい。
- ・ 地域共生社会と謳い、障害の有無にかかわらず、全てのこどもに対して一体的支援を目指すという方向性について、市町村行政を含め共通認識を持つことの難しさがあ

る。個別に配慮された支援を適切な子育て環境とし、分離的な振り分けが行われている印象を強く持っている。(自治体内の障害児通所支援の資源が充実していることが、かえって分離を生んでしまっている)

- ・ 大多数の子育て支援施設においても、配慮の必要な子の預かりが増加傾向、多岐にわたる保護者対応等に苦慮している現状はあるが、それを理由に障がいのあるこどもの居場所を奪うようなことはあってはならないと考える。一般の子育て支援機関の支援者が、障害特性の理解と具体的対応方法を獲得することで、地域の中で過ごすこどもが増えていくための仕組み作りを考えていく(居場所支援・出口支援)
- ・ 今後、児童発達支援事業の保育所等訪問支援事業の拡大、障害児等療育支援事業の活用により、地域の子育て支援機関が、「自園でも様々な課題を持つこどもを育てていかれる」という具体的なイメージを持てる必要がある。
- ・ 現場支援者を支える、支援者支援の仕組みも同時に形成しておくことが、持続・継続的な支援に繋がる。

3. 社会福祉法人富士見会 富士見台聴こえとことばの教室

■基本情報

児童発達支援事業所 概要		
	法人名	社会福祉法人富士見会
	児童発達支援事業所名	富士見台聴こえとことばの教室
	所在地	東京都練馬区
	設立年月	昭和 43（1968）年
	事業	児童発達支援センター
	契約児童数	87 名（令和 7 年 3 月 1 日時点） 30 名（1 日の利用定員）
	対象児童年齢	0 ～ 5 歳児
	契約児童の障害種別	- 知的障害 - 発達障害 - 聴覚障害 - 言語障害 など
保育所等 概要		
	施設名	青い鳥保育園
	施設種別	認可保育園
	設立年月	昭和 49（1974）年
	在籍児童数	90 名
併設・交流保育の状況		
	併行通園児童数	48 名 - 併設している保育所等 5 名 - 併設している保育所等以外 43 名
	併設の類型	近接又は隣接して設置

出所）ヒアリング内容等より NRI 作成

■保育所等・児童発達支援共通での理念・重視している考え方

- ・ 難聴児が将来、社会の一員として活躍できる大人となるためには、幼児期から同年齢の障がいのないこどもたちの集団の中で共に過ごすことが重要である。その実現に向けて、医療・福祉・教育の三分野が連携し、難聴児と地域の方々を支援する取り組みを行う。

- ・ インクルーシブ教育の理念において、障害のない子どもと発達特性のある子どもを単純に混ぜるだけではなく、発達特性のある子どもたちにとって成長できる環境を提供することが重要である

■併設・交流保育の実施に至った経緯・理由

- ・ 昭和 40 年代、耳鼻科医師であった創設者は、自宅で個人的に難聴児の言語治療教室を運営していた。その後、昭和 49（1974）年に施設を社会福祉法人化する際、障害児と健常児の交流を前提とした保育を目指し、400 メートル程度離れた土地に地域のこどもが通所する認可保育所「青い鳥保育園」を設立した。なお、現在は隣接する場所に保育所がある。

■設備の共有の状況

- ・ 統合保育において、児童発達支援事業所の発達支援プログラムの一環として、併設保育所に通所する子ども（統合児）が併設保育所での日常的な活動に参加する際に、併設保育所の設備を使用する。
- ・ 併設保育所と児童発達支援事業所でおもちゃや教材の貸し借りが行われている。両施設で同じ物や歌を使用することで、難聴児が混乱しにくくなるだけでなく、日常のルーティンを構築しやすくなるという利点がある。また、難聴児にとって分かりやすい物は、障害のない子どもにとっても理解しやすいため、両施設で活用するようにしている。その他にも、運動会の道具やパネルシアター、発表会の衣装や道具の貸し借りがある。
- ・ 児童発達支援事業所が保育所のホールや屋上、相談室を使用することがある。具体的には以下のような設備の共有がある。
 - ホール
 - ✓ 土曜日に発達支援事業所の保護者向け研修会や地域公開研修会等、多人数が集まれる部屋が必要な時に使用する。
 - 園庭および屋上の使用
 - ✓ 保育で使用しない時間帯に、グループで屋外での活動（水遊び、風揚げ、運動遊び等）を行う際に使用する。
 - 廊下の一部および相談室
 - ✓ 統合児と難聴の保育園児が保育園に登園する日には毎朝、保育園の 2 階廊下スペースで言語聴覚士が補聴器や人工内耳の点検を行い、3 階の相談室で短時間 5～10 分程度の個別による発達支援を行う。

■交流保育の取組概要

- ・ 併設保育所である「青い鳥保育園」の定員 90 名のうち、児童発達支援事業所に通所しながら保育所の園児として在籍するこどもは 3 名である。また、統合児は 3 名である。
- ・ 児童発達支援事業所に通所しながら保育所の園児として在籍するこども、および統合児は、統合保育において、併設保育所での日常的な活動に参加する。これらの活動は、クラスの一員として、障害のないこどもたちと同じ保育の流れに沿って行われる。
- ・ 児童発達支援事業所に通所しながら保育所の園児として在籍するこどもは、障害児として保育所に在籍しているため、加配がある。また、統合児が併設保育所で活動する際には、児童発達支援事業所の言語聴覚士が同行する。

■交流保育時の工夫

- ・ 事前準備
 - 富士見台聴こえとことばの教室は親子通園を前提としているため、こどもに必要な発達支援の日数を考慮しつつ、保護者の就労状況と調整を行いながら、こどものスケジュールを決定する。具体的なこどものスケジュールについて、終日、児童発達支援事業所に通所する場合もあれば、午前中は併設保育所に通所し、午後は児童発達支援事業所で発達支援を受ける場合もある。また、他の保育所等へ併行通園するこどもの場合も、同様にして、スケジュールを調整する。個別支援計画に基づいて支援が実施されており、当該計画の更新は半年に 1 回行われる。ただし、保護者のスケジュール等の都合により、変更が生じる場合がある。
 - 児童発達支援事業所の職員と併設保育所の職員間の連携体制として、月に 1 回の合同職員会議が開催される。また、統合保育の実施に際し、統合児に言語聴覚士が同行することで、保育士との円滑なコミュニケーションが可能である。さらに、併設保育所の保育士を対象に、難聴児への支援方法、難聴に関する疾患の知識、および補装具の使用に関する情報を提供する研修会を実施している。この研修会は、全ての保育士を対象として年に 1 回開催される。加えて、職員会議の延長として、難聴児に関する個別ケース会議を実施し、具体的な支援方針の検討を行っている。
 - 併設保育所において、毎年春に保育士を対象として、以前、児童発達支援事業所が作成した難聴児とのかかわり方に関する資料を共有している。
- ・ 交流保育中
 - 統合児が併設保育所で活動する際、児童発達支援事業所の言語聴覚士が同行するが、統合児が言語聴覚士とばかりしかかわることは統合保育の目的に反する。統合保育では、統合児が周囲の環境や他のこどもたちに慣れ、自然な交流を深めることが重要である。そのため、言語聴覚士の立ち振る舞いには配慮が求められる。言語聴

覚士が統合児に同行する際には、保育所のスタッフとしての役割を担い、保育士と協力しながらクラス全体のこどもたちの様子を見てかかわることが求められる。

- 集団生活の中で賑やかな環境が形成されるため、難聴児にとって聞こえにくい状況が生じることがある。この点について、保育士がどの程度理解し、配慮できるかが重要である。常に全ての音を聞こえやすくすることが最善策ではないが、特に聞こえにくい場合には、こどもの近くで再度話しかける、ボディランゲージを活用する、あるいは視覚的な補助教材を使用する等の対応を行う。

■設備の共有・交流保育による変化・効果

- ・ 児童発達支援事業を利用するこどもの家族
 - 難聴児に関しては、児童発達支援事業所のような発達支援施設への通所、または聾学校への進学という選択肢が一般的である中で、児童発達支援事業を利用するこどもの保護者は、児童発達支援事業所のような発達支援施設への通所を選択しており、もともと多くの保護者が、難聴児が障害のないこどもたちの集団の中でともに成長することを望んでいる。
 - 言語聴覚士が保育にも参加していることで、保護者から保育所でもよく見てもらっている、安心できるという感想があった。
- ・ 保育所等のみを利用するこどもの家族
 - 青い鳥保育園に入所する際に、統合保育についての説明があり、初めから保護者からの理解を得られている。
 - 児童発達支援事業所の言語聴覚士および心理士、保育士が併設保育所へ入ることで併設保育所におけるグレーゾーンのこどもに関して、保育所等のみを利用するこどもの保護者から相談が来ることもある。職種の異なる人間がいることで、保護者の相談先が広がる。具体的には、発語に課題があるこども、発達障害等の特性のあるこども等の相談である。
 - 児童発達支援事業所の言語聴覚士および心理士が併設保育所に関わることで、併設保育所に通うグレーゾーンのこどもに関する相談が、保育所等のみを利用するこどもの保護者から寄せられることがある。職種の異なる専門家が存在することで、保護者が相談できる窓口が広がるという効果がある。具体的には、発語に課題を抱えるこどもや、発達障害等の特性を持つこどもに関する相談が多い。
- ・ 児童発達支援事業の職員や発達支援
 - 言語聴覚士が保育の中で健聴児の言語発達を見ること、感じることは、難聴児の支援に大きな効果をもたらすと考える。
 - 児童発達支援事業所の職員が保育士のスキルを学び、児童発達支援事業所の発達支援に取り入れている。具体的には、手遊び歌、運動遊びの指導方法等である。
 - 新しく採用される職員は、統合保育に馴染みのない方もいるかもしれないが、研

修を通じて統合保育の意義が理解できるようにしている。

- ・ 保育所等の職員や保育
 - 新しく採用される職員の多くは、児童発達支援事業所と保育所が併設されている点に興味を持って応募している。

■取組上の課題

- ・ 保育所等における難聴児の受け入れが進んだ結果、難聴児が地域の保育所等に通うことが可能になった。しかしながら、障害のない子どもとともに育つ環境を提供するだけでは十分ではなく、子どもが成長できる適切な環境を整備することが重要である。各保育所等が安心して難聴児とかかわることができる環境を整備するため、研修会の実施を通じて難聴に関する知識の普及を図り、保育所等との連携を強化している。
- ・ 共働き世帯の増加に伴い、保護者の就労を理由に、発達支援において重要な幼い時期から子どもを保育所に預ける状況が増加しており、新たな課題である。
- ・ 地域の保育所等に通う難聴児の増加に伴い、各保育所等の保育士に難聴についての理解を深めてもらう必要性が高まっている。この課題に対応するため、難聴および補装具に関する公開研修会の実施や、個別の面談を行っている。現状では、公開研修会を年に1回実施しており、これにより保育士が困ったことや疑問点を連絡しやすい環境が整備されつつある。
- ・ 近年、統合児が少なくなってきた現状を踏まえ、新たに集団による発達支援（4,5歳児）での活動として、「交流活動」を取り入れて試行錯誤している。例えば、発達支援事業所の4歳児クラスの難聴児（7,8名）と、青い鳥保育園の同年齢クラスの子どもたちが月に一度、一緒に活動する時間帯を設けるといった活動である。それぞれの子どもが通う地元の保育所・幼稚園のような大きな集団かつ限られた職員の環境ではなかなか自分を発揮することができない難聴児が、集団による発達支援の中で隣の保育所の子どもや保育士と定期的に出会いながら交流をもち、人との関わりに自信を育んでいける活動になるよう、環境や内容を考え、取り組み始めている。

4. 東郷町立児童発達支援ハーモニー

■基本情報

報

児童発達支援事業所 概要		
	設置主体	東郷町
	児童発達支援事業所名	ハーモニー
	所在地	愛知県東郷町大字春木字上ノ畑 986
	設立年月	2015 年
	事業	・ 児童発達支援事業所
	契約児童数	30 名
	対象児童年齢	2～5 歳児
	契約児童の障害種別	・ 発達障害 ・ ウイリアムズ症候群 ・ 脳性麻痺 ・ 副腎白質ジストロフィー など
保育所等 概要		
	施設名	東郷町立中部保育園
	施設種別	認可保育園
	設立年月	1971 年
	在籍児童数	130 名
併設・交流保育の状況		
	併行通園児童数	11 名 ・ 併設している保育所等 2 名 ・ 併設している保育所等以外 9 名
	併設の類型	同一建物内に設置

出所) ヒアリング内容等より NRI 作成

■保育所等・児童発達支援共通での理念・重視している考え方

- ・ 発達支援施設として、こどものみでなく、保護者や職員が落ち着くことができる場所を目指した。
- ・ 児童発達支援事業所のこどもと保育所のこどもが自然に共に育ち合うことが重要であ

る。こどもを中心に、全ての関係者がその成長を支援できるように努めており、互いに学び合う環境を提供している。

■併設・交流保育の実施に至った経緯・理由

- ・ 平成 11 年から、中部保育園の保育室の一室を用いて、発達支援を目的とする「カンガルー教室」を行っていたが、その頃は母子通園のみで、定員も 10 名のみであった。平成 26 年に中部保育園の建て替えの際、発達支援施設もリニューアルすることになった。
- ・ リニューアルに際し、単独通園が可能となった。一般的に、当初は母子通園から開始し、段階的に単独通園へ移行するケースが多い。しかし近年では、保育所から児童発達支援事業所へ移行するこどもの増加に伴い、初めから単独通園となる場合も見受けられる。
- ・ 中部保育園と離れた土地に発達支援施設を作ることも可能であったが、同じ土地に発達支援施設を作ることを選択した。併設型の発達支援施設にはいくつかの利点がある。例えば、保護者が健常児の成長を間近で見ることができる点や、給食の練習を通じて発達特性のあるこどもの偏食支援を行える点が挙げられる。また、発達特性のあるこどもが健常児と共に育ち合う環境を提供することができる。さらに、保護者にとっても、発達支援施設が保育園と併設されていることで、保育園に通わせている感覚を持つことができるため、心理的な負担が軽減されと考えられる。
- ・ 交流保育のきっかけは、保育園内で大きい集団から離れがちなこどもたちに対して、少人数制で保育士が丁寧に支援できる環境として、ハーモニーに 30 分間程度交流する取り組みから始まった。その後、児童発達支援事業所のこどもたちが地域のこどもたちとつながるためには、まず知ってもらうことが重要であると考え、対象を拡大した。
- ・ 東郷町のこども健康課が実施する 3 歳児健診に、児童発達支援事業所の職員を派遣することで、保護者が安心できるように種まきを行っている。児童発達支援事業所のこどもが 3 歳児健診に参加する際、見慣れた職員がいることで、保護者もこどもも安心して健診を受けられる環境を提供している。

※交流保育時の工夫 実施後・フォローアップから移動しました

■設備の共有の状況

- ・ 児童発達支援事業所と保育園は、園庭を共有して使用している。両施設のこどもたちの生活スケジュールが異なるため、保育園のこどもが早い時間から園庭で遊び始め、遊びが落ち着いてきた頃に児童発達支援事業所のこどもが園庭を利用する。これにより、両施設のこどもが一緒に遊ぶ機会が生まれるだけでなく、児童発達支援事業所のこどもが保育園のこどもの遊び方を観察し、模倣することも見られる。時間差はある

ものの、同じ空間を共有することで、こども同士が自然に距離を縮める場が形成されている。また、駐車場も両施設で共有しており、こどもだけでなく、保護者や職員同士も日常的に自然な形で交流できる環境が整えられている。

■交流保育の取組概要

- ・ 児童発達支援事業所には、刺激に対して敏感なこどもが多く在籍しているため、こどもの発達段階に応じて適切な時期に交流を実施する。また、4月から6月にかけては、保育園に通うこどもたちも環境の変化により落ち着かない時期であることから、交流の実施時期を慎重に検討する必要がある。夏祭りや秋の人形劇などの保育園行事には、発達特性的に参加が適切と判断されるこどもや、将来的に保育園との併行通園を検討しているこどもが参加する。交流の目的を明確にし、こどもの状況に応じたねらいを設定した上で実施する。
- ・ 就学を見据え、児童発達支援事業所に通うこどもと、併設保育園の年長児との交流保育を実施している。初回は、全員で顔合わせを行う。その後、保育園のこどもたちを5～6人のグループに編成し、保育園のこどもたちが児童発達支援事業所を訪問する形で交流を行う。交流の内容としては、給食後の時間帯に約30分間、わらべ歌やふれあい遊びを一緒に楽しむ。その後、遊戯室でトランポリンやオーシャンスイングなどが行える時間を設け、自由に身体を動かしながら自然な関わりを深める。

■交流保育時の工夫

- ・ 事前準備
 - 保育園の園長に児童発達支援事業所側から連絡を取り、両施設の担任同士で事前に打ち合わせを行う。
 - 初回の顔合わせおよび打ち合わせを通じて、こどもの様子を把握し、その情報を基にねらいや期待感を保育園のこどもにも分かりやすく伝えている。理解が難しい場合もあるが、就学を見据えた児童発達支援事業所のこどもにも、今後行うことについてしっかりと伝えている。
 - 保育園のこどもに対しては、自分で出欠を取らせるなどの工夫を行い、主体的に活動に参加できるよう促している。
- ・ 交流保育中
 - 交流保育の際には、同じ地域の小学校に進学するこども同士を同じグループに編成するなど、将来のつながりを意識した工夫を取り入れている。
 - こどもに考えさせながら行うことを意識しており、こどもたちもその内容を理解しながら参加している。また、特に気になるこどもについては、声のかけ方を工夫するなど、個別に配慮しながら進めている。
 - 活動の大きな進行は変更せず、こどもたちに見通しを持たせることを重視してい

る。毎日、進行が変わると子どもたちは不安を感じるため、一定のルーティンを守り、ある程度の流れを確保することが大切だと考えている。

- 子どもたちにスケジュールを共有する際に、視覚情報を使用することで、発達特性のあるこどものみでなく、障害のないこどもに対しても分かりやすく伝えることができる。次に行うことを確認しながら活動を進めるために有効であり、こどもたちは安心して活動に取り組むことができる。
- ・ 実施後・フォローアップ
 - 交流を通じて子どもたちをつなげるだけでなく、その過程での体験を共有することが大切であるため、子どもたちの成長を共に感じることができるようにしている。

■設備の共有・交流保育による変化・効果

- ・ 児童発達支援事業を利用するこども
 - 児童発達支援事業所に通うこどもの中には、保育園に通うこどもの遊び方を観察し、そこから学ぶこどももいる。
 - 併設保育園のこどもたちと顔見知りになり、一緒に時間を過ごすという経験が積み重なることは重要である。交流を通じて、こどもたちはお互いの理解を深め、自然に関係を築いていく。
 - 人と関わるのが苦手な交流を嫌がる場合もあるが、その嫌がる表現や、自分の苦手なことを知ることも貴重な経験である。
- ・ 児童発達支援事業を利用するこどもの家族
 - 将来的に保育園への移行を検討する際、同じ敷地内に児童発達支援事業所が併設されていることで相談しやすい環境が整っている点に安心感を抱き、その理由からハーモニーを選択する保護者もいる。
 - 東郷町においては、児童発達支援事業所を利用するために受給者証の取得が必要となるが、その手続きを乗り越え、支援を受ける決意をして、ハーモニーに来ている。また、発達障害に関する知識の普及に伴い、社会全体の理解も深まっている。その結果、支援の利用に際し「周囲に知られたくない」といった懸念を持つ保護者は少ないと認識している。
- ・ 保育園等のみを利用するこども
 - 交流保育の際、こどもたちは児童発達支援事業所の遊戯室を利用することができる。この遊戯室には保育園にはない設備が整っており、こどもたちは喜んで交流保育に参加している。
- ・ 児童発達支援事業の職員や発達支援
 - 児童発達支援事業所のこどもが交流を嫌がる場合もあるが、集団で活動する中でそのこどもの苦手なことや得意なことを知ることは、こどもの理解促進につなが

る。これにより、こどもの特性や個性をより深く把握し、適切な支援を提供できるようになる。

- ・ 保育園等の職員や保育
 - 保育園の保育士も児童発達支援事業所の保育士も東郷町の職員であり、ローテーションで両施設を回ることになる。発達支援は専門的な知識が必要になるため、児童発達支援事業所へ配属されることに對し、身構えている保育士はいるだろう。発達支援での学びは、保育園においても活用可能である。

■取組上の課題

- ・ 一般的に、福祉と保育の分野で線引きがされることが課題となるが、東郷町ではその点に対する理解があり、福祉と保育の枠を越えて協力体制が築かれている。町内の支援体制は非常に手厚く、児童発達支援事業所も保育園等の園長会に参加させてもらっている。この取り組みは今後も継続したいと考えている。
- ・ 東郷町の保育体制に対して、まだ理解が十分に及んでいない職員もいるため、少しずつ連携を進めていく必要がある。

放課後等デイサービス ヒアリング結果個票

1. 特定非営利活動法人 子育てサポートもみの木 デイサービスもみの木

■基本情報

放課後等デイサービス 概要		
	設置主体	特定非営利活動法人 子育てサポートもみの木
	施設名	デイサービスもみの木
	所在地	岡山県岡山市
	設立年月	平成 18（2006）年
	事業	- 児童発達支援事業所 - 放課後等デイサービス
	契約児童数	18 名
	対象児童年齢	小学 1 ～ 6 年生
	契約児童の障害種別	発達障害 など
放課後児童クラブ 概要		
	施設名	もみの木学童クラブ（認可外）
	施設種別	放課後児童クラブ
	設立年月	昭和 63（1988）年
	在籍児童数	41 名
その他運営施設の状況		
	施設名	足守もみの木保育園
	実施事業	企業主導型保育園
	所在地	併設

※そのほか、関連法人である社会福祉法人子育てサポートもみの木にて、近隣にもみの木保育園（認可保育所）を設置しており、当該保育所との交流も行っている。

■法人の理念・重視している考え方

- ・ 障害の有無にかかわらず、こどもが「共に育ちあう」ことを当たり前に、「人間の子どもの育つ道筋は同じ、ハンディがあってもゆっくり丁寧に積み上げる」ことを基本としている。こども一人ひとりの特性や育ちの段階にあった支援プログラムを作成し

支援している。

- ・ こどもの理解・こども観を磨くことを重視している。こどもの権利やこども時代の経験の大切さを体感し、生活の中で体現していくことを重視している。

■放課後児童クラブの併設や交流の実施に至った経緯・理由

- ・ 認可外保育所の設立時から、障害の有無にかかわらず、こどもがともに育つことを重視し学童クラブの開設当初から、障害の有無を問わず受け入れていた。
- ・ 障害のあるこどもも多く在籍する中で、より手厚い支援を提供できるよう、平成 18 年に障害児通所支援事業を開始した。

■理念浸透に向けた取組や工夫

- ・ 職員には理念への共感を求めるとともに、学びながらの実践する保育を大切にしている。専門家から学んだり、研修会に参加しながら、職員間、保護者ともこどもの様子や経験を共有したりするようにしている。

■交流時の活動内容

- ・ 障害の有無にかかわらず一緒に活動する自由遊びを中心としている。自然豊かな施設の中で、こども同士の交流を基本としながら、個別による発達支援や小集団の発達支援の時間を設けている。

■活動時の工夫や合理的配慮

- ・ 事前準備
 - あらかじめ生活ルールをはっきりさせて、こどもと毎年確認し、障害の有無にかかわらず全員が共通理解を持てるようにしている。
 - 保護者にもこどもの困りごとを園に伝えてもらうように言っている。
- ・ 交流中
 - 活動中は放課後等デイサービスの職員が一緒に参加し、こどもの活動の中で困りごとがないか目を配っている。一方で必要以上にて手を出したり大人が代弁したりせず、自立を目指して見守るという姿勢を保っている。
 - トラブルが発生したときは、こども同士の話し合いで解決するというルールを徹底している。その場での解決が難しい場合は、一度大人が入って距離を置き、時間をかけて話し合いをしている。放課後等デイサービスを利用するこどもの中にはパニックになりやすいこどももいるが、その場合は静かな場所で時間をおいて話を聞くなど、こどもの特性に応じて対応を変えながら、最終的に話し合いできるように根気よく対応する。
 - すべてのこどもが人として対等に付き合えることを大切にしており、障害のある

こどもが一方的に守られたりお世話されたりする関係になることはない。

- 集団での活動を基本としつつ、放課後等デイサービスを利用することもには、こどもの発達段階や個別の支援ニーズに応じて、個別や小集団での発達支援を行っている。言語の教室や運動療法などを行っている。

■交流による変化・効果

- ・ 放課後等デイサービスを利用することも
 - 人として対等な関係の中で育つことで、人とぶつかっても話し合いで解決することを学んでいく。その中には、思い通りにならないこともあるが、自分の中で折り合いをつけるすべを同時に学んでいる。
- ・ 放課後児童クラブのみを利用することも
 - 併設する企業主導型保育園から一緒に育ったこどもは、幼少期からそれを当たり前としてとらえているが、交流しながら育って学童から入ったこどもも最初は戸惑うこともあるが、一緒に過ごし、周りのこどもや職員が、障害の有無にかかわらず対等な関係でかかわっている姿に触れることで、環境の中でかかわりを学んでいく。
- ・ 職員や発達支援
 - こども同士が対等な関係で接することが当たり前になっている中で、大人の当たり前を押し付けないで、こども同士が意見を出し合う姿の中で、大人自身の思い込みや無意識な常識ではないこどもの価値観に気づかされることもある。

■地域とのかかわり・地域支援

- ・ 地域の他事業所や保育所等とのつながり
 - 放課後等デイサービスを利用することもについては、支援コーディネーター・通学している学校・保護者・相談支援事業所を交えた学習交流会を個別に開催しており、それぞれの場面での様子や支援方針を共有できる場となっている。
- ・ 外部の巡回支援・コンサルテーション等
 - 事業所の職員は保育士が中心であるため、医学的な専門性は外部の知見を積極的に取り入れている。小児リハビリテーションが専門の理学療法士に巡回に来てもらい、医療機関のリハビリテーションで取り組んでいる内容を日々の活動の中に取り入れるなどの工夫を行っている。

■取組上の課題

- ・ 言葉に出さない・出せないこどもに目を配ることは意識しているが、引き続き課題である。

- ・ 保護者の環境やニーズが変化する中で、保護者の声を聞き、事業所の運営に参加してもらうことは課題である。
- ・ 新規採用の職員に対してもみの木として重視してきた保育の在り方を伝えていくことは今後の課題である。これまでは設立当初からの経緯を知っている職員がほとんどであったが、その経緯や積み重ねを知らない職員も多くなってくる中で、研修の機会や実践の場の学びの機会を増やしていく必要がある。

2. 社会福祉法人木場福祉会 児童支援センター エミール

■基本情報

放課後等デイサービス 概要		
	設置主体	社会福祉法人木場福祉会
	施設名	児童支援センター エミール
	所在地	長崎県南島原市
	設立年月	令和3（2021）年
	事業	- 児童発達支援事業所 - 放課後等デイサービス
	契約児童数	7名 (児童発達支援事業所契約児童数：8名) (令和7年3月時点)
	対象児童年齢	小学生・中学生・高校生 (現在は小学生のみ)
	契約児童の障害種別	- 知的障害 - 聴覚障害 - 言語障害 - 肢体不自由 - 精神障害 - 重症心身障害 など
放課後児童クラブ 概要		
	施設名	学童あらいぐま
	施設種別	放課後児童クラブ
	設立年月	平成19（2007）年4月
	在籍児童数	8名（令和6年度時点） (定員30名)
その他運営施設の状況		
	施設名	こば保育園
	実施事業	認可保育園
	併設有無	併設

■法人の理念・重視している考え方

- 全てのこどもが得意・不得意に関わらず、心は平等である。

- ・ こどもの神経系の成長は学童期までにおおよそ完成するとされているため、早期の発達支援を重視している。特に「相手が何をしたら嫌な気持ちになるか」を理解することが重要であると考えている。
- ・ こどもたちが自ら判断できる力を養うために、選択肢を与え、視野を広げるようにしている。
- ・ こどもができるだけ長い時間滞在し、0歳児から緩やかに発達の道筋をたどり、障害のないこどもと同じ道のりで成長できるよう、段階的に発達支援を進める。
- ・ 発達特性のあるこどもに対し、差別をせず、孤立させないことが不可欠である。

■理念浸透に向けた取組や工夫

- ・ 幼少期から、発達特性のあるこどもと障害のないこどもが共に過ごす環境を提供することで、こども自身だけでなく、その保護者にとっても障害に対する抵抗感を軽減することが可能となる。
- ・ 職員に対しては、ビデオを活用した基本的な考え方のレクチャーや、実際の事例を用いた事例検討を実施している。また、講演会への参加なども行う。

■放課後児童クラブの併設や交流の実施に至った経緯・理由

- ・ 学童あらいぐまや併設のこば保育園では、もともと発達特性のあるこどもを考慮した保育を行っており、専門知識を身につけるための特別な取組は行っていない。また、保育所の建物の建て替えに伴い、使用可能な建物がある状態であったため、職員の確保を除けば、併設にあたる大きなハードルはなかった。

■交流時の活動内容

- ・ 児童発達支援事業所と併設保育所を併行通園するこどもは、月曜日から金曜日まで9時から12時の3時間は児童発達支援事業所に通所し、午後から併設保育所へ通所する。児童発達支援事業所での通所時間も、障害のないこどもと一緒に活動することが多く、実質的には大きな違いはない。ただし、児童発達支援事業所の通所時間の一部において、個別による発達支援を実施している。
- ・ 放課後等デイサービスに通所するこどもは、月曜日から金曜日まで14時30分から17時30分までの3時間通所する。地域の小学校の特別支援級および特別支援学校での授業を受けた後に通所する。放課後等デイサービスでも、児童発達支援事業所と同様に、基本的には障害のないこどもと一緒に活動する。こどもの状況に応じて、特別なケアが必要な場合は個別による発達支援を実施する。
- ・ 他の学童と放課後等デイサービスを併行利用するこどもはいない。

■活動時の工夫や合理的配慮

- ・ 事前準備
 - もともと障害児を考慮した保育を行っており、専門知識を身に着けるための特別なことは行っていない。
- ・ 交流中
 - 学齢期が異なっても、一緒に交流を行うことで、発達年齢の近い気の合う友達を見つけることができる。

■交流による変化・効果

- ・ 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを利用するこども
 - 0歳からのインクルージョンな環境で育ったこどもは、4・5歳や就学期から利用を開始したこどもと比べて、明らかにその効果が見られる。また、週の利用回数が増えるにつれて、発達支援の成果もより良く現れる傾向がある。
- ・ 放課後等デイサービスを利用するこどもの家族
 - 当事業所では、乳幼児期から障害のないこどもたちと一緒に活動する機会を設けているため、放課後等デイサービスにおける交流についても、こどもたちは自然に受け入れる傾向がある。一方で、他の事業所においては、こどもが放課後等デイサービスに通所していることを周囲に知られたくないと考える保護者がいる可能性も想像できる。
- ・ 放課後児童クラブのみを利用するこども
 - 支援級に通所していなくても言葉に詰まるこどもは「言葉の教室」で支援受けることが可能である。言葉の教室では、教員が支援を行う。
- ・ 放課後児童クラブのみを利用するこどもの家族
 - もともとインクルージョンに対し、理解のある保護者が多く、大きな変化はない。

■地域とのかかわり・地域支援

- ・ 地域の他事業所や保育所等とのつながり
 - 事業所ごとに特色があり、事業所間での連携を図ることは難しいのが現状である。具体的には、発達支援の方法にも違いがあるだけでなく、意見を交わす機会もほとんどない。
 - 児童発達支援管理責任者の資格取得に向けた研修は受講している。この研修では、本人や家族の意向を尊重することが重要であると強く指導されたにもかかわらず、行政や相談員がその意向を受け入れない場面があった。
 - 保育に余力があるため、学校の教員からの相談に適宜応じることが可能であり、協力体制が構築されている。学校の教員が当施設を訪問し、職員とコミュニケーションをとったり、こどもの様子を確認したりするだけでなく、職員が学校を訪

問してこどもの様子を確認することもある。

■取組上の課題

- ・ 支援が必要なこどもの数は診断がついているこどもの数より多いだろう。診断はついていないが、各保育所等で困りごとのあるこどもまたは保育所等へ通所していないこどももいる。また、保護者がこどもの発達特性を隠したがるケースもある。そのようなこどもは発達支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていないことは課題である。保護者の発達特性への抵抗感の軽減が課題である。また、発達特性のある支援を必要としているこどもに関する情報提供を行政に求めたていきたい。
- ・ エミールでこどもを受け入れる時間を伸ばしたいが、予算が十分でないこと、職員が集まらないことが理由で難しい。現状、放課後等デイサービスには保育士および児童発達支援管理責任者が在籍している。理想的には、理学療法士や作業療法士の採用を行いたい、同様の理由で確保が難しい状況である。
- ・ インクルージョンの取り組みに関して、相談員をはじめとした関係機関から十分な理解を得られていない状況がある。現状では、限られたこどもを事業所間で取り合っているように捉えられることもある。さらに、相談員には所属する事業所があるため、入所が必要な幼児がいる場合でも、その事業所に関連する遠方の施設を勧められるケースが多々見受けられる。

3. 株式会社グランデグランデ 放課後等デイサービス風和々

■基本情報 kihonzyouhou 放課後等デイサービス 概要		
	設置主体	株式会社グランデグランデ
	施設名	放課後等デイサービス風和々
	所在地	滋賀県大津市
	設立年月	2015 年
	事業	・ 放課後等デイサービス
	契約児童数	35 名（令和 7 年 3 月時点） 定員 10 名/日
	対象児童年齢	小学生・中学生・高校生
	契約児童の障害種別	・ 知的障害 ・ 発達障害 など
交流先放課後児童クラブ		
	設置主体	大津市（公設公営）
	施設種別	放課後児童クラブ
	在籍児童数	20～30 名程度
	設置場所	公立小学校の隣接（放課後等デイサービスから徒歩 10 分ほど）

■法人や事業所の理念・重視している考え方

- ・ 日常的な活動の中で、こどもたちが自然な形で楽しく交流できることを重視している。

■理念浸透に向けた取組や工夫

- ・ 実際に行動してみることを重視している。言葉だけで説明するよりも、やってみることや映像で見る方が理解しやすいと思われる。頭で考えるとハードルは高いが、実際に交流しているこどもたちの笑顔を見ればその意義が分かると思う。「このようにしたい」という思いを持つことが重要である。

■放課後児童クラブとの交流に至った経緯・理由

- ・ 自立支援協議会の会議に出席していた大津市の放課後児童クラブの担当者からの声掛けが接点を持ったきっかけとなった。
- ・ 大津市の放課後児童クラブでは、放課後児童クラブを利用する障害のあるこどもや困

りごとのあるこどもへの対応に苦慮しており、放課後等デイサービスでの接し方の工夫などを学びたいと考えていた。そこで、職員同士の交流の機会を持った。具体的には、こだわりの強いこどもや切り替えが難しいこどもに対して、どのような声掛けが有効であるか、どのように関わるべきか、また、集団活動および個別活動においてどのような遊びを行っているかが挙げられる。さらに、放課後等デイサービスと児童クラブの両方に通所することから、共有すべき情報についての連携が可能であるかが課題となっている。加えて、保護者との関わり方や研修内容に関する相談も多く寄せられている。

- ・ 同時に、こども同士も交流し同じ場所で活動することが重要と考えていた風和々の職員からの働きかけにより、放課後児童クラブとの児童同士の交流が実現した。特別支援学校への通学が始まると、地域のこどもたちと関わる機会が減少する。居住地交流の場が設けられることもあるが、障害のあるこどもが「お客さん」のような立場になるなど、自然な交流というよりは「交流をがんばる」的な状況になってしまう懸念もある。このような背景を踏まえ、より自然な形で交流を実現したいという考えに至った。
- ・ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブは、スケジュールや体制面の制約から、交流を望む声があっても実現が難しい現状がある。しかし、風和々の場合、交流先の放課後児童クラブの規模が小規模であったことや、放課後児童クラブにおいて交流に積極的な先生がいたことが要因となり、交流を開始することが可能となった。

■交流時の活動内容

- ・ 月に1回ほど日付を決めて、交流の機会を設けている。
- ・ 交流時は放課後等デイサービスのこどもと職員が放課後児童クラブに出向いている。
- ・ 活動時は鬼ごっこやカードゲームなど、放課後児童クラブでの遊びの中で、こどもが希望するものにそれぞれ参加している。

■活動時の工夫や合理的配慮

- ・ 事前準備
 - 交流前に放課後児童クラブおよび放課後等デイサービスの体制および日常のスケジュールの確認を行い、日程調整を行う。
 - 放課後等デイサービスに通所するこどもの保護者に対し、交流の取組に向けて意向の確認を行う。風和々の保護者アンケートには、「地域のこどもとの交流があるか」という質問項目が含まれているが、そこではネガティブな回答が寄せられることもある。障害のあるこどもの保護者の中には、交流を望まない意見を持つ方もおり、そのため交流を実施する際には事前に確認を行っている。特に、「迷惑をかけたくない」や「障害があることでこどもが変な目で見られるのではない

か」といった懸念が理由の場合には、保護者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めている。

- ・ 交流中
 - 学校における居住地交流や夏祭りなどのイベントではなく日常的な活動の中で一緒に遊べる場を設けることで、こどもたちは仲間として一緒に活動することが可能でありより自然な形で交流が深まる。大人があれこれ設定しすぎないでこども同士の遊ぶ力に任せる方がよい結果が出るように思う。
 - こどもの自主性に任せつつ、トラブルに対応できるようにするため、放課後等デイサービスの職員が見守りを行う。
 - 遊び始めは放課後等デイサービスの職員が混ざること、放課後等デイサービスのこどもも自然と遊びに混ざることが可能である。

■交流による変化・効果

- ・ 放課後等デイサービスを利用するこども
 - 放課後児童クラブは学校に隣接されていることも多いので、もし、安全かつ広いグラウンドや体育館、遊具やプールなどの設備を開放してもらい、そこで一緒に遊べるのであれば、（普段から遊び場所を探していることが多い）放課後等デイサービスとしては魅力的である。
- ・ 放課後児童クラブのみを利用するこども
 - （障害児とはいえ）年上のお兄ちゃんが一緒に遊んでくれることを喜んでいる様子である。中高生が鬼ごっこなどで一緒に遊んでくれると遊びのレベルがぐっとあがり、とても盛り上がる。放課後等デイサービスのこどもたちも、喜んでくれることにうれしさや意義を感じている様子がある。放課後児童クラブのこどもたちは放課後等デイサービスのこどもたちが遊びに来ることを楽しみにして待っている。

■地域とのかかわり・地域支援

- ・ 地域の他事業所や保育所等とのつながり
 - 自立支援協議会の放課後等デイサービスの部会で放課後児童クラブの職員と交流を持った際にこども同士の交流の取組を紹介した。同じような取組をしてみたいと興味を示す放課後等デイサービス事業所もあったが、現時点では取組は広がっていない。

■取組上の課題

- ・ 活動における課題
 - インクルージョン推進にあたり、制度面の後押しが必要であると考え。そもそ

もインクルージョンの定義が曖昧で、具体的に何を行うべきか分からないという課題があると考え。方針やビジョンの明確化や制度や金銭面でのさらなる後押しがあるとインクルージョンが広がっていきやすいのではと考える。

- 放課後児童クラブの体制面において、人材の確保が課題である。人的資源の不足による通常業務の負荷が大きい中で、追加で交流を行うことは負担になる可能性がある。
- ・ 地域の他の事業所への取組の拡大に向けた課題
 - 放課後児童クラブが普段の活動場所から外出しにくいため、放課後等デイサービス側が足を運ぶこととなり、交流のハードルとなっている。近隣に放課後児童クラブがない事業所や移動手段を持たない事業所では交流が難しい。近隣の公園などで自然と一緒に活動できる環境整備・制度の柔軟化が望まれる。
 - 放課後児童クラブと放課後等デイサービスが交流することになると、大勢の子どもが同じ場所で活動することになるため、一人ひとりの子どもに向き合うことが物理的にも時間的にも難しくなってしまう。
 - 放課後等デイサービスの生活のルーティンが決まっている中で、放課後児童クラブとの交流活動を組み込むことが難しい。イレギュラーへの対応が難しい子どもも少なくないため、普段のルーティンをなるべく崩さないようなスケジュールとすると、交流の時間が取れなくなってしまう。

4. 特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃー リノ

■基本情報

放課後等デイサービス 概要		
	設置主体	特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃー
	施設名	放課後等デイサービス リノ
	所在地	福島県本宮市
	設立年月	平成 25（2013）年
	事業	・ 放課後等デイサービス
	契約児童数	定員 10 名/日
	対象児童年齢	小学生・中学生・高校生
	契約児童の障害種別	・ 知的障害 ・ 発達障害 ・ 重症心身障害 など
	放課後児童クラブとの併行利用児童	4 名

■法人や事業所の理念・重視している考え方

- ・ 地域の住民および事業所、保育所等、学校に対し、施設を取組を周知し、馴染みの関係になることで、連携がとりやすい関係構築を行う。

■理念浸透に向けた取組や工夫

- ・ 地域の FM ラジオで番組を持ち、活動の紹介を行う。また、地域のよさこいチームや和太鼓チームに教えてもらう機会を作っている。また、地域のイベントに参加している。こちらから意識的に地域に出ていくようにしている。
- ・ 通学支援として、福祉有償運送を利用して支援学校への送迎を行っている。医療的ケア児が増加しており、約 3 年前から医療的ケア児の受け入れを開始した。事業所にも訪問看護に入ってもらい独自の委託契約を行う。対象は当施設利用者の併行利用先である。
- ・ 同法人の児童発達支援では、幼稚園および保育所等のこどもたちとの交流会を実施し、障害児通所支援における取組を広く知ってもらうために積極的な活動を展開してきた。このような取り組みを通じて、地域の教育機関や福祉施設との連携を深めることを目指している。

■放課後児童クラブとの併行利用

- ・ 発達特性が軽度であり、放課後児童クラブへの通所が可能なこども、または放課後等デイサービスの利用を希望しているものの、希望する日数全てに通所することが困難なこどもが併行利用を行う。
- ・ 近年、放課後等デイサービスの施設数増加に伴い、発達特性のあるこどもが、一般施策を利用する機会が減り、異なる場で過ごすことになっている。我々は、発達特性のあるこどもが可能な限り一般施策の施設を利用できる環境を維持することを目的としている。また、保護者が放課後等デイサービスの利用を希望する場合であっても、定員超過やその他の理由により利用が困難となるケースがある。このような状況に対応するために併行利用を利用するこどももいる。
- ・ 曜日ごとに放課後児童クラブおよび放課後等デイサービスを使い分ける場合がある。また、長期休暇中においては、放課後等デイサービスができるだけ午後からの受け入れを行っているため、午前中に放課後児童クラブを利用し、午後に放課後等デイサービスを利用する形での併用が行われる場合がある。

■併行利用先の放課後児童クラブとの連携

- ・ 情報共有
 - 保護者の了承を得た上で、半年に1回、放課後等デイサービスから保護者の了解を得て個別支援計画書を関係者に渡す仕組みを導入した。この取り組みにより、関係者間でこども一人ひとりの支援状況を共有し、より一貫性のある支援が提供できるようになっている。
- ・ 円滑な連携のための工夫
 - 本事業所では、放課後児童クラブの職員を対象に、障害に対する理解を促進するための研修会の依頼を受け、これまでに数回実施した。この研修会を通じて、職員の障害に関する知識や対応力を向上させることを目指すとともに、関係者間の連携を強化する取り組みを進めた。
 - 長期休暇中のみの放課後児童クラブ利用者に対し、各長期休暇に1回ずつ訪問し、支援や情報共有を行っている。

■放課後児童クラブとの連携によるメリット

- ・ 本人支援への効果・メリット
 - 送迎時の引き継ぎにおいて、関係者間での情報共有が円滑に行える環境が整備されており、こどもへの支援をより効果的に行うことができる。特に、学校での様子や日々の状況についての情報を共有することで、こどもの特性やニーズをより深く理解し、適切な支援につなげることができる。

■学校との連携や地域連携の取組

- ・ 学校との連携や接続に向けた取組
 - ソーシャルワーカーとの関係を構築したことで、学校が抱える課題感を直接聞く機会が増え、当事業所の職員が学校を訪問し、教員への助言や後方支援を行う取り組みを開始した。学校を訪問する職員は、学校側の相談内容に応じつつ、当事業所を利用しているこどもを中心に状況を確認し、クラス運営の妨げとならないよう十分に配慮しながら対応している。なお、これらの取組には当施設で豊富な経験を持つ職員が担当している。この活動を通じて、学校との関係が深まった。施設および学校訪問における目的や支援内容を紹介する資料を作成し、各学校に挨拶を行った結果、取り組みの認知度が向上し、活動がさらに広がった。現在では、週に1回訪問を行う学校が3箇所、隔週で訪問する学校が1箇所、隔週で訪問する保育所が2箇所ある。担当職員は毎日訪問を行っており、メインの担当者は1名だが、補佐的に訪問可能な職員も1名配置されている。担当者は約10年の経験を持ち、各事業所で児童発達支援管理責任者を務められるレベルのスキルを有する。また、コミュニケーション能力が高く、福祉と教育が連携する際の適切な方法や姿勢を理解している。
- ・ 地域内の他の事業所とのかかわり
 - 自立支援協議会等での交流機会：併行利用先の施設と連携を図ることがこどもの成長にとって重要であるとの認識が以前からあった。しかしながら、実際には十分な連携が取れない状況が約10年間続いた。この課題に対応するため、地域の自立支援協議会において現場の職員が参加し、顔の見える関係を構築する取り組みが進められた。本宮市では、隣接する二本松市と大玉村の2市1村合同で自立支援協議会を実施しており、この協議会内にはこども支援部会と教育支援部会が設置されている。こども支援部会には、幼稚園や保育所等の職員、発達支援事業所の職員、保健師が参加しており、教育支援部会には学校の教員、ソーシャルワーカー、放課後等デイサービスの職員などが参加している。これまで、これらの関係者が一堂に会して話し合う場が設けられていなかったが、協議会を通じて顔を合わせて話せる関係の構築を目指す取り組みが進められている。このような取り組みにより、関係者間の連携が強化され、こどもたちへの支援がより効果的に行われることが期待される。

■放課後児童クラブや学校等との連携に当たって必要な支援

- ・ 市町村や自立支援協議会に求めること
 - 新しい取組を行う際に、一緒に考えることを期待している。また、必要に応じて予算の確保に向けたご協力をお願いしたい。特に、困難な課題に直面した際には、共に解決策を模索し、できることを一緒に考えていただけると心強い
 - 地域で関係機関が協働していくためには、価値観や大事にしていることなど相手

のことが大切である。また、繋がったり、重なったりする経験が少ないと、そのこと自体を負担に感じる人が多い為、繋がり重なることで成功体験を積み重ねていくことが大切である。失敗体験となってしまうと、連携を深めることができなくなる。そのためにも、福祉側として、連携するための姿勢が大切であると感じている。

市町村ヒアリング 結果個票

1. 京都府京都市

■基本情報

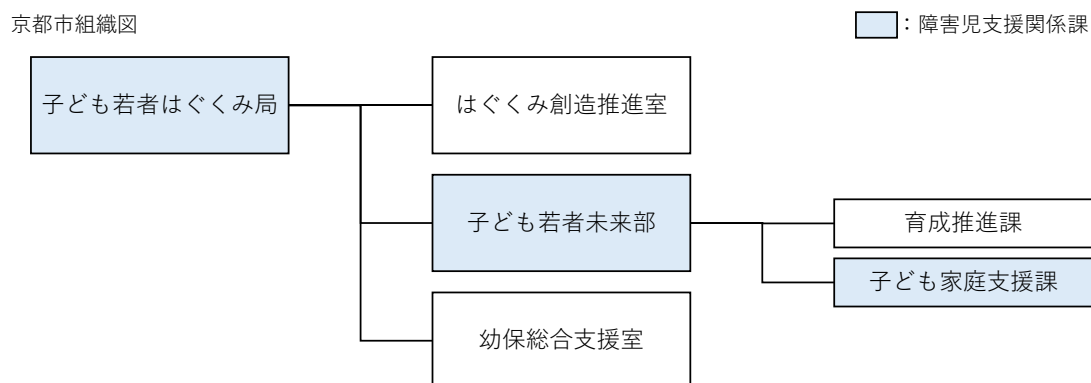
自治体概要			
	自治体名	京都府京都市	
	人口	1,436,247 人（令和 6 年 4 月 1 日）	
	18 歳未満人口	393,173 人（令和 6 年 4 月 1 日）	
	障害のあるこどもの人数	不明	
事業所・施設数			
	障害児通所支援		
	児童発達支援	75 施設	
	うち、児童発達支援センター	9 施設	
	放課後等デイサービス	185 施設	
	保育所等訪問支援	20 施設	
	こども一般施策		
	認可保育所	209 施設	
	認定こども園	83 施設	
	放課後児童クラブ	218 施設	
一般施策を利用するこどもの数			
		利用児童の全体（人）	障害のあるこどもの人数（人）
	認可保育園	18,296	1,426
	認定こども園	9,903	482
	放課後児童クラブ	16,861	非公表

出所）アンケート回答、自治体資料より NRI 作成

■障害児支援にかかわる自治体内の体制

- ・ 京都市では、子ども家庭支援課が障害児支援を担当しており、幼保総合支援室が保育園・幼稚園（公立を除く）、育成推進課が放課後児童クラブを担当している。
- ・ いずれも子ども若者はぐくみ局内に所属している。

図表 91 京都市の組織図抜粋



出所) 京都市 Web サイトを参考に NRI 作成

■巡回支援等の取組

- ・ 地域の事業所への支援（スーパーバイズ）
 - 市内の 14 区・支所ごとに、担当の児童発達支援センターを設定している。
 - 児童発達支援センターの「京都市発達支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」が事業所への定期的な訪問支援等を実施し、専門的知識・経験に基づく助言・指導等（スーパーバイズ等）を行うとともに、地域における連携体制の強化を図っている。
 - 市内全域の事業所職員を対象に、支援の質の底上げに向けた集合型研修を実施している。
- ・ 子育て施設等を対象とした相談
 - 保育施設、幼稚園、学童クラブ、学校等からの依頼を受け、児童発達支援センターの職員が訪問や来所相談等により、こどもの特性等に合わせた支援方法の提案、障害のあるこどもの対応に係る助言、発達支援施設に関する情報提供や研修を行っている。

■児童発達支援センターとの連携・協働

- ・ 取組経緯
 - 当初は 9 か所の児童発達支援センターそれぞれが独自に活動していたが、事業所の質の向上（特に放課後等デイサービス）が課題となっていたことや、児童福祉

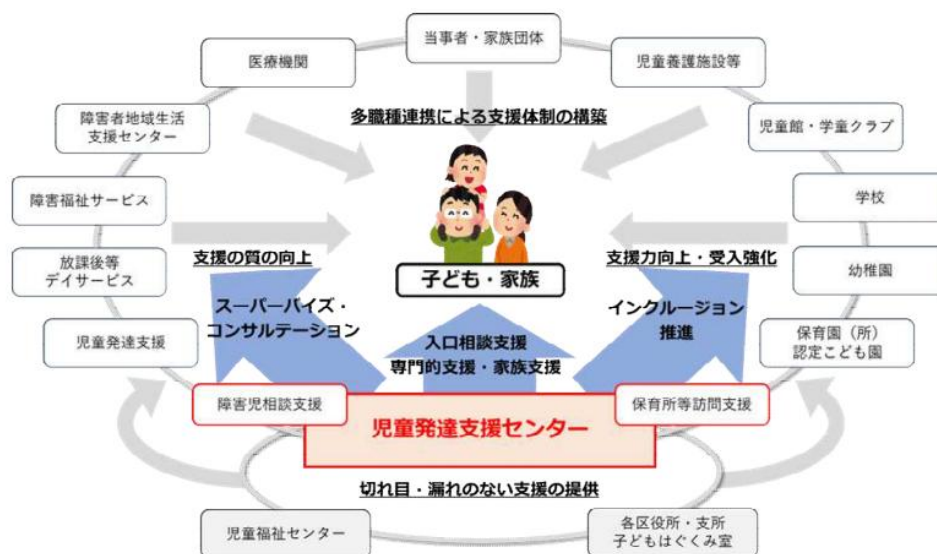
法の改正をきっかけに、市内の児童発達支援センターが連携しながら、地域における中核的役割を担うための機能の整備を進めることとなった。

- 令和 5 年度より市内すべての児童発達支援センターが集まり、地域の中核機関としての役割や支援体制について協議した（令和 5 年度に 7 回、令和 6 年度に 4 回）。
- 令和 6 年度より、「地域障害児支援体制強化事業（こどもの発達支援に係る体制強化事業）」（以下「体制強化事業」という。）として、市内の 9 か所の児童発達支援センターへの委託等により実施することとなった。

・ 児童発達支援センターとの関係性

- 京都市では、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス併せて 200 か所以上が存在している。
- 市内の児童発達支援センターは民営が多く、また、それぞれに成り立ちが異なることから、児童発達支援センターごとの強みや高度な専門性を発揮しつつ、一定の役割分担の中で連携を図りながら、地域の事業所における支援の質の向上や一般施策の施設・事業所における支援力の向上を図ってもらうことが望ましいと考えている。
- そのため、民営の各児童発達支援センターには、体制強化事業を委託する形で、地域における支援体制の強化や支援力の向上のための取組を進めてもらっている。
- 事業開始後も、9 か所の児童発達支援センターと行政では、定期的に会議を設定し、支援体制の強化に向けた課題を意見交換している。

図表 92 支援体制の構築イメージ



出所) 京都市 Web サイト

■事業所向けの訪問支援の取組

- ・ 取組経緯
 - 本市では、放課後等デイサービスの支援の質の向上が課題であったことから、平成 31 年度より「放課後等デイサービス支援事業」を開始し、障害児支援に精通した専門家により、放課後等デイサービスへの訪問支援を行う事業を実施していた。
 - 令和 6 年度の体制強化事業の開始に伴い、市内 9 か所の児童発達支援センターが事業所に対する訪問支援の役割を担うこととなったが、それぞれ異なった強みや特徴を有する中で、中核機能を担う機関として市内全域で統一した支援を行うことが課題であった。
 - そこで、本市において訪問支援に関するマニュアルを作成するとともに、「放課後等デイサービス支援事業」の実施法人に委託して、児童発達支援センターのアドバイザーへの研修を実施し、取組の充実や支援の質の均てん化を図ることとした。
- ・ 訪問支援の活動内容
 - 児童発達支援センターに配置されているアドバイザーが、事業所への定期的な訪問支援を実施している。
 - 取組の目的として、①（特に新規事業所の）支援の質向上、②好事例収集・課題抽出とフィードバックを通じた地域全体での質の底上げ、③児童発達支援センターがハブとなった事業所間の顔の見える関係性づくりの 3 点を設定している。そのため、新規開設事業所はすべての事業所を対象として訪問を行うようにしてい

る。

- 訪問時は、個別ケースでの支援方法や対応方法についての相談が多い。
- 好事例の収集・課題抽出として、訪問支援の結果や収集した好事例は自立支援協議会児童専門部会での事例報告や研修会において活用しているほか、抽出された課題について自立支援協議会にて共有することも想定している。

■子育て施設等を対象とした相談支援の取組

- ・ 取組経緯
 - 体制強化事業の開始以前より、幼稚園・保育園や放課後児童クラブのそれぞれにおいて、障害のあるこどもへの対応を含む質の向上の取組（巡回支援等）が実施されていた。
 - そのうえで、児童発達支援センターにおいても、発達支援に関するより高度な経験や専門性を発揮し、子育て施設等からの相談ニーズに対応することが必要と考えていた。
 - 事業開始前には、庁内の関係部署（幼保総合支援室や育成推進課等）への相談・調整を行ったうえで、関係団体に調整・周知を行うこととした。
- ・ 活動内容
 - 地域の保育園、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、学校等の子育て施設等からの依頼を受けて、訪問・来所等により、施設側の困りごとについて状況を聞き取る。
 - 障害・特性等への専門的な支援を含むクラス全体の運営に関するアドバイス（支援方法の提案、クラス的环境づくり等）や、職員研修等のサポートを行う。
 - 施設種別としては、保育所等からの相談が多い。ただし、直近では学校や放課後児童クラブからの相談も徐々に増えてきている。

■取組上の工夫やポイント

- ・ 取組開始に向けた調整
 - 庁内調整においては、既存の事業と取組が重複しないよう事業設計を行った。事前に庁内の関係部署と調整し、追加でニーズのある機能を児童発達支援センターにおいて担うよう心がけた。
 - 児童発達支援センターとの協議においては、取組の意義や目的について合意形成を丁寧に行った。協議開始当初は、自施設での支援内容の充実や専門性の向上には意欲的であっても、他事業所・施設等（特に一般施策の子育て施設等）への支援に対する役割意識・取組状況については、児童発達支援センターの間でばらつきがあった。体制強化事業を通して、児童発達支援センターに対するスーパーバイズ・コンサルテーションの意欲や役割意識の醸成を図り、中核機能を発揮して

いくことを期待している。

- ・ 児童発達支援センターごとの専門性の発揮
 - 児童発達支援センターごとに異なる強み・専門性を持っていることから、訪問支援の質の均てん化を図りつつ、お互いの得意分野で旗振り役を担うこともある。
 - 市内の児童発達支援センターの中には、併設する保育園との交流を含むインクルージョン推進の取組を積極的に行っている施設もあるなど、センターの取組が、インクルージョンの一層の推進に寄与することを期待している。

■インクルージョン推進上の課題

- ・ 事業所の課題
 - 事業所の支援の質の向上が課題である。特に放課後等デイサービスでは移行支援を念頭に置いた取組が不十分な事業所も多い。
- ・ 児童発達支援センターの課題
 - 児童発達支援センターの実施体制について、中核機能の役割を担う人材は、施設内でも支援の中心的役割を務めることが多い。通所機能と中核機能の両立にむけて、高度な専門性をもつ職員の育成や安定的な職員体制の確保が必要である。
- ・ 保護者の課題
 - 保護者に対するインクルージョン推進の啓発が課題である。地域のインクルーシブな環境の中で育つことの意義を保護者自身に感じてもらうことは、一般施策の中で障害のあるこどもへの支援を進めることにも繋がると考えられる。
- ・ 国制度上の課題
 - 中核機能強化加算では常勤専任の職員を配置することが必要だが、市内の児童発達支援センターの中には、人材確保の難しさもあり、常勤専任の職員を配置できない事業所もある。京都市では、常勤専任の職員の配置有無にかかわらず、全ての児童発達支援センターに「基本要件」を満たすことを求めているが、複数の職員が分担しながら中核機能の強化に取り組んでいる施設は、報酬上の評価がない。常勤専任の職員が配置できない場合も、児童発達支援センターが中核機能の強化を図るインセンティブがあるとよい。

2. 栃木県足利市

■基本情報

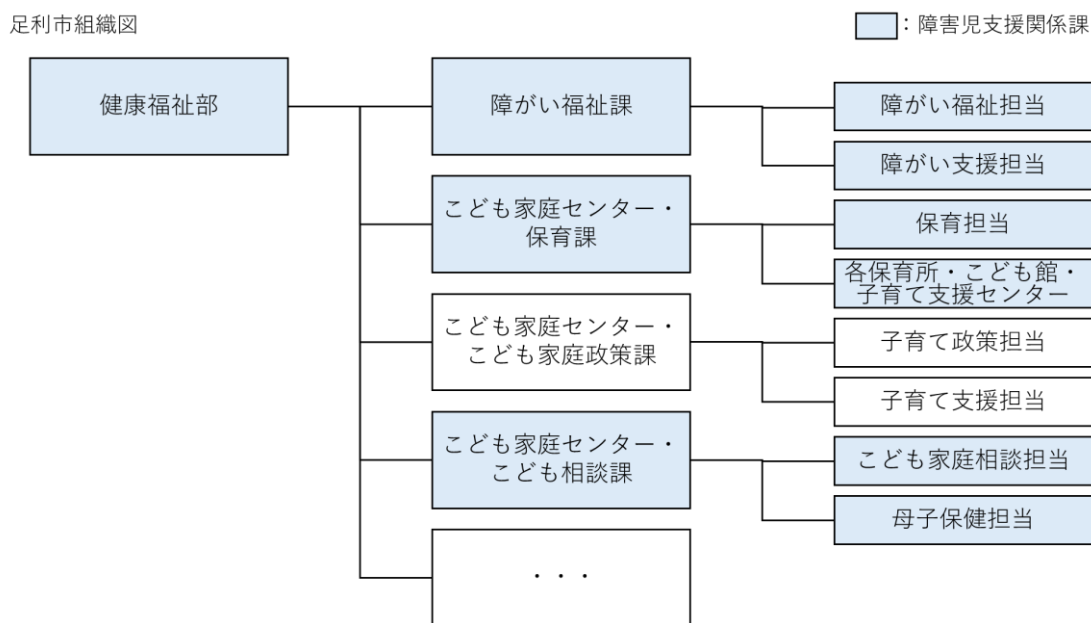
自治体概要			
	自治体名	栃木県足利市	
	人口	138,724 人	
	18 歳未満人口	20,018 人	
	障害のあるこどもの人数	確認中	
事業所・施設数			
	障害児通所支援		
	児童発達支援	12 施設	
	うち、児童発達支援センター	1 施設	
	放課後等デイサービス	26 施設	
	保育所等訪問支援	3 施設	
	こども一般施策		
	認可保育所	19 施設	
	認定こども園	13 施設	
	放課後児童クラブ	56 施設	
一般施策を利用するこどもの数			
		利用児童の全体（人）	障害のあるこどもの人数（人）
	認可保育園	1,336	49（すこやか）
	認定こども園	1,666	56（すこやか＋特支）
	放課後児童クラブ	2,403	53

出所）アンケート回答、自治体資料より NRI 作成

■障害児支援にかかわる自治体内の体制

- ・ 障害児支援に関しては、障がい福祉課および保育課、こども相談課がその業務を担う。障がい福祉課は、障害福祉サービスの支給決定等を担当し、保育課は障害児が在籍する保育所等への巡回支援や、特別支援コーディネーターに関する業務を担当する。
- ・ 特別支援コーディネーターに関しては、研修会における講師の依頼を保育課が担当している。特別支援コーディネーターの会議や研修には、保育士のみならず、関係機関の職員も参加する。具体的には、障がい福祉課の職員や母子保健の保健師が招かれる。障がい福祉課は、研修において障害福祉サービスの利用方法や手帳に関する説明を行う。また、グループワークに参加し、現場の意見や課題を直接聴取するとともに、必要に応じて助言を提供する。

図表 93 足利市組織図



出所) 足利市 Web サイトをもとに NRI 作成

■自治体における障害児支援の資源の状況

- ・ 障害児支援の資源状況

児童発達支援事業所の設置数については、現状において十分に確保されている状況である。一方で、放課後等デイサービスの設置数については、十分とは言えない運営状況にある。近隣市町の施設に通所している障害児もいるため、支援を必要とする障害児については、現時点で通所が可能な状態である。これは放課後等デイサービスの利用希望者の増加によると考えられる。

- ・ 給付決定
 - 発達障害等の診断を受けているこどもの数に大きな変化は見られないものの、加配や発達支援を必要とするこどもの数は増加傾向にある。これは、発達障害等に関する認知の広がりが進む中で、保育所等および保護者から加配や発達支援の要望が増加したことに起因すると考えられる。
- ・ 保育所等での受け入れの状況
 - 受け入れ先の保育所等の保育士が加配の対応を行っているため、受け入れ状況は、保育所等における保育士の充足状況に依存する。
 - 足利市では、こどもや保護者等の意向を踏まえつつ、児童発達支援事業所と保育所等の併行通園を原則としているため、保育所等に通所せず、児童発達支援事業所のみに通所しているこどもの数は少数である。
 - 足利市において、加配対応および障害児保育が可能で、加配の必要なこどもの受け入れが可能な保育所等は、全体の約 8 割程度にのぼる。ただし、受け入れの可否はこどもの障害の程度や施設の体制面によって異なる場合があり、状況によっては受け入れが困難となり、保育課で受入れ先の調整を行うケースも見受けられる。
 - 医療的ケア児の受け入れに関しては、看護師が常駐している保育所等が限られていることに加え、専門的な知識や技術が求められるため、受け入れが困難となる場合がある。足利市においては、看護師が在籍する保育所等が数施設あり、経管栄養、インスリン注射等の処置を行う。一方で、ダウン症や発達障害等について、障害の状態像によって受け入れが難しくなるケースは比較的まれであり、多くの保育所等で対応が可能である。

■インクルージョン推進に向けた取組

- ・ 巡回支援
 - 加配のあるこどもがいる保育所および希望する幼稚園および認定こども園等の保育所以外の施設に対し、医師や心理士等が巡回支援を行い、こどもとのかかわり方や専門機関への連携が必要かどうか等の助言を行う。
- ・ 特別支援コーディネーター
 - 特別支援コーディネーターとして選出された各保育所等の障害児保育に関わる職員が情報交換や研修会を通じて知識や悩みを共有する
- ・ 併設型の設置
 - 現在は児童発達支援と保育所等との併設型事業所はないが、令和 7 年度以降の設置に向けて準備を進めている施設がある。

■保育所等を対象とした巡回支援の取組

- ・ 巡回支援の実施内容
 - 公立および民間保育所においては、「すこやか保育」（療育支援加算により加配職員を配置した保育）の対象児童が在籍する全ての施設を対象に、年に1、2回の巡回を行う。一方、保育所以外の施設においては、すべての施設を巡回することが困難であるため、希望のあった施設の中から年に8施設程度を選定し、巡回を実施する。これらの施設には、医師、心理士、特別支援学校の教員、保育課の保健師が巡回し、支援を行う。公立および民間保育所では、「すこやか保育」の対象となる障害児の支援を行うとともに、保育所職員が気になっているこどもの様子も確認し、こどもとの関わり方に関する助言や、必要に応じて関係機関への連携についての助言を行う。保育所以外の施設では、対象児童が限定されていないことから、発達支援や加配の対象とはなっていない、気になっているこどもが相談に挙がるケースが多い。なお、「すこやか保育」とは、発達の遅れなどにより、きめ細やかな保育が必要なこどもを対象とする保育である。
 - 加配のあるこどもに関しては、こどもが通常と異なる行動を示した際にどのように対応すべきかという相談が多い。一方で、加配のないこどもに関しては、関わり方だけでなく、発達支援や医療などにつなげたほうがよいかという相談が多い傾向がある。
 - 学齢期への移行を円滑に進めるにあたり、特別支援学校の教員が巡回を行うことで、保育所等との情報共有が可能である。また、進学に際して、特別支援学校への進学と地域の小学校への進学のいずれが適切であるか悩む保護者が多く見受けられる。このような場合、特別支援学校の教員は、特別支援学校について説明し、保護者の意思決定を支援するとともに、進学に向けた準備について支援することが可能である。

■特別支援コーディネーター

- ・ 取組経緯
 - 障害児保育の経験は、保育士によりばらつきがあるが、民間保育所等では公立保育所と異なり、人事異動がないため、施設間での横のつながりが形成されにくいという課題がある。この課題を解消するための取り組みが求められていた。
- ・ 特別支援コーディネーターの活動内容
 - 実際に障害児を受け入れている民間および公立の各保育施設から、それぞれ障害児保育を行う職員1名が特別支援コーディネーターとして選出される。職員の保育に関する経験年数および特別支援コーディネーターの参加年数は様々であり、毎年来ている主幹保育士もいれば、若手の保育士が1年おきに参加することもある。

- 障害児保育における連携強化のため、情報交換を行う場を設けている。また、心理士等の専門職を講師として招き、研修会やディスカッションを実施する。参加者がこれらの内容を各施設に持ち帰り、施設内の職員に対して情報共有を行うことで、全体的な知識や対応力の向上を図る。
- ・ 取組上の工夫やポイント
 - 特別支援コーディネーターは、保護者支援やこどもとのかかわり方に関する情報を求めている。保育士とこどもとのかかわり方について悩みを抱える職員が多く、特別支援コーディネーター間での悩みの共有、および各施設での対応方法について情報交換を行いたいというニーズがある。日常的な会話の中で困りごとを共有し、相談することにより、心理的負担が軽減されるという利点がある。
 - 特別支援コーディネーターの年齢や経験が多様であることが課題である。

■地域の事業所・関係機関と連携した取組

- ・ 自立支援協議会
 - 自立支援協議会の中に児童支援部会を年に3回実施している。医療機関、障がい福祉課、保育課、こども相談課および特別支援学校、教育委員会、児童発達支援センター、相談支援事業所、および健康福祉センター、訪問看護師、親の会、医療的ケア児等コーディネーターが参加する。
- ・ 療育推進協議会
 - 療育推進協議会を年に1回実施している。障がい福祉課、こども相談課、保育課、教育委員会、発達支援を専門とする小児科医師、特別支援学校、特別支援学級、幼稚園、保育園、基幹相談支援センター、健康福祉センター等の代表者クラスおよび実務者の方々が参加する。
- ・ 特別支援連携協議会
 - 特別支援連携協議会を年に1回実施している。障がい福祉課、こども相談課、保育課、教育委員会、発達支援を専門とする小児科医師、小中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、親の会、基幹相談支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、健康福祉センター等の代表者クラスの方々が参加する。

■インクルージョン推進上の課題

- ・ 事業所の課題
 - 足利市では現在、障害児（保育認定）2人に対して保育士1人を加配する場合、補助を行っているが、当該補助の額では保育士の確保が困難であるとの声が上がっている。今後、公立保育所の縮小が予定される中で、入所を希望する障害のあるこどもの受入れ先を充足させていくためには、財政面が課題の一つとなる。

- ・ 保護者の課題
 - 保護者からは、保護者が就労時にこどもを預けるための場所として児童発達支援事業所を利用したいという要望が寄せられることがある。一方で、こどもたちには、基本的な生活の場として保育所や幼稚園で過ごしながら、必要に応じて追加の発達支援として児童発達支援を利用することで、地域社会に自然に馴染んでいってほしいという考えがあり、保護者の考えと一致しない。
 - 一方で、育児不安の高まりにより、児童発達支援の必要性を感じ、地域の保育所や幼稚園ではなく児童発達支援を利用したいという要望も増えている。本来であれば、保育所や幼稚園に通いながら地域とのつながりを築くことが可能であるにもかかわらず、そのような貴重な機会が失われる恐れがある。こども相談課や各保育所等にて保護者の育児不安への相談支援を行い、こどもや保護者の困りごとや支援ニーズを聞きながら、児童発達支援の利用だけでなく、他の支援も含めて必要な支援の検討を行っている。

3. 熊本県益城町

■基本情報

自治体概要			
	自治体名	熊本県益城町	
	人口	34,005 人	
	18 歳未満人口	6,455 人	
	障害のあるこどもの人数	不明	
事業所・施設数			
	障害児通所支援		
	児童発達支援	4 施設	
	うち、児童発達支援センター	1 施設	
	放課後等デイサービス	6 施設	
	保育所等訪問支援	1 施設	
	こども一般施策		
	認可保育所	16 施設	
	認定こども園	1 施設	
	放課後児童クラブ	11 施設	
一般施策を利用するこどもの数			
		利用児童の全体（人）	障害のあるこどもの人数（人）
	認可保育園	1,224	17
	認定こども園	95	0
	放課後児童クラブ	489	37

出所）アンケート回答、自治体資料より NRI 作成

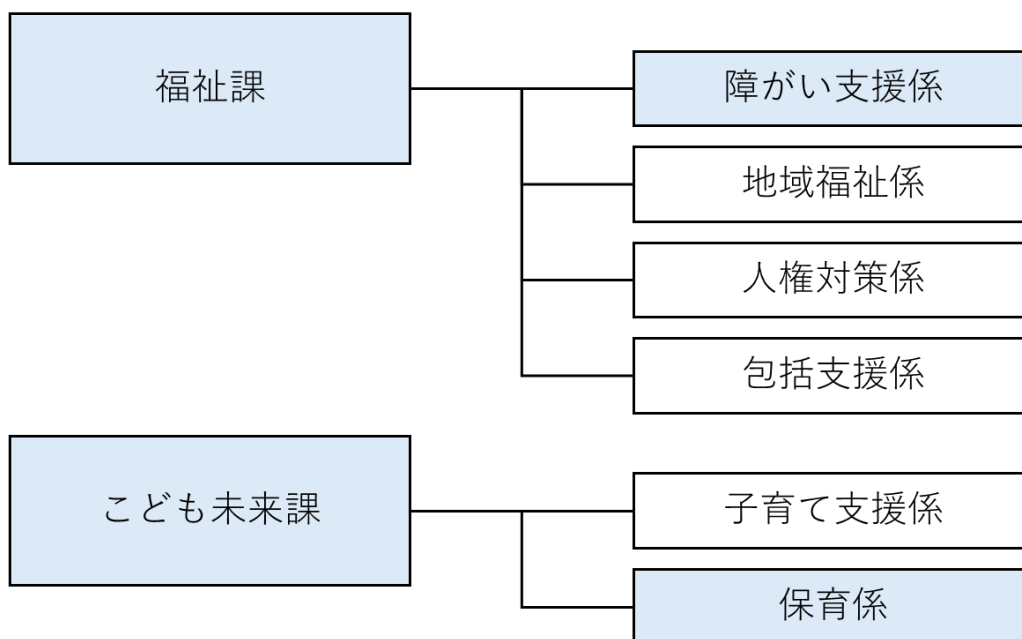
■障害児支援にかかわる自治体内の体制

- ・ 益城町では、福祉課の障がい支援係に2名の担当者が配置されており、1名が障害児通所支給に関する聞き取り調査および支給決定を担当し、もう1名が発達支援事業を担当している。
- ・ こどもに関する業務は福祉課とは別に「こども未来課」が存在しており、両課は比較的フラットに連携が取れている。益城町は大きな町ではないため、長年勤めることで職員同士が顔見知りとなり、関係性を築きやすい環境にある。会議に加え、必要に応じて随時連絡を取り合う体制が整っている。
- ・ 特に、担当者レベルでの会議の開催頻度が高く、個別のケースが発生した際には迅速に集まることができる。また、医療的ケア児に関する会議も定例的に行っている。
- ・ 益城町の保健師は健康保険課に所属し、成人、高齢者等の担当を持ちながら、各保育所等の担当も行うため、各施設の状況をしっかり把握することが可能である。

図表 94 益城町組織図

益城町組織図

：障害児支援関係課



■自治体における障害児支援の資源の状況

- ・ 障害児支援の資源
 - 益城町では、障害児通所支援の利用を希望するこどもの数が年々増加しており、特に放課後等デイサービスの事業所数が不足している状況にある。隣接する熊本市の事業所を利用する児童も少なくない。これは、益城町における障害児通所支援の受給者数が年々増加傾向にあることにも起因している。
 - 益城町においては、発達支援を専門とする医師が不在であるが、隣接する熊本市の医師による診療を受ける体制が整えられている。
- ・ 支給決定の考え方
 - 益城町では、こどもの状態像にもよるが、保護者のニーズや個別の発達支援ニーズを踏まえつつ、児童発達支援・放課後等デイサービスのいずれも月 23 日の支給は行わず、保育所等や放課後児童クラブとの併行利用を前提としている。こどもの成長の中心は家庭や地域にあると考えており、発達支援はその方法を学ぶサポートの場と考えるため、一般施策の併行利用を促している。

■児童発達支援センターとの連携・協働

- ・ 経緯
 - 熊本県においては、以前より児童発達支援センターの中から委託した地域療育センターを設置していた。本センターは、現在の児童発達支援センターが担う中核機能と類似した役割を果たしている。地域の事業所へのスーパーバイズは対象外とし、主に地域資源の開発や地域課題の解決といった地域支援を担う。当該センターの担当者が巡回支援も担い、地域の保育所や幼稚園等への支援体制の充実に寄与する。（令和 6 年度より、地域療育センターの名称を廃止し、地域障害児支援体制強化事業により国が求める形と同様に、児童発達支援センターが、事業所へのスーパーバイズも含め、これまで同様の事業を行っている。）
- ・ 児童発達支援センターとの関係性
 - 町から児童発達支援センターに巡回支援を委託している。益城町を含む上益城圏域（5 町）すべての巡回支援を 1 事業所にて担っている。

■インクルージョン推進に向けた取組

- ・ 保育所等を対象とした巡回支援
 - 発達特性のあるこどもに対し、適切な発達支援への橋渡しを行うとともに、集団生活への円滑な適応を促進することを目的としている。特に、障害児通所支援事業への通所がないこどもを対象に、巡回支援において心理士等の専門職が助言を行う。
- ・ 保育園等の園長向けの発信

- 巡回支援の意義・目的や保育所におけるインクルージョンについて理解してもらうため、保育園等の園長会にて説明を行った。

■保育所等を対象とした巡回支援の取組

- ・ 巡回支援の実施内容
 - 保育所等に通所する発達特性のあるこどもに対し、適切な発達支援へとつなげるとともに、集団生活への円滑な適応を促進することを目的とする。
 - 幼稚園および保育所への巡回支援を実施している。各施設から配慮が必要なこどもの情報提供を受け、該当するこどもの様子を確認しながら支援を行っている。すでに障害児通所支援事業へ通所しているこどもについては、障害児通所支援事業との連携をお願いしており、主に発達支援の前段階にあるこどもを対象としている。
 - 巡回支援において、担当する職種に関する明確な規定は設けられていないものの、主に心理士等の専門職がその役割を担う。また、健康保健課の保健師が巡回支援に同行する。
 - 年に2回、定期的に巡回支援を実施している。
 - 発達支援が必要な場合、保育所等から保護者に対して発達支援を受けるよう勧める旨が伝えられ、その後、保護者から保健師に連絡が入る。この過程で、保護者の対応が難しいケースなどは、支援員が発達支援の必要性や障害児通所支援事業について説明を行う場合もある。また、未就学児を対象とした専門医による心理相談も実施しており、心理相談へのつながりが必要な場合は、保健師が対応を行う。
- ・ 支援後のアフターフォロー
 - 支援実施後、支援員は月ごとに報告書を作成し、福祉課に提出する。報告書には、各個別ケースに対して実施した指導内容や、今後の経過、さらには今後の支援方針等が記録されている。
- ・ 振り返り
 - 巡回支援を実施する専門職および福祉課の担当者、健康保険課の母子保健の担当者が振り返り会に出席する。
 - 振り返り会の頻度は定められていないが、年に約1～2回実施している。
 - 主に体制面の強化を目的とし、限られた巡回支援の時間内で対応すべきこどもの数が多い現状を踏まえ、巡回頻度や人員体制の見直し、制度周知などについて検討を行う。これにより、より効果的な支援体制の構築を目指す。
- ・ 取組のポイント
 - 巡回支援の際には毎年・毎回同じ人が訪問することで、助言内容が統一され、園からの信頼を獲得できている。

- 行政（母子保健）の保健師も同行することで、保護者へのアフターフォローや他の行政施策とのつなぎを効果的に実施できている。同行後の役割分担も訪問後すぐに行えている。
- 保護者からの理解が得にくいケースも存在するが、行政とは異なる立場からのアプローチにより、スムーズに話が進展することもある。

■保育所等向けの発信

- ・ 取組経緯
 - 前述の巡回支援の対象となるこどもの人数が増えており、保育所等に通所する発達特性のあるこどもに対し、保育所等での集団生活への円滑な適応を促進するという本来の目的から外れた活用や相談もあることが、巡回支援の振り返り会議の中で議題となった。その背景として、保育所等への巡回支援の目的の発信や理解促進が不足していることがあると考えたことから、園長向けの発信を行うこととした。
- ・ 取組内容
 - 保育担当課が実施する町内全園を対象とした園長会にて、巡回支援の目的や活用方法について改めて説明する時間を設けた。
 - 令和7年度には、保育園向けのペアレントトレーニングの研修会を実施することを予定している。
- ・ 取組上の工夫やポイント
 - 別途説明会や研修会の形式をとらず、すべての保育園から園長が出席する園長会にて巡回支援の周知を行うことで、関心の有無にかかわらずすべての園に発信できるようにした。

■地域の事業所・関係機関と連携した取組

- ・ 自立支援協議会
 - 昨年度より、自立支援協議会において「子ども支援部会」が設置され、年3回の頻度で開催されている。
 - 熊本県内の相談支援事業所や通所事業所、行政機関を対象とし、地域の事業所および関係機関間の連携強化の場として機能している。
- ・ 児童発達支援センターの研修および児童発達支援事業所間の意見交換会
 - 児童発達支援センターにおける研修会が年に数回開催されている。また、児童発達支援事業所間での意見交換会も年に3回実施されている。
 - これらは児童発達支援センターの中核機能強化事業の一環として行われており、行政は年に1回参加するものの、積極的な関与は行っていない。

■インクルージョン推進上の課題

- ・ 事業所・施設の課題
 - 保育園や認定こども園の保育士、幼稚園教諭の支援力の向上が課題である。保育園や認定こども園の保育士、幼稚園教諭の業務負担の高さから、障害のあるこどもや特性のあるこどもを含む、一人ひとりのこどもに向き合う時間や園内でのノウハウを共有する時間の余裕がなくなっているように感じている。その結果、正常な発達年齢による困りごとであっても、発達の遅れを疑われ、巡回支援に挙がってくるケースがある。
 - 情報発信や支援の質向上に向けた取組を行った際の、保育園等の中での浸透に課題がある。園長や主任保育士など研修・会議等の場に参加する職員には伝わっても、園内で共有されていないように感じる。現場保育士にも届く情報発信の工夫が必要である。
 - 巡回支援を必要とするこどもの数の増加に伴い、現行の体制では十分な支援の提供が困難となっている。具体的には、巡回支援の頻度や人員体制の見直しが求められているものの、巡回支援に必要な専門的スキルを有する人材が限られており、さらに予算的制約もあることから、人員の増員が困難な状況である。したがって、限られた資源の中で効果的な支援を実現するために、保育所等の関係機関に対し、巡回支援の目的や活用方法について再度周知を徹底する必要がある。
 - 学童における巡回支援の必要性は認識されているものの、現状では十分に学童の状況を把握することができていないことが課題である。近日中に学童への訪問を実施し、今後の支援方法を検討する予定である。
- ・ 保護者の課題
 - 障害や発達支援に関する情報が広く行き渡っていることから、児童発達支援の利用を希望する保護者が増加しているが、発達支援事業所のみを利用することで、地域のこどもたちと過ごす機会が失われてしまうこともある。保護者やこどもの支援ニーズを保障することを前提に、保育所や幼稚園に通い、地域のこどもたちと過ごす貴重な機会の重要性について広く発信していくことが求められる。

第4章

総括

1. 総括

平成 26 年に我が国も批准した障害者の権利に関する条約では、障害児・者への地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の促進等が定められており、同年開催された「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成 26 年 7 月 16 日）においても、同条約の批准を踏まえ、障害のあるこどものインクルージョンの推進を進めていくため、障害児支援を、その専門的な知識・経験に基づき、一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援として位置づけることが必要であると示された。その後、これまで開催されてきた「障害児通所支援の在り方に関する検討会」報告書（令和 3 年 10 月 20 日）や「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和 5 年 3 月 28 日）においても、インクルージョン推進の重要性が示されてきたところである。また、こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においても、「こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととされており、身近な地域において、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず、全てのこどもが安心して共に育つ環境づくりを行うことが求められている。

また、幼少期より、障害の有無にかかわらず、こどもの育ちと個別のニーズをともに保障される環境の中で、こども同士が遊びなどの機会を通じてともに過ごし、学び合い、成長していくことは重要であり、インクルージョンの推進を進めていくことは、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けた土台になるものであるとも考えられる。

これらの背景等を踏まえ、本調査研究では、インクルージョン推進における取組の実態調査を行い、保育所と併設する児童発達支援事業所等における取組の実態を把握するとともに、当該取組や障害児支援事業所における地域交流や移行支援の取組、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携の取組等、地域におけるインクルージョン推進に向けた関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する好事例を収集し、インクルージョン推進に向けて重要となる考え方を取りまとめた。

1-1 インクルージョン推進の現状

(1) インクルージョン推進に関する動向

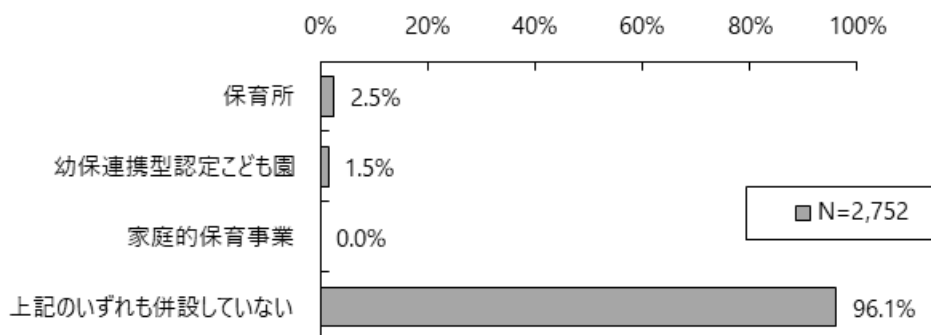
前述のとおり、インクルージョン推進の重要性については、これまでも示されてきたところだが、これらの背景を踏まえ、インクルージョンを推進するための具体的な取組も進められてきたところである。障害児支援施策においては、令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉

法により、児童発達支援センターの機能強化が進められ「地域のインクルージョン推進」が、中核機能の一つとして位置づけられており、身近な地域において、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが安心してともに暮らし、育つことができる地域支援体制の整備を進めていくことが求められることとなった。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害児通所支援事業所等に対して、インクルージョンの推進に努めることが求められている。また、こども施策全体でみると、令和4年11月には、保育所等におけるインクルーシブ保育を推進するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部の改正により、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとなり、令和5年4月より施行されている。このように、インクルージョン推進に向けた取組は着実に進められているところである。

（２）児童発達支援と保育所等の併設・交流保育の取組状況

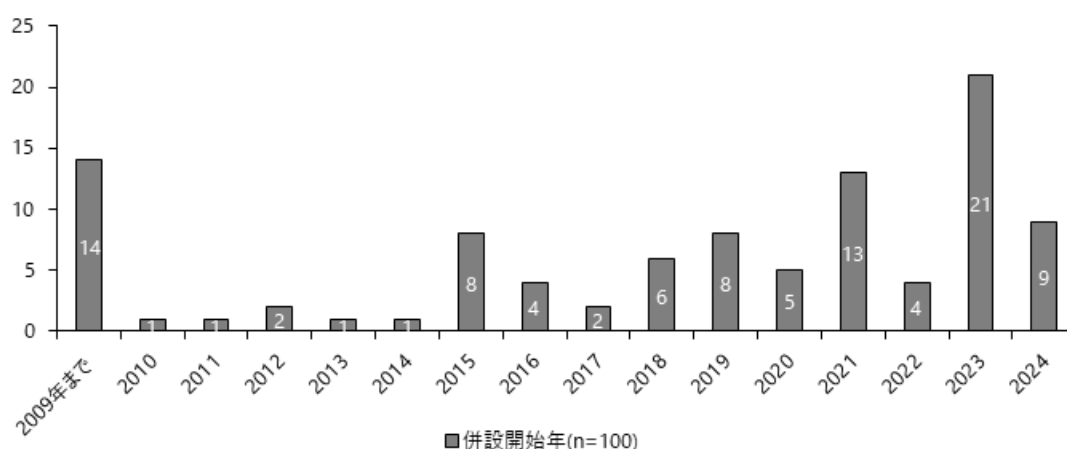
初めに、児童発達支援と保育所等の併設・交流保育の取組状況について述べる。本調査のアンケート結果では、児童発達支援事業所のうち、保育所等¹と併設しているのは3.9%にとどまっていたが、省令改正後の令和4年以降増加しており、準備段階である事業所も含めると、今後も増加していくものと考えられる。

図表 95 併設している保育所等



¹ ここでいう「保育所等」とは、省令にて設備の共有・職員の兼務が認められている認可保育所及び認定こども園等を指す

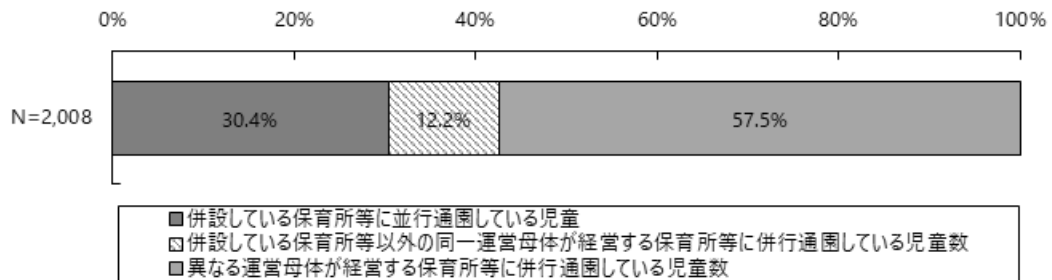
図表 96 併設している保育所等



一方で、併設型による事業所が増加する中で、検討委員会では、本来、保育そのものが障害の有無にかかわらずともに過ごすインクルーシブな場である中で、障害のあるこどもを対象とする児童発達支援事業所が、保育所等の中に併設されることにより、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があるのではないかという懸念が示された。その上で、検討委員会の中では、併設型においては、より一層インクルージョン推進の理念をもって実践をしていくことの重要性が指摘された。

こうした指摘も踏まえ、アンケート調査では、併設型における併行通園の状況について確認した。児童数ベースでは、併行通園しているこどものうち、57.9%が異なる運営母体が経営する保育所等への併行通園であり、同一法人の保育所等に併行通園するこどもは 32.1%であった。一方で、事業所ベースでみると、併行通園しているこどもに占める同一法人内の併行通園の割合が 100%である事業所が 24.2%、75%以上の事業所まで含めると 37.4%と 3割を超える結果であった。検討委員からは、省令改正後からの伸びを踏まえると、併設型は今後も増えていくものと考えられ、省令改正からまだ間もないことを考えると、現時点で高い水準となっているのではないかと指摘された。一方で、地域の中で障害児通所支援や保育の資源が不足しており、選択肢が少ないことが背景となり、結果として同一法人の保育所等との併行通園の割合が高まってしまうのではないかという指摘も検討委員からあった。

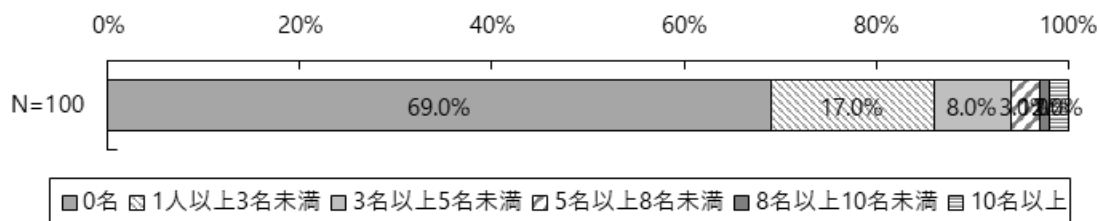
図表 97 併行通園しているこどもの通園先



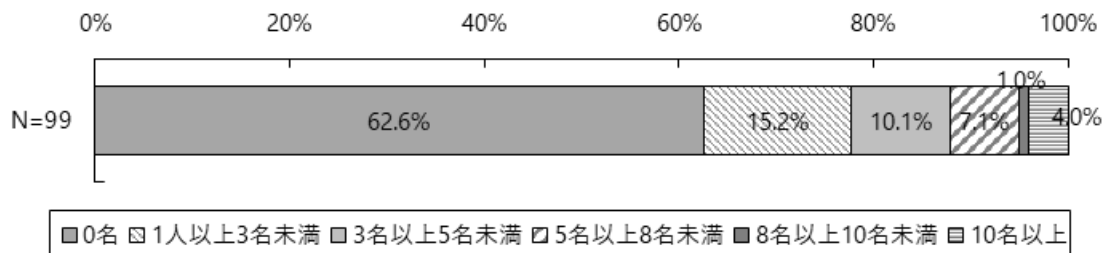
また、アンケート結果からは、保育所等に完全移行したこどもの数が 0 名とする事業所が 69.0%、利用日数が減少したこどもの数が 0 名とする事業所が 62.6%といずれも半数以上を占めた。このことを踏まえ、児童発達支援を利用するこどもが保育所等に移行していく人数が少ないことについても指摘があった。インクルーシブな環境での育ちや発達支援の先に、保育所等への移行が考えられるが、そこに至っていない事業所も多いのが現状であった。本来、地域の保育所等に通えるこどもが、併設型を利用することで、法人内での活動にとどまってしまう、むしろ機会損失につながってしまうのではないかという意見もあった。

さらに、保育所の中に児童発達支援があっても交流が少なく、むしろ同じ施設の中でも障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があるのではないかという懸念が示された。

図表 98 保育所等に完全移行したこどもの数の分布(事業所ベース)



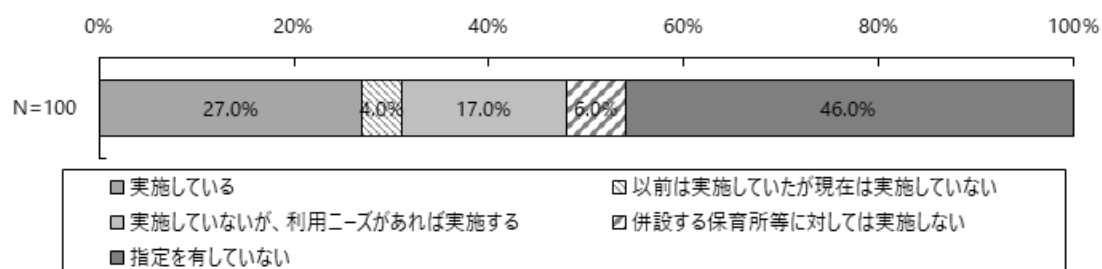
図表 99 児童発達支援の利用日数が減少したこどもの数の分布(事業所ベース)



このような現状を踏まえ、検討委員からは、こどもを軸に考えると、保育所等と児童発達支援の併設において、保育所等のこどもとともに生活することを通して、こどもや保護者の支援ニーズを踏まえつつ保育所等に移行していくことが考えられるが、こどもの発達や支援ニーズにかかわらず、併設保育所等を含む保育所等への移行が進まず、児童発達支援と保育所等の併行利用の状況が継続されてしまっているのではないかという懸念が示された。

また、アンケートでは、保育所等を併設している児童発達支援事業所のうち、併設している保育所等に対する保育所等訪問支援を実施している事業所が 27.0%であった（保育所等訪問支援の指定を有している事業所に限定すると、50%であった）。保育所等と児童発達支援が物理的に近くに存在する併設型において、一つの施設として、互いの専門性を尊重しつつこどもの育ちと個別のニーズをともに保障することが重要である。検討委員会では、一つの施設であるにもかかわらず、児童発達支援とは別の形で、保育所等訪問支援を用いて併設する保育所等に通うこどもを支援することについて疑問視する意見が挙げられた。

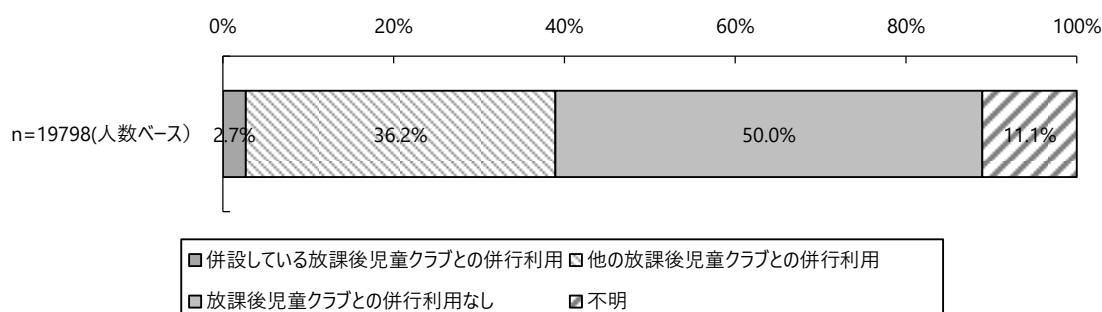
図表 100 併設している保育所等に対する保育所等訪問支援の実施状況



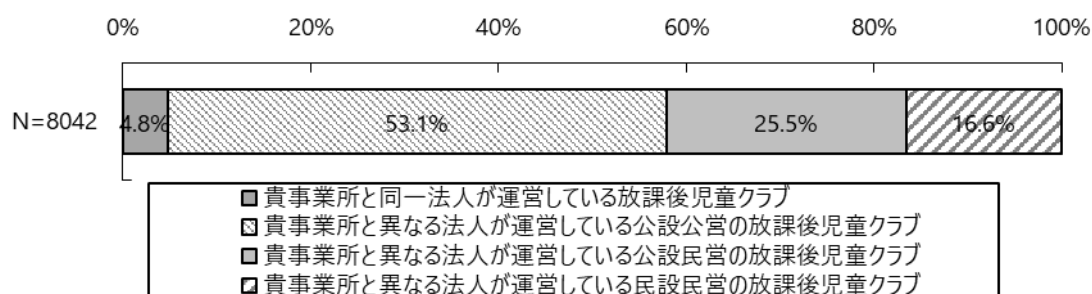
（３）放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流の状況

次に、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併行利用における連携や両事業所の交流について述べる。放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携について、両事業を併行利用するこどもは、アンケートに回答した事業所を利用する小学生のうち、38.9%であった。併行利用をすることの併行利用先の放課後児童クラブは、公設公営の放課後児童クラブが最多で 53.1%と半数以上を占めていた。

**図表 101 放課後等デイサービスに通うこどもの放課後児童クラブとの併行利用の状況
(児童数ベース)**

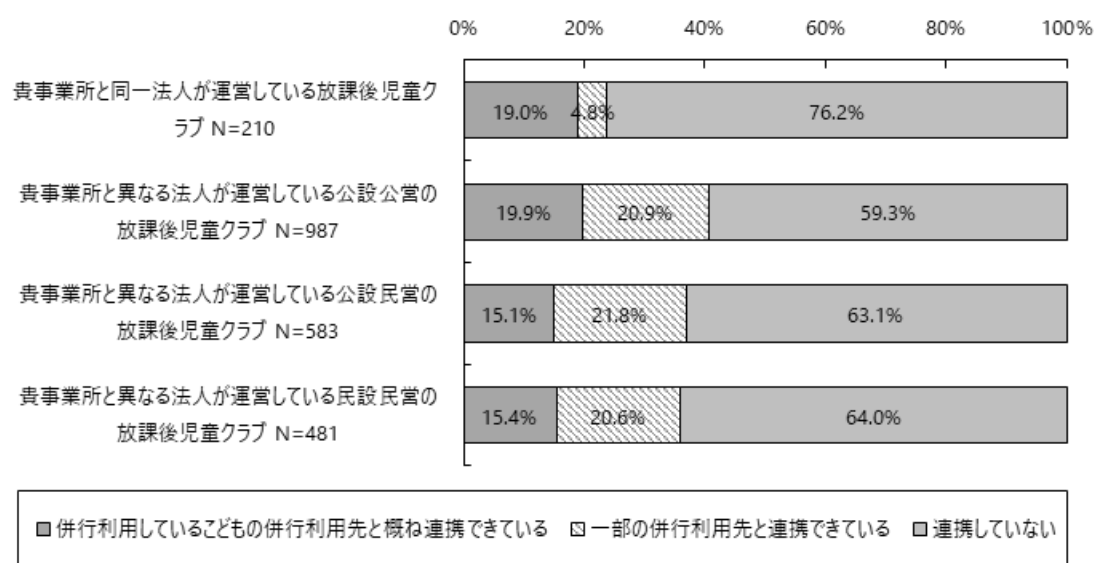


図表 102 放課後児童クラブを併行利用している児童の併行利用先(児童数ベース)



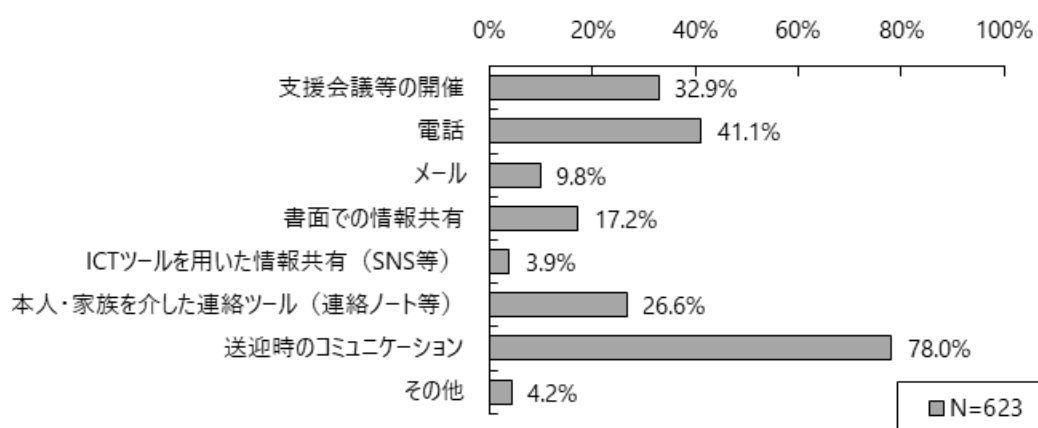
併行利用しているこどもについて、併行利用先の放課後児童クラブと情報共有等を行い、こどもの様子や支援について連携することが考えられる。併行利用先の放課後児童クラブとの連携の有無について連携先の放課後児童クラブの運営法人別にみると、公設公営の放課後児童クラブとの連携が最多であるものの、「併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている」と回答したのは 20%未満であった。連携先の放課後児童クラブの設置運営主体にかかわらず、6 割程度が連携しておらず、連携が進んでいるとは言えない。

図表 103 併行利用先の放課後児童クラブとの連携有無

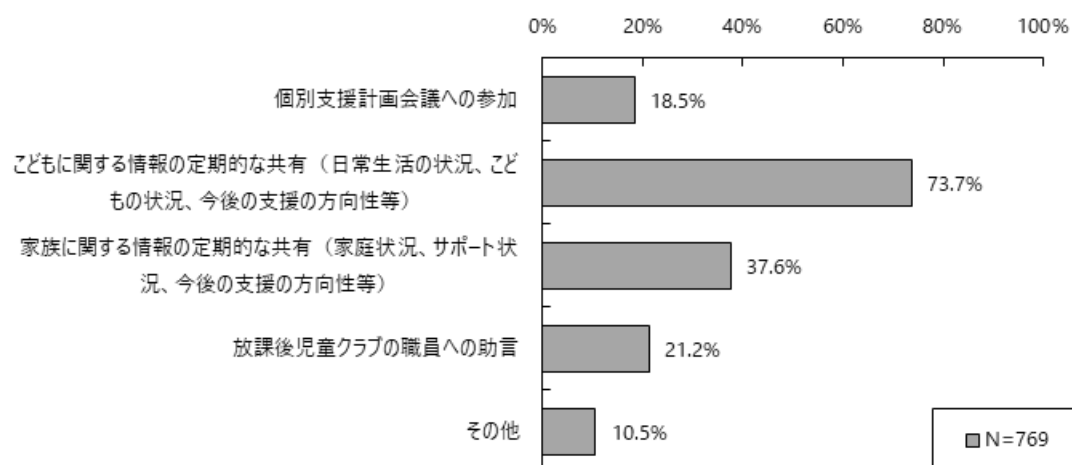


さらに連携の内容や方法をみると、その多くが送迎時のこどもに関する情報の申し送りであり次点が電話の41.1%、支援会議等の開催が32.9%と続いた。その中でも、個別支援計画会議に参加する事業所が18.5%、放課後児童クラブの職員への助言を行っている事業所が21.2%存在し、放課後児童クラブと組織的に連携する取組を行っている事業所も見られた。

図表 104 情報共有の方法

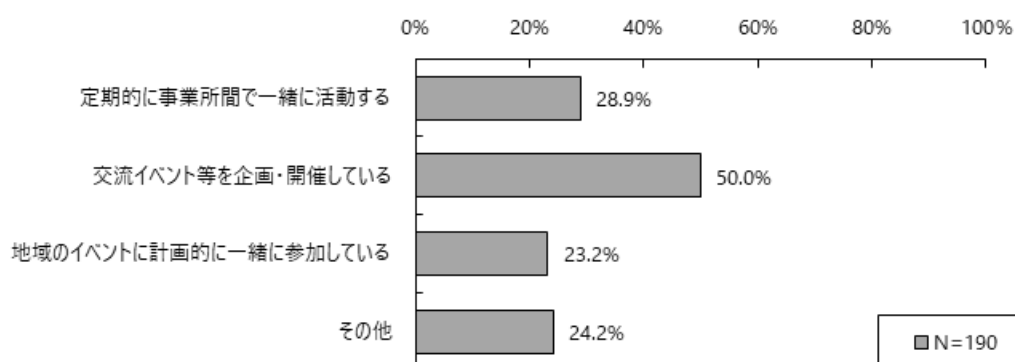


図表 105 実施している連携の取組



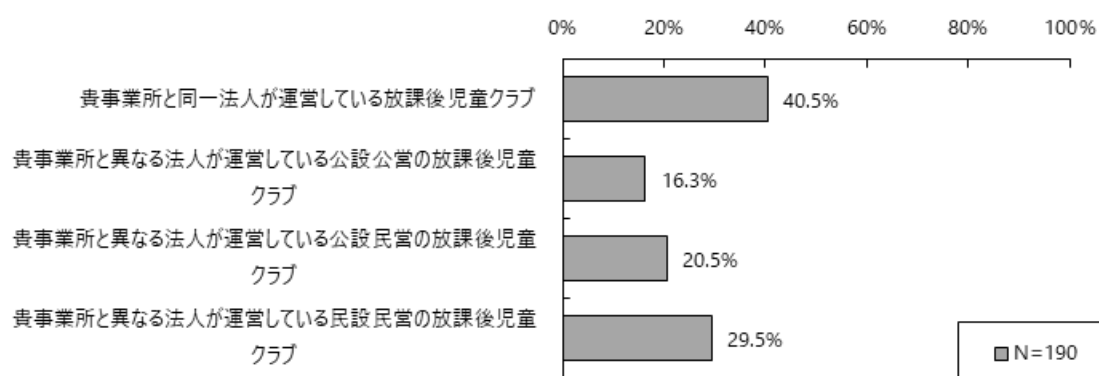
また、放課後等デイサービスと放課後児童クラブのそれぞれを利用する子どもがともに過ごす交流の機会を設けている事業所は、全体の 5.9%であった。その多くが、1 か月に 1 回未満の低頻度での交流であり、交流イベントの企画が多数であったが、24.7%の事業所は 1 か月に 1 回以上の定期的な交流機会を持ち、日常的に一緒に活動する機会を設けていることが分かった。

図表 106 交流の実施内容



交流先を設置運営主体別にみると、同一法人が運営している放課後児童クラブが最多で 40.5%であったが、他法人の中では民設民営の放課後児童クラブが最多の 29.5%であった。

図表 107 交流先となっている放課後児童クラブの設置運営主体

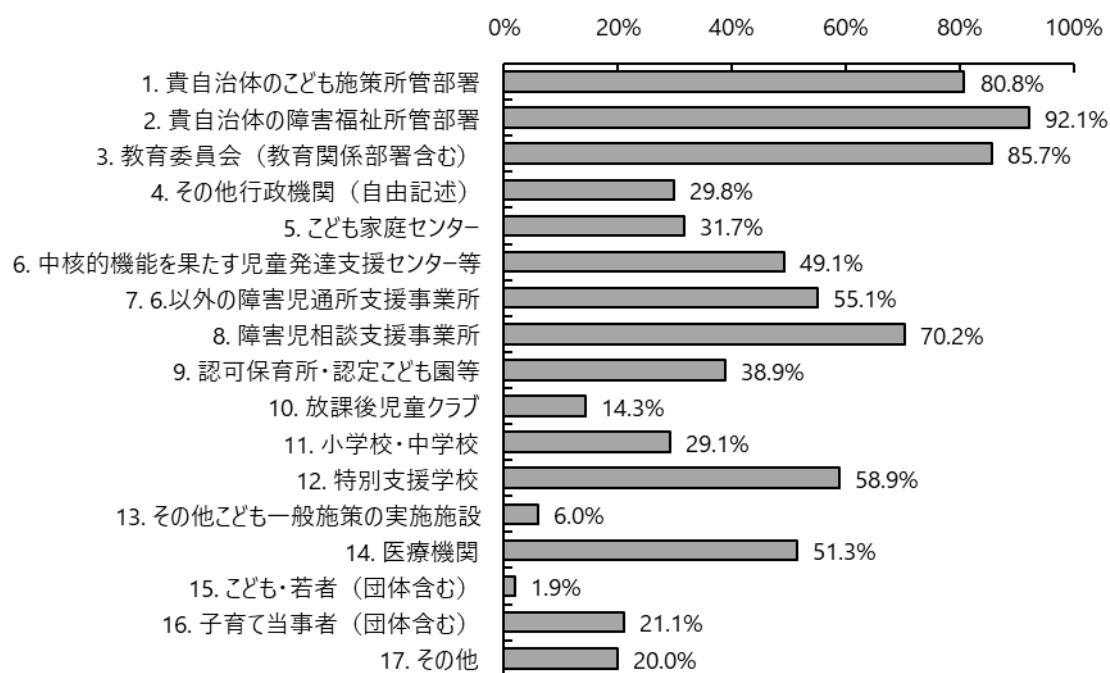


(4) 自治体における官民連携したインクルージョン推進の取組の現状

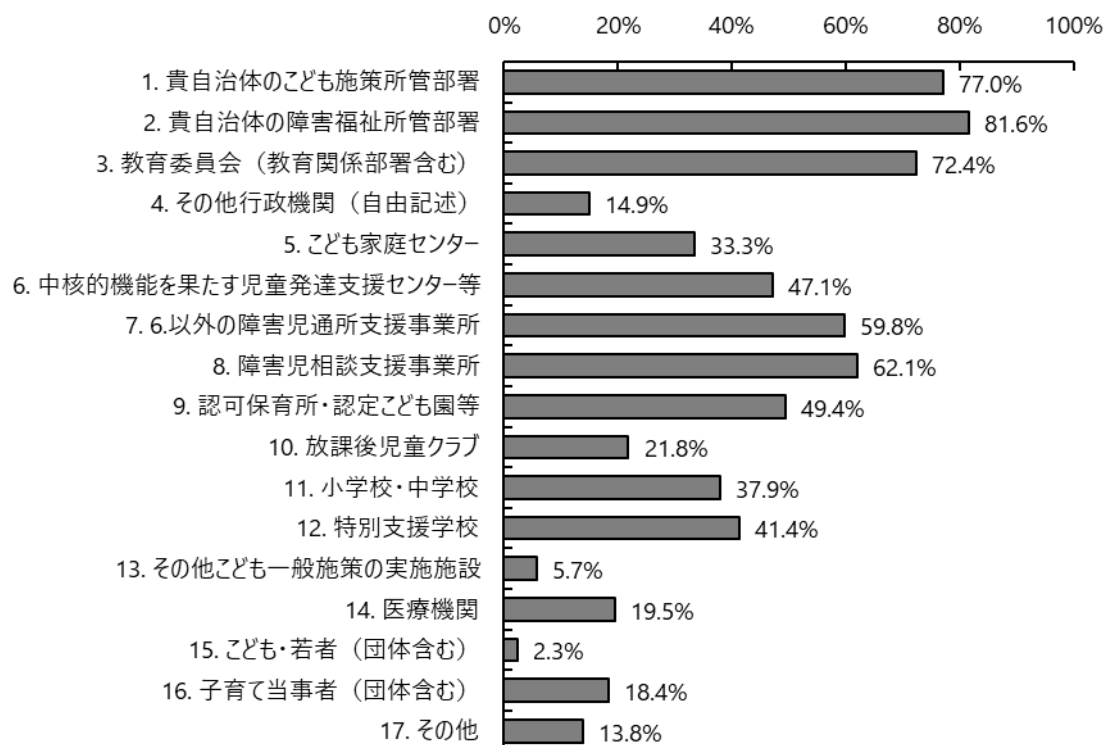
自治体に対しては、本調査研究において官民連携したインクルージョン推進の取組をテーマとして調査を行った。地域の保育所・子育て支援施設等を対象とした巡回支援を実施している自治体は、全体の 67.5%と半数以上が実施していた。その多くは地域障害児支援体制強化事業または市町村実施事業として実施されていた。地域の児童発達支援センター等の民間に委託していずれかの事業にて巡回支援の取組を行っている自治体は、巡回支援を行っている自治体のうち 33.8%であった。

また、障害児支援に関するインクルージョンの推進に向けて、地域の事業所との連携を強化するために、市町村が主体的に地域の事業所・施設等を対象として取り組んでいることとして、自立支援協議会等の教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている自治体は 42.9%、こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている自治体は 14.1%存在し、一定の設置が進んでいるといえる。一方で、参加者を見ると、障害福祉分野の行政主体や障害児支援事業所・相談支援事業所の参加は多い一方、一般施策の事業所・施設や小学校・中学校といった主体の参加は少ない。また行政内でも保健所や保健センターといった保健部門、こども家庭センター等の児童福祉部門の参加は少数にとどまり、障害福祉の中にとどまった組織体制となっている自治体も少なくないことがうかがえた。

**図表 108 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等に参加する
地域の事業所・施設(n=265)**



**図表 109 こども施策にかかわる事業所を対象とした情報共有の機会・場に参加する
地域の事業所・施設(n=87)**



1-2 児童発達支援と保育所等の併設

(1) 児童発達支援と保育所等の併設型の取組

前述のとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部の改正により、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとなった。

ヒアリング事例からは、保育所等と児童発達支援事業所を併設することで、障害の有無にかかわらず、こどもたちが物理的に近い距離でともに過ごすことで、互いに理解し合い、育ち合っていることがわかった。ヒアリングを行った事業所では、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提とし、すべてのこどもの育ちと個別の支援ニーズをともに保障することが理念として職員の間で共有されていた。さらに、日常的に園全体で情報共有や研修を行うことで、保育や発達支援においてすべてのこどもが安心、安全に過ごせるとともに、個々のこどもに合わせた支援を提供しようとしていた。

園としての理念を確立し園内全体に浸透を図ることや、保育所等・児童発達支援ともに障害の有無にかかわらずすべてのこどもが過ごしやすい環境となるよう、掲示物や遊具などの工夫を図る例や、障害のあるこどもと障害のないこどもと一緒に活動する場面に

において、互いの心理的障壁をなくし、同じ仲間として活動できるように、職員の働きかけや活動の方法、頻度等を工夫している例があった。また、個々のこどもの育ちを共有し、次の保育や児童発達支援に活かす観点から、個別支援計画を保育所と共有したり、支援の記録を保育と児童発達支援で共に作成するなどの取組もあった。

さらに、保育・児童発達支援の枠組みを超えて、研修や会議、事例検討等の場を通して情報共有を図ったり、互いの専門性による知見を学びあったりする事例もあった。アンケートにおいては、児童発達支援ガイドラインの共有や保育所保育指針といった各事業の基本的な資料やその考え方を共有する取組も見られた。

家族支援の場面においても保育・児童発達支援の枠組みを超えたアプローチが見られた。例えば、保育所等に通うこどもの中で特性のあるこどもの育ちについて保護者が不安を抱えている際に、保育所等の担任とともに児童発達支援の職員が相談に乗る例があった。

さらに、ヒアリングの中では、地域の保育所等への移行支援や就学時の連携を通して、地域の保育所等や学校等との連携を図ろうとする事例もあった。現状では、地域の他の保育所等と併行通園している場合などにおける地域連携には課題も大きいですが、今後取組を強化していきたい事項として挙げられていた。検討委員からも、併設型への通園により障害のないこどもとも一緒に過ごす経験を通して、就学以降の進路の選択肢が広がっていく可能性について指摘されるなど、地域との連携強化が期待されていた。園での実践を基盤としながら、こどもを軸とした縦横連携の中で、インクルージョン推進に向けた取組み等を地域に広げていく視点をもつことも重要といえる。

(2) 併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待されること

保育所等と児童発達支援事業所を併設することで、これまで異なる事業の間で、障害の有無により異なる場で過ごしていたこども同士が、併設という物理的構造の中で、日常的に近い距離感で過ごすことが可能になる。これにより、一人ひとり違いのあるこども同士が、日々触れ合う機会につながり、大きな意味があると考えられる。

一方、検討委員からは、本来、保育そのものがインクルーシブな場であるという前提を踏まえると、障害のあるこどもを対象とする児童発達支援事業所が保育所等の中に併設されることで、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながるのではないかと懸念が示された。このように、併設という物理的構造が生むリスクがあることも理解し、こどもの育ちと個別のニーズがともに保障される環境づくりや理念に基づいた日々の実践を積み重ねていく必要がある。

併設型においては、物理的構造として保育所等と児童発達支援事業所が併設されていることが一つの特徴である。ヒアリング事例においても、施設が隣接しているだけでなく、

壁や仕切りを極力減らした構造や玄関など動線の中で自然と交流し合う配置など、インクルーシブな場を実現するための構造上の工夫が図られていた。一方で、単に物理的構造の工夫だけで、こどもの育ちと個別の支援ニーズがともに保障される環境づくりや、理念に基づいた日々の実践を実現できるわけではない点にも留意が必要である。

保育所等と児童発達支援の併設により、こどもの育ちと個別のニーズがともに保障される環境づくりや、理念に基づいた日々の実践においては、園としての理念、環境づくり、保育と児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチ等も併せて進めていくことが重要であるといえる。

一方で、検討委員からは、併設型における取組の際の留意点として、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながるものがないよう、常にこどもの視点に立ってインクルージョン推進に向けた環境づくりの方針を検討していくこと、また、その方針に基づく実践がこどもにとって適切なものとなっているのか、常に振り返り、常にこどもの視点に立って取組を進めていくことが重要であるという指摘がなされた。こどもにとって、育ちと個別のニーズが保障される環境になっているのかを常に振り返りながら実践を進め、取組の方向の再確認とさらなる改善を図っていくことが求められる。

図表 110 併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待されること

併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待されること

保育所等と児童発達支援事業所を併設することで、これまで異なる事業の間で、障害の有無により異なる場で過ごしていたこども同士が、併設という物理的構造の中で、日常的に近い距離感で過ごすことが可能になる。これにより、一人ひとり違いのあるこども同士が、日々触れ合う機会につながり、大きな意味があると考えられる。

一方、保育そのものがインクルーシブな場であるという前提を踏まえると、障害のあるこどもを対象とする児童発達支援事業所が、保育所等の中に併設されることにより、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があるということを理解する必要がある。

インクルージョンの推進に当たっては、こどもの育ちと個別のニーズがともに保障される環境づくりや、理念に基づいた日々の実践が重要であるが、併設という物理的構造だけで、これが果たされるものではない。園としての理念、環境づくり、保育と児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチ等も合わせて進めていくことが重要であり、併設型においては、以下の内容も踏まえながら、取組を進めていくことが期待される。

- 全てのこども一人ひとりに権利と尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、大切に育てられるべき存在として肯定される環境であること。
- 保育・児童発達支援の枠組みを超え、こども同士が関わり合いながら育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、ともに遊ぶことを大切に環境づくりを園全体で進めていくこと。
- 互いの専門性を尊重し合いながら、保育・児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチと、地域の関係機関等との連携により、包括的な保育・発達支援、家族支援が提供されること。
- 日々のこどもの姿や実践等を通じた創意工夫のもとで、園全体で、ともに考え、ともに学び、日々の連携を積み重ねていく。
- 園での実践を基盤に、こどもを中心に据えた縦横連携を進め、地域コミュニティや関係機関等にインクルージョン推進の理念等を広げていくこと。
- こどもにとって、育ちと個別のニーズが保障される環境になっているのかを常に振り返りながら実践を進めていくこと。

(3) 併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待される流れ

前述の取組は、互いに独立したものではなく、関係し合いながら循環して取組が強化・発展していくものと考えられる。基盤となるのは、こども一人ひとりの尊厳を尊重する理念の浸透である。すべてのこどもが、障害の有無にかかわらず、一人ひとり違いをもつ存在として尊重され、こどもが大切に育てられるべき存在として、その価値を認められる環境であることが基本となる。

理念を基盤として、こどもの育ちと個別のニーズをともに保障する環境づくりを進めていくことが重要となる。保育・児童発達支援の枠組みを超えて、園全体で、こどもの育ちと個別のニーズをともに保障する環境づくりについて考え、こどもが園内どこにいても安心、安全に過ごせる環境を整えていくことが必要であるが、ここで重要なのは、保育・児童発達支援が個々に独立して検討したり環境づくりを行うのではなく、園全体で取り組むことである。検討委員からは、職員が保育・児童発達支援の壁を感じ、それぞれ個別のものとしてとらえていることで、こどもたちにもその考え方が伝わり、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があることへの懸念が示された。環境づくりの時点から園全体で取り組むことにより、すべてのこどもがともに育つ環境につながっていく。さらに、違いのあるこどもたちが発達段階の中で、集団で活動することによる学びも重要である。障害の有無にかかわらずこどもたちが集団で活動する中で、豊かな関係性を作っていく過程において、物理的な距離の近さや触れ合う頻度の高さが寄与すると、検討委員からの意見が挙げられた。

園全体で検討され、整えられた環境の中で、個々のこどもの支援や保育においては、チームアプローチにより包括的な支援を行っていくことが求められる。保育・児童発達支援の互いの専門性を尊重し、職員同士が協力し合い、包括的な保育・発達支援、家族支援を行う。物理的な環境・職員のかかわりなどの工夫により、こどもが園内のどこにいても、必要な保育や支援を受けられる環境を整えることが重要といえる。ヒアリング事例の中では、かかわりの工夫として、一緒に活動する場面において、児童発達支援の職員もクラスの一員として参加し、児童発達支援の利用有無にかかわらず、すべてのこどもに接するようにしていた。逆に保育所等のクラスの担任も児童発達支援を利用するこどもも含めてクラスの一員として接し、安全面でも目を配っていた。このことにより、園内でのこどもの生活の連続性を担保し、こどもの育ちと個別の支援ニーズをともに保障することにつながっていく。

こうした個々のこどもへの保育・支援の実践を通じて、園全体で学び、成長していくことで、さらに支援の質を高めることにつながる。園全体で、こどもの日々の姿や実践を振り返り、ともに考えることができるよう、日常的な連携を丁寧に進められる環境を整える。前述の通り、ヒアリング事例においては、事例検討の場や計画・記録の共有等を通して、保育・児童発達支援それぞれからの視点でこどもの育ちの見立てを共有することで、互い

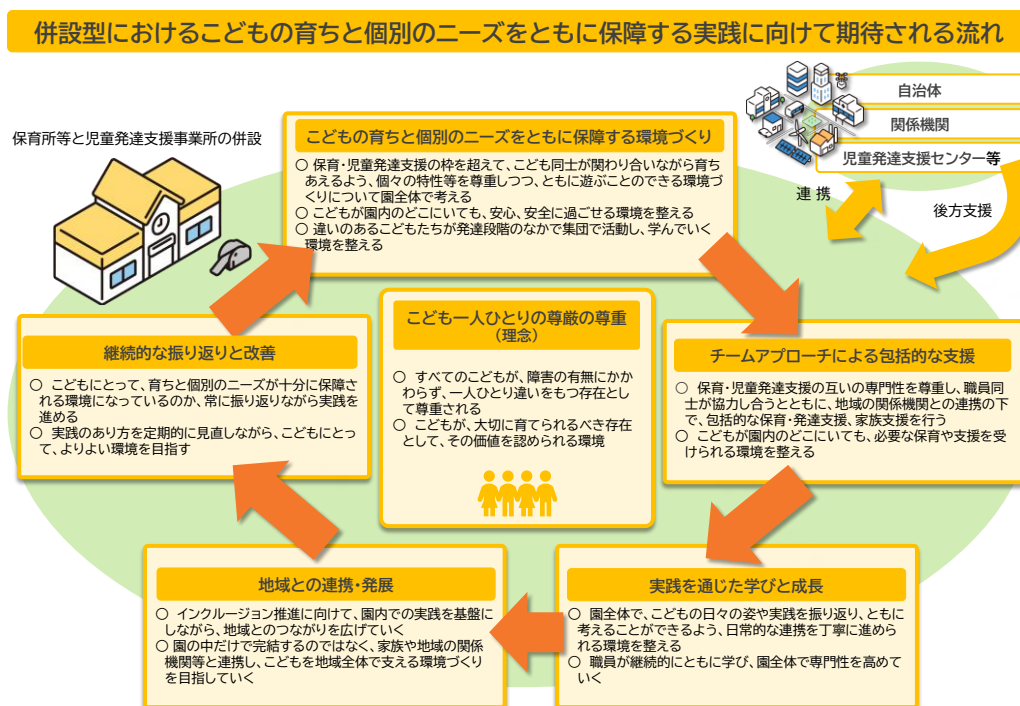
の専門性を学びあっていた。職員が継続的に共に学び、園全体で専門性を高めていくことで、保育・児童発達支援の別なく、必要な保育や支援を提供できるようになっていくことが求められる。

園全体で実践と専門性の向上の積み重ねは、園内だけで完結するのではなく、地域と連携し、地域とのつながりを広げていくことが期待される。地域の保育所等への移行支援や学校への進学時等などの機会を通して、家族や地域の関係機関と連携し、こどもを地域全体で支える環境づくりを目指していくことが求められる。

これらの取組は、前述の通り、こども一人ひとりの尊厳の尊重を理念としたうえに立つものである。取組においては、こどもの視点に立って、育ちと個別のニーズが十分に保障される環境となっているか、常に振り返りながら実践を進めることが求められる。併設型の取組は、一人ひとり違いのあるこども同士が日々触れ合うことを通して、インクルーシブな環境を実現していくという意義深いものである一方で、取組の方向を誤れば、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があることは前述のとおりである。実践の在り方を定期的に見直しながら、こどもにとってよりよい環境を目指し、園全体で考え、創意工夫を凝らしていくことが求められる。

さらに、自治体や関係機関、児童発達支援センターといった地域の機関と連携していくことで、よりよい取組につなげていく後押しとなるとともに、地域の他の施設とのつながりが強化され、地域全体でインクルージョン推進の輪が広がり、こどもを地域全体で支える環境につながっていくと考えられる。

図表 111 併設型におけるこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待される流れ



(4) 併設型の実践における課題

併設型の実践において、ヒアリングの中では、地域の他の事業所や保育所等との連携に課題を感じていた。前述の循環の中でも、地域との連携・発展が期待されているところであるものの、現状では、障害の有無により、児童発達支援と保育所等の併行通園に消極的であったり、児童発達支援のみの利用を勧めたりする例もあるとのことだった。アンケート結果から見えた、法人内で併行通園しているこどもの割合が多い事業所の中には、他の保育所等がインクルーシブな場となっておらず、結果的に転園したり地域の保育所等への移行が進まなかったりする場合も含まれると考えられる。併設型に取り組む園では、自園においてこどもの育ちと個別のニーズをともに保障する環境づくりを進めるだけでなく、地域全体に考え方や理念を広げ、こどもを地域全体で支える環境づくりまで求められると考えられる。

また、アンケート調査からは、併設型を実践する法人において、併設している保育所等への保育所等訪問支援を行っている例もあることがわかった。検討委員会では、保育所等と児童発達支援が物理的に近くに存在する併設型において、互いの専門性を尊重しつつ園全体でこどもの育ちと個別のニーズをともに保障することが重要であることを踏まえると、さらに児童発達支援とは別の形で、保育所等訪問支援を用いて併設する保育所等に通うこどもを支援することについて疑問視する意見が挙げられており、併設型において、併設している保育所等への保育所等訪問支援を行うことについては、現場の実態等も踏

まえながら、今後整理が必要であると考えられる。

1-3 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流

(1) 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流

実際に放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの間で、併行利用しているこどもに関する連携や、放課後児童クラブのこどもとの交流に取り組んでいる事業所には、いくつかの共通点も見られた。

ヒアリングした事業所ではいずれも、「地域の中でこどもがともに育つこと」を事業所の中の重要な考え方として共有しており、その考え方に基づいて連携や交流を実施していた。放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの間の連携・交流も、児童発達支援と保育所等との交流保育と同様に、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもに一人ひとり違いがあることを前提に、「ひとりのこども」として地域の中で大切に育てられるべき存在として肯定されることが重要である。ヒアリングした事業所ではいずれも、地域の中でこどもがともに育つことを事業所の中の重要な考え方として共有しており、その考え方に基づいて連携や交流を実施していた。

併行利用先の放課後児童クラブとの連携では、事業や場面が異なるからこそ、同じひとりのこどもであることを念頭に、それぞれの場での様子や気づきを共有することで、互いのこどもの生活の連続性を踏まえたよりよい支援ができることを目指していた。ヒアリングにて放課後児童クラブとの交流を行っている事業所では、障害の有無にかかわらずこどもたちが触れ合う機会を重要と考え、こどもの特性等について、互いの職員が理解していることを前提としながら、日常の中でこどもたちが一緒に活動する時間を設けるなど、交流を通して同じ地域で育つこどもがともに過ごす場を作っていた。

(2) 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流の実践に向けて期待されること

放課後等デイサービスと放課後児童クラブについては、制度上、保育所等と児童発達支援で実施されているような、併設型における設備と人員の共用・兼務の運用はないものの、こどもの生活の連続性を意識し、全てのこどもの育ちと個別のニーズをともに保障した上で、インクルージョンの推進に向けた取組を進めていくことの重要性は共通である。その上で、放課後等デイサービスと放課後児童クラブにおいて、併行利用をするこどもに関する連携や、事業所間の交流の取組を進めていくことが期待される。

放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併行利用するこどもに関する連携について、アンケートでは送迎時のやり取りだけでなく、会議や個別支援計画の共有等を行っている事業所も存在することが分かった。ヒアリングでは、放課後等デイサービスの職員が放課後児童クラブの場に赴いてこどもの様子を共有するとともに、こどもの特性や発達

段階に応じた環境づくりを支援することで、それぞれの場で過ごしやすくなっている取組も見られた。それぞれの場で見せるこどもの様子や気づきを互いに丁寧に共有等することにより、こどもの生活の連続性を踏まえた育成支援、発達支援につなげていくことで、こどもにとって、それぞれの場で過ごす時間が豊かになっていくことが期待される。

また、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの交流について、ヒアリングの中では、同一法人にて実施される場合と、他法人で実施される場合があった。その違いによって交流の頻度や時間に違いがあるが、障害の有無にかかわらず一緒に活動する機会を通して、違いのある一人のこどもとして互いに認め合い、関係性を築いている例が見られた。そのことにより、地域の中に自然に受け入れられていっていた。こうした事例も踏まえ、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの交流においては、両事業者の共通理解の下で、普段は異なる事業を利用しているこども同士が、多様な遊びや体験等を通じて、ともに過ごす機会をつくることにより、一人ひとり違いのある存在として触れ合う機会となる。これらの取組を通じて、障害のあるこどもが、身近な地域で育つ一人のこどもとして、地域の中で受け入れられていくことにつながっていくことが期待される。

連携や取組を進めていく上では、全てのこども一人ひとりに尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、地域の中で大切に育てられるべき存在であり、肯定されるべき存在であるという基本的な考え方の共有が大前提となる。異なる事業や法人の間であっても、インクルージョン推進の基本的な考え方を共有することで、連携や交流の取組につながっていく。

ヒアリング事例では、事業所間でこどもへの支援の考え方や方針を共有したうえで、こども同士が多様な遊びや活動の中で交わり合い、自然に関係性を作っていく例が見られた。障害の有無にかかわらず一人ひとり参加の方法や興味が異なる中で、個々の特性を尊重しながら、全体として緩やかに混ざり合って活動していた。連携や交流の取組を進めていく上では、互いの理念や活動等を尊重し合いながら、こども同士が多様な遊びや体験等を通じて関わり合う中でともに育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、同じ目的をもって取組を進めていくことが重要といえる。

また、各事業においては切り取った場面がかかわっているが、一人ひとりのこどもに視点を置くと、連続した生活の中の一場面である。それぞれの場での様子や気づきを共有することで、連続性をもった支援が行えると考えられる。併行通園において連携している事例では、放課後児童クラブの情報共有を行ったり、活動の場に参加することで、放課後等デイサービスだけではわからない集団活動でのこどもの様子がわかり、放課後等デイサービスにおける支援にも活かしていた。また、ヒアリング事例では、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの職員による合同の意見交換会を実施し、よりよいこどもへのかわり方や環境について検討する取組もあった。こどもの生活の連続性を意識し、それぞれの場でのこどもの姿や実践を共有するなど、日々の連携を積み重ね、ともに考えられる関係を気づいていくことが重要である。

さらに、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携や交流においては、地域に軸を置いた取組が重要であると検討委員から指摘があった。小学校との関係も踏まえると、放課後児童クラブは地域に根差した事業であり、放課後等デイサービスと放課後児童クラブが連携することにより、地域コミュニティや関係機関も含めてインクルージョン推進の理念を広げていくことができると考えられる。また、後述のとおり、中学校以降の障害のあるこどもの居場所が課題となる中で、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携を起点として、移行支援を含む縦横連携を進めていくことが考えられる。

加えて、実践や取組等の在り方を定期的に見直ししながら、こどもにとってより良い実践や取組等をともに目指していくことが重要である。

図表 112 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流の取組を通じて期待されること

放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流の取組を通じて期待されること
インクルージョンの推進に当たっては、こどもの生活の連続性を意識し、全てのこどもの育ちと個別のニーズをともに保障した上で、インクルージョンの推進に向けた取組を進めていくことが重要である。 その上で、放課後等デイサービスと放課後児童クラブにおいて、併行利用をするこどもに関する連携や、事業所間の交流の取組については、以下の内容も踏まえながら、それぞれの取組を進めていくことが期待される。 【連携の取組を通じて期待されること】 ○ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併行利用することにも関する連携については、それぞれの場で見せるこどもの様子や気づきを互いに丁寧に共有等することにより、こどもの生活の連続性を踏まえた育成支援、発達支援につなげていくことで、こどもにとって、それぞれの場で過ごす時間が豊かになっていくことが期待される。 【交流の取組を通じて期待されること】 ○ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの交流は、両事業者の共通理解の下で、普段は異なる事業を利用しているこども同士が、多様な遊びや体験等を通じて、ともに過ごす機会をつくることにより、一人ひとり違いのある存在として触れ合う機会となり、これらの取組を通じて、障害のあるこどもが、身近な地域で育つ一人のこどもとして、地域の中で受け入れられていくことにつながっていくことが期待される。 【連携や取組を進めていく上で大切にしたい視点】 ○ 全てのこども一人ひとりに尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、地域の中で大切に育てられるべき存在であり、肯定されるべき存在であるという基本的な考え方が共有できること。 ○ 互いの理念や活動等を尊重し合いながら、障害の有無に関わらず、こども同士が多様な遊びや体験等を通じて関わり合う中でともに育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、同じ目的をもって取組を進めていくこと。 ○ それぞれの場での日々のこどもの姿や実践を共有する等、日々の連携を積み重ね、ともに考えられる関係を築いていくこと。 ○ 自らの実践を基盤に、こどもを中心に据えた縦横連携を進め、地域コミュニティや関係機関等にインクルージョン推進の理念等を広げていくこと。 ○ 実践や取組等の在り方を定期的に見直しながら、こどもにとってより良い実践や取組等をともに目指していくこと。

(3) 放課後児童クラブとの連携・交流における課題

障害の有無にかかわらず、地域の中で多様なこどもたちと過ごし育ち合うインクルージョン推進という観点から、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携や交流は積極的に進められるべきといえる。しかしながら、現状では実施に当たって課題も大きい。

一つは人員体制による課題である。ヒアリングでも、放課後等デイサービス、放課後児童クラブともに互いに人員体制に余裕がないという声もあり、新たな取組に踏み出すための業務の余裕がないと考えられる。そのため、交流によりこどもの人数が増えた環境において、事故やトラブルに十分に対応できないことを懸念して、交流に消極的な場合もあ

るという実情が垣間見えた。

二点目はそれぞれの事業所での規則や活動の流れによる調整の難しさである。特に交流においては、放課後児童クラブが拠点となる活動場所からの移動に制約がある場合、放課後等デイサービスが常に出向かなければいけないことが負担となっていた。また、障害のあるこどもが利用する放課後等デイサービスでは、一日の活動がルーティンとなっていてところも多く、変更することがこどもにとって難しい場合もある。異なる法人の放課後児童クラブとの交流の場合、毎日の活動の中に交流を入れることは難しくなるため、たまに生じるイレギュラーとなってしまうことが、活動の難しさにつながっていた。

三点目は保護者の理解を十分に得られていないことである。保護者の中には、放課後児童クラブのこどもと一緒に活動することで生じうる事故やトラブルを懸念し、交流に消極的な場合もある。ヒアリング先の事業所の中には、交流の活動について保護者の希望をアンケートでとり、消極的な回答のあった保護者には個別にその意図や実際の活動の様子を伝えることで、おおむね納得してもらえているという事例もあった。また、放課後児童クラブ側も同様に、保護者への説明を行っていた。いずれも、事故やトラブルのリスクについて考えるのではなく、根本の” 障害の有無にかかわらず、一人ひとりのこどもの育ちを保障する” という理念のもとで、地域のこどもとの交流の重要性を伝えるとともに、実際にこども同士がともに生き生きと活動し、成長する姿を見ることで、保護者にもインクルージョンの意義の理解が広がっていた。

四点目は、放課後等デイサービスと放課後児童クラブそれぞれの地域との関係性の差による連携の難しさについてである。放課後児童クラブは小学校区単位など地域に密着していることが多いが、放課後等デイサービスは広い圏域から利用してくることがある。そのため事業所の所在地とこどもにとっての「地域」は異なることも多い。地域の放課後児童クラブと連携しようとする、こどもの暮らす地域の放課後児童クラブそれぞれと関係を築き、連携していく必要があるが、規模の小さい放課後等デイサービスにとっては特に負担になると検討委員から指摘があった。

(4) 中高生以上のインクルーシブな居場所

中高生以上のインクルーシブな居場所については、課題が大きく、検討委員からも施策の充実の必要性の指摘がなされた。小学生まではこどもの一般施策として放課後児童クラブがあり、放課後児童クラブとの併行利用により、地域のこどもとともに過ごす場がある。一方で、中学生以上では、放課後等デイサービスが 18 歳まで利用できる一方、一般施策ではインクルーシブの推進につながる制度があまり見当たらず、多くの中高生は放課後等デイサービスの利用や、自宅で多くの時間を過ごしていると考えられる。そのため、放課後の時間とともに育つ場が限定的であり、地域のこどもとのかかわりが途切れてしまうことが懸念される。

アンケート結果では、障害のある中高生の居場所は放課後等デイサービスやその他の

障害児福祉施策、特別支援学校が中心であり、同年代の障害のないこどもとのかかわりを持つ場が限られていることが分かった。その中でも子ども食堂や学習支援の場を通して、地域の同年代のこどもとともに過ごす事例も見られた。また、ヒアリングにおいて、地域に根差して開かれた活動を行っている事業所では、放課後等デイサービス・放課後児童クラブいずれのこどもも、利用終了後に時折顔を出し、自然な交流が図られている事例もあった。

1-4 自治体における官民連携したインクルージョン推進の取組

(1) 巡回支援を通じた自治体におけるインクルージョンの推進

自治体においてインクルージョンを推進するためには、一般施策の保育所・認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブなどにおいて、障害の有無にかかわらずともに育つ環境を整えていくことが重要である。一般施策の施設における支援力の向上のため、事業所への巡回支援が考えられる。

指定都市の事例では、市内に複数の児童発達支援センターが設置されており、自治体主導のもと、児童発達支援センターのネットワーク化や方向性の統一を図る取組がなされていた。その中で、地域の事業所や保育所等の一般施設の訪問支援を児童発達支援センターに委託することで実施されていた。一方、町村では、複数の基礎自治体からなる障害福祉圏域の中に児童発達支援センターが1か所しかなく、立地自治体だけでなく圏域内の各自治体との連携や、圏域全体で足並みをそろえた支援を行うような取組がなされていた。

このことから、地域における事業所の体制（特に児童発達支援センターの設置状況）により、行政の担う役割や関与の方法には違いがあることが示唆された。支援体制には自治体による差が大きく、一概に自治体規模では判断できないものの、児童発達支援センターの設置状況や機能を踏まえ、中核機能を担う事業所の後方支援や自治体間の連携支援など、体制整備に努めることが必要であることは共通していた。

巡回支援における自治体との連携について、アンケートでは書面や会議・面談等での情報共有が見られたが、ヒアリングでは実際に行政の保健師が同行するなど、即時連携が図られている事例があった。また医師や保健師、学校など複数の主体が訪問することで、幅広い観点から障害のあるこどもの個別の支援ニーズに応えるための助言や合理的配慮の提案を行っていた。また、複数の児童発達支援センターで行っている自治体では、助言内容や事例の共有を通して、助言内容の統一や質の向上を図っている事例もあった。

巡回支援の委託により一般施策の保育所や子育て支援施設等の対応力・支援力の向上を図ろうとする場合も、行政が主体的にかかわり続けることが必要である。特に保護者への働きかけは、行政の発達相談につないだり、早期発達支援を提案したりする際に、妊娠婦期から保護者と接点のある保健師からの方が有効な場合もある。体制支援・個別ケース

の支援のいずれにおいても、行政の役割も重要である。

（２）インクルージョン推進に向けた自治体の役割

ヒアリング事例では、自治体と地域の事業所等が官民連携で巡回支援等の取組を行うことで、保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブといった子育て支援の一般施策の施設において障害の有無にかかわらずともに育つ環境を充実させようとしていた。こうした事例を踏まえると、地域においてインクルージョン推進を進めていくために、自治体が地域の事業所と連携しながら取組を主導していくことが必要といえる。

官民連携した取組の前提として、自治体がインクルージョン推進に向けた取組の方向性を打ち出し、主体的に取り組むことが重要である。それとともに、保育などの子育て支援の一般施策の担当部署と障害児支援を所管する部署が異なる場合も、“縦割り”を打破し、互いに連携することが必要となる。ヒアリング事例では、障害児支援の担当が主導しながら、保育所・幼稚園の担当部署や放課後児童クラブの担当部署と連携して取組の方向性を共有し、協力しあって取組を進めていた。子育て支援の一般施策の施設である保育所・幼稚園や放課後児童クラブだけでなく、乳幼児期のこどもの育ちに当たっては、母子保健部門も含めて庁内連携が重要となる。関係課が一体となって、地域のインクルージョン推進に取り組み、検討を進めるとともに、地域の関係機関や事業所との連携・協働を進めていくことが重要といえる。

自治体における体制を整えたうえで、インクルージョン推進に向けて、現場の実情をよく知る民間事業所とともに課題や解決策を検討することが重要である。ヒアリング事例では、児童発達支援センターに巡回支援を委託しつつ、支援の方法や内容に対して自治体も一主体としてかわり、支援の充実に向けた取組を進めていた。指定都市などの大きい自治体では複数の児童発達支援センターのネットワークづくりを行いながら、支援の質の均てん化を行っていた。小規模自治体では自治体職員が巡回支援に同行し、妊娠期からの継続した関係性を活かすなど、児童発達支援センターの支援員との役割分担をしていた。また、インクルージョンを官民連携して推進していく場として自立支援協議会やその他事業所が参加する協議の場を活用し、その中で情報共有や研修等を行う事例も見られた。検討委員からも、こうした民間の事業所を含む様々な主体が参加する協議の場を設置し、その中で一主体として自治体が役割を発揮していくことの重要性について指摘がなされた。

（３）自治体におけるインクルージョン推進に向けた課題

自治体が官民連携した取組としてインクルージョン推進を進めていくにあたって、庁内連携・庁外との連携のいずれにおいても課題がある。

庁内の連携については、アンケート調査から、連携における課題として庁内におけるイ

インクルージョン推進の取組の理解不足が課題であることが見えた。自治体においては、障害児支援の担当部署と一般施策の担当部署が分かれていることも少なくない。検討委員からは、特に大規模自治体においては、保育など一般施策の担当部署と障害児支援を所管する部署が異なり、自治体内で壁が生じていることや、縦割り行政の影響で、他分野に關与しづらい可能性があることが指摘された。また、そもそもインクルージョン推進の主管課が明確でなく、庁内の調整や推進が進みにくいがあるという意見もあった。こうした庁内連携の難しさから、事業所や施設に対してもインクルージョン推進に向けて有効な働きかけが難しくなっていることが考えられる。

地域の事業所との連携では、アンケート結果からは、インクルージョンの推進に向けた地域の事業所・施設等との連携の課題として、障害児の受け入れ体制のある事業所・施設等の不足が最多の54.4%であった。ヒアリングでは、特に民間の保育所等において、保育士の不足や専門性の不足から、対応が難しいという保育所等もあるという実情が語られた。地域の保育所等の子育て支援施設の体制は、インクルージョンの推進に当たっても課題となっている。一方で、体制面だけでなく、地域の保育所等の子育て支援施設に向けて、インクルージョンの意義を理解してもらうことも課題である。そもそもインクルージョンの推進に関心がなく、障害のあるこどもの受け入れに消極的な施設もあることが、ヒアリングから垣間見えた。そうした施設は、研修や自治体・児童発達支援センター主催の取組への参加も少なく、障害のあるこどもが在籍していない場合は巡回支援の対象から外れてしまうこともある。官民連携したインクルージョン推進を進めていくには、民間事業者も参加する協議会を設置し、事業所とともに課題や解決策を一緒に考えていくことが有効と考えられる。協議の場においては、自治体もチームの一員として参画し、役割を果たすという姿勢が重要である。

1-5 今後求められる方向性

今後、インクルージョン推進の取組を進めていくにあたっては、全てのこども一人ひとりに権利と尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、大切に育てられるべき存在であることが、地域全体で共有され、その考え方に基づいて支援や保育が進められていくことが重要である。前述の通り、保育所等と児童発達支援の併設型においては、その取組により障害のあるこどもと障害のないこどもが日常的に近い距離感で過ごすことにより、日々触れ合う機会が生まれるという意義がある一方で、保育そのものがインクルーシブな場であるという前提に立つと、児童発達支援事業所が保育所等の中に併設されることで、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながるリスクもはらむ。一人ひとりのこどもを主体とした保育や支援を軸として、すべてのこどもの

育ちと個別の支援ニーズがともに保障される環境になっているかを常に振り返る姿勢が求められる。

上記の実現のためには、併設型の児童発達支援事業所における取組の留意点や配慮を要する点等について整理していくことも必要であろう。併設型における児童発達支援の提供に当たっては、前述のリスクがあることも考えられることを理解した上で、より一層、園におけるこどもの生活の連続性を踏まえた視点で、こどもを理解し、発達支援を提供していくことが重要である。併設型の児童発達支援事業所は、日々の園内での保育や支援の実践を通じて、こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもが園内のどこにいても、安心、安全に過ごせる環境、個別のニーズを保障していく環境づくりを進めていく上で、何がこどもの生活において障壁となっているのか、また、それらの障壁を取り除き、こどもの園内での生活を豊かにするためにどのような合理的配慮が必要であるのか等について、見立て、工夫していくとともに、それらの取組を園全体の取組として広げていくことが期待される。また、園におけるこどもの生活の連続性を踏まえた支援提供及び互いの専門性等を尊重し合い支援提供をしていくためには、保育所等の取組等を十分に理解していく姿勢をもつことや、児童発達支援の取組等についても、保育所等への共有や必要に応じて一緒に検討をする等をしながら進めていくことが必要である。これらの考え方を整理し、併設型に取り組む児童発達支援事業所等に周知していくことも必要であろう。

本調査研究においては、併設型における実践に向けて期待される理念的な整理を行ったが、実践に落とし込む際の具体的な取組の整理には至らなかった。本調査研究において収集した取組事例等を踏まえ、求められる取組の具体化により、すべてのこどもの育ちと個別の支援ニーズをともに保障する実践を多くの事業所において実現していくことが求められる。

また、本調査研究時点では、アンケート回答において児童発達支援事業所のうち併設型に取り組むのは3.9%とわずかであり、取組としては萌芽期といっても差し支えないだろう。今後も併設型が広がっていくことが想定される中、今回整理した内容を現場にも参考にしてもらうこと等により、具体的な実践例が多く出てくることが期待される。それらの具体的取組についての事例の収集・周知を通して、実践の共有や取組の深化を図っていくことも考えられる。

放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携や交流においては、ヒアリングからは、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの交流により、両職員がすべてのこどもを見ることができるため、きめ細やかにこどもと関わることが示唆された。特に同法人で実施している場合は、日常的にこどもが関わり、ともに育つことで、障害の有無にかかわらず一人ひとりのこどもの育ちをとらえることができるとともに、こども同士が対等な関係を築き、自然に一緒に活動できていた。一方で、中高生以上のインクルーシブな居場所については、アンケートからいくつかの萌芽事例は見たものの、広がりを持った取組

には至っていない。成人に向けて地域・社会に出る直前の重要な時期において、中高生のインクルーシブな場の意義の理解を進めるとともに、好事例の収集やモデルケースの提示を通して、取組を広げていくことが必要と考えられる。検討委員会では、他施策における課題や、障害のある中高生にとって、放課後等デイサービスに代わる居場所が地域にないこと等も課題として挙げられる中、検討委員からは、放課後等デイサービスをインクルーシブな場としていくことや、ライフステージの連続性を踏まえた居場所等、制度的な在り方について意見が挙げられた他、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの中で、仲間や居場所をつくる力を身につけていくことが重要ではないかという、学齢期の支援の在り方についても意見が挙げられた。

学齢期のインクルージョンの推進については、保育と児童発達支援の併設型によるインクルーシブ保育等、未就学期において既に運用されている制度的な先行事例や、他の施策の動向等も踏まえながら、学齢期の障害のあるこどもの放課後の居場所やインクルージョン推進の在り方について、今後も検討を深めていく必要があると考えられる。

こうした事業所における取組を支援し、推進していく立場として、自治体の役割は重要である。前述の通り、自治体においては、庁内一体となってインクルージョン推進の方向性を打ち出すとともに、地域の事業所等の主体と連携し、自治体としての役割を果たしていくことが求められる。自治体内の庁内体制の整備に当たっては、インクルージョン推進の担当を明確にすることが必要であるといえる。また、自治体におけるインクルージョン推進の取組強化に当たっては、国や都道府県等からインクルージョン推進における自治体の役割を明確に打ち出すことや、自治体の計画に記載することが効果的であるという意見も検討委員から出された。

また、個々の支援の場面においても、支給決定や保育所等の入所調整など、インクルージョン推進の観点からも、自治体の果たす役割は大きいものと考えられる。ヒアリング事例においては、支給決定の場面で保護者やこどものニーズを踏まえつつも、併行通園・併行利用などこどもが地域の保育所等や放課後児童クラブで過ごす機会を確保するという取組が見られた。検討委員からも、併設型をはじめとした障害児支援が充実した事業所や園を固定化するのではなく、地域の保育所等や放課後児童クラブにおいてインクルーシブな場を実践していく働きかけや工夫が求められるのではないかという指摘がなされた。ヒアリング事例にみられるような巡回支援や協議の場における研修・情報交換等を通じて、地域の保育所等や放課後児童クラブにおいて、障害の有無にかかわらずともに育つ環境を整えていくことが求められると考えられる。

本調査研究においては、インクルージョン推進の一つの形である併設型や、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流について取り上げてきたが、物理的環境や活動の形にかかわらず、障害の有無にかかわらずこどもたちがともに過ごす機会を持つうえで、こどもを主体とした支援や異なる専門性を互いに尊重した連携、環境づくりと実践、振り返りの循環の流れは共通するものである。検討委員からは、併設型や障害のあるこど

もの受け入れ体制の整っている保育所等や放課後児童クラブが増えていく中で、自治体や関係者が地域におけるこどもの育ちという視点を持たないと、むしろ地域から離れていってしまう可能性の懸念が示された。併設型などの取組をインクルージョン推進の端緒として、それぞれの分野において障害の有無にかかわらず違いのあるこどもが一人ひとり尊重され、地域の中の一人のこどもとして育つ環境を整えていくことが重要である。

1-6 むすびに

これまで、障害児支援においては、こどもやその家族にとって身近な地域で必要な支援が受けられるよう、各地域において必要な体制整備等が図られ、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた。これにより、身近な地域で支援を受けることができる環境は、都市部を中心に改善したと考えられる一方で、障害のあるこどもは児童発達支援、障害のないこどもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性について検討委員会の中では指摘され、改めて、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に暮らし、育つことのできる地域づくりを進めるため、インクルージョン推進の重要性が確認できた。インクルージョン推進においては、こどもに関わる全ての関係者や地域社会が、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもに一人ひとり違いがあることを前提に、“ひとりのこども”として、地域の中で大切に育てられるべき存在として肯定していくことが重要である。さらに、インクルージョンの推進を進めていくことにより、幼少期より、障害の有無にかかわらず、こどもの育ちと個別のニーズをともに保障される環境の中で、こども同士が遊びなどの機会にともに過ごし、学び合い、成長していくことを通じて、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の土台になり、共生社会の実現につながっていくのではないかと。

本調査研究では、児童発達支援と保育所等の併設、放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携や交流といったこどもが過ごす場におけるインクルージョン推進と、地域において推進する立場としての自治体に焦点を当てて、それぞれの取組の現状を把握するとともに、インクルージョン推進に向けて重要となる考え方の整理を試みた。一方、特に保育所等と児童発達支援の併設型の取組については、現時点の実態は把握できたが、省令改正後間もない時期であることを踏まえると、今後も現場の実践等を踏まえながら、インクルージョン推進の在り方等について引き続き検討が必要であろう。本調査研究を契機に地域におけるインクルージョン推進の取組が充実し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもの育ちと個別の支援ニーズがともに保障される環境づくりに向けた取組が進むことを祈念し、本報告書の結びとする。

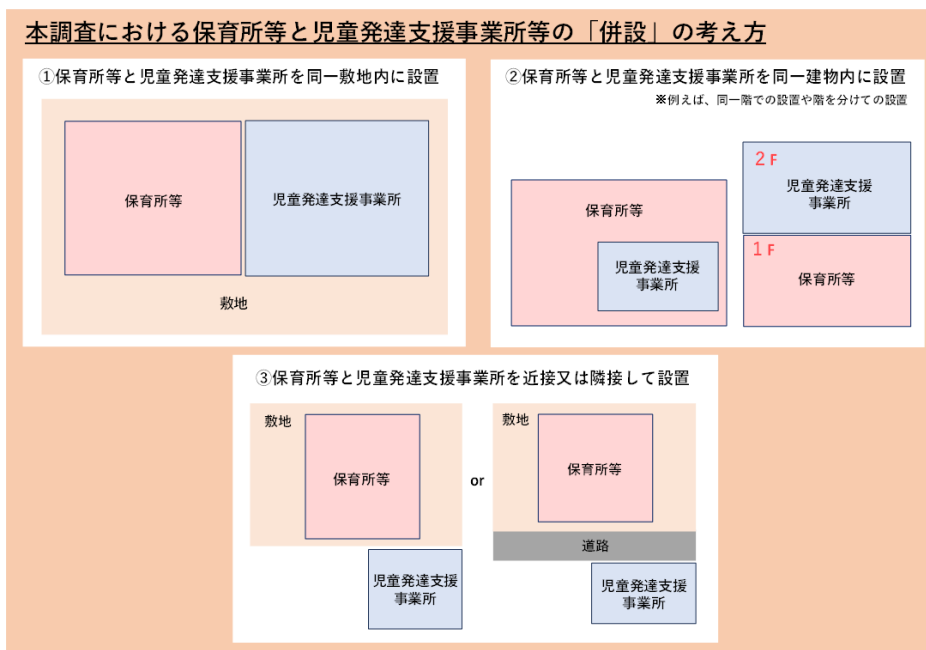
参考資料① アンケート調査票

1. 児童発達支援向けアンケート

1. 貴事業所の施設・事業所名をご記入ください。
 - ・ 施設・事業所名（ ）
2. 貴事業所の事業所番号をご記入ください。
 - ・ 事業所番号（ ）
3. 貴事業所の所在する都道府県をお選びください。
（47 都道府県より選択）
4. 貴事業所の所在する市区町村名をご記入ください。
5. 事業所の運営主体として当てはまるものをお答えください。
 - ・ 自治体
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 株式会社・有限会社
 - ・ NPO 法人
 - ・ 合同会社
 - ・ 一般社団法人
 - ・ 医療法人
 - ・ その他（ ）

以下の設問での保育所等とは保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育所を指します。
 ※本調査における併設とは、下記のいずれかを指します。

- ①保育所等の施設内に児童発達支援事業所が設置されている場合、同一敷地内に児童発達支援事業所が設置されている場合、
- ②保育所等が設置されている敷地に児童発達支援事業所が隣接している場合、
- ③保育所等が設置されている敷地と道路1本を隔てて児童発達支援事業所が設置されている場合

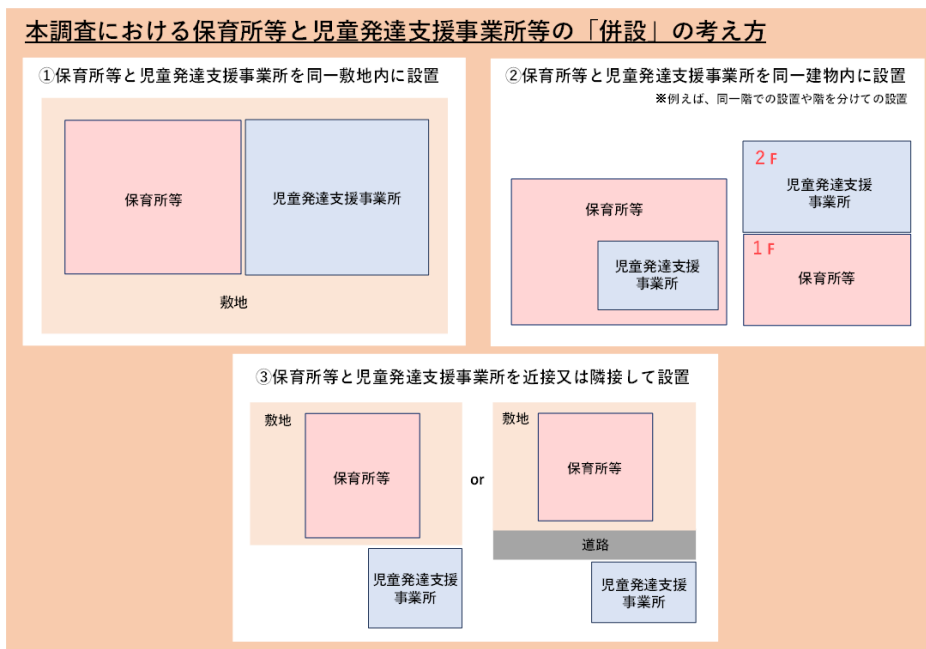


6. 貴事業所の運営主体が運営している事業のうち児童発達支援事業所等(児童発達支援センターを含む、以下同様)と併設している保育所等をすべてお答えください。

- ☐ 保育所
- ☐ 幼保連携型認定こども園
- ☐ 家庭的保育事業
- ・ 上記のいずれも実施していない

7. 貴事業所の併設の形態としてあてはまるものを、次の図でしめす類型から一つお答えください。

- ・ 1 番(同一敷地内に設置)
- ・ 2 番(同一建物内に設置)
- ・ 3 番(近接又は隣接して設置)



8. 貴事業所でインクルージョンの推進に向けて取り組んでいることがあれば全てお答えください。

- ☐ 利用児童ごとの個々のニーズに応じて、保育所への移行や併行利用を進めていくため、日常的に連携を図っている
- ☐ 併設はしていないが、同一法人の保育所等と交流の機会を設けている
- ☐ 他法人の保育所等と交流の機会を設けている
- ☐ 地域のこどもが集まる場所(地域の公園や公共施設等)に積極的に出かけている
- ☐ その他()
- ☐ インクルージョン推進に向けた取組を行っていない

9. 今後、インクルージョンの推進に向けた取組を行う意向はありますか？

- ・ ある
- ・ ない

10. 今後、インクルージョンに向けた取組を行う意向がない理由についてご記入ください。

(自由記述)

以降の設問は、児童発達支援事業所等（児童発達支援センターを含む、以下同様）と保育所等を併設していると回答された方にお伺いいたします。

11. 児童発達支援事業所等と併設している保育所等の定員をご記入ください。

()

12. 児童発達支援事業所等の定員をご記入ください。

()

13. 併設している保育所等の開所年を西暦でご記入ください。

()

14. 児童発達支援事業所等の開設年を西暦でご記入ください。

()

15. 貴事業所の児童発達支援の類型はどちらですか。

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援事業所

16. 児童発達支援事業所等における職員の有無及び人数を常勤/非常勤及び職種別にご記入ください。

（実人数でお答えください）

- ☐ 保育士（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 児童指導員（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 理学療法士（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 作業療法士（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 言語聴覚士（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 管理栄養士・栄養士（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 心理担当職員（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 看護職（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ 社会福祉士（常勤 人 / 非常勤 人）
- ☐ その他支援員（上記資格を有していない者）（常勤 人 / 非常勤 人）

17. 各事業所の基準上の職員以外（加配職員等）について、併設している保育所等と児童発達支援事業所等で兼務している職員の有無としてあてはまるものを1つお選びください。
- ・ 兼務している
 - ・ 兼務していない
18. 各事業所の基準上の職員以外の兼務の状況についてあてはまるものをすべてお選びください。
- ☐ 兼務している
 - ☐ 兼務していない
19. 保育所等と併設で児童発達支援事業所等を開設した理由として当てはまるものをすべてお答えください。
- ☐ 地域の発達支援ニーズに対応するため
 - ☐ 保育所等に通うこどもの状況から必要性を感じたため
 - ☐ 保護者からの希望があったため
 - ☐ 空き教室を活用するため
 - ☐ 自治体からの要望があったため
 - ☐ その他（ ）
20. 保育所等以外で併設している事業として当てはまるものをすべてお答えください。
※同一の指定番号で実施している事業についてご回答ください
- ☐ 放課後等デイサービス
 - ☐ 居宅訪問型児童発達支援
 - ☐ 保育所等訪問支援
 - ☐ 障害児相談支援
 - ☐ 放課後児童クラブ
 - ☐ その他のこども・子育て支援サービス（ ）
 - ・ なし
21. 事業所にて契約している児童の有無及び人数を年齢区分別にご記入ください。（実人数でご記入ください）
- ☐ 0歳児～2歳児（ ）人
 - ☐ 3歳児（ ）人
 - ☐ 4歳児（ ）人
 - ☐ 5歳児（ ）人
 - ☐ その他（ ）（ ）人

22. 貴事業所の利用児童の障害種別とそれぞれの人数をお答えください(診断の有無は問わず、特性等から該当すると考えられる障害種別を回答ください)。

- ☐ 知的障害(人)
- ☐ 発達障害(人)
- ☐ 視覚障害(人)
- ☐ 聴覚障害(人)
- ☐ 言語障害(人)
- ☐ 肢体不自由(人)
- ☐ 精神障害(発達障害以外)(人)
- ☐ 重症心身障害(人)
- ☐ その他()(人)

23. 医療的ケア児の受入れ状況をお答えください。

※現在該当する児と契約しているものをすべてお答えください。

- ☐ 喀痰吸引
- ☐ 経管栄養
- ☐ 人工呼吸器
- ☐ 在宅酸素療法
- ☐ 導尿
- ☐ その他()

・ 医療的ケア児はいない

24. 利用児の有無にかかわらず、貴事業所において可能な医療行為をお答えください。

- ☐ 喀痰吸引
- ☐ 経管栄養
- ☐ 人工呼吸器
- ☐ 在宅酸素療法
- ☐ 導尿
- ☐ その他()

・ 対応できる医療的ケアはない

25. 貴事業所における医療的ケア児に対する対応として当てはまるものをお答えください。

※該当する職員がいない欄は「0」とご回答ください。

- ☐ 看護師の常駐
- ☐ 外部の医療機関等との連携
- ☐ その他()

26. 発達支援として主たる提供方法として当てはまるものを一つお答えください。

- ☐ 主に個別による支援(1 対 1)
- ☐ 主に小集団による支援(2～5 人程度)
- ☐ 主に集団による支援(6 人以上)
- ☐ 主に個別による支援と小集団による支援の組み合わせ
- ☐ 主に個別による支援と集団による支援の組み合わせ
- ☐ その他()

27. 全児童数のうち、併行通園等をしている児童数を項目別にご記入ください。

(選択肢)

- ☐ 併設している保育所等に併行通園している児童数
- ☐ 併設している保育所等以外の貴事業所と同じ運営母体が経営する保育所等に併行通園している児童数
- ☐ 異なる運営母体が経営する保育所等に併行通園している児童数
- ☐ 併行通園をしていない児童数
- ☐ 不明

(項目)

- ☐ ①1 日の中で児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている
- ☐ ②曜日等によって児童発達支援事業所等と保育所等の利用を分けている
- ☐ ③児童の特性によって①や②の形態を使い分けている
- ☐ ④その他

28. 相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成がないセルフプラン児童の割合についてお答えください。※一の位を四捨五入した割合でお答えください。

(0%～100%より選択)

29. 併設している保育所等に対して、貴事業所に併設する保育所等訪問支援を実施していますか。

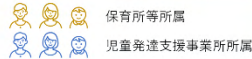
- ・ 実施している
- ・ 以前は実施していたが現在は実施していない
- ・ 実施していないが、利用ニーズがあれば実施する
- ・ 併設する保育所等に対しては実施しない
- ・ 指定を有していない

30. 保育所等訪問支援を実施する職員について当てはまるものをすべてお答えください。
- ☐ 保育所等訪問支援に専従で配置されている職員
 - ☐ 児童発達支援事業所と保育所等訪問支援の兼務職員
 - ☐ 児童発達支援事業所以外の事業と保育所等訪問支援の兼務職員
31. 貴事業所に通園する児童のうち、自事業所の保育所等訪問支援と児童発達支援事業所等を併用している利用人数をお答えください。
- (人)
32. 併設している保育所等へ一人当たりの平均訪問頻度として当てはまるものをお答えください。
- ・ 1 週間に 1 回程度もしくはそれ以上
 - ・ 2 週間に 1 回程度
 - ・ 1カ月に 1 回程度もしくはそれ以下
33. 児童発達支援による支援ではなく保育所等訪問支援を活用する理由についてご記入ください。
- (自由記述)

次の設問では、児童発達支援事業所等と保育所等における各施設特有の設備・専従の人員を共有・兼務（いわゆる「インクルーシブ保育」）の有無についてお伺いします。

本調査において、インクルーシブ保育における職員兼務については、下記の画像の考え方で整理されます。ここでは、一般的な「職員兼務」と区別するため、「交流保育等」と呼称します。

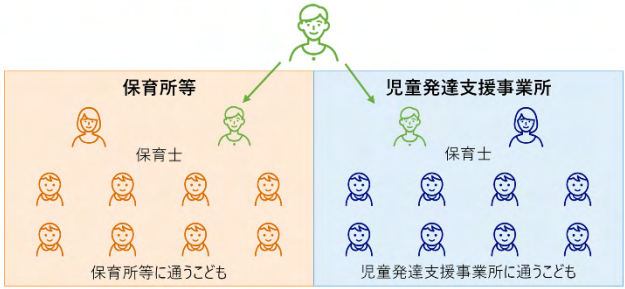
インクルーシブ保育における職員兼務の考え方①



通常の職員兼務の考え方

※以下の例は、考え方を示す一例であり、インクルーシブ保育の実施においても、それぞれの事業の人員基準を満たす必要があることに留意。

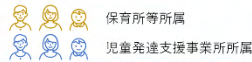
1名の保育士がそれぞれの事業の保育及び発達支援に従事



- 通常の兼務は、一人の職員が、同一事業において他の職種を2以上兼ねることや、2以上の事業において勤務することが想定される。
- メリットとしては、人の配置がディスカウントされることが考えられる（例えば、管理者と児童発達支援管理責任者を1人の職員が兼ねることにより、本来2人配置すべきところが、1人の配置で可能となる）。
- 保育所及び児童発達支援においては、原則それぞれ保育及び発達支援に専ら従事すべきものであり、交流していない場合においては原則に基づく運用となり、上記のような兼務の考え方は想定されない。（加配職員であれば、上記の運用も考えられる。）

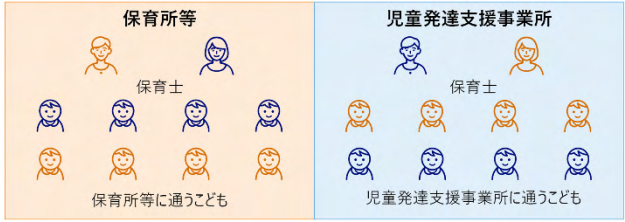
→ 通常の兼務は、兼務での配置を前提としたもの（勤務表等にも反映される）

インクルーシブ保育における職員兼務の考え方②



インクルーシブ保育の職員兼務の考え方

交流保育の場面



- 基準省令上の兼務の考え方は、交流保育の場面では、専ら発達支援に従事すべき保育士等が、保育に従事することを可能としたものであり、交流保育の場面で瞬間的に「保育の保育士でもあり、児童発達支援の保育士でもある」という運用を認めるものである。
- また、それぞれの人員基準を満たしていることが前提条件であり、この運用により、通常の兼務のメリットである職員のディスカウントがされることはない。そのため、通常の兼務とは、若干考え方が異なるものである。

→ インクルーシブ保育における兼務は、兼務での配置を前提としたものではなく、当該場面において瞬間的に生じるもの（勤務表等にも反映されない）

34. 児童発達支援事業所等と保育所等において、各施設特有の設備の共有や交流保育を実施していますか。

- ・ 各施設特有の設備共有、交流保育ともに実施あり
- ・ 各施設特有の設備共有のみ実施あり
- ・ 交流保育のみ実施あり
- ・ 各施設特有の設備共有、交流保育ともに実施予定あり
- ・ 各施設特有の設備共有のみ実施予定あり
- ・ 実施の予定なし

35. 各施設特有の設備の共有や交流保育を実施しない理由についてご記入ください。

(自由記述)

36. 交流保育を実施しない理由についてご記入ください。

(自由記述)

37. 発達支援を提供する設備の状況について当てはまるものをお答えください。

- ☐ 発達支援室専用の設備(面積)が設けられている
- ☐ 保育所等との共有スペースの中で発達支援を提供するスペースを設けている(例えばパーティション等で分ける等)
- ☐ その他()

38. 発達支援を提供する設備の状況についてご記入ください。

(自由記述)

39. 発達支援を提供する設備以外で、保育所等と共有している設備のうち当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 玄関
- ☐ 手洗い場
- ☐ トイレ
- ☐ 園庭
- ☐ 面談室
- ☐ 事務室
- ☐ その他()

40. 発達支援を提供する設備以外で共有している設備の内容をご記入ください。

(自由記述)

41. 保育所のみに通うこともが、貴事業所の設備を利用することはありますか。
- ・ 利用することがある
 - ・ 利用することはない
42. 保育所のみに通うこともが利用することがある貴事業所の設備のうち当てはまるものをすべてお答えください。
- ☐ 発達支援を提供する設備
 - ☐ 玄関
 - ☐ 手洗い場
 - ☐ トイレ
 - ☐ 園庭
 - ☐ 面談室
 - ☐ 事務室
 - ☐ その他()
43. 保育所のみに通うこともが、貴事業所の設備を利用する場面やその理由についてお答えください。
(自由記述)
44. 各施設特有の共有や交流保育等の実施にあたり、保育士と児童発達支援事業所等職員で共通理解を図るための取組を行いましたか。当てはまるものをお答えください。
- ☐ 取組の理念等について、一緒に話し合う場を設けた
 - ☐ 取組の理念等について合同で説明の場を設けた
 - ☐ 取組の理念等についてそれぞれ説明の場を設けた
 - ☐ 実施の手引きやマニュアル等を作成した
 - ☐ お互いの保育又は発達支援場面の様子を見学し合う機会を設けた
 - ☐ その他()
 - ・ 実施していない
45. 各施設特有の設備の共有や交流保育等の実施にあたり、保育所等や児童発達支援事業所等を利用する保護者に対してどのように説明の機会を設けましたか。
- ☐ 説明会の開催 (全員/希望者のみ)
 - ☐ 面談の機会等に説明 (全員/希望者のみ)
 - ☐ 保護者向けリーフレット等の作成 (全員/希望者のみ)
 - ☐ その他() (全員/希望者のみ)
 - ・ 実施していない

46. 児童発達支援事業所等が併設されていることで、保育所側から期待されている役割について当てはまるものをすべてお答えください。
- ☐ 専門的なアセスメント
 - ☐ 障害特性等の理解啓発
 - ☐ 障害のあるこどもへの本人支援
 - ☐ 家族支援
 - ☐ 保育所等に完全に移行するための移行支援
 - ☐ 地域の関係機関との連携
 - ☐ その他()
 - ・ 実施していない
47. 児童発達支援事業所等が併設されていることで、保育所側から期待されている役割について具体的にご記入ください。
(自由記述)
48. 個別支援計画や個別の指導計画等の作成にあたり、保育士と事業所職員と一緒に作成をしていますか。
- ・ 作成している
 - ・ 作成していない
49. 具体的な取組内容をご記入ください。また、それぞれの計画と一緒に作成することによる良い点と今後の課題を合わせてご記入ください。
(自由記述)
50. 交流保育を実施するにあたり、こども一人一人の特性や発達の状況等について理解を深める機会を設けていますか。
- ・ 設けている
 - ・ 設けていない
51. 具体的な取組内容をご記入ください。また、理解を深める機会を設けていることによる良い点や今後の課題を合わせてご記入下さい。
(自由記述)
52. 交流保育を実施する際の活動内容等について、保育士と事業所職員と合同で検討していますか。
- ・ 検討している
 - ・ 検討していない

53. 具体的な取組内容をご記入ください。また、合同で検討することによる良い点や今後の課題も合わせてご記入ください。

(自由記述)

54. 交流保育を実施するに当たり、障害特性や情緒面への配慮等も踏まえて、環境調整を保育士と事業所職員が一緒に実施していますか。

- ・ 実施している
- ・ 実施していない

55. 具体的な取組内容や工夫していることをご記入ください。また、取組や工夫による良い点や今後の課題も合わせてご記入ください。

(自由記述)

56. 併設の保育所等における遊びや取組の工夫を、貴事業所の支援において活かしていますか。

- ・ 活かしている
- ・ 活かしていない

57. 具体的に自事業所の支援に生かしている工夫や取組等をご記入ください。また、取組や工夫による良い点や今後の課題も合わせてご記入ください。

(自由記述)

58. 保育所保育指針や児童発達支援ガイドライン等、併設する事業それぞれで求められているねらい・内容等について、理解を深める取組をしていますか。

- ・ 実施している
- ・ 実施していない

59. 具体的な取組内容をご記入ください。また、取組実施による良い点や今後の課題も合わせてご記入ください。

(自由記述)

60. 貴事業所のみを利用することもが、併設されている保育所等で実施されている行事に参加していますか。

- ・ 参加している
- ・ 参加していない

61. どのような行事に参加しているか具体的にご記入ください。

(自由記述)

62. 発達支援を利用する児童本人への支援において特に配慮・工夫している取組について具体的に記入ください。

(自由記述)

63. 家族支援として特に配慮・工夫している点について当てはまるものをすべてお答えください。

(自由記述)

64. 児童発達支援事業所と保育所等の保護者同士の交流やつながりの機会を設けていますか。

- ・ 設けている
- ・ 設けていない

65. 児童発達支援事業所と保育所等の保護者同士の関係性について、課題であると感じることを具体的にご記入ください。

(自由記述)

66. 保育士との日常的な連携にあたり、特に工夫や留意をしている点を具体的にご記入ください。

(自由記述)

67. 児童発達支援センターからの支援など外部からの支援を受けていますか。受けている支援としてあてはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 児童発達支援センター等によるスーパーバイズ
- ☐ 他法人の保育所等訪問支援による訪問支援
- ☐ 発達障害者支援センターによるコンサルテーション
- ☐ その他専門機関による助言等()
- ☐ その他()
- ・ 支援を受けていない

68. 過去の1年間で保育所等に完全移行し、児童発達支援の利用をしなくなった人数をご記入ください。

() 人)

69. 過去の1年間で保育所等の利用日数が増加し、児童発達支援の利用日数が減少した人数をご記入ください。

() 人)

70. 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、発達支援が必要な児童に変化があると感じますか。
- ・ 変化したと感じる
 - ・ 変化は感じない
71. こども本人の変化の内容を具体的にご記入ください。また、取組前後での発達支援の内容の変化も合わせてご記入ください。
(自由記述)
72. 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で利用者家族への変化があると感じますか。
- ・ 変化したと感じる
 - ・ 変化は感じない
73. 利用家族の変化の内容を具体的にご記入ください。また、取組前後での家族支援の内容の変化も合わせてご記入ください。
(自由記述)
74. 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、保育所のみに通うこどもに変化があると感じますか。
- ・ 変化したと感じる
 - ・ 変化は感じない
75. 保育所のみに通うこども本人の変化の内容を具体的にご記入ください。また、取組前後での保育の内容の変化も合わせてご記入ください。
(自由記述)
76. 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、保育所のみに通うこどもの家族の変化があると感じますか。
- ・ 変化したと感じる
 - ・ 変化は感じない
77. 保育所のみに通うこどもの家族の変化の内容を具体的にご記入ください。
(自由記述)

78. 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で保育所や児童発達支援事業所等の職員への変化があると感じますか。

- ・ 変化したと感じる
- ・ 変化は感じない

79. 保育所や児童発達支援事業所等の職員の変化の内容を具体的にご記入ください。

(自由記述)

80. 今後、さらに各施設特有の設備の共有・交流保育等の取組を推進していく上で、課題であると感じることを具体的にご記入ください。

(自由記述)

81. 今後、より詳細な分析を行うため、インタビュー調査の実施を予定しております。ご協力いただける方は、以下の＜個人情報の取扱い＞にご同意の上、ご連絡先をご記入ください。ご協力が難しい場合は、回答不要です。

- ・ 貴事業所名 ()
- ・ ご担当者氏名 ()
- ・ 電話番号 ()
- ・ メールアドレス ()

2. 放課後等デイサービス向けアンケート

1. 貴事業所の施設・事業所名をご記入ください。
 - ・ 施設・事業所名()
2. 貴事業所の事業所番号をご記入ください。
 - ・ 事業所番号()
3. 貴事業所の所在する都道府県をお選びください。
(47 都道府県より選択)
4. 貴事業所の所在する市区町村名をご記入ください。
5. 事業所の運営主体として当てはまるものをお答えください。
 - ・ 自治体
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 株式会社・有限会社
 - ・ NPO 法人
 - ・ 合同会社
 - ・ 一般社団法人
 - ・ 医療法人
 - ・ その他 ()
6. 放課後等デイサービスの定員をご記入ください。
() 人
7. 放課後等デイサービスの開設年を西暦でご記入ください。
() 年

8. 放課後等デイサービスにおける職員数を常勤/非常勤及び職種別にご記入ください。

(実人数でお答えください)

- ☐ 保育士(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 児童指導員(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 理学療法士(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 作業療法士(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 言語聴覚士(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 管理栄養士・栄養士(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 心理担当職員(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 看護職(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ 社会福祉士(常勤 人 / 非常勤 人)
- ☐ その他支援員(上記資格を有していない者)(常勤 人 / 非常勤 人)

9. 貴事業所に併設する事業として当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 放課後児童クラブ
- ☐ 保育所・認定こども園
- ☐ 幼稚園
- ☐ 居宅訪問型児童発達支援
- ☐ 保育所等訪問支援
- ☐ 障害児相談支援
- ☐ その他のこども・子育て支援サービス()
- ・ なし

10. 貴事業所と同じ運営母体が実施する事業として当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 放課後児童クラブ
- ☐ 保育所・認定こども園
- ☐ 幼稚園
- ☐ 居宅訪問型児童発達支援
- ☐ 保育所等訪問支援
- ☐ 障害児相談支援
- ☐ その他のこども・子育て支援サービス()
- ・ なし

11. 放課後等デイサービスに通う児童数を年齢区分別に実人数でご記入ください。

- ☐ 小学1～3年生(人)
- ☐ 小学4～6年生(人)
- ☐ 中学生 (人)
- ☐ 高校生以上 (人)

12. 貴事業所の利用児童の障害種別とそれぞれの人数をお答えください(診断の有無は問わず、特性等から該当すると考えられる障害種別を回答ください)。

- ☐ 知的障害(人)
- ☐ 発達障害(人)
- ☐ 視覚障害(人)
- ☐ 聴覚障害(人)
- ☐ 言語障害(人)
- ☐ 肢体不自由(人)
- ☐ 精神障害(発達障害以外)(人)
- ☐ 重症心身障害(人)
- ☐ その他()(人)

13. 医療的ケア児の受入れ状況をお答えください。

※現在該当する児と契約しているものをすべてお答えください。

- ☐ 喀痰吸引
- ☐ 経管栄養
- ☐ 人工呼吸器
- ☐ 在宅酸素療法
- ☐ 導尿
- ☐ その他()

・ 医療的ケア児はいない

14. 利用児の有無にかかわらず、貴事業所において可能な医療行為をお答えください。

- ☐ 喀痰吸引
- ☐ 経管栄養
- ☐ 人工呼吸器
- ☐ 在宅酸素療法
- ☐ 導尿
- ☐ その他()

・ 対応できる医療的ケアはない

15. 貴事業所における医療的ケア児に対する対応として当てはまるものをお答えください。

※該当する職員がいない欄は「0」とご回答ください。

- ☐ 看護師の常駐
- ☐ 外部の医療機関等との連携
- ☐ その他()

16. 発達支援として主たる提供方法として当てはまるものを一つお答えください。

- ☐ 主に個別による支援(1 対 1)
- ☐ 主に小集団による支援(2～5 人程度)
- ☐ 主に集団による支援(6 人以上)
- ☐ 主に個別による支援と小集団による支援の組み合わせ
- ☐ 主に個別による支援と集団による支援の組み合わせ
- ☐ その他()

17. 貴事業所に通う小学生について、放課後児童クラブを利用している児童数について次の状態別にご記入ください。

※放課後児童クラブとは、児童福祉法の「放課後児童健全育成事業」(保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業)を行う施設です。地域によって、「児童クラブ」、「学童クラブ」、「学童保育」、「留守家庭児童会」等と呼ばれています。

- ☐ 併設している放課後児童クラブとの併行利用() 人)
- ☐ 他の放課後児童クラブとの併行利用 () 人)
- ☐ 放課後児童クラブとの併行利用なし () 人)
- ☐ 不明 () 人)

18. 貴事業所に通う小学生について、放課後児童クラブを利用している児童数を運営主体別にお答えください。

- ☐ 貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ() 人)
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ() 人)
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ() 人)
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ() 人)

19. 併行利用先の放課後児童クラブとの連携の有無について、放課後児童クラブの運営主体別にお答えください。

(項目)

- ☐ 貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ

(選択肢)

- ・ 併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている
- ・ 一部の併行利用先と連携できている
- ・ 連携していない

20. 「3.連携していない」とご回答された方にお伺いします。連携していない理由をお答えください。

- ・ 連携の必要性を感じていないため
- ・ 併行利用先との接点がないため
- ・ 併行利用先と連携すべき内容が分からないため
- ・ 併行利用先が多く、個別の対応が困難なため
- ・ 日常業務が多忙で連携や情報共有に手が回らないため
- ・ その他()

21. 「3.連携していない」とご回答された方にお伺いします。過去に、連携に向けて具体的な取組を行おうとしたことがありますか。

- ・ 行おうとしたことがある
- ・ 行おうとしたことがない

22. なぜ実現ができなかったのか理由があればご記入ください。

(自由記述)

23. 「1.併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている」「2.一部の併行利用先と連携できている」をご回答された方にお伺いします。実施している連携の取組として当てはまるものをすべてお答えください。
- ・ 個別支援計画会議への参加
 - ・ こどもに関する情報の定期的な共有（日常生活の状況、こどもの状況、今後の支援の方向性等）
 - ・ 家族に関する情報の定期的な共有（家庭状況、サポート状況、今後の支援の方向性等）
 - ・ 放課後児童クラブの職員への助言
 - ・ その他（ ）
24. 情報共有の方法として当てはまるものをすべてお答えください。
- ・ 支援会議等の開催
 - ・ 電話
 - ・ メール
 - ・ 書面での情報共有
 - ・ ICT ツールを用いた情報共有（SNS 等）
 - ・ 本人・家族を介した連絡ツール（連絡ノート等）
 - ・ 送迎時のコミュニケーション
 - ・ その他（ ）
25. 貴事業所において連携の中心を担う職員として当てはまるものを一つお答えください。
- ・ 児童発達支援管理責任者
 - ・ 担当職員
 - ・ その他（ ）
26. 併行利用先との連携のきっかけとして当てはまるものを一つお答えください。複数当てはまる場合は、主なものを一つお答えください。
- ・ 事業所の支援方針
 - ・ 保護者の意向
 - ・ 放課後児童クラブ側からの要望
 - ・ 相談支援専門員によるつなぎ
 - ・ その他（ ）

27. 併行利用先の放課後児童クラブから期待されていると感じることとして当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 専門的なアセスメント
- ☐ 障害特性の理解啓発
- ☐ 本人支援に対する助言
- ☐ 家族支援への助言
- ☐ その他()
- ・ 特になし

28. 連携上の課題を具体的にご記入ください。

(自由記述)

29. 課題の乗り越え方があればご記入ください。

(自由記述)

30. 併行利用先との連携により、子どもや家族への支援に対する効果があればご記入ください。

(自由記述)

31. 放課後児童クラブとの交流の有無について当てはまるものを一つお答えください。(複数事業所間での交流も含みます。)

- ・ 交流を実施している
- ・ 交流を実施していない

32. 交流の実施内容として当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 定期的に事業所間で一緒に活動する
- ☐ 交流イベント等を企画・開催している
- ☐ 地域のイベントに計画的に一緒に参加している
- ☐ その他()

33. 具体的な実施内容をご記入ください。

(自由記述)

34. 交流のきっかけになったこととして当てはまるものを一つお答えください。(複数ある場合は、主なものを一つお答えください。)

- ・ 貴事業所側からの打診
- ・ 貴事業所以外の放課後等デイサービスからの打診
- ・ 放課後児童クラブ側からの打診
- ・ 保護者側からの働きかけ
- ・ 自治体や関係機関からの働きかけ
- ・ その他()

35. 交流先となっている放課後児童クラブとして当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ
- ☐ 貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ

36. 交流の頻度として当てはまるものを一つお答えください。

- ・ 日常的
- ・ 1 か月に 1 回程度
- ・ 2～3 ヶ月に 1 回程度
- ・ 半年に 1 回程度
- ・ 1 年に 1 回程度
- ・ 1 年に 1 回未満

37. 交流の準備段階から取り組んでいることとして当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 職員間で、互いの利用児童の特性や状況について理解を踏まえる機会を設ける
- ☐ 職員間で、活動内容等について合同で企画・検討している
- ☐ 職員間で、障害特性等への配慮も踏まえて、安全確保や環境調整を行っている
- ☐ その他()
- ☐ 特になし

38. 交流当日に配慮していることや工夫があればご記入ください。

(自由記述)

39. 交流する中で生じた課題があればご記入ください。

(自由記述)

40. 課題の乗り越え方があればご記入ください。

(自由記述)

41. 交流する際の工夫・留意点があればご記入ください。

(自由記述)

42. 放課後児童クラブとの交流による効果として感じているものがあればご記入ください。

(自由記述)

43. Q31 にて「2.交流を実施していない」と回答された方にお伺いします。過去に交流に向けて具体的な取組を行おうとしたことがありますか。

- ・ 行おうとしたことがある
- ・ 行おうとしたことがない

44. Q43 にて「1.行おうとしたことがある」と回答された方にお伺いします。なぜ実現ができなかったのか理由があればご記入ください。

(自由記述)

45. 貴事業所を利用する中学生以上のこどもについて、貴事業所以外に利用している居場所(学校を除く)として当てはまるものをすべてお答えください。

- ☐ 児童館
- ☐ 習いごと・スポーツクラブ
- ☐ 学習塾
- ☐ 児童育成支援拠点事業の実施場所
- ☐ その他()
- ☐ 特になし・該当するこどもがない

46. 小学生年代のインクルージョン推進上の課題についてご記入ください。

(自由記述)

47. 中学生・高校生年代のインクルージョン推進上の課題についてご記入ください。

(自由記述)

48. 今後、より詳細な分析を行うため、インタビュー調査の実施を予定しております。ご協力いただける方は、以下の＜個人情報の取扱い＞にご同意の上、ご連絡先をご記入ください。ご協力が難しい場合は、回答不要です。

- ・ 貴事業所名 ()
- ・ ご担当者氏名 ()
- ・ 電話番号 ()
- ・ メールアドレス ()

3. 自治体向けアンケート

【自治体調査】令和6年度 子ども・子育て支援推進等調査研究事業 インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究 アンケート調査

本調査では、特に記載がない限り、令和6年10月1日現在の貴自治体におけるインクルージョン推進の実施状況についてご回答ください。

障害児支援をご担当されている部署の方がご回答ください。

※ご回答いただいた内容により、回答不要となったセルは、ダークグレーに変化します。

質問1 貴自治体の基本情報及び通所サービスの状況についてお伺いします。

(1) 貴自治体が所在している都道府県名を選択の上、市町村名もご記入ください。

※全国地方公共団体コードが自動表示されていることをご確認ください。

質問1 (1) 回答欄	
1 都道府県名	
2 市町村名	
全国地方公共団体コード(自動表示)	

(2) 貴自治体の1歳人口・2歳未満人口をご記入ください。(令和6年4月1日現在)

質問1 (2) 回答欄	
1 1歳人口	
2 2歳未満人口	

(3) 各サービスの利用者数をご記入ください。(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援については、各事業の受給者数をご記入ください。)

(令和6年4月1日現在)

質問1 (3) 回答欄	
1 児童発達支援	
2 放課後デイサービス	
3 保育所等訪問支援	
4 認可保育所	
5 認定こども園	
6 放課後児童クラブ	

(4) 貴自治体において各サービスを利用していること、障害のあること、人数をご記入ください。(令和6年4月1日現在)

質問1 (4) 回答欄	
1 認可保育所	
2 認定こども園	
3 放課後児童クラブ	

(5) 障害児通所支援事業所数についてお伺いします。各サービスの事業所数・施設数をご記入ください。(令和6年4月1日現在)

質問1 (5) 回答欄	
1 児童発達支援	
2 放課後デイサービス	
3 保育所等訪問支援	
4 在宅訪問型児童発達支援	

(6) こども施設にかかわる障害児通所支援事業所以外の事業所数についてお伺いします。各サービスの事業所数・施設数をご記入ください。(令和6年4月1日現在)

質問1 (6) 回答欄	
1 認可保育所	
2 認定こども園	
3 放課後児童クラブ	

質問2 貴自治体の巡回支援等実施状況についてお伺いします。

※回答 (1) 貴自治体において、地域の保育所・子育て支援施設等を対象とした巡回支援等の実施有無として当てはまるものを一つお答えください。

- 質問2 (1) 選択肢
1. 実施している
 2. 実施していない

質問2 (1) 回答欄

(2) 質問2 (1) 選択肢にて「1. 実施している」とご回答された方にお伺いします。巡回支援等の実施にあたり、活用している事業等として当てはまるものをすべて選び、「○」をご入力ください。

質問2 (2) 回答欄	
1. 地域障害児支援体制強化事業	
2. 障害児等療育支援事業	
3. その他子ども施設による国事業	
4. 都道府県単独事業	
5. 市町村単独事業	
6. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	

(3) 質問2 (2) 選択肢にて3～6をご回答された方にお伺いします。事業名をご記入ください。

質問2 (3) 回答欄

(4) 質問2 (1) 選択肢にて「1. 実施している」とご回答された方にお伺いします。実施者の資格として該当するものをすべて選び、「○」をご入力ください。

質問2 (4) 回答欄	
1. 医師	
2. 児童指導員	
3. 保育士	
4. 心理職	
5. 作業療法士	
6. 言語聴覚士	
7. 障害児施設等の職員	
8. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	

(5) 年間の一施設当たりの実施回数をご記入ください。(施設により異なる場合は、平均したおおよその数値で構いません)

質問2 (5) 回答欄

(6) 質問2 (1) 選択肢にて「1. 実施している」とご回答された方にお伺いします。実施方法として当てはまるものを、実施している事業ごとに一つお答えください。

質問2 (6) 選択肢	質問2 (6) 回答欄
1. 面談	
2. 委託	
1. 地域障害児支援体制強化事業	
2. 障害児等療育支援事業	
3. その他子ども施設による国事業	
4. 都道府県単独事業	
5. 市町村単独事業	
6. その他	

(7) 質問2 (6) 選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先として当てはまるものを、事業ごとにお答えください。

	質問2 (7) 回答欄					
	地域障害児支援体制強化事業	障害児等療育支援事業	その他子ども施設による国事業	都道府県単独事業	市町村単独事業	その他
1. 児童発達支援センター						
2. その他の通所支援事業所						
3. 障害児相談支援事業所						
4. 基幹相談支援センター						
5. 医療機関						
6. 地域の関係団体						
7. その他						

(8) 質問2 (6) 選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先の具体的な名称を、事業ごとにお答えください。(複数の委託先がある場合は、すべてご記入ください。)

質問2 (8) 回答欄
1. 地域障害児支援体制強化事業
2. 障害児等療育支援事業
3. その他子ども施設による国事業
4. 都道府県単独事業
5. 市町村単独事業
6. その他

(9) 質問2 (6) 選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携方法について当てはまるものをすべて選び、「○」をご入力ください。

	質問2 (9) 回答欄			
	書面	電話	対面での会議・面談	その他
1. 地域障害児支援体制強化事業				
2. 障害児等療育支援事業				
3. その他子ども施設による国事業				
4. 都道府県単独事業				
5. 市町村単独事業				
6. その他				

(10) 質問2 (6) 選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携頻度について当てはまるものを一つお答えください。

質問2 (10) 選択肢	質問2 (10) 回答欄
1. 1年に1回程度	1. 地域障害児支援体制強化事業
2. 半年に1回程度	2. 障害児等療育支援事業
3. 2～3ヶ月に1回程度	3. その他子ども施設による国事業
4. 1か月に1回程度	4. 都道府県単独事業
5. 2週間に1回程度	5. 市町村単独事業
6. 週に1回程度	6. その他
7. 週に2回程度	
8. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	

(11) 質問2 (6) 選択肢にて2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携・協働の中で生じた課題をご記入ください。

質問2 (11) 回答欄

(12) 質問2 (6) 選択肢にて2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携・協働の中で生じた課題の乗り越え方があればご記入ください。

質問2 (12) 回答欄

(13) 質問2 (6) 選択肢にて2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携・協働を進めるうえでの工夫・留意点があればご記入ください。

質問2 (13) 回答欄

質問3 貴自治体の地域における連携の取組についてお伺いします。

未回答

(1) 障害児支援に関するインクルージョンの推進に向けて、地域の事業所との連携を強化するために、市町村が主体的に地域の事業所・施設等を対象として取り組んでいることとして当てはまるものをすべて選択し、「○」をご入力ください。
ただし、ここでの「事業所・施設等」は、保育所や放課後児童クラブ等、障害児通所支援事業所以外の事業所・施設も含みます。

質問3 (1) 回答欄	
1. 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	
2. こども施設にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている	
3. こども施設にかかわるすべての事業所を対象とした障害のこどもに関する相談の仕組みを設けている	
4. こどもの施設にかかわるすべての事業所や、地域のこどもを対象とした交流イベントを開催している	
5. その他	
6. 地域の事業所と連携した取組は実施していない	

(2) 質問3 (1) 選択肢にて1. または2. をご回答された方にお伺いします。協議の場や情報共有の機会・場に参加する地域の事業所・施設等として当てはまるものをすべて選択し、「○」をご入力ください。

質問3 (2) 回答欄		
	教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	こども施設にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている
1. 貴自治体のこども施設所管部署		
2. 貴自治体の障害福祉所管部署		
3. 教育委員会(教育関係部署含む)		
4. その他行政機関(自由記述)		
5. こども家庭センター		
6. 中核的機能を果たす児童発達支援センター等		
7. 6以外の障害児通所支援事業所		
8. 障害児相談支援事業所		
9. 認可保育所・認定こども園等		
10. 放課後児童クラブ		
11. 小学校・中学校		
12. 特別支援学校		
13. その他こども一般施設の実施施設		
14. 医療機関		
15. こども・若者(団体含む)		
16. 子育て当事者(団体含む)		
17. その他(自由記述)		
具体的に記入ください		

(3) 質問3 (1) 選択肢にて1. または2. をご回答された方にお伺いします。情報共有の機会・場の頻度として当てはまるものを一つお答えください。

質問3 (3) 回答欄	
質問3 (3) 選択肢	
1. 年に1回以下	1. 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている
2. 半年に1回程度	2. こども施設にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている
3. 四半期に1回程度	
4. 2～3ヶ月に1回程度	
5. 1ヶ月に1回程度	
6. 2週間に1回程度	
7. 週に1回程度	
8. 週に1回より多い	
9. 随時	

(4) 質問3 (1) 選択肢にて6. 以外をご回答された方にお伺いします。具体的な取組の内容をご記入ください。(自由記述)

質問3 (4) 回答欄

(5) 質問3 (1) 選択肢にて6. 以外をご回答された方にお伺いします。取組を進めるうえで生じた課題があればご記入ください。(自由記述)

質問3 (5) 回答欄

(6) 質問3 (1) 選択肢にて6. 以外をご回答された方にお伺いします。質問3 (5) にてご回答された課題を乗り越えるために取り組んだことがあればご記入ください。(自由記述)

質問3 (6) 回答欄

(7) 質問3 (1) 選択肢にて6. 以外をご回答された方にお伺いします。取組を進めるうえでの工夫・留意点があればご記入ください。(自由記述)

質問3 (7) 回答欄

(8) 質問3(1)選択肢にて「6. 地域の事業所と連携した取組は実施していない」をご回答された方にお伺いします。実施していない理由として当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。

質問3(8) 回答欄	
1. どのような取組をすればよいかわからないため	
2. 多忙により部門内の人手が不足しているため	
3. 庁内の他部門との連携のハードルが高いため	
4. 地域の事業所・施設等の協力を得られないため	
5. 自治体内でインクルージョン推進の気運が高まっていないと考えているため	
6. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	

(9) 貴自治体において、児童発達支援センターの設置有無として、当てはまるもの一つをお選びください。

質問3(9) 回答欄	
質問3(9) 選択肢	
1. 設置している	
2. 設置していない	

(10) 質問3(9)選択肢にて「1. 設置している」をご回答された方にお伺いします。児童発達支援センターとの連携状況についてご記入ください。(複数回答)

質問3(10) 回答欄	
1. 定期的に情報共有等の場を設けている	
2. 地域において支援の質の向上のための取組(研修や巡回支援等)を連携して行っている	
3. 自立支援協議会(子ども部会)やその他子ども施設関係の会議等に参画してもらっている	
4. 必要に応じて電話等による連携を行っている	
5. その他(自由記述)	
6. 連携していない	

(11) 保育所等への普通級等の専門職の派遣や加配を実施または支援していますか。当てはまるもの一つをお選びください。

質問3(11) 回答欄	
質問3(11) 選択肢	
1. 専門職の派遣と専門職の加配の支援どちらも行っている	
2. 専門職の派遣を行っている	
3. 専門職の加配の支援を行っている	
4. 行っていない	

(12) 質問3(11)選択肢にて「1. または2. をご回答された方にお伺いします。派遣を行う際に、活用している事業について当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。

質問3(12) 回答欄	
1. 医療的ケア等総合支援事業	
2. 医療的ケア児保育支援事業	
3. 発達障害者支援事業	
4. 市町村奨励事業	
5. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	

(13) 貴自治体において、障害児支援におけるインクルージョン推進に向けた庁内連携を実施していますか。当てはまるもの一つをお選びください。

質問3(13) 回答欄	
質問3(13) 選択肢	
1. 実施している	
2. 実施していない	

(14) 質問3(13)選択肢にて「1. 実施している」をご回答された方にお伺いします。連携している部署について当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。

質問3(14) 回答欄	
1. 子ども施設所管部署	
2. 障害福祉所管部署	
3. 学校教育所管部署(教育委員会を含む)	
4. 子ども医療センター	
5. 地域福祉所管部署	
6. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	

質問4 貴自治体におけるインクルージョン推進に向けた取組実施上の課題についてお伺いします。

(1) 貴自治体におけるインクルージョン推進に向けた地域の事業所・施設等との連携における取組実施上の課題として当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。

質問4(1) 回答欄	
1. 庁内におけるインクルージョン推進の取組の理解が不足している	
2. 地域の事業所・施設等におけるインクルージョン推進の取組の理解が不足している	
3. 障害児の受入体制のある事業所・施設等が地域に不足している	
4. 行政・施設間の情報共有が不足している	
5. 関連分野(保健・医療、福祉、保健、教育等)間での連携ができていない	
6. その他(自由記述)	
具体的に記入ください	
特に課題はない	

質問5 貴自治体における民間団体等によるインクルーシブな活動についてお伺いします。

※回答

- (1) 貴自治体内において、障害のある人となない人がともに活動することを主目的としたインクルーシブな活動等が、民間団体により実施されている事例はありますか。市町村で把握されている範囲でご回答ください。
(例えば、障害のある人となない人がともに会場をすることを目的とした活動)
※本調査の対象となる活動は、障害のある人となない人がともに活動や交流することを目的としているものに限る。

質問5 (1) 選択肢

1. あり
2. なし
3. わからない

質問5 (1) 回答欄

- (2) 質問5 (1) 選択肢にて「1. あり」とご回答された方にお伺いします。その活動は、地域の障害のある人にとって居場所となり得る活動であると思いますか。(例えば、子どもが居場所と感じやすい工夫をされている等)

質問5 (2) 選択肢

1. 居場所となりうる活動であると思う
2. 居場所となりうる活動であるとは思わない
3. わからない

質問5 (2) 回答欄

- (3) 質問5 (1) 選択肢にて「1. あり」とご回答された方にお伺いします。把握している範囲で構いませんので、実際に活動している団体名や実施内容について、ご回答ください。

質問5 (3) 回答欄

質問6 今後のインタビュー調査のご協力可否についてお伺いします。

※回答

- (1) 今後、より詳細な分析を行うため、インタビュー調査の実施を予定しております。ご協力可否として当てはまるものをお選びください。

質問6 (1) 選択肢

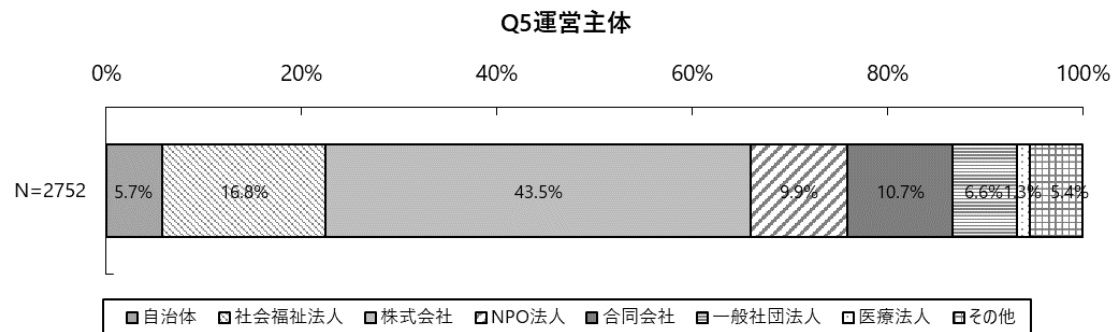
1. 協力可
2. 協力不可

質問6 (1) 回答欄

参考資料② 単純集計結果

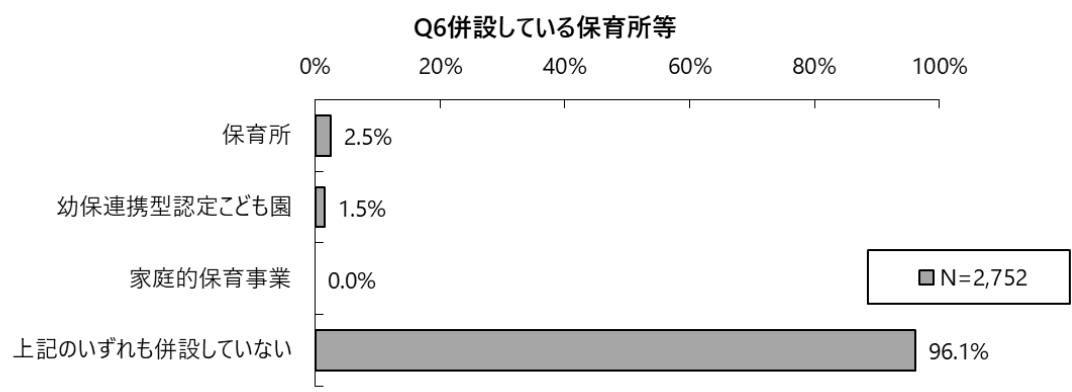
4. 児童発達支援向けアンケート

Q5 貴事業所の運営主体として当てはまるものをお答えください。



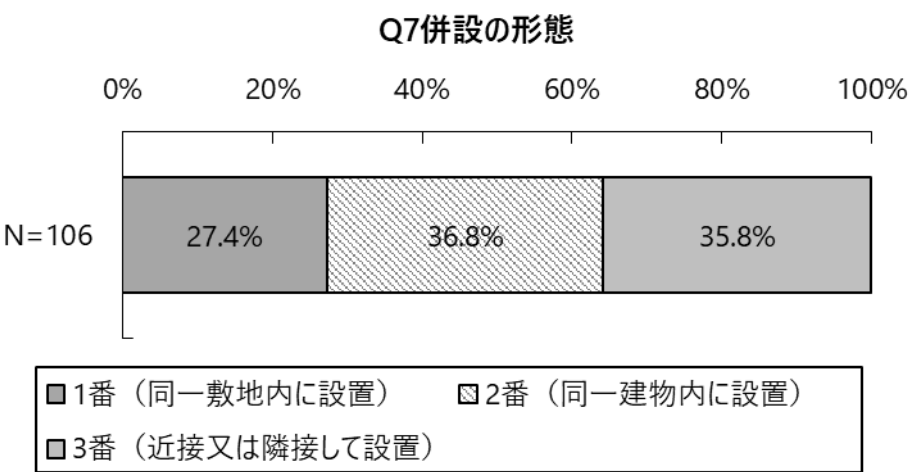
	回答数	割合
N 数	N=2, 752	N=2, 752
自治体	157	5. 7%
社会福祉法人	462	16. 8%
株式会社	1, 198	43. 5%
NPO 法人	273	9. 9%
合同会社	294	10. 7%
一般社団法人	182	6. 6%
医療法人	37	1. 3%
その他	149	5. 4%
計	2, 752	100. 0%

Q6 貴事業所の運営主体が運営している事業のうち児童発達支援事業所等（児童発達支援センターを含む、以下同様）と併設している保育所等をすべてお答えください。



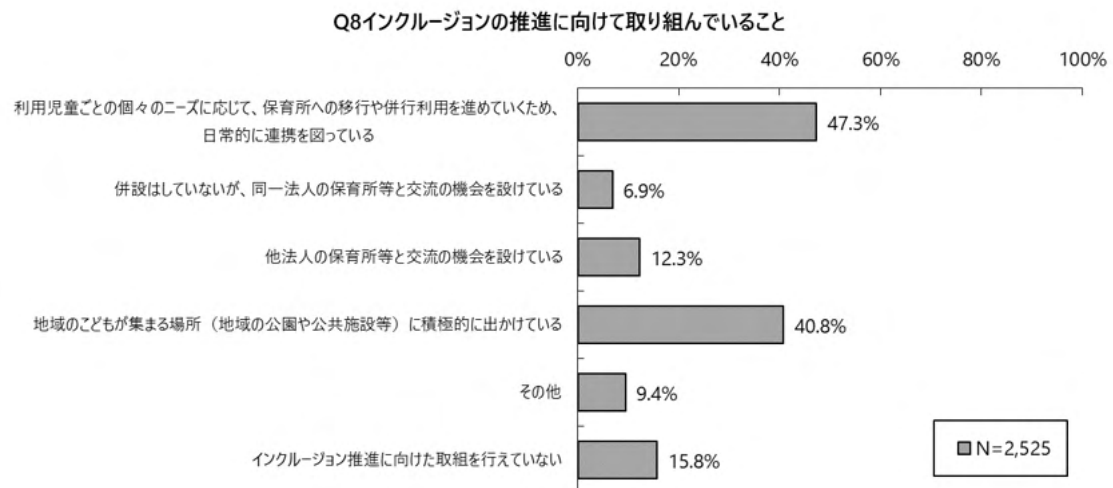
	回答数	割合
N 数	N=2, 752	N=2, 752
保育所	69	2. 5%
幼保連携型認定こども園	42	1. 5%
家庭的保育事業	0	0. 0%
上記のいずれも併設していない	2, 646	96. 1%
計	－	－

Q7 貴事業所の併設の形態としてあてはまるものを、次の図でしめす類型から一つお答えください。



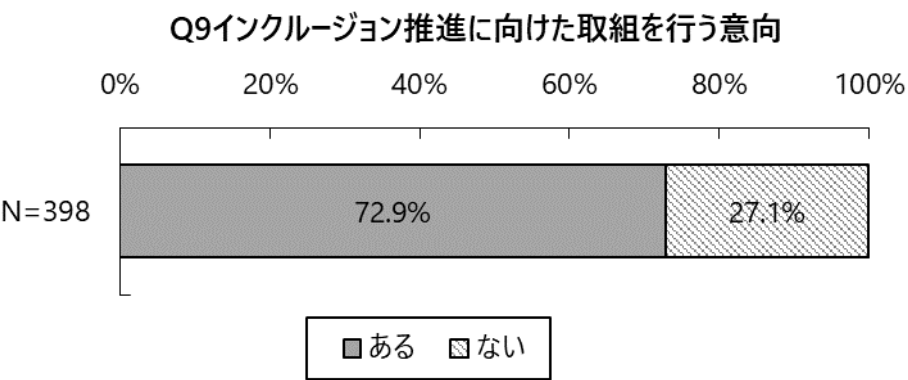
	回答数	割合
N 数	N=106	N=106
1 番（同一敷地内に設置）	29	27. 4%
2 番（同一建物内に設置）	39	36. 8%
3 番（近接又は隣接して設置）	38	35. 8%
計	106	100. 0%

Q8 上記のいずれも併設していないを選択した方にお伺いします。貴事業所でインクルージョンの推進に向けて取り組んでいることがあれば全てお答えください。



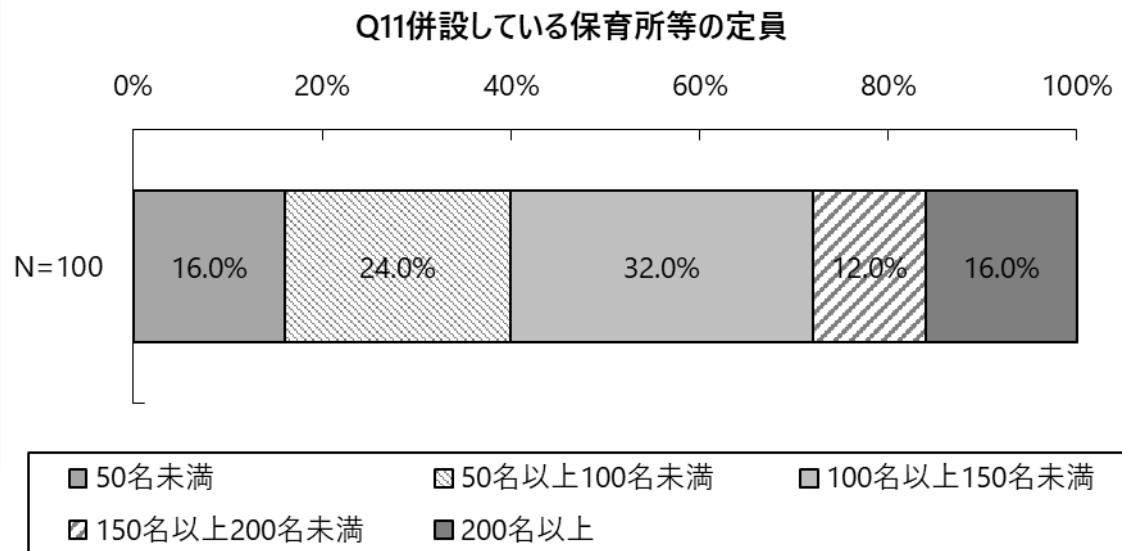
	回答数	割合
N 数	N=2, 525	N=2, 525
利用児童ごとの個々のニーズに応じて、保育所への移行や併行利用を進めていくため、日常的に連携を図っている	1, 195	47. 3%
併設はしていないが、同一法人の保育所等と交流の機会を設けている	173	6. 9%
他法人の保育所等と交流の機会を設けている	311	12. 3%
地域のこどもが集まる場所（地域の公園や公共施設等）に積極的に出かけている	1, 029	40. 8%
その他	238	9. 4%
インクルージョン推進に向けた取組を行っていない	398	15. 8%
計	—	—

Q9 インクルージョン推進に向けた取組を行っていないを選択した方にお伺いします。今後、インクルージョンの推進に向けた取組を行う意向はありますか？



	回答数	割合
N 数	N=398	N=398
ある	290	72. 9%
ない	108	27. 1%
計	398	100. 0%

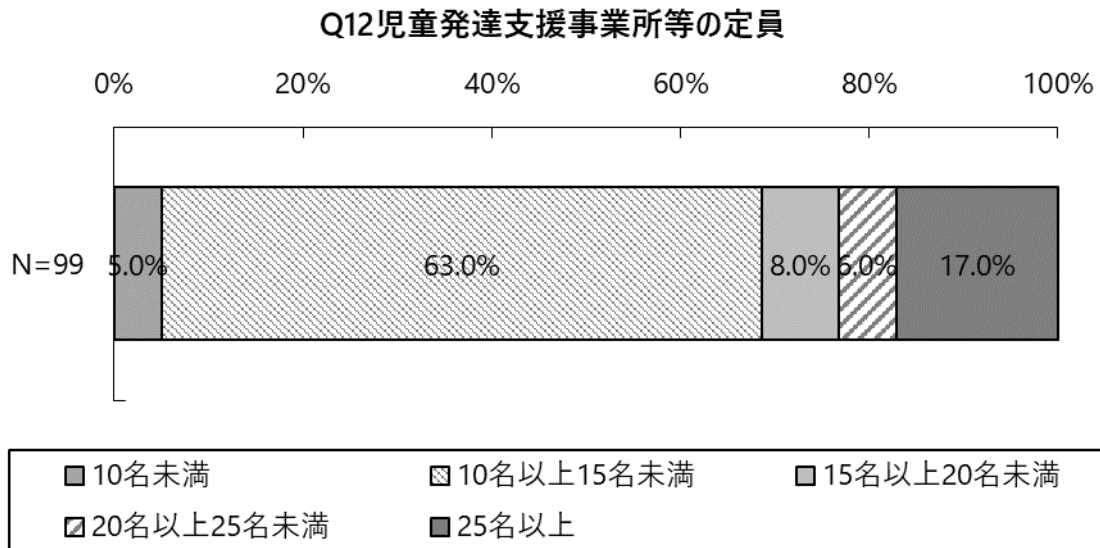
Q 1 1 児童発達支援事業所等と併設している保育所等の定員をご記入ください。



	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
50 名 未 満	16	16. 0%
50 名 以 上 100 名 未 満	24	24. 0%
100 名 以 上 150 名 未 満	32	32. 0%
150 名 以 上 200 名 未 満	12	12. 0%
200 名 以 上	16	16. 0%
計	100	100. 0%

	平均値	中央値
	121. 68	116. 00

Q 1 2 児童発達支援事業所等の定員をご記入ください。



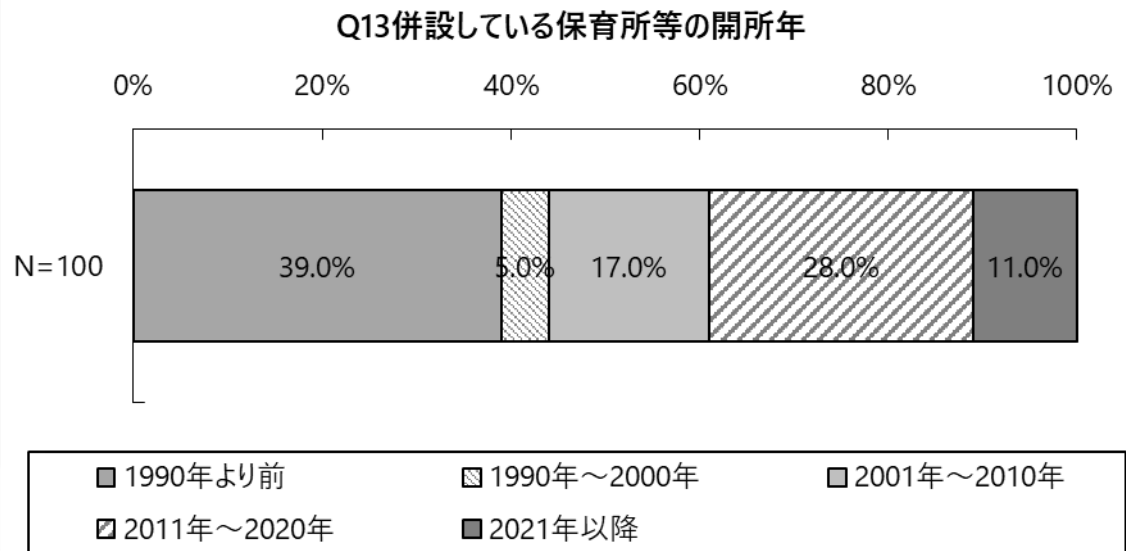
	回答数	割合
N 数	N=99	N=99
10 名 未 満	5	5. 0%
10 名 以 上 15 名 未 満	63	63. 0%
15 名 以 上 20 名 未 満	8	8. 0%
20 名 以 上 25 名 未 満	6	6. 0%
25 名 以 上	17	17. 0%
計	99	99. 0%

※異常値 1 件あり (101, 955) のため除外

	平均値	中央値
	15. 80	10. 00

※異常値 1 件あり (101, 955) のため除外

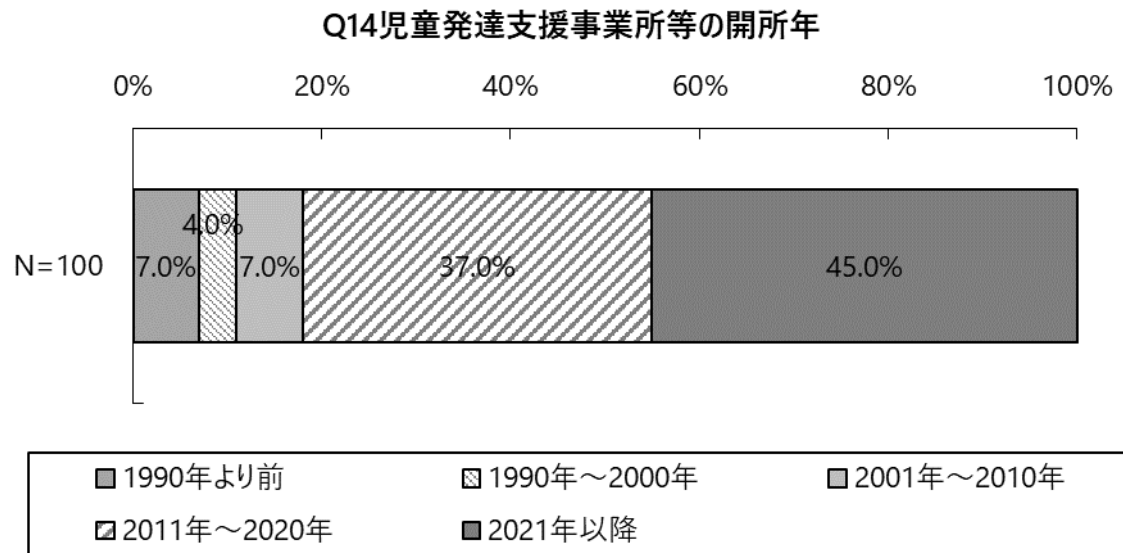
Q13 併設している保育所等の開所年を西暦でご記入ください。



	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
1990 年より前	39	39.0%
1990 年～2000 年	5	5.0%
2001 年～2010 年	17	17.0%
2011 年～2020 年	28	28.0%
2021 年以降	11	11.0%
計	100	100.0%

	平均値	中央値
	1994.42	2005.50

Q14 児童発達支援事業所等の開所年を西暦でご記入ください。

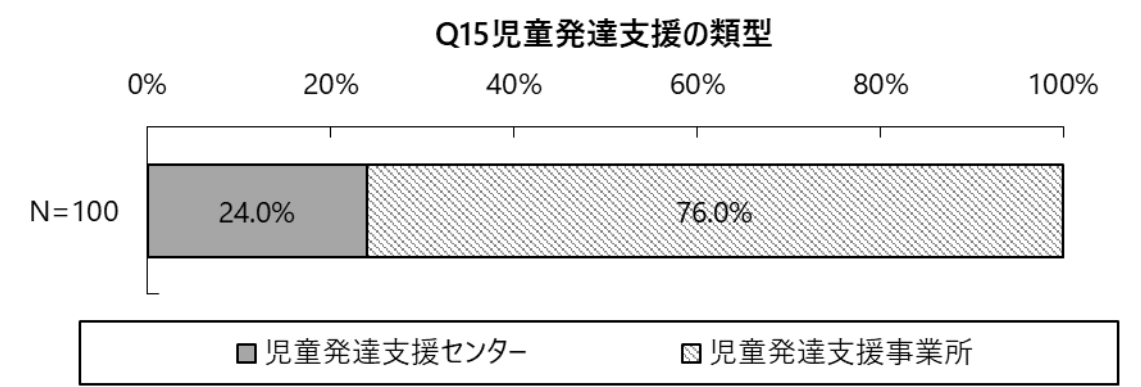


	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
1990 年より前	7	7.0%
1990 年～2000 年	4	4.0%
2001 年～2010 年	7	7.0%
2011 年～2020 年	37	37.0%
2021 年以降	45	45.0%
計	100	100.0%

	平均値	中央値
	2014.34	2019.00

(参考) 開設年の比較	回答数	割合
N 数	N=96	N=96
保育所等が先に開設	68	70. 8%
同年に開設	13	13. 5%
児童発達支援事業所が先に開設	15	15. 6%
計	96	96. 0%

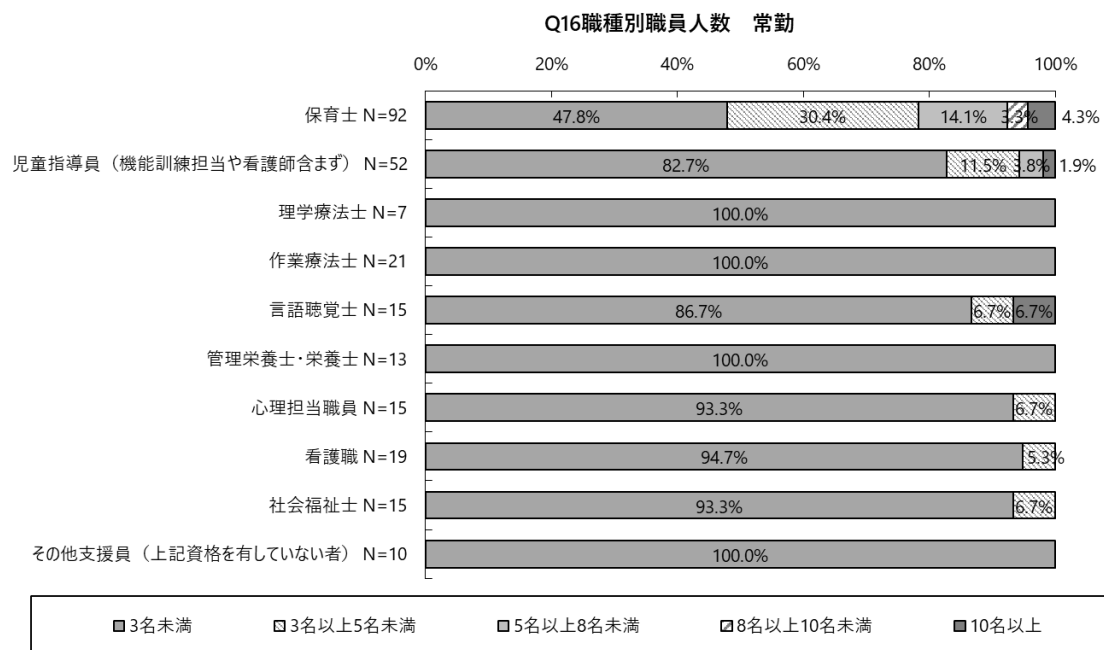
Q 1 5 貴事業所の児童発達支援の類型はどちらですか。



	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
児童発達支援センター	24	24. 0%
児童発達支援事業所	76	76. 0%
計	100	100. 0%

Q16 児童発達支援事業所等における職員の有無及び人数を常勤/非常勤及び職種別にご記入ください。（実人数でお答えください）

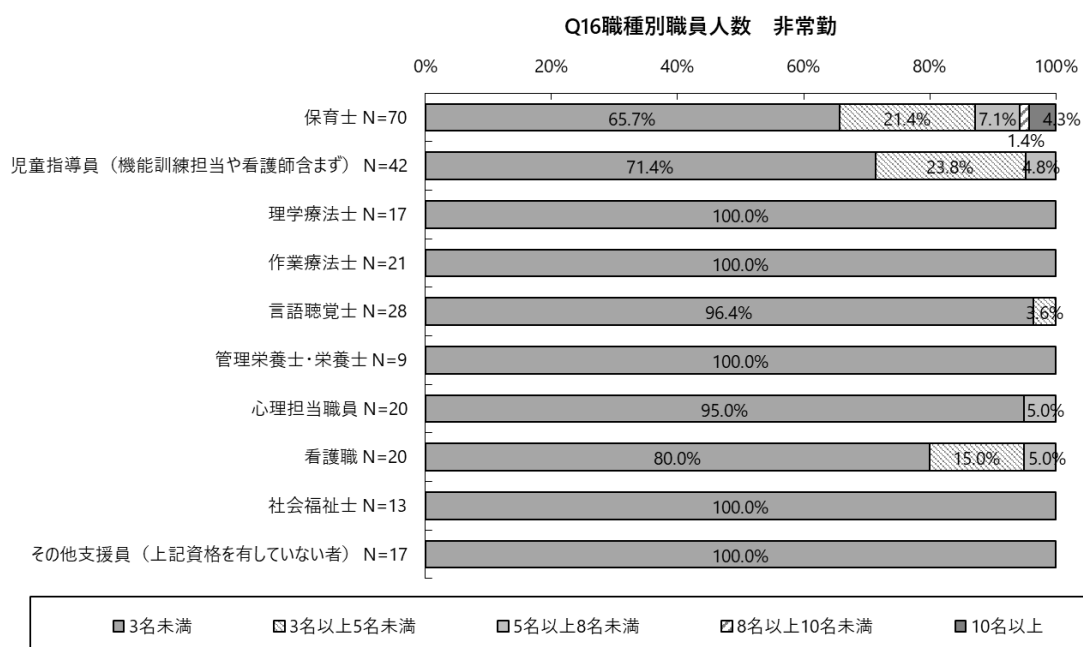
	常勤	非常勤
平均値	4.87	4.40
中央値	4.00	3.00



常勤	回答数									
	保育士	児童指導員 (機能訓練担当や看護師含まず)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士・栄養士	心理担当職員	看護職	社会福祉士	その他支援員 (上記資格を有していない者)
N 数	N=92	N=52	N=7	N=21	N=15	N=13	N=15	N=19	N=15	N=10
3 名未満	44	43	7	21	13	13	14	18	14	10
3 名以上 5 名未満	28	6	0	0	1	0	1	1	1	0
5 名以上 8 名未満	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0
8 名以上 10 名未満	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 名以上	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0
計	92	52	7	21	15	13	15	19	15	10

[illegible]

常勤	保育士	児童指導員 (機能訓練担当や看護師含まず)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士・栄養士	心理担当職員	看護職	社会福祉士	その他支援員 (上記資格を有していない者)
平均値	3.37	1.75	0.29	1.00	1.67	0.85	1.13	1.00	1.07	0.70
中央値	3.00	1.00	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

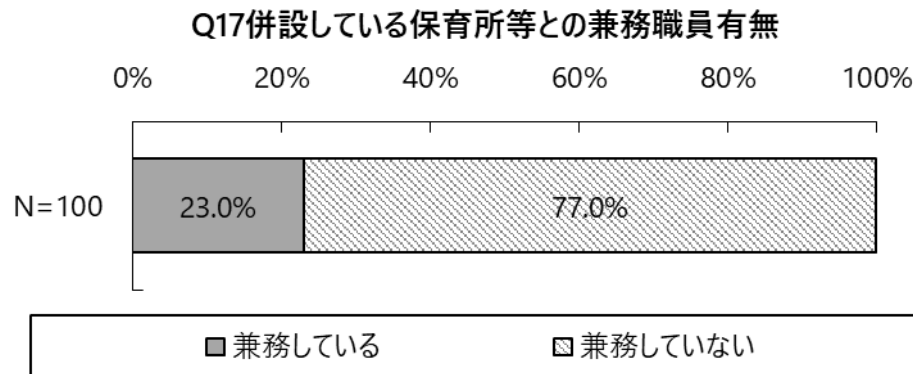


非常勤	回答数									
	保育士	児童指導員 (機能訓練担当や看護師含まず)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士・栄養士	心理担当職員	看護職	社会福祉士	その他支援員 (上記資格を有していない者)
N 数	N=70	N=42	N=17	N=21	N=28	N=9	N=20	N=20	N=13	N=17
3 名未満	46	30	17	21	27	9	19	16	13	17
3 名以上 5 名未満	15	10	0	0	1	0	0	3	0	0
5 名以上 8 名未満	5	2	0	0	0	0	1	1	0	0
8 名以上 10 名未満	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 名以上	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	70	42	17	21	28	9	20	20	13	17

[illegible]

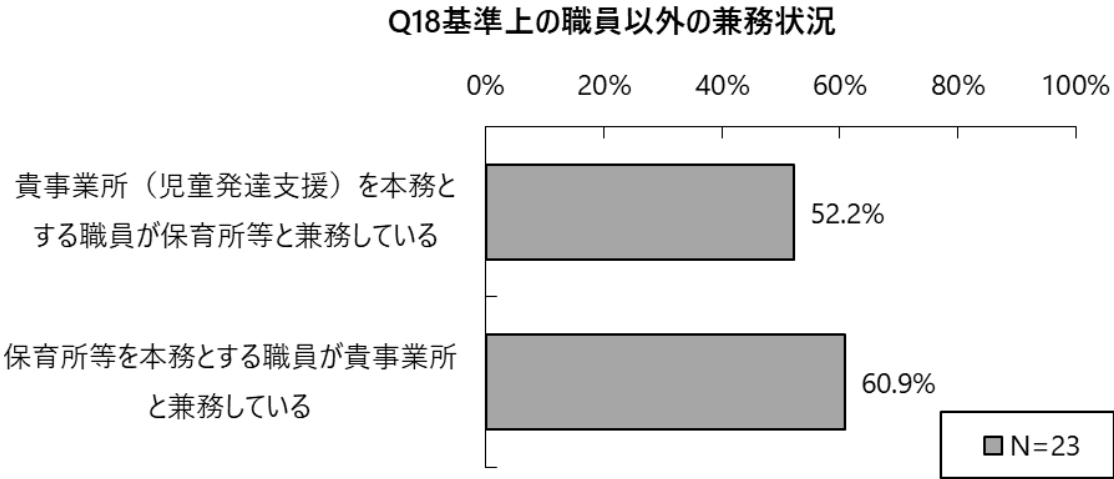
[illegible]

Q17 各事業所の基準上の職員以外（加配職員等）について、併設している保育所等と児童発達支援事業所等で兼務している職員の有無としてあてはまるものを1つお選びください。



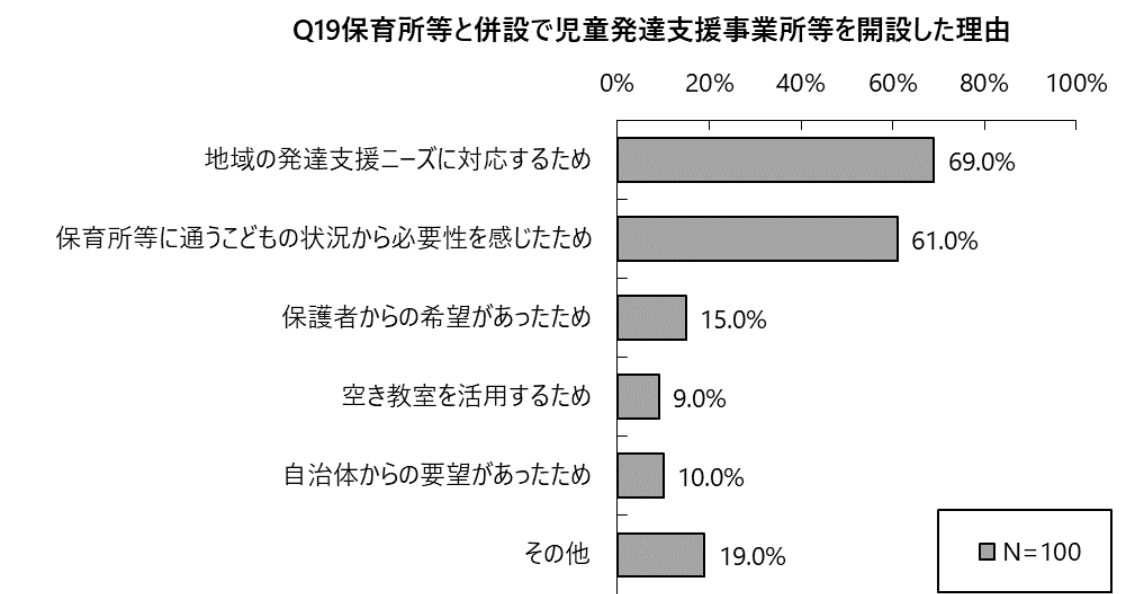
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
兼務している	23	23.0%
兼務していない	77	77.0%
計	100	100.0%

Q 1 8 各事業所の基準上の職員以外の兼務の状況についてあてはまるものをすべてお選びください。



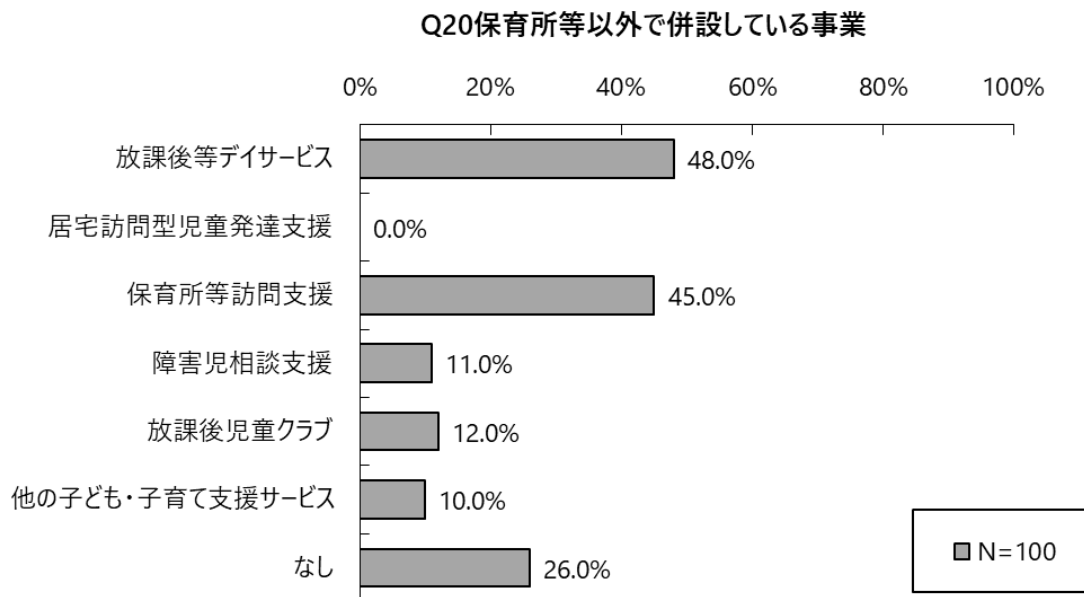
	回答数	割合
N 数	N=23	N=23
貴事業所（児童発達支援）を本務とする職員が保育所等と兼務している	12	52. 2%
保育所等を本務とする職員が貴事業所と兼務している	14	60. 9%
計	－	－

Q 1 9 保育所等と併設で児童発達支援事業所等を開設した理由として当てはまるものをすべてお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
地域の発達支援ニーズに対応するため	69	69.0%
保育所等に通うこどもの状況から必要性を感じたため	61	61.0%
保護者からの希望があったため	15	15.0%
空き教室を活用するため	9	9.0%
自治体からの要望があったため	10	10.0%
その他	19	19.0%
計	-	-

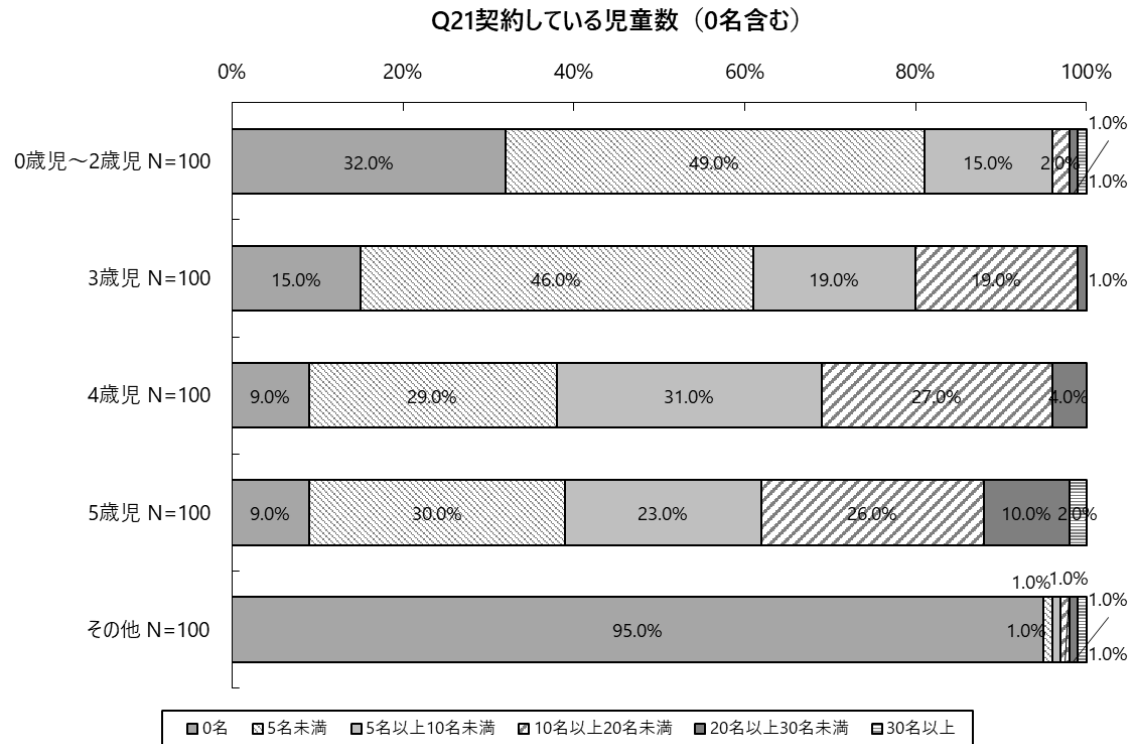
Q20 保育所等以外で併設している事業として当てはまるものをすべてお答えください。
※同一の指定番号で実施している事業についてご回答ください。



	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
放課後等デイサービス	48	48.0%
居宅訪問型児童発達支援	0	0.0%
保育所等訪問支援	45	45.0%
障害児相談支援	11	11.0%
放課後児童クラブ	12	12.0%
他の子ども・子育て支援サービス	10	10.0%
なし	26	26.0%
計	-	-

Q2 1 事業所にて契約している児童の有無及び人数を年齢区分別にご記入ください。(実人数でご記入ください)

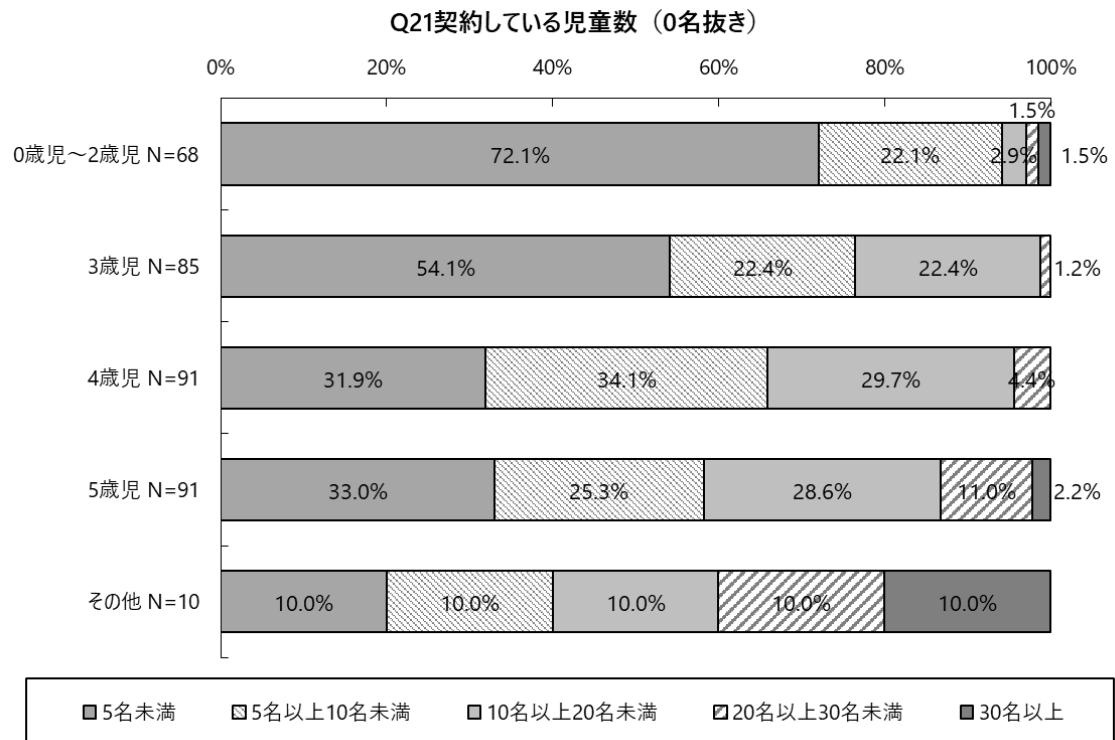
0人あり



	回答数				
	0歳児～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	その他
N数	N=100	N=100	N=100	N=100	N=100
0名	32	15	9	9	95
5名未満	49	46	29	30	1
5名以上10名未満	15	19	31	23	1
10名以上20名未満	2	19	27	26	1
20名以上30名未満	1	1	4	10	1
30名以上	1	0	0	2	1
計	100	100	100	100	100

	割合				
	0歳児～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	その他
N数	N=100	N=100	N=100	N=100	N=100
0名	32.0%	15.0%	9.0%	9.0%	95.0%
5名未満	49.0%	46.0%	29.0%	30.0%	1.0%
5名以上10名未満	15.0%	19.0%	31.0%	23.0%	1.0%
10名以上20名未満	2.0%	19.0%	27.0%	26.0%	1.0%
20名以上30名未満	1.0%	1.0%	4.0%	10.0%	1.0%
30名以上	1.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	0歳児～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	その他
平均値	4.13	5.92	8.18	9.79	20.60
中央値	3.00	4.00	7.00	7.00	10.00

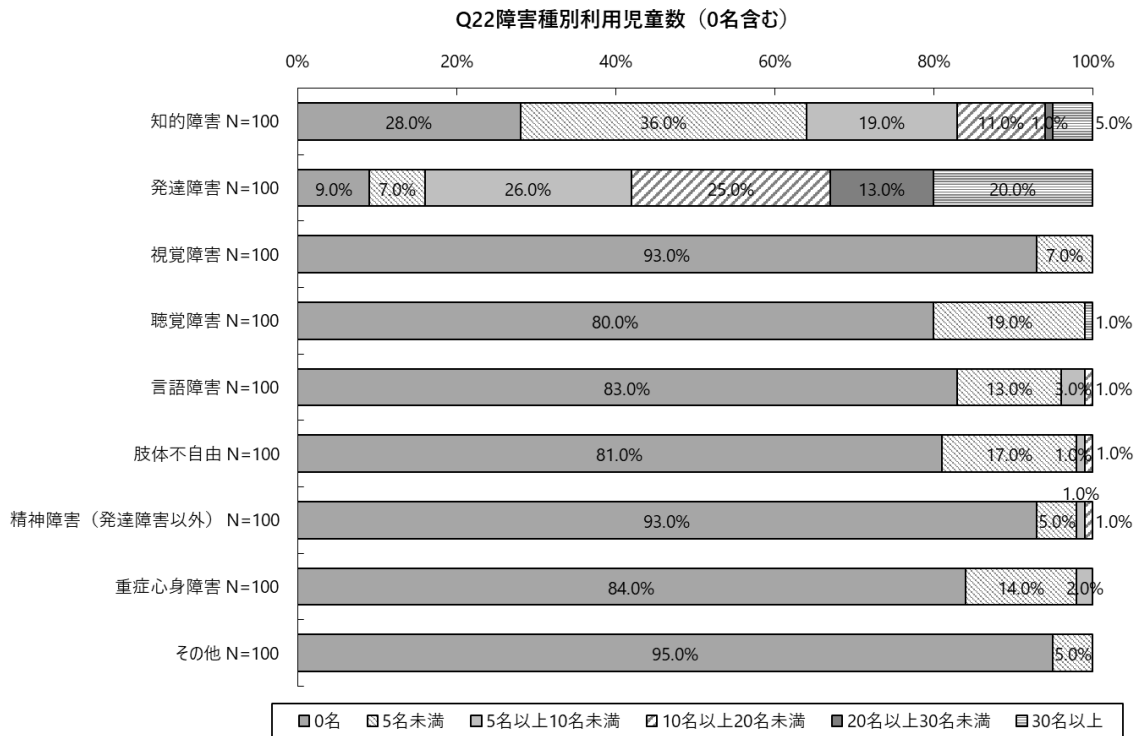


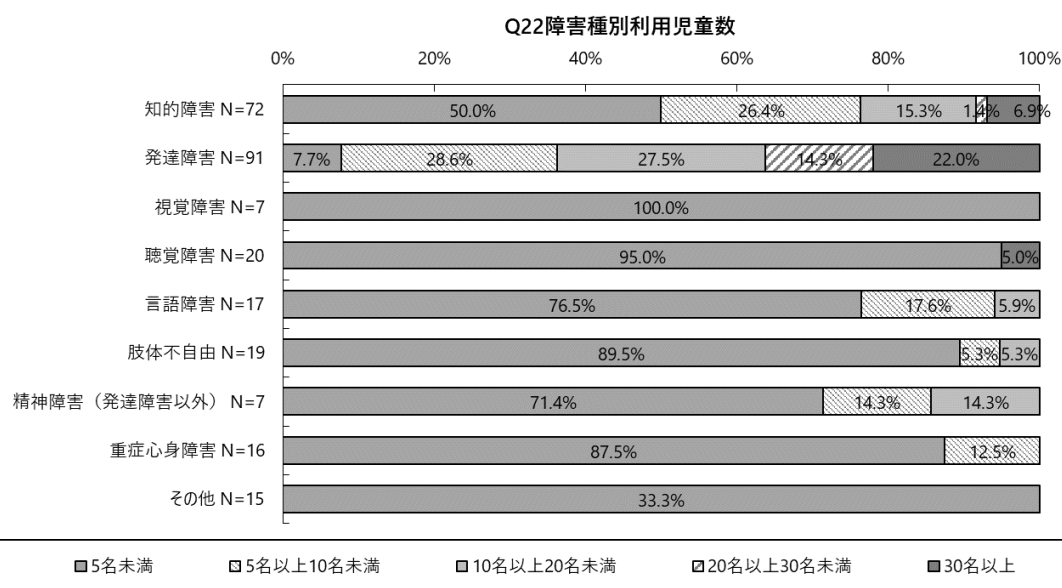
	回答数				
	0 歳児～2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	その他
N 数	N=68	N=85	N=91	N=91	N=10
5 名未満	49	46	29	30	1
5 名以上 10 名未満	15	19	31	23	1
10 名以上 20 名未満	2	19	27	26	1
20 名以上 30 名未満	1	1	4	10	1
30 名以上	1	0	0	2	1
計	68	85	91	91	5

	割合				
	0 歳児～2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	その他
N 数	N=68	N=85	N=91	N=91	N=10
5 名未満	72. 1%	54. 1%	31. 9%	33. 0%	10. 0%
5 名以上 10 名未満	22. 1%	22. 4%	34. 1%	25. 3%	10. 0%
10 名以上 20 名未満	2. 9%	22. 4%	29. 7%	28. 6%	10. 0%
20 名以上 30 名未満	1. 5%	1. 2%	4. 4%	11. 0%	10. 0%
30 名以上	1. 5%	0. 0%	0. 0%	2. 2%	10. 0%
計	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	50. 0%

	0 歳児～2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	その他
平均値	4. 13	5. 92	8. 18	9. 79	20. 60
中央値	3. 00	4. 00	7. 00	7. 00	10. 00

Q22 貴事業所の利用児童の障害種別とそれぞれの人数をお答えください（診断の有無は問わず、特性等から該当すると考えられる障害種別を回答ください）。



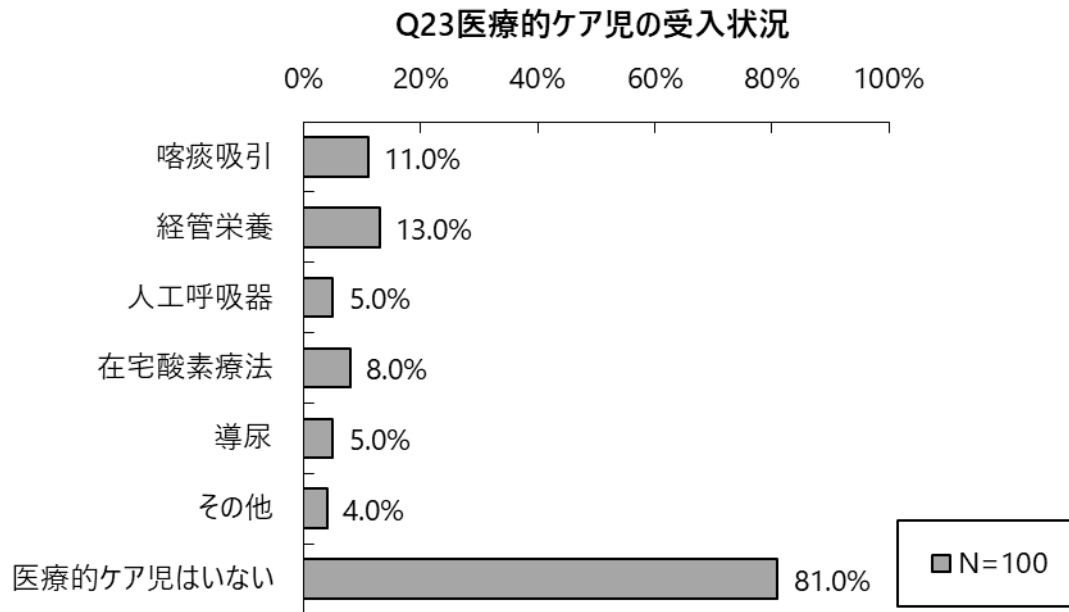


	回答数								
	知的障害	発達障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	精神障害（発達障害以外）	重症心身障害	その他
N 数	N=72	N=91	N=7	N=20	N=17	N=19	N=7	N=16	N=15
5 名未満	36	7	7	19	13	17	5	14	5
5 名以上 10 名未満	19	26	0	0	3	1	1	2	0
10 名以上 20 名未満	11	25	0	0	1	1	1	0	0
20 名以上 30 名未満	1	13	0	0	0	0	0	0	0
30 名以上	5	20	0	1	0	0	0	0	0
計	72	91	7	20	17	19	7	16	5

	割合								
	知的 障害	発達 障害	視覚 障害	聴覚 障害	言語 障害	肢体不 自由	精神障 害（発 達障害 以外）	重症心 身障害	その他
N 数	N=72	N=91	N=7	N=20	N=17	N=19	N=7	N=16	N=15
5 名未満	50. 0%	7. 7%	100. 0%	95. 0%	76. 5%	89. 5%	71. 4%	87. 5%	33. 3%
5 名以上 10 名未満	26. 4%	28. 6%	0. 0%	0. 0%	17. 6%	5. 3%	14. 3%	12. 5%	0. 0%
10 名以上 20 名未満	15. 3%	27. 5%	0. 0%	0. 0%	5. 9%	5. 3%	14. 3%	0. 0%	0. 0%
20 名以上 30 名未満	1. 4%	14. 3%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
30 名以上	6. 9%	22. 0%	0. 0%	5. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
計	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	33. 3%

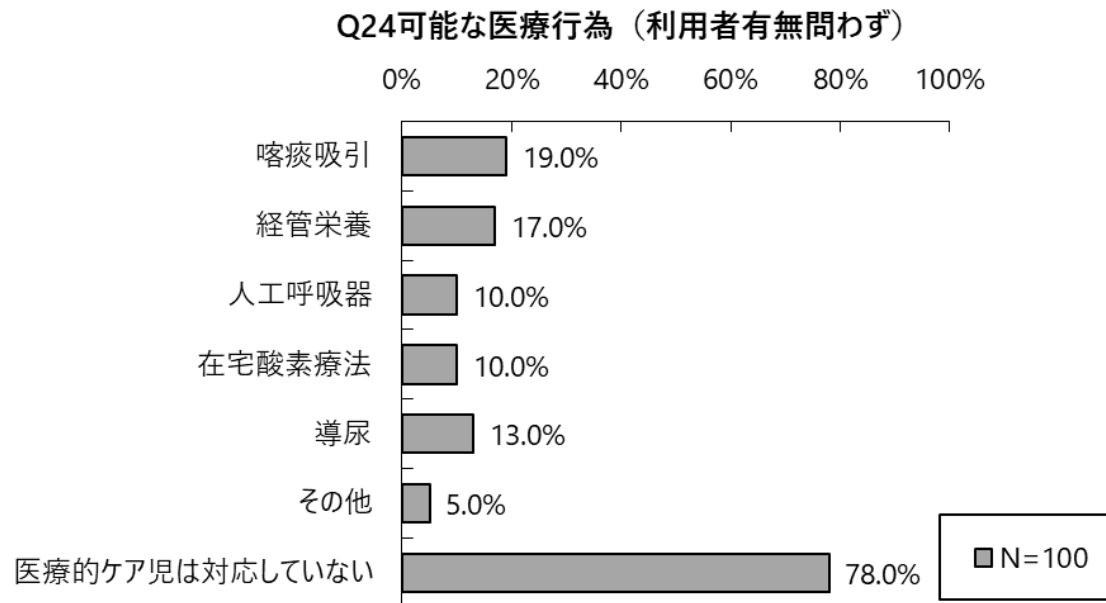
	知的障害	発達障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自 由	精神障害 （発達障 害以外）	重症心身 障害	その他
平均値	7. 24	19. 40	0. 57	4. 95	2. 94	2. 58	3. 43	2. 19	2. 00
中央値	4. 50	15. 00	1. 00	1. 00	1. 00	2. 00	2. 00	1. 50	3. 00

Q23 医療的ケア児の受入れ状況をお答えください。※現在該当する児と契約しているものをすべてお答えください。



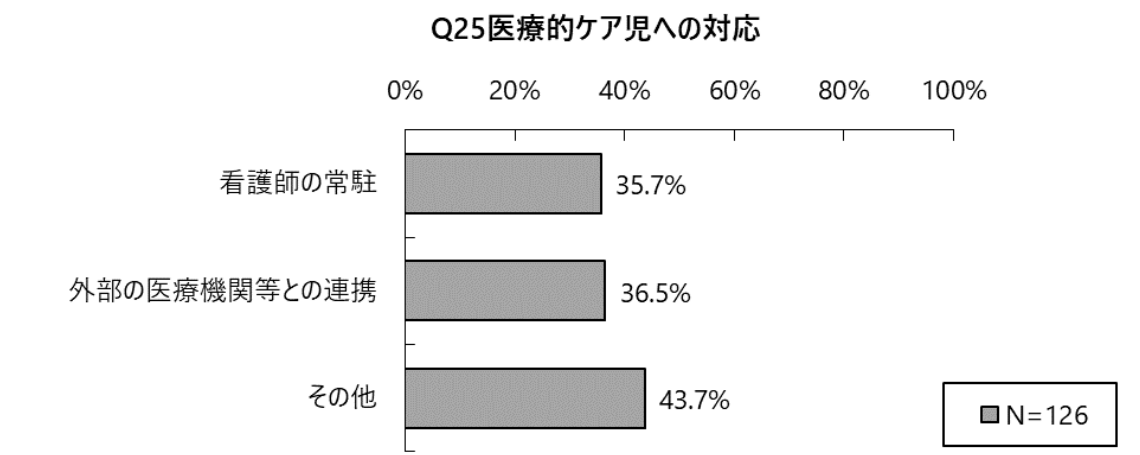
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
喀痰吸引	11	11.0%
経管栄養	13	13.0%
人工呼吸器	5	5.0%
在宅酸素療法	8	8.0%
導尿	5	5.0%
その他	4	4.0%
医療的ケア児はいない	81	81.0%
計	—	—

Q24 利用者の有無にかかわらず貴事業所において可能な医療行為についてお答えください。



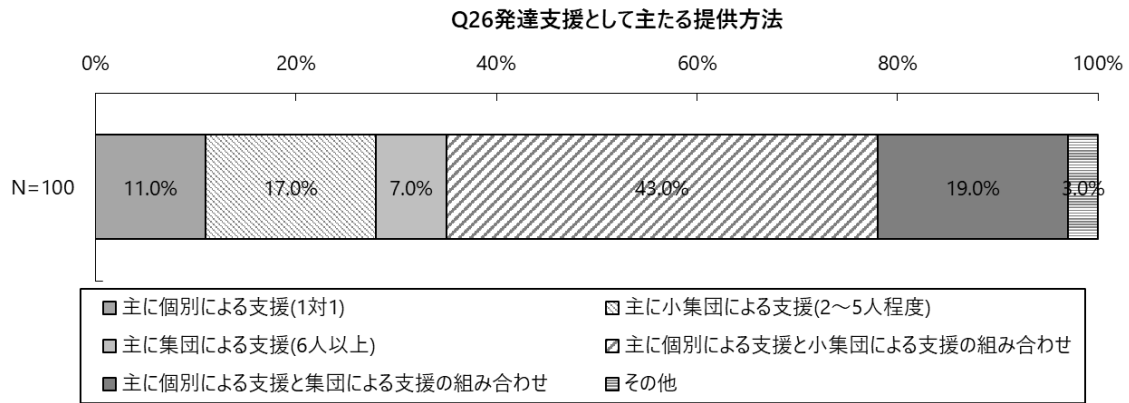
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
喀痰吸引	19	19.0%
経管栄養	17	17.0%
人工呼吸器	10	10.0%
在宅酸素療法	10	10.0%
導尿	13	13.0%
その他	5	5.0%
医療的ケア児は対応していない	78	78.0%
計	-	-

Q 2 5 貴事業所における医療ケア児に対する対応として当てはまるものをお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=126	N=126
看護師の常駐	45	35. 7%
外部の医療機関等との連携	46	36. 5%
その他	55	43. 7%
計	－	－

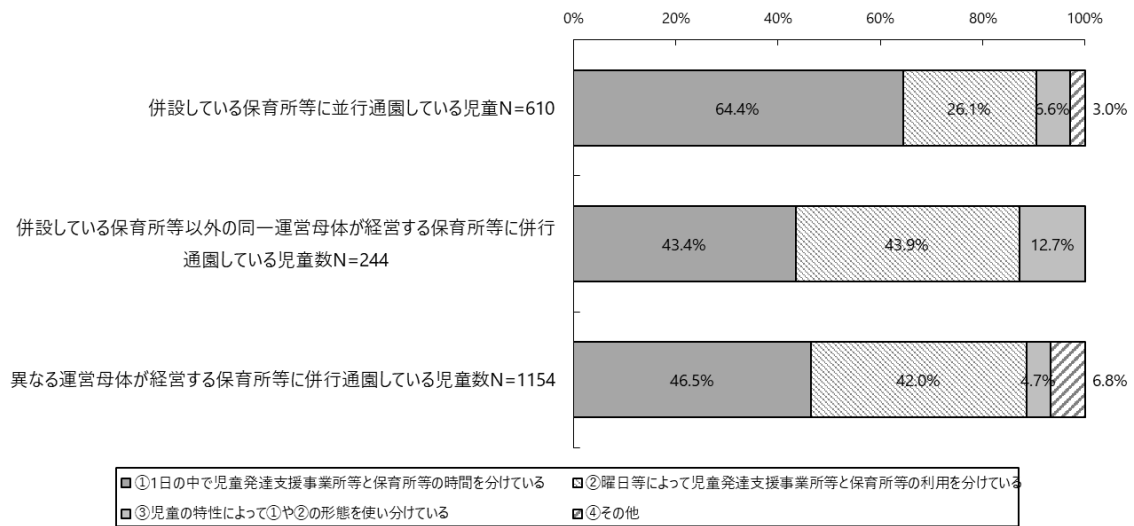
Q26 発達支援として主たる提供方法として当てはまるものを一つお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
主に個別による支援(1 対 1)	11	11.0%
主に小集団による支援(2～5 人程度)	17	17.0%
主に集団による支援(6 人以上)	7	7.0%
主に個別による支援と小集団による支援の組み合わせ	43	43.0%
主に個別による支援と集団による支援の組み合わせ	19	19.0%
その他	3	3.0%
計	100	100.0%

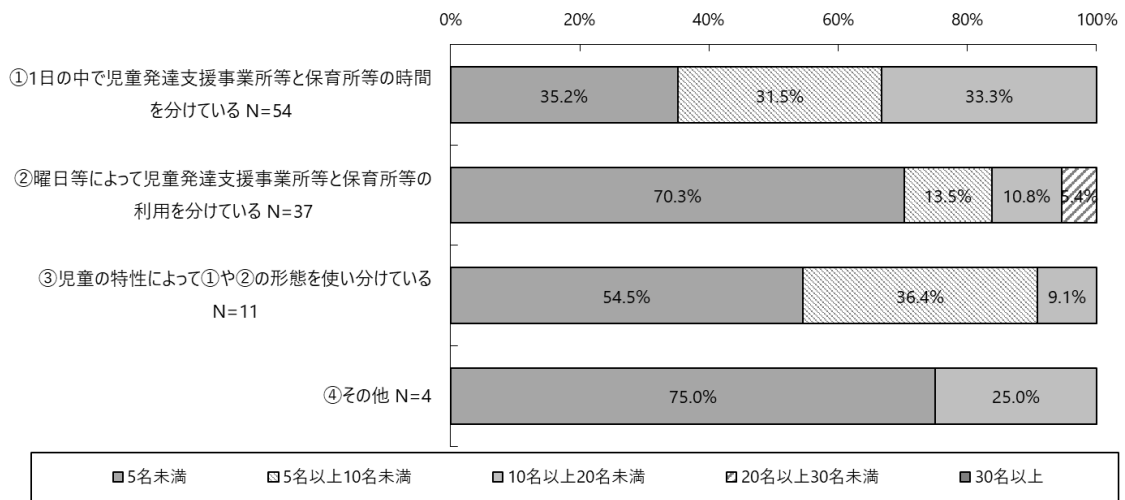
Q27 全児童数のうち、併行通園等をしている児童数を項目別にご記入ください。

Q27併行通園先×発達支援と保育所等の利用時間



児童数ベース	回答数					割合				
	併設 して いる 保育 所等 に並 行通 園し てい る児 童	併設 して いる 保育 所等 以外 の同 一運 営母 体が 経営 する 保育 所等 に併 行通 園し てい る児 童数	異な る運 営母 体が 経営 する 保育 所等 に併 行通 園し てい る児 童数	併行 通園 して いな い児 童	不明	併設 して いる 保育 所等 に並 行通 園し てい る児 童	併設 して いる 保育 所等 以外 の同 一運 営母 体が 経営 する 保育 所等 に併 行通 園し てい る児 童数	異な る運 営母 体が 経営 する 保育 所等 に併 行通 園し てい る児 童数	併行 通園 して いな い児 童	不明
N 数	N=610	N=244	N=1,154	N=473	N=1	N=610	N=244	N=1,154	N=473	N=1
①1 日の中で児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている	393	106	537			64.4%	43.4%	46.5%		
②曜日等によって児童発達支援事業所等と保育所等の利用を分けている	159	107	485			26.1%	43.9%	42.0%		
③児童の特性によって①や②の形態を使い分けている	40	31	54			6.6%	12.7%	4.7%		
④その他	18	0	78			3.0%	0.0%	6.8%		
計	610	244	1,154			100.0%	100.0%	100.0%		

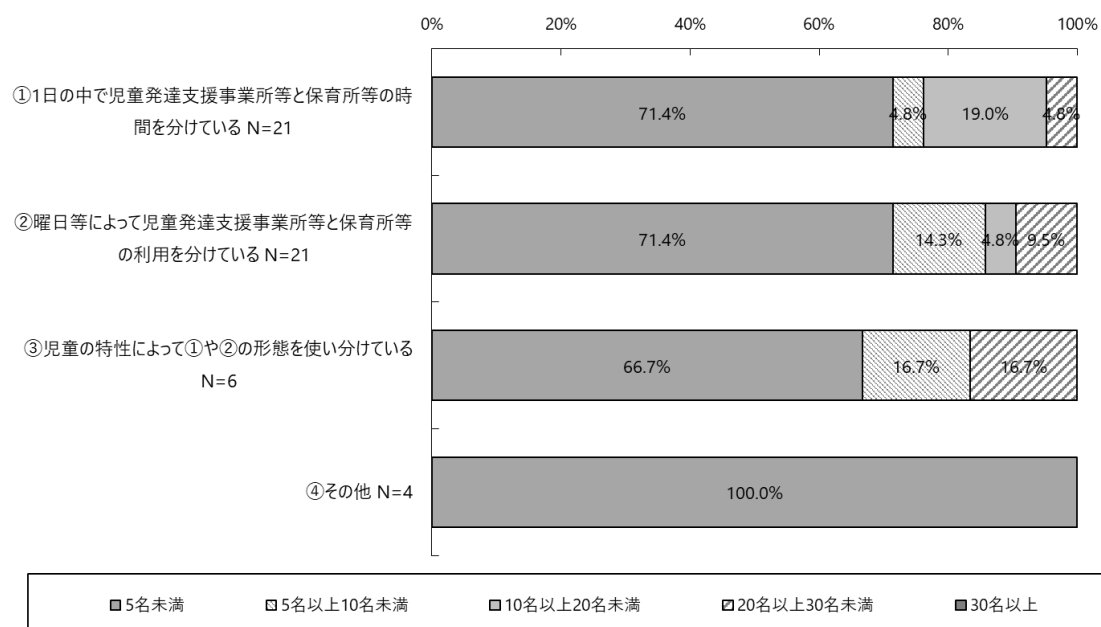
Q27併設している保育所等に併行通園している児童数



併設している保育所等に併行通園している児童数	回答数				割合			
	①1日の中で児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている	②曜日等によって児童発達支援事業所等と保育所等の利用を分けている	③児童の特性によって①や②の形態を使い分けている	④その他	①1日の中で児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている	②曜日等によって児童発達支援事業所等と保育所等の利用を分けている	③児童の特性によって①や②の形態を使い分けている	④その他
N 数	N=54	N=37	N=11	N=4	N=54	N=37	N=11	N=4
5 名未満	19	26	6	3	35.2%	70.3%	54.5%	75.0%
5 名以上 10 名未満	17	5	4	0	31.5%	13.5%	36.4%	0.0%
10 名以上 20 名未満	18	4	1	1	33.3%	10.8%	9.1%	25.0%
20 名以上 30 名未満	0	2	0	0	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%
30 名以上	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	54	37	11	4	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

併設している保育所等に併行通園している児童数	①1日の中で児童発達支援事業所等と保育所等の時間を分けている	②曜日等によって児童発達支援事業所等と保育所等の利用を分けている	③児童の特性によって①や②の形態を使い分けている	④その他
平均値	7.41	4.35	3.64	4.50
中央値	6.50	2.00	2.00	1.50

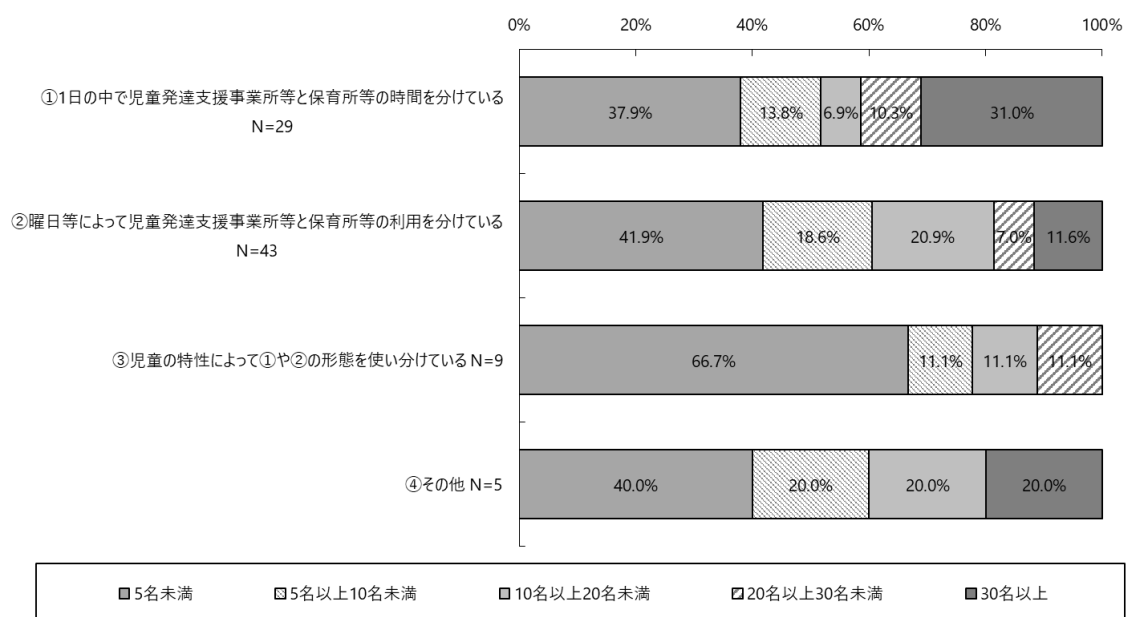
Q27併設している保育所等以外の貴事業所と同じ運営母体が経営する保育所等に併行通園している児童数



併設している保育所 等以外の貴事業所と 同じ運営母体が経営 する保育所等に併行 通園している児童数	回答数				割合			
	①1 日 中で児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 時間を 分けて いる	②曜日 等によ って児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 利用を 分けて いる	③児童 の特性 によっ て①や ②の形 態を使 い分け ている	④その 他	①1 日 中で児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 時間を 分けて いる	②曜日 等によ って児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 利用を 分けて いる	③児童 の特性 によっ て①や ②の形 態を使 い分け ている	④その 他
N 数	N=21	N=21	N=6	N=4	N=21	N=21	N=6	N=4
5 名未満	15	15	4	4	71.4%	71.4%	66.7%	100.0%
5 名以上 10 名未満	1	3	1	0	4.8%	14.3%	16.7%	0.0%
10 名以上 20 名未満	4	1	0	0	19.0%	4.8%	0.0%	0.0%
20 名以上 30 名未満	1	2	1	0	4.8%	9.5%	16.7%	0.0%
30 名以上	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	21	21	6	4	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

併設している保育 所等以外の貴事業 所と同じ運営母体 が経営する保育所 等に併行通園して いる児童数	①1 日の中で児 童発達支援事業 所等と保育所等 の時間を分けて いる	②曜日等によっ て児童発達支援 事業所等と保育 所等の利用を分 けている	③児童の特性に よって①や②の 形態を使い分け ている	④その他
平均値	5.05	5.24	5.67	0.00
中央値	2.00	3.00	1.50	0.00

Q27異なる運営母体が経営する保育所等に併行通園している児童数

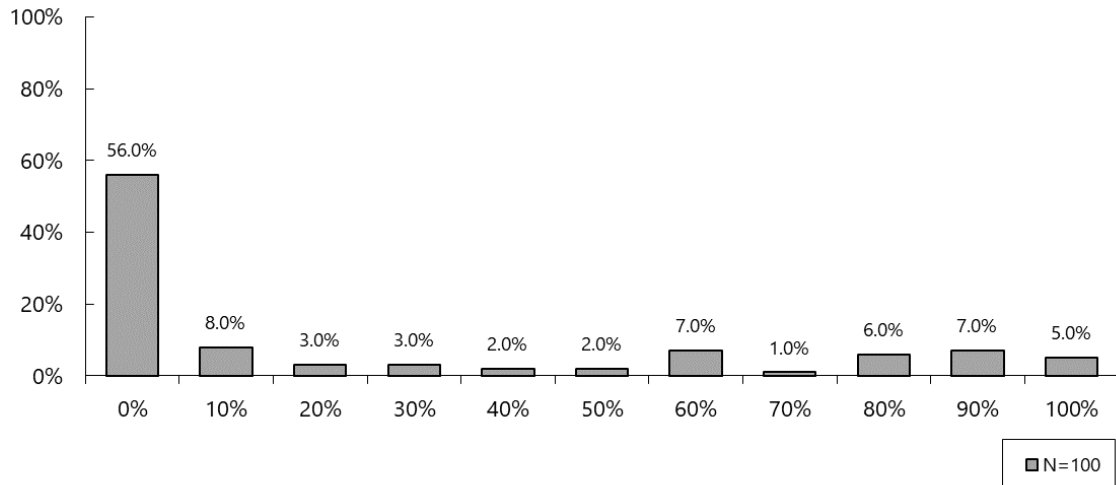


異なる運営母体が 経営する保育所等 に併行通園してい る児童数	回答数				割合			
	①1 日の 中で児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 時間を 分けて いる	②曜日 等によ って児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 利用を 分けて いる	③児童 の特性 によっ て①や ②の形 態を使 い分け ている	④その 他	①1 日の 中で児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 時間を 分けて いる	②曜日 等によ って児 童発達 支援事 業所等 と保育 所等の 利用を 分けて いる	③児童 の特性 によっ て①や ②の形 態を使 い分け ている	④その 他
N 数	N=29	N=43	N=9	N=5	N=29	N=43	N=9	N=5
5 名未満	11	18	6	2	37.9%	41.9%	66.7%	40.0%
5 名以上 10 名未満	4	8	1	1	13.8%	18.6%	11.1%	20.0%
10 名以上 20 名未満	2	9	1	1	6.9%	20.9%	11.1%	20.0%
20 名以上 30 名未満	3	3	1	0	10.3%	7.0%	11.1%	0.0%
30 名以上	9	5	0	1	31.0%	11.6%	0.0%	20.0%
計	29	43	9	5	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

異なる運営母体が 経営する保育所等 に併行通園してい る児童数	①1 日の中で児童 発達支援事業所等 と保育所等の時間 を分けている	②曜日等によって 児童発達支援事業 所等と保育所等の 利用を分けている	③児童の特性によ って①や②の形態 を使い分けている	④その他
平均値	18.52	11.77	6.33	15.60
中央値	9.00	8.00	3.00	5.00

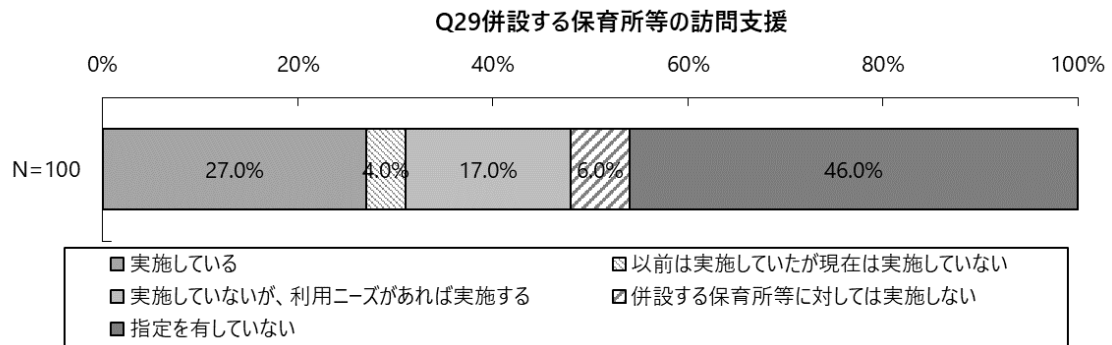
Q28 相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成がないセルフプラン児童の割合についてお答えください。※一の位を四捨五入した割合でお答えください。

Q28障害児支援利用計画の作成がないセルフプラン児童の割合



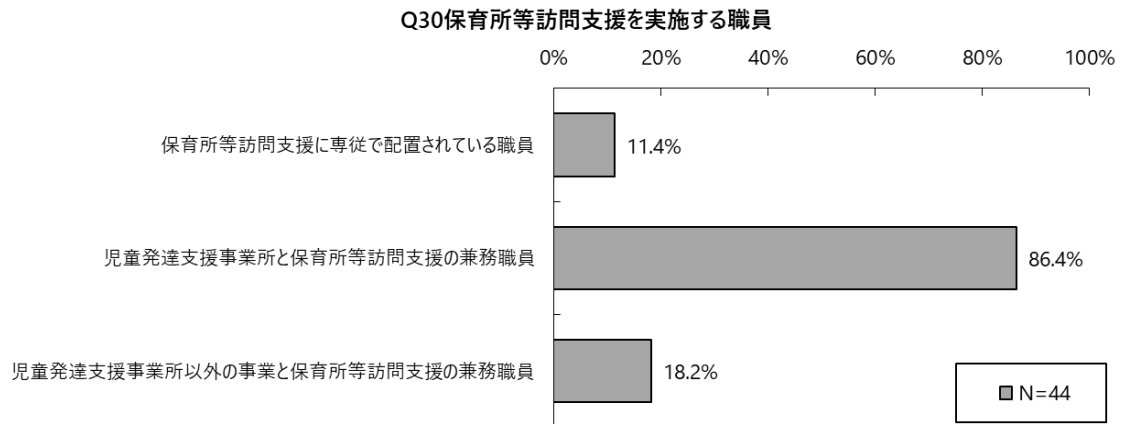
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
0%	56	56.0%
10%	8	8.0%
20%	3	3.0%
30%	3	3.0%
40%	2	2.0%
50%	2	2.0%
60%	7	7.0%
70%	1	1.0%
80%	6	6.0%
90%	7	7.0%
100%	5	5.0%
計	100	100.0%

Q29 併設している保育所等に対して、貴事業所に併設する保育所等訪問支援を実施していますか。



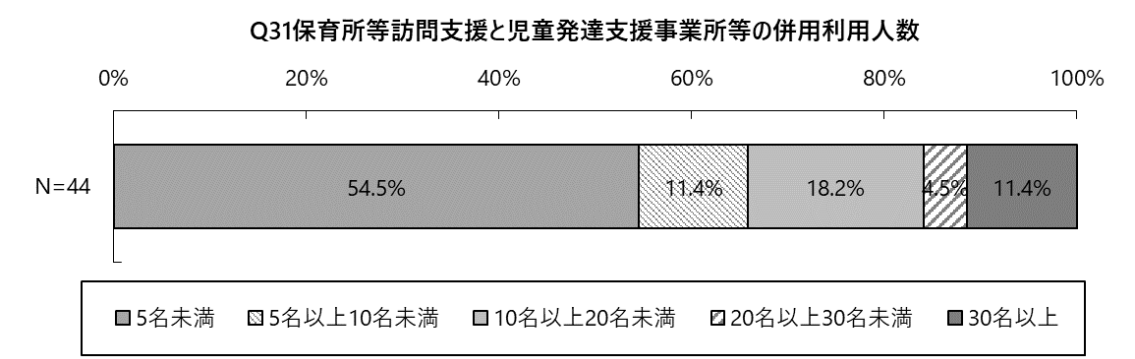
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
実施している	27	27.0%
以前は実施していたが現在は実施していない	4	4.0%
実施していないが、利用ニーズがあれば実施する	17	17.0%
併設する保育所等に対しては実施しない	6	6.0%
指定を有していない	46	46.0%
計	100	100.0%

Q30 保育所等訪問支援を実施する職員について当てはまるものをお答えください。



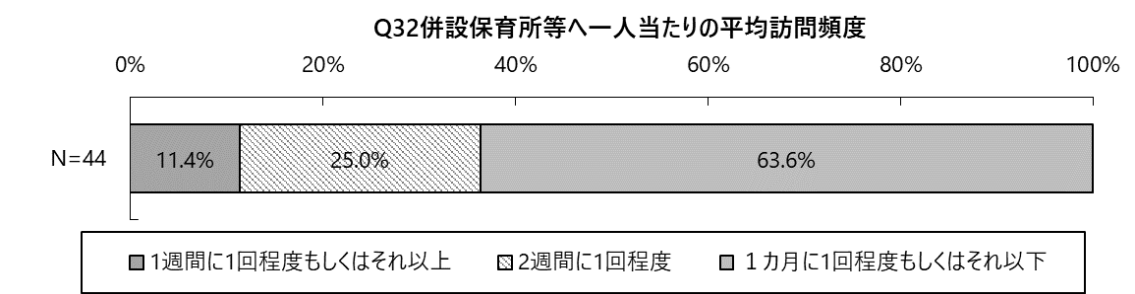
	回答数	割合
N 数	N=44	N=44
保育所等訪問支援に専従で配置されている職員	5	11.4%
児童発達支援事業所と保育所等訪問支援の兼務職員	38	86.4%
児童発達支援事業所以外の事業と保育所等訪問支援の兼務職員	8	18.2%
計	—	—

Q 3 1 貴事業所に通園する児童のうち、自事業所の保育所等訪問支援と児童発達支援事業所等を併用している利用人数をお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=44	N=44
5 名 未 満	24	54. 5%
5 名 以 上 10 名 未 満	5	11. 4%
10 名 以 上 20 名 未 満	8	18. 2%
20 名 以 上 30 名 未 満	2	4. 5%
30 名 以 上	5	11. 4%
計	44	100. 0%

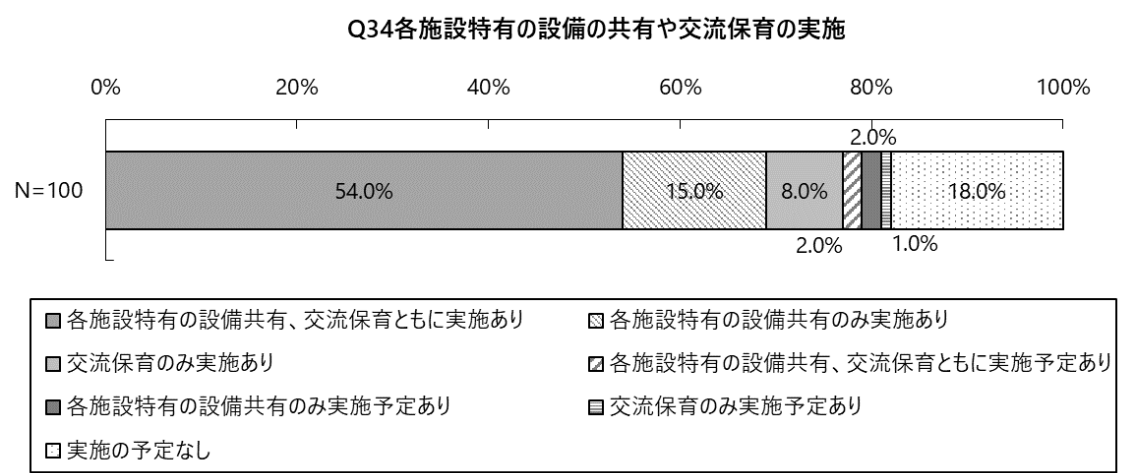
Q32 併設している保育所等へ一人当たりの平均訪問頻度として当てはまるものをお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=44	N=44
1 週間に 1 回程度もしくはそれ以上	5	11. 4%
2 週間に 1 回程度	11	25. 0%
1 カ月に 1 回程度もしくはそれ以下	28	63. 6%
計	44	100. 0%

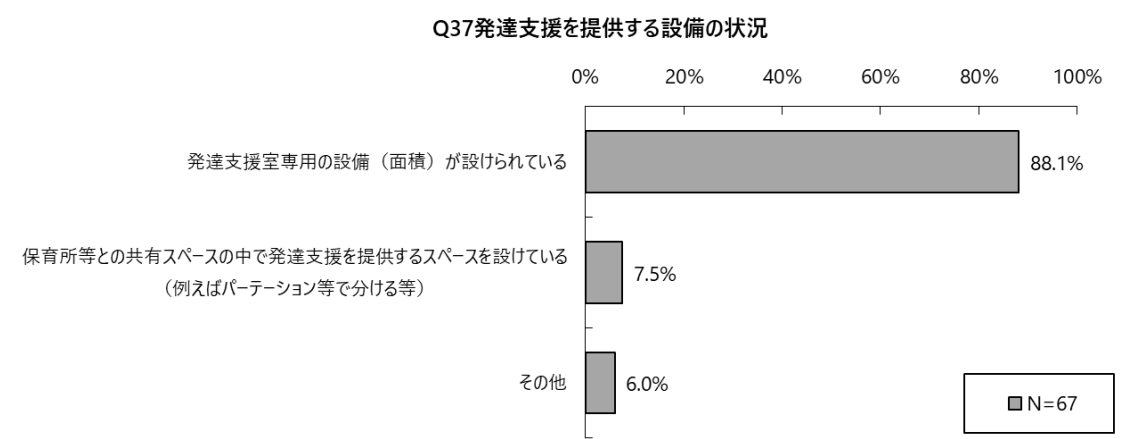
次の設問では、児童発達支援事業所等と保育所等における各施設特有の設備・専従の人員を共有・兼務（いわゆる「インクルーシブ保育」）の有無についてお伺いします。インクルーシブ保育における職員兼務については、下記の画像の考え方で整理されます。ここでは、一般的な「職員兼務」と区別するため、「交流保育等」と呼称します。

Q 3 4 児童発達支援事業所等と保育所等において、各施設特有の設備の共有や交流保育を実施していますか。



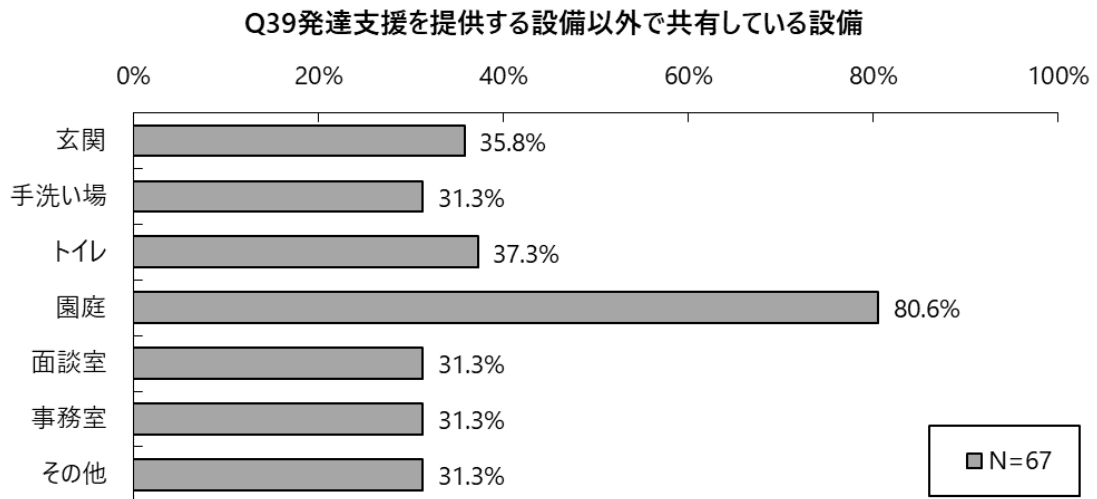
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
各施設特有の設備共有、交流保育ともに実施あり	54	54.0%
各施設特有の設備共有のみ実施あり	15	15.0%
交流保育のみ実施あり	8	8.0%
各施設特有の設備共有、交流保育ともに実施予定あり	2	2.0%
各施設特有の設備共有のみ実施予定あり	2	2.0%
交流保育のみ実施予定あり	1	1.0%
実施の予定なし	18	18.0%
計	100	100.0%

Q37 発達支援を提供する設備の状況について当てはまるものをお答えください。



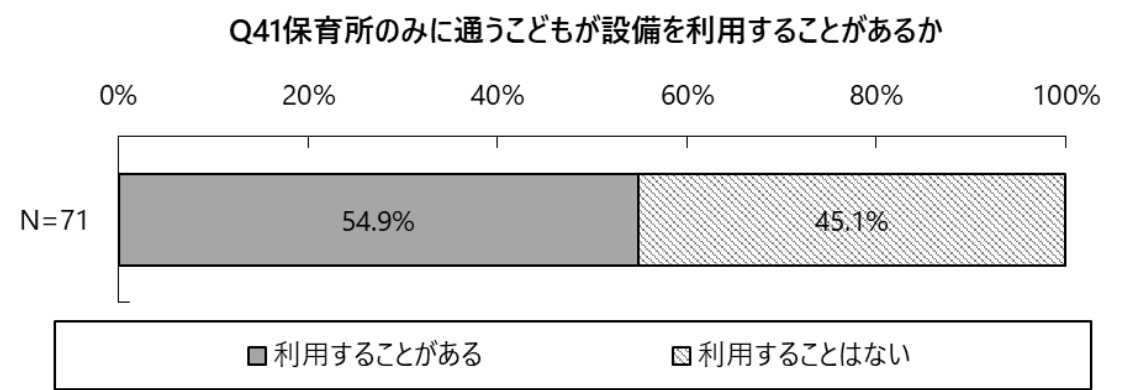
	回答数	割合
N 数	N=67	N=67
発達支援室専用の設備（面積）が設けられている	59	88.1%
保育所等との共有スペースの中で発達支援を提供するスペースを設けている（例えばパーテーション等で分ける等）	5	7.5%
その他	4	6.0%
計	－	－

Q39 発達支援を提供する設備以外で、保育所等と共有している設備のうち当てはまるものをすべてお答えください。



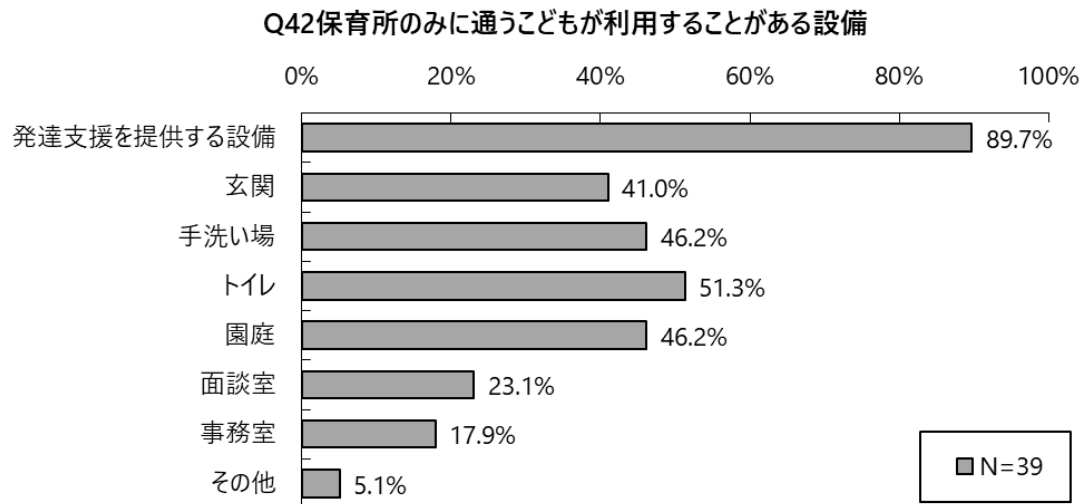
	回答数	割合
N 数	N=67	N=67
玄関	24	35. 8%
手洗い場	21	31. 3%
トイレ	25	37. 3%
園庭	54	80. 6%
面談室	21	31. 3%
事務室	21	31. 3%
その他	21	31. 3%
計	—	—

Q 4 1 保育所のみに通う子どもが、貴事業所の設備を利用することはありますか。



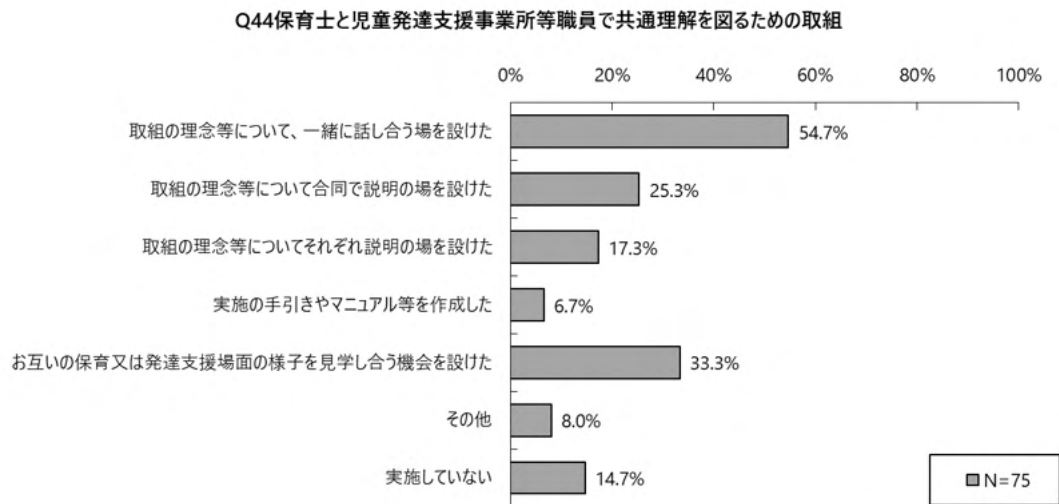
	回答数	割合
N 数	N=71	N=71
利用することがある	39	54. 9%
利用することはない	32	45. 1%
計	71	100. 0%

Q42 保育所のみに通うこどもが利用することがある貴事業所の設備のうち当てはまるものをすべてお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=39	N=39
発達支援を提供する設備	35	89.7%
玄関	16	41.0%
手洗い場	18	46.2%
トイレ	20	51.3%
園庭	18	46.2%
面談室	9	23.1%
事務室	7	17.9%
その他	2	5.1%
計	—	—

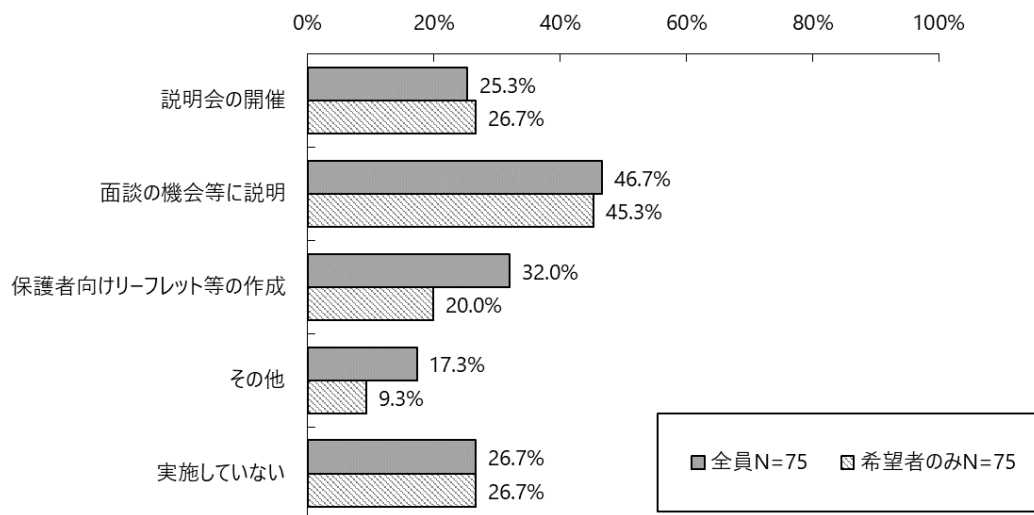
Q 4 4 各施設特有の共有や交流保育等の実施にあたり、保育士と児童発達支援事業所等職員で共通理解を図るための取組を行いましたか。当てはまるものをお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=75	N=75
取組の理念等について、一緒に話し合う場を設けた	41	54. 7%
取組の理念等について合同で説明の場を設けた	19	25. 3%
取組の理念等についてそれぞれ説明の場を設けた	13	17. 3%
実施の手引きやマニュアル等を作成した	5	6. 7%
お互いの保育又は発達支援場面の様子を見学し合う機会を設けた	25	33. 3%
その他	6	8. 0%
実施していない	11	14. 7%
計	—	—

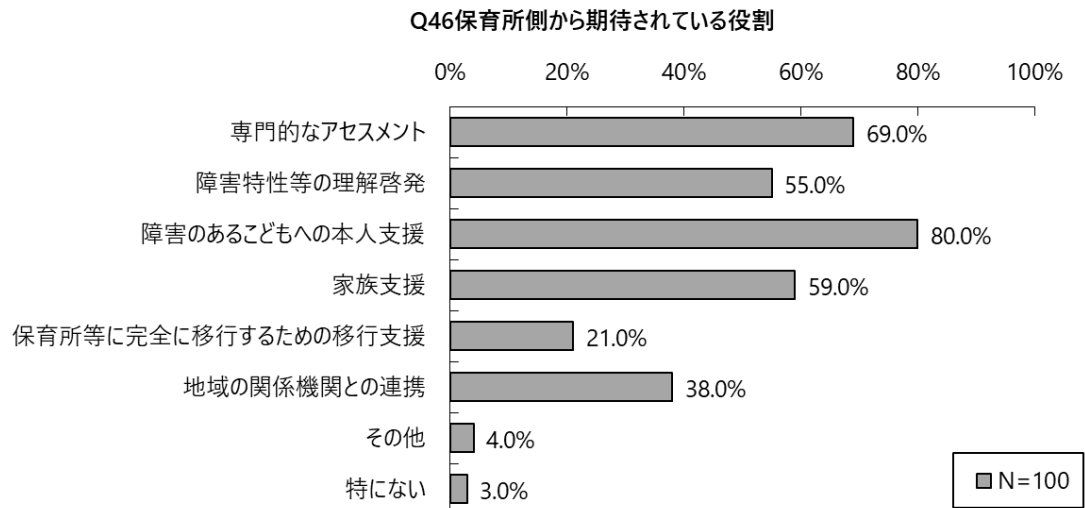
Q45 各施設特有の設備の共有や交流保育等の実施にあたり、保育所等や児童発達支援事業所等を利用する保護者に対してどのように説明の機会を設けましたか。

Q45設備の共有や交流保育等の実施について、保護者への説明



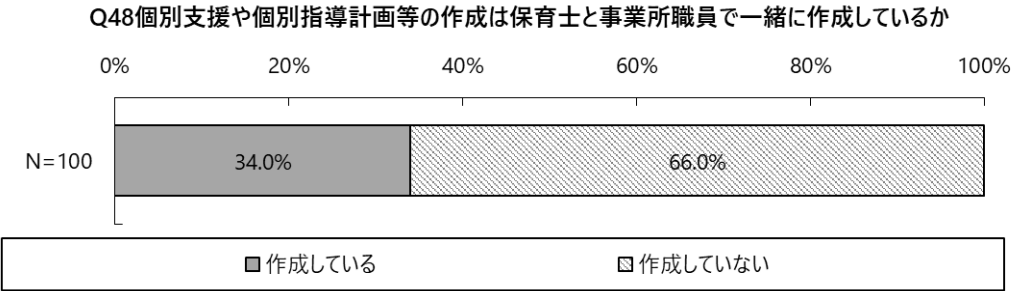
	回答数		割合	
	全員	希望者のみ	全員	希望者のみ
N 数	N=75	N=75	N=75	N=75
説明会の開催	19	20	25.3%	26.7%
面談の機会等に説明	35	34	46.7%	45.3%
保護者向けリーフレット等の作成	24	15	32.0%	20.0%
その他	13	7	17.3%	9.3%
実施していない	20	20	26.7%	26.7%
計	-	-	-	-
(参考) いずれかの項目を全員に実施した	55		73.3%	
(参考) 全員に実施した項目はなく、希望者のみに実施した	9		12.0%	
(参考) 全員・希望者のみのいずれにも実施していない	11		14.7%	

Q46 児童発達支援事業所等が併設されていることで、保育所側から期待されている役割について当てはまるものをすべてお答えください。



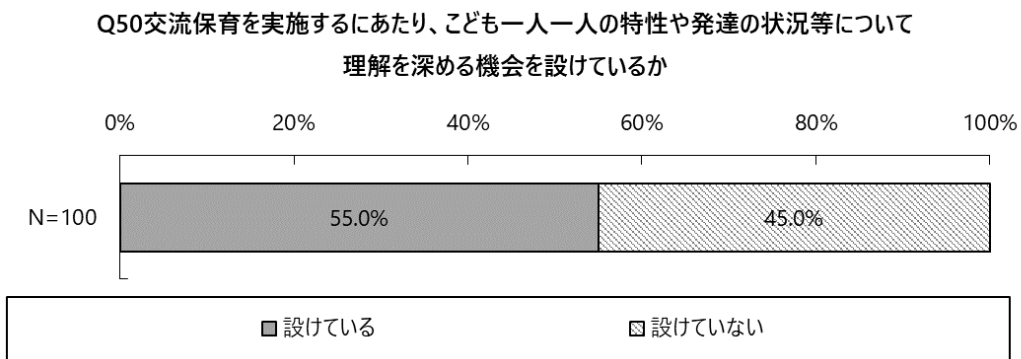
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
専門的なアセスメント	69	69.0%
障害特性等の理解啓発	55	55.0%
障害のあるこどもへの本人支援	80	80.0%
家族支援	59	59.0%
保育所等に完全に移行するための移行支援	21	21.0%
地域の関係機関との連携	38	38.0%
その他	4	4.0%
特にない	3	3.0%
計	—	—

Q 4 8 個別支援計画や個別の指導計画等の作成にあたり、保育士と事業所職員と一緒に作成をしていますか。



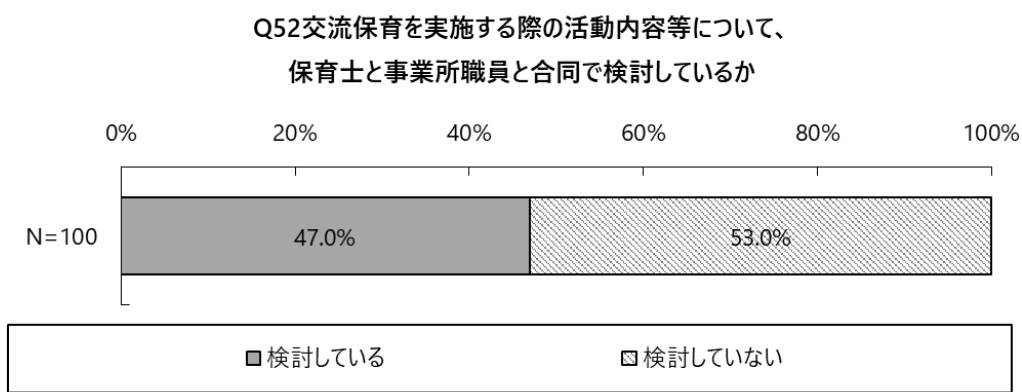
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
作成している	34	34. 0%
作成していない	66	66. 0%
計	100	100. 0%

Q50 交流保育を実施するにあたり、こども一人一人の特性や発達の状況等について理解を深める機会を設けていますか。



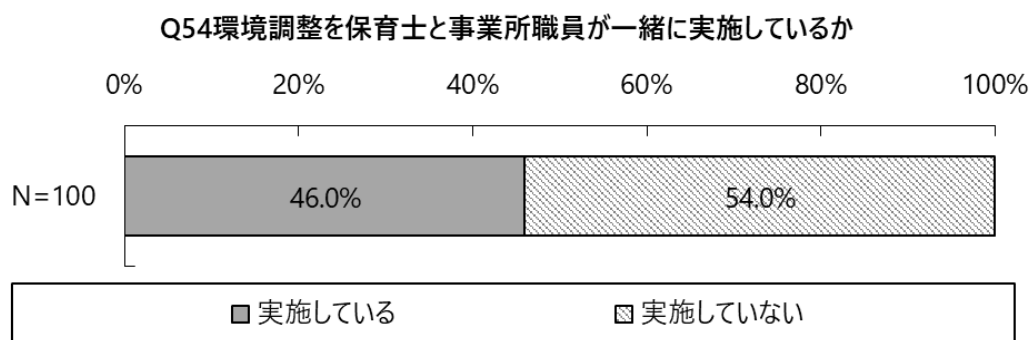
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
設けている	55	55.0%
設けていない	45	45.0%
計	100	100.0%

Q 5 2 交流保育を実施する際の活動内容等について、保育士と事業所職員と合同で検討していますか。



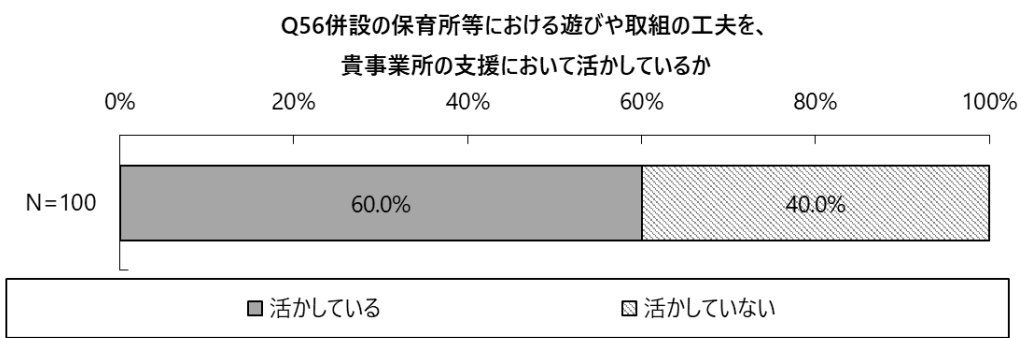
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
検討している	47	47. 0%
検討していない	53	53. 0%
計	100	100. 0%

Q54 交流保育を実施するに当たり、障害特性や情緒面への配慮等も踏まえて、環境調整を保育士と事業所職員が一緒に実施していますか。



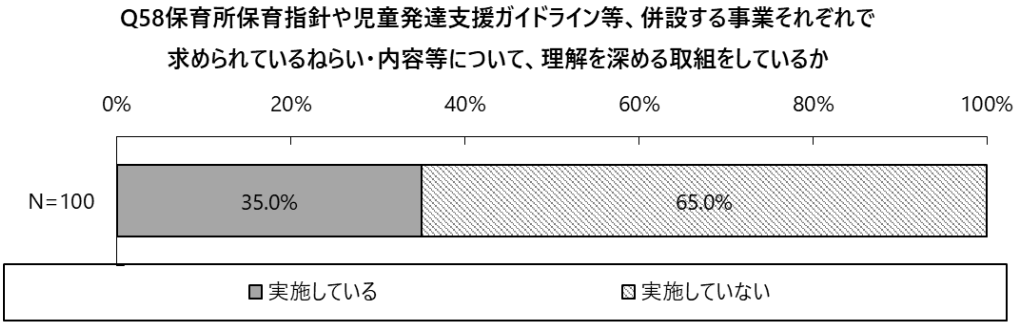
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
実施している	46	46.0%
実施していない	54	54.0%
計	100	100.0%

Q 5 6 併設の保育所等における遊びや取組の工夫を、貴事業所の支援において活かしていますか。



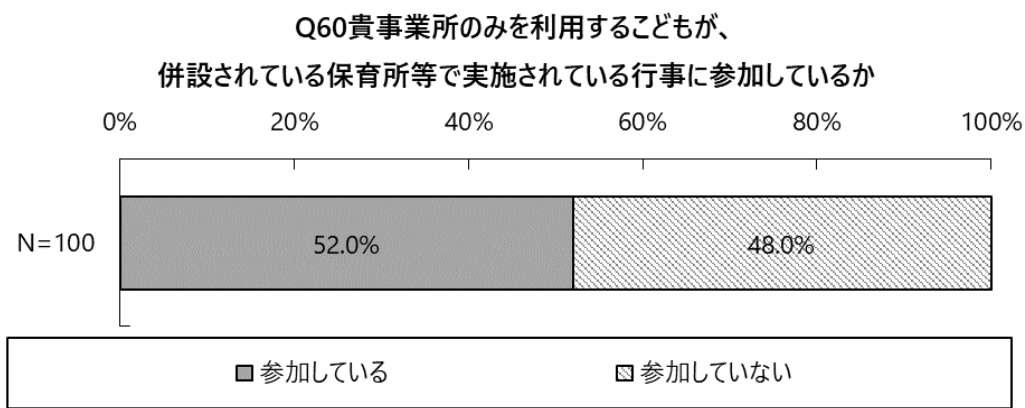
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
活かしている	60	60. 0%
活かしていない	40	40. 0%
計	100	100. 0%

Q58 保育所保育指針や児童発達支援ガイドライン等、併設する事業それぞれで求められているねらい・内容等について、理解を深める取組をしていますか。



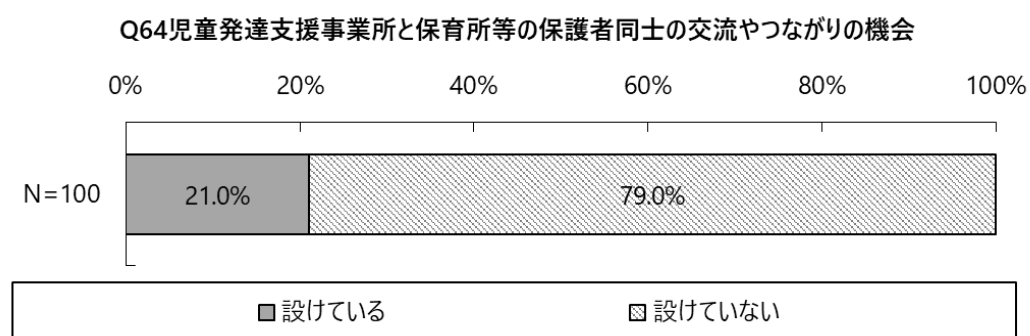
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
実施している	35	35.0%
実施していない	65	65.0%
計	100	100.0%

Q60 貴事業所のみを利用することもが、併設されている保育所等で実施されている行事に参加していますか。



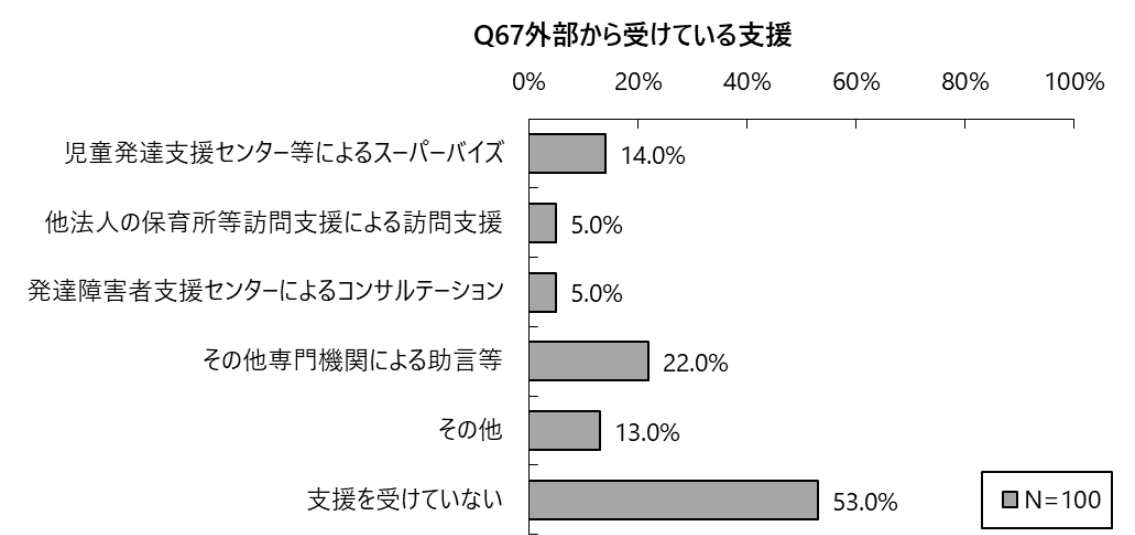
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
参加している	52	52.0%
参加していない	48	48.0%
計	100	100.0%

Q 6 4 児童発達支援事業所と保育所等の保護者同士の交流やつながりの機会を設けていますか。



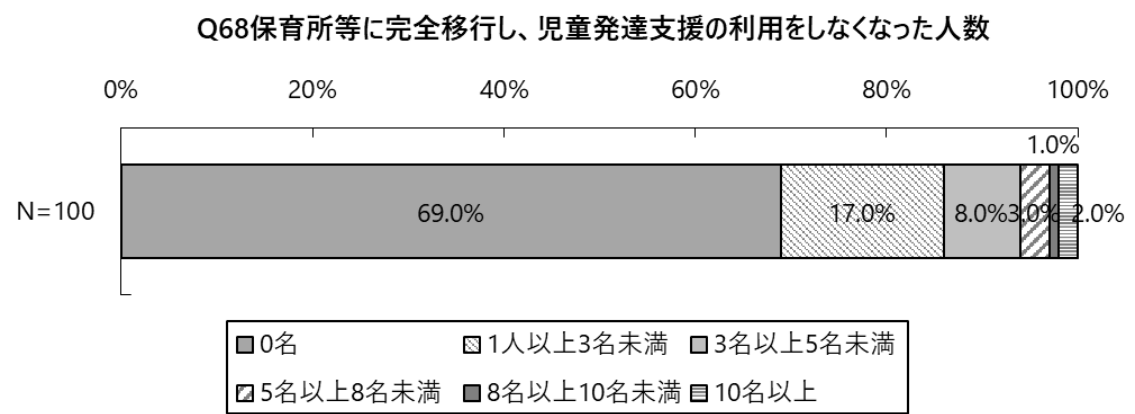
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
設けている	21	21. 0%
設けていない	79	79. 0%
計	100	100. 0%

Q 6 7 児童発達支援センターからの支援など外部からの支援を受けていますか。受けている支援としてあてはまるものをすべてお答えください。



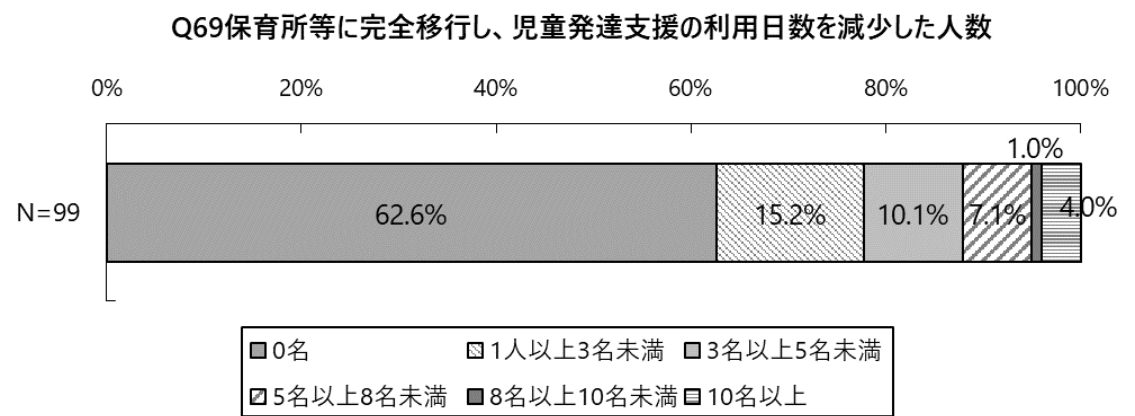
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
児童発達支援センター等によるスーパーバイズ	14	14.0%
他法人の保育所等訪問支援による訪問支援	5	5.0%
発達障害者支援センターによるコンサルテーション	5	5.0%
その他専門機関による助言等	22	22.0%
その他	13	13.0%
支援を受けていない	53	53.0%
計	-	-

Q 6 8 過去の１年間で保育所等に完全移行し、児童発達支援の利用をしなくなった人数をご記入ください。



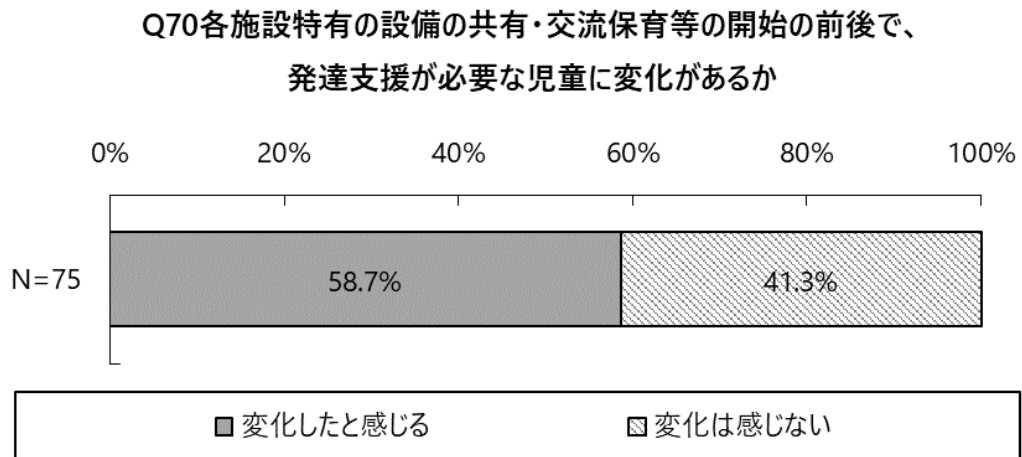
	回答数	割合
N 数	N=100	N=100
0 名	69	69.0%
1 人以上 3 名未満	17	17.0%
3 名以上 5 名未満	8	8.0%
5 名以上 8 名未満	3	3.0%
8 名以上 10 名未満	1	1.0%
10 名以上	2	2.0%
計	100	100.0%

Q 6 9 過去の1年間で保育所等の利用日数が増加し、児童発達支援の利用日数が減少した人数をご記入ください。



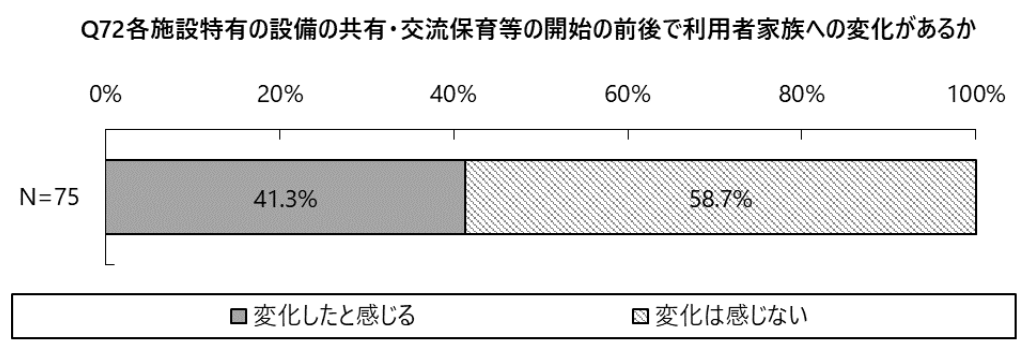
	回答数	割合
N 数	N=99	N=99
0 名	62	62. 6%
1 人以上 3 名未満	15	15. 2%
3 名以上 5 名未満	10	10. 1%
5 名以上 8 名未満	7	7. 1%
8 名以上 10 名未満	1	1. 0%
10 名以上	4	4. 0%
計	99	100. 0%

Q70 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、発達支援が必要な児童に変化があると感じますか。



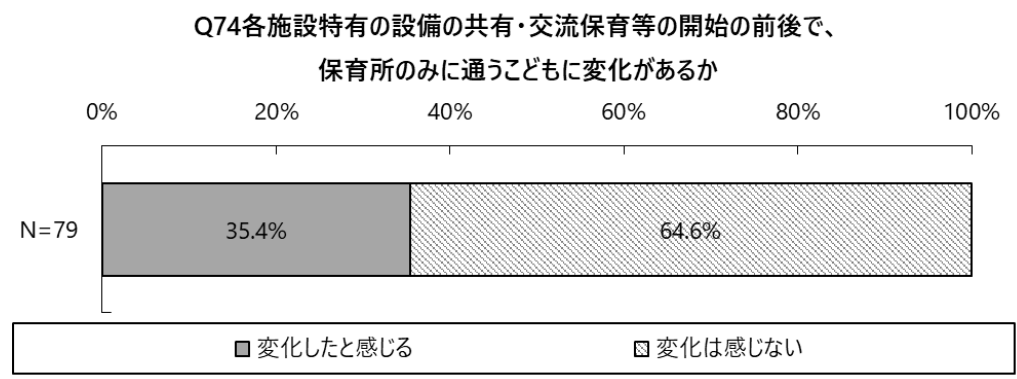
	回答数	割合
N 数	N=75	N=75
変化したと感じる	44	58.7%
変化は感じない	31	41.3%
計	75	100.0%

Q 7 2 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で利用者家族への変化があると感じますか。



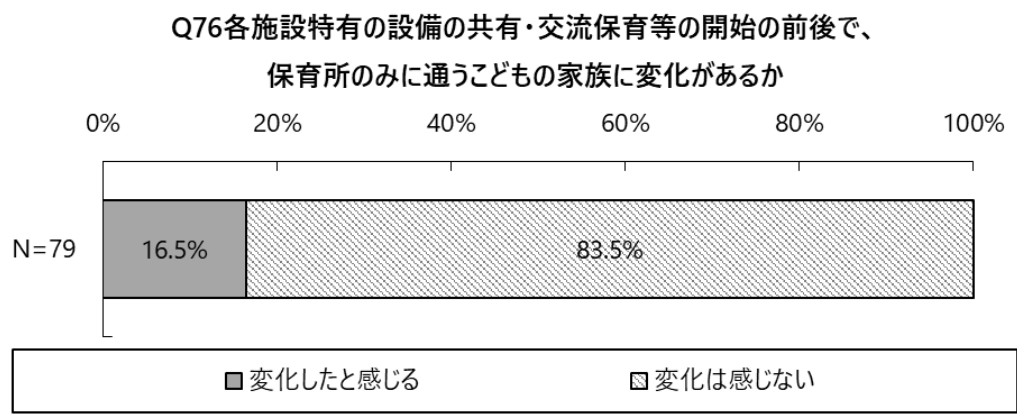
	回答数	割合
N 数	N=75	N=75
変化したと感じる	31	41.3%
変化は感じない	44	58.7%
計	75	100.0%

Q74 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、保育所のみに通うこどもに変化があると感じますか。



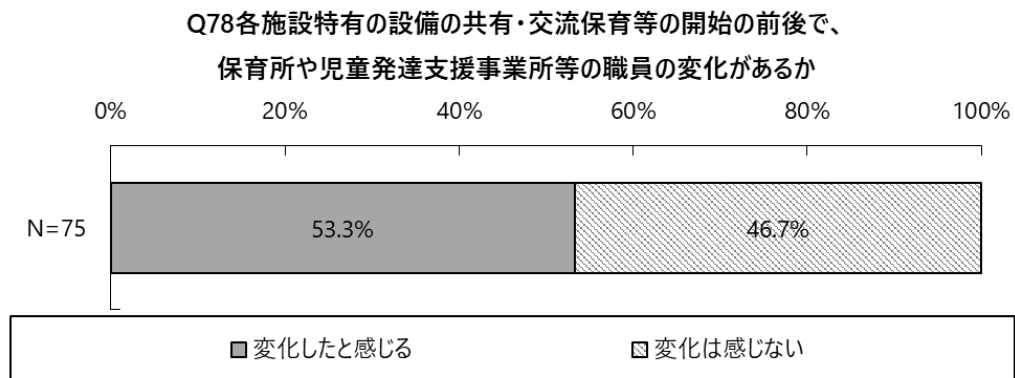
	回答数	割合
N 数	N=79	N=79
変化したと感じる	28	35.4%
変化は感じない	51	64.6%
計	79	100.0%

Q 7 6 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で、保育所のみに通うこどもの家族の変化があると感じますか。



	回答数	割合
N 数	N=79	N=79
変化したと感じる	13	16. 5%
変化は感じない	66	83. 5%
計	79	100. 0%

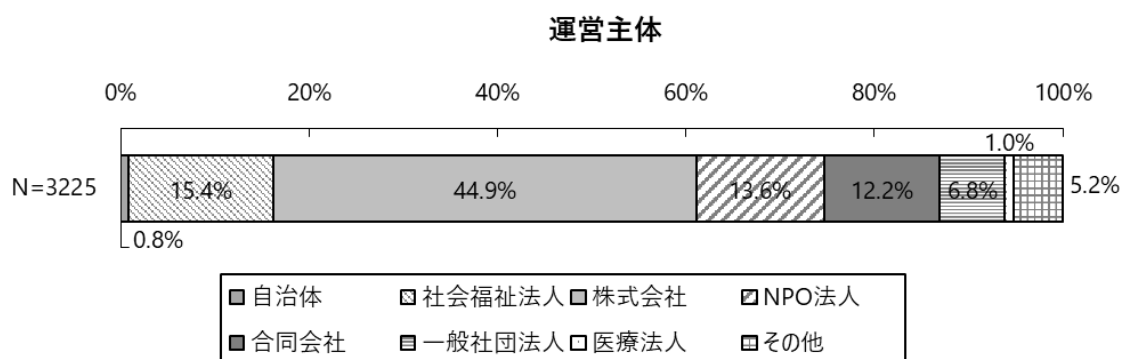
Q78 各施設特有の設備の共有・交流保育等の開始の前後で保育所や児童発達支援事業所等の職員の变化があると感じますか。



	回答数	割合
N 数	N=75	N=75
変化したと感じる	40	53.3%
変化は感じない	35	46.7%
計	75	100.0%

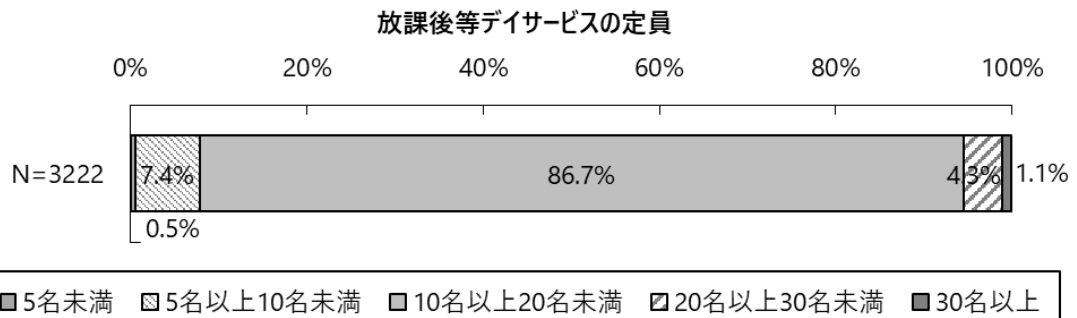
5. 放課後等デイサービス向けアンケート

Q5 貴事業所の運営主体として当てはまるものをお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
自治体	26	0. 8%
社会福祉法人	498	15. 4%
株式会社	1, 447	44. 9%
NPO 法人	439	13. 6%
合同会社	395	12. 2%
一般社団法人	220	6. 8%
医療法人	32	1. 0%
その他	168	5. 2%
計	3, 225	100. 0%

Q6 放課後等デイサービスの定員をご記入ください。



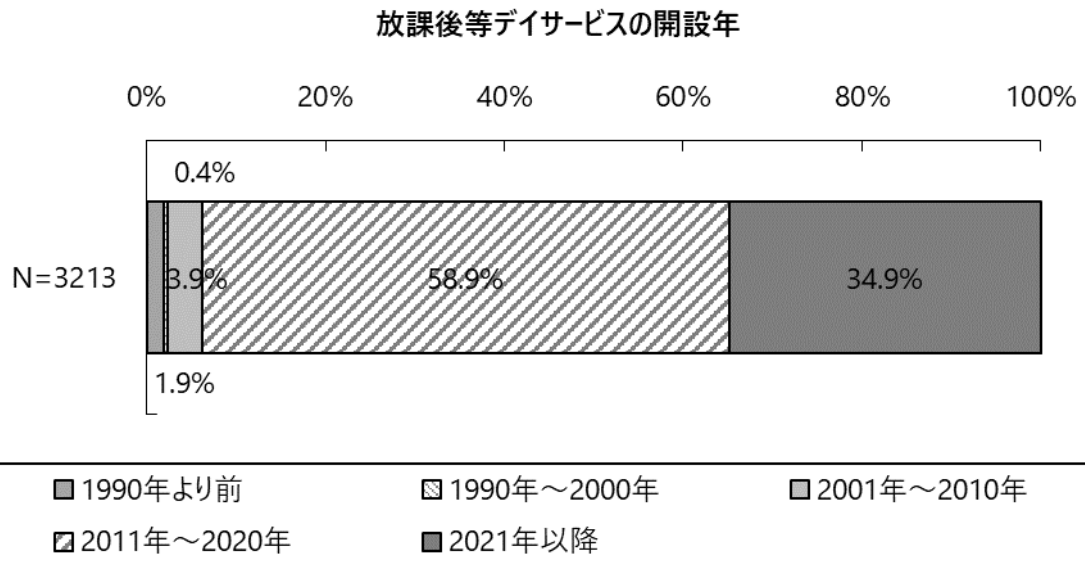
	回答数	割合
N 数	N=3, 222	N=3, 222
5 名未満	15	0. 5%
5 名以上 10 名未満	237	7. 4%
10 名以上 20 名未満	2, 795	86. 7%
20 名以上 30 名未満	139	4. 3%
30 名以上	36	1. 1%
計	3, 222	100. 0%

※異常値 3 件ありのため除外 (52020, 102016, 2019)

	平均値	中央値
	10. 53	10. 00

※異常値 3 件ありのため除外 (52020, 102016, 2019)

Q7 放課後等デイサービスの開設年を西暦でご記入ください。



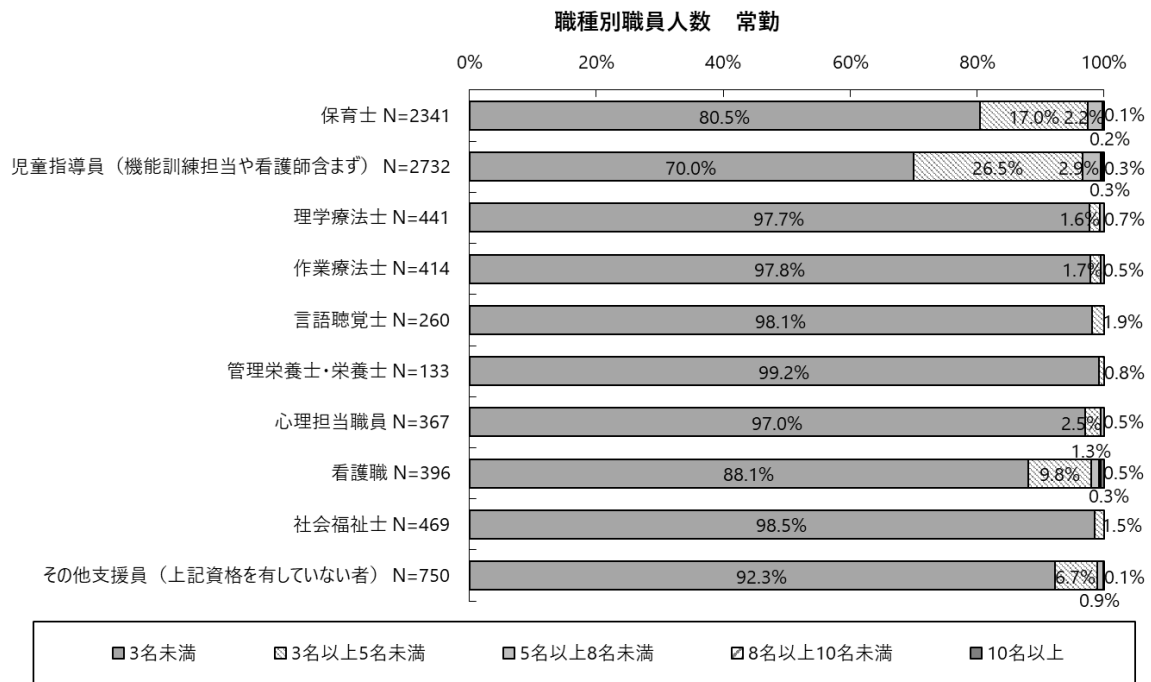
	回答数	割合
N 数	N=3, 213	N=3, 213
1990 年より前	60	1. 9%
1990 年～2000 年	14	0. 4%
2001 年～2010 年	124	3. 9%
2011 年～2020 年	1, 894	58. 9%
2021 年以降	1, 121	34. 9%
計	3, 213	100. 0%

※異常値 66 件ありのため除外

	平均値	中央値
	1982. 16	2018. 00

※異常値 66 件あり

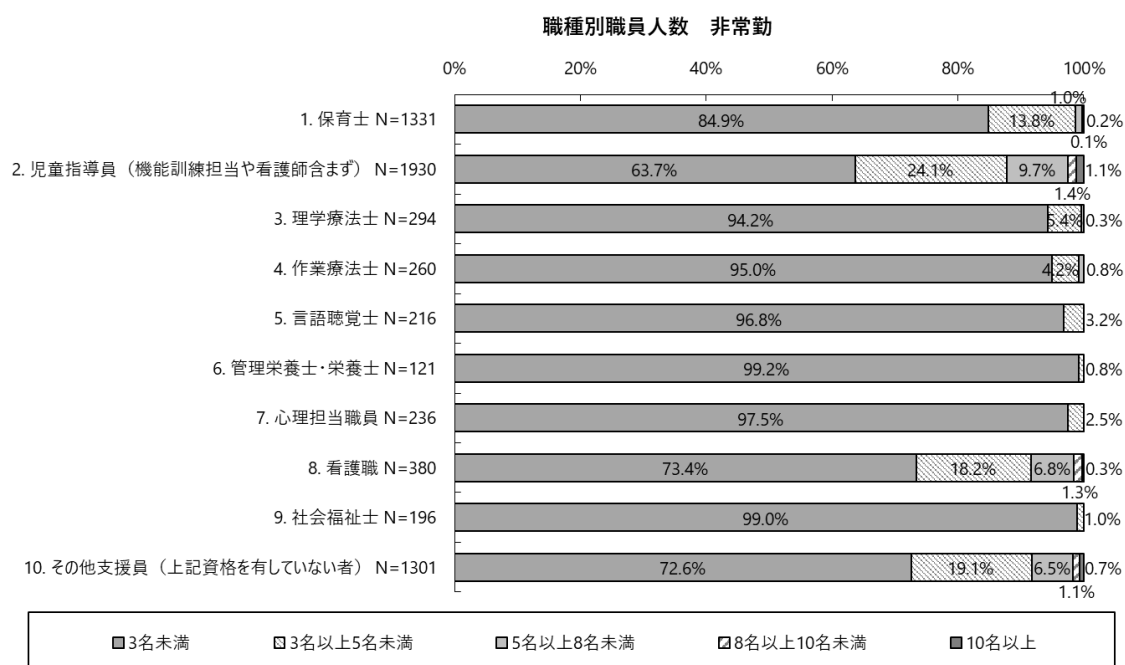
Q8 放課後等デイサービスにおける職員数を常勤/非常勤及び職種別にご記入ください。
(実人数でお答えください)



常勤	回答数									
	保育士	児童指導員 (機能訓練担当や看護師含まず)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士・栄養士	心理担当職員	看護職	社会福祉士	その他支援員 (上記資格を有していない者)
N 数	N=2, 341	N=2, 732	N=441	N=414	N=260	N=133	N=367	N=396	N=469	N=750
3 名未満	1, 884	1, 913	431	405	255	132	356	349	462	692
3 名以上 5 名未満	398	725	7	7	5	1	9	39	7	50
5 名以上 8 名未満	52	80	3	2	0	0	2	5	0	7
8 名以上 10 名未満	5	7	0	0	0	0	0	1	0	1
10 名以上	2	7	0	0	0	0	0	2	0	0
計	2, 341	2, 732	441	414	260	133	367	396	469	750

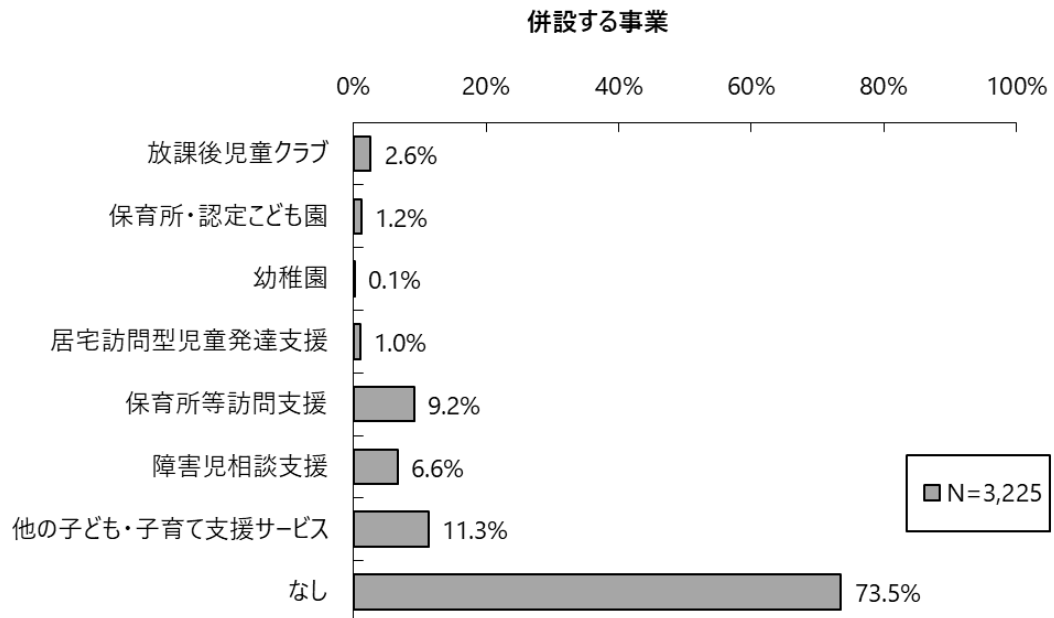
[illegible]

	保育士	児童指導員 (機能訓練担当や看護師含まず)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士・栄養士	心理担当職員	看護職	社会福祉士	その他支援員 (上記資格を有していない者)
平均値	1.81	2.12	0.91	0.85	0.70	0.19	0.86	1.53	0.93	1.22
中央値	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00



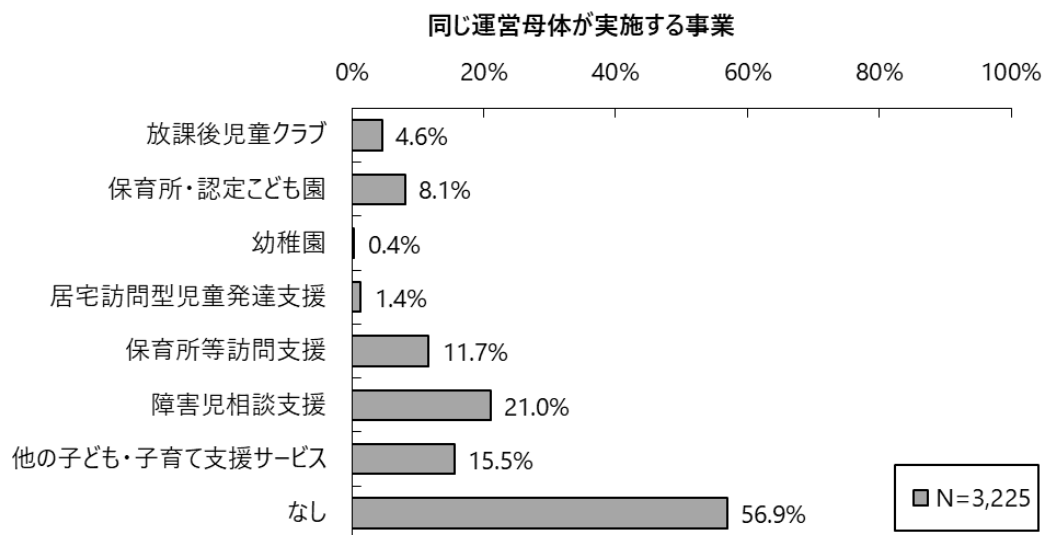
	保育士	児童指導員 (機能訓練担当や看護師含まず)	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士・栄養士	心理担当職員	看護職	社会福祉士	その他支援員 (上記資格を有していない者)
平均値	1.63	2.49	0.90	0.85	0.69	0.17	0.75	1.83	0.61	2.09
中央値	1.00	2.00	1.00	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	1.00	2.00

Q9 貴事業所に併設する事業として当てはまるものをすべてお答えください。



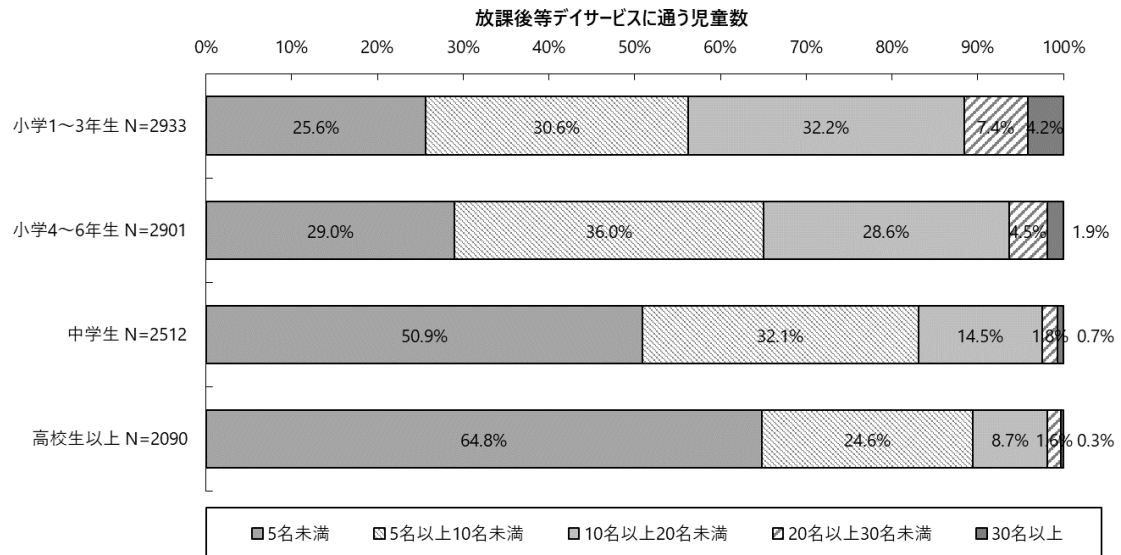
	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
放課後児童クラブ	83	2. 6%
保育所・認定こども園	39	1. 2%
幼稚園	2	0. 1%
居宅訪問型児童発達支援	31	1. 0%
保育所等訪問支援	296	9. 2%
障害児相談支援	214	6. 6%
他の子ども・子育て支援サービス	365	11. 3%
なし	2, 371	73. 5%
計	—	—

Q10 貴事業所と同じ運営母体が実施する事業として当てはまるものをすべてお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
放課後児童クラブ	149	4. 6%
保育所・認定こども園	262	8. 1%
幼稚園	12	0. 4%
居宅訪問型児童発達支援	44	1. 4%
保育所等訪問支援	377	11. 7%
障害児相談支援	678	21. 0%
他の子ども・子育て支援サービス	501	15. 5%
なし	1, 836	56. 9%
計	—	—

Q 1 1 放課後等デイサービスに通う児童数を年齢区別に実人数でご記入ください。

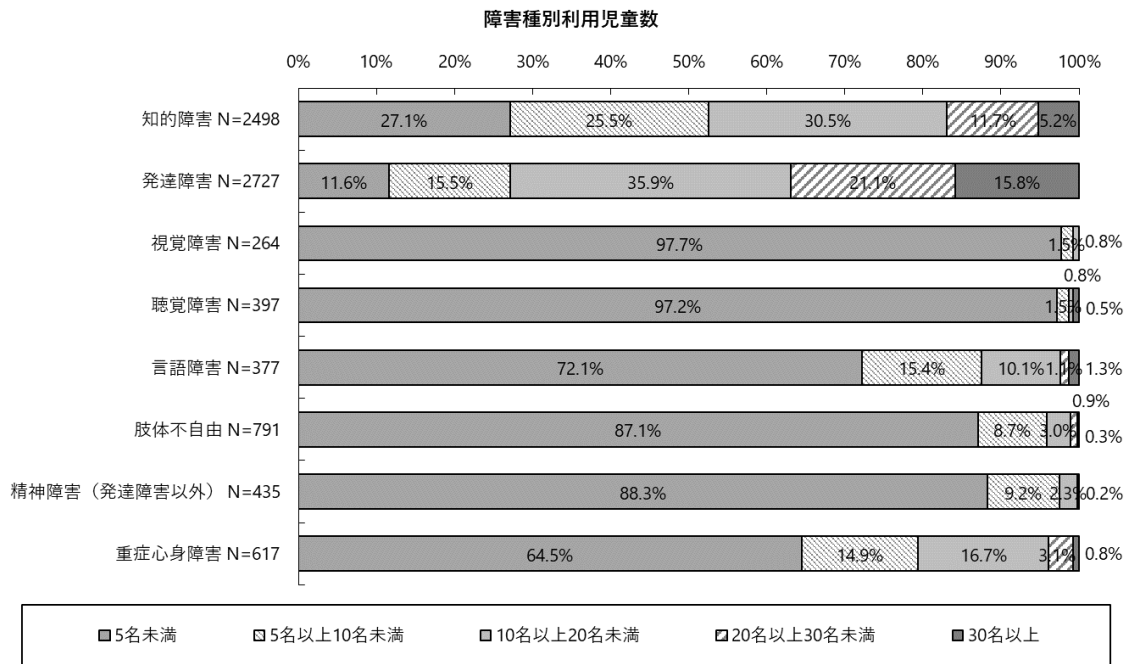


	回答数			
	小学 1～3 年生	小学 4～6 年生	中学生	高校生以上
N 数	N=2, 933	N=2, 901	N=2, 512	N=2, 090
5 名未満	751	841	1, 279	1, 354
5 名以上 10 名未満	898	1, 045	807	515
10 名以上 20 名未満	945	831	364	182
20 名以上 30 名未満	216	130	45	33
30 名以上	123	54	17	6
計	2, 933	2, 901	2, 512	2, 090

	割合			
	小学 1～3 年生	小学 4～6 年生	中学生	高校生以上
N 数	N=2, 933	N=2, 901	N=2, 512	N=2, 090
5 名未満	25. 6%	29. 0%	50. 9%	64. 8%
5 名以上 10 名未満	30. 6%	36. 0%	32. 1%	24. 6%
10 名以上 20 名未満	32. 2%	28. 6%	14. 5%	8. 7%
20 名以上 30 名未満	7. 4%	4. 5%	1. 8%	1. 6%
30 名以上	4. 2%	1. 9%	0. 7%	0. 3%
計	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%

	小学 1～3 年生	小学 4～6 年生	中学生	高校生以上
平均値	10. 44	8. 74	5. 81	4. 49
中央値	8. 00	7. 00	4. 00	3. 00

Q12 貴事業所の利用児童の障害種別とそれぞれの人数をお答えください（診断の有無は問わず、特性等から該当すると考える障害種別を回答ください）。

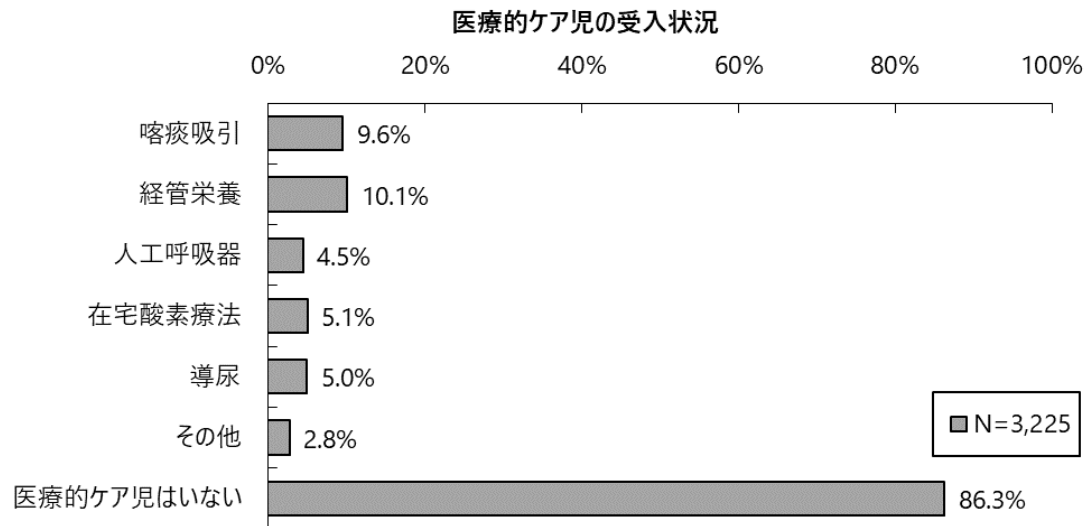


	回答数								
	知的障害	発達障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	精神障害（発達障害以外）	重症心身障害	その他
N 数	N=2,498	N=2,727	N=264	N=397	N=377	N=791	N=435	N=617	N=243
5 名未満	677	316	258	386	272	689	384	398	—
5 名以上 10 名未満	636	424	4	6	58	69	40	92	—
10 名以上 20 名未満	763	979	2	2	38	24	10	103	—
20 名以上 30 名未満	292	576	0	0	4	7	0	19	—
30 名以上	130	432	0	3	5	2	1	5	—
計	2,498	2,727	264	397	377	791	435	617	

	割合								
	知的 障害	発達 障害	視覚 障害	聴覚 障害	言語 障害	肢体不 自由	精神障 害（発 達障害 以外）	重症心 身障害	その他
N 数	N=2, 498	N=2, 727	N=264	N=397	N=377	N=791	N=435	N=617	N=243
5 名未満	27. 1%	11. 6%	97. 7%	97. 2%	72. 1%	87. 1%	88. 3%	64. 5%	－
5 名以上 10 名未満	25. 5%	15. 5%	1. 5%	1. 5%	15. 4%	8. 7%	9. 2%	14. 9%	－
10 名以上 20 名未満	30. 5%	35. 9%	0. 8%	0. 5%	10. 1%	3. 0%	2. 3%	16. 7%	－
20 名以上 30 名未満	11. 7%	21. 1%	0. 0%	0. 0%	1. 1%	0. 9%	0. 0%	3. 1%	－
30 名以上	5. 2%	15. 8%	0. 0%	0. 8%	1. 3%	0. 3%	0. 2%	0. 8%	－
計	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	

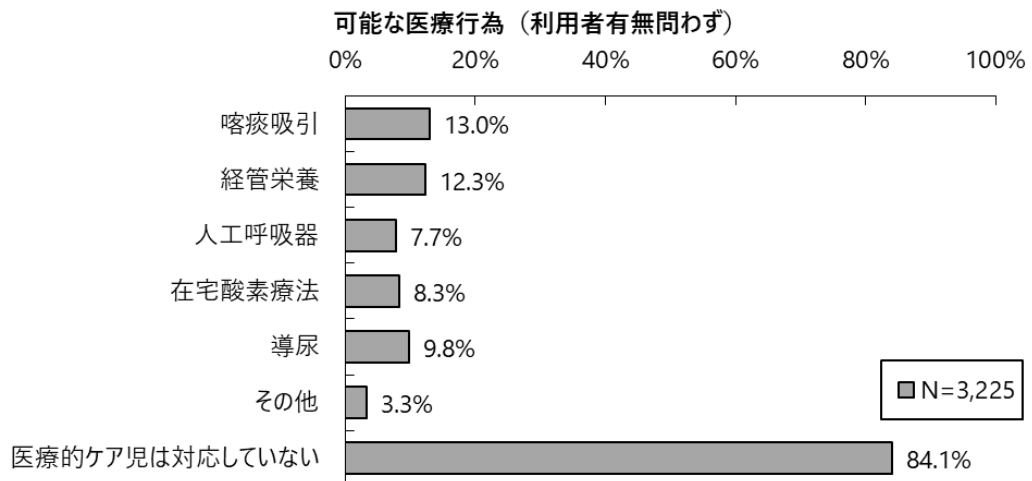
	知的障害	発達障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不 自由	精神障害 （発達障 害以外）	重症心身 障害	その他
平均値	11. 16	18. 48	1. 06	1. 42	4. 10	2. 52	2. 17	5. 28	－
中央値	9. 00	15. 00	1. 00	1. 00	2. 00	1. 00	1. 00	2. 00	－

Q13 医療的ケア児の受入れ状況をお答えください。※現在該当する児と契約しているものをすべてお答えください。



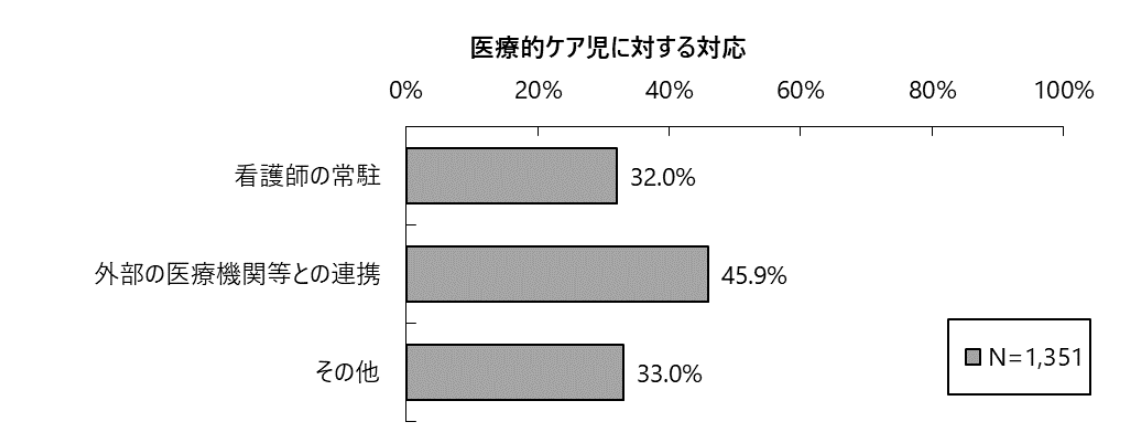
	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
喀痰吸引	309	9. 6%
経管栄養	325	10. 1%
人工呼吸器	144	4. 5%
在宅酸素療法	163	5. 1%
導尿	161	5. 0%
その他	89	2. 8%
医療的ケア児はいない	2, 783	86. 3%
計	—	—

Q 1 4 利用者の有無にかかわらず貴事業所において可能な医療行為についてお答えください。



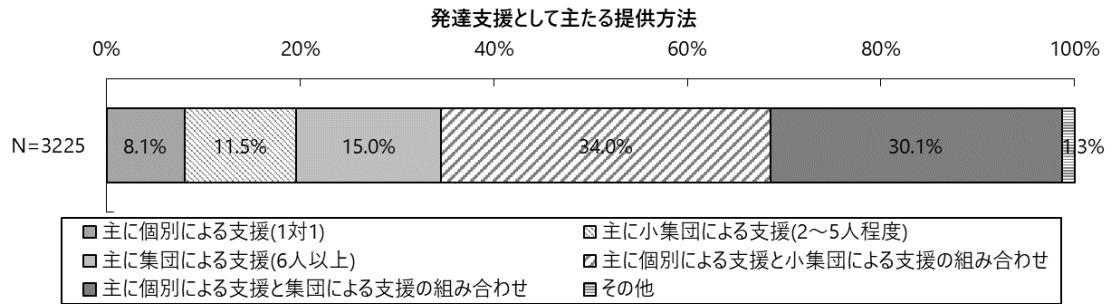
	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
喀痰吸引	420	13. 0%
経管栄養	397	12. 3%
人工呼吸器	249	7. 7%
在宅酸素療法	267	8. 3%
導尿	317	9. 8%
その他	105	3. 3%
医療的ケア児は対応していない	2, 713	84. 1%
計	—	—

Q 1 5 貴事業所における医療ケア児に対する対応として当てはまるものをお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=1, 351	N=1, 351
看護師の常駐	432	32. 0%
外部の医療機関等との連携	620	45. 9%
その他	446	33. 0%
計	-	-

Q16 発達支援として主たる提供方法をお答えください。

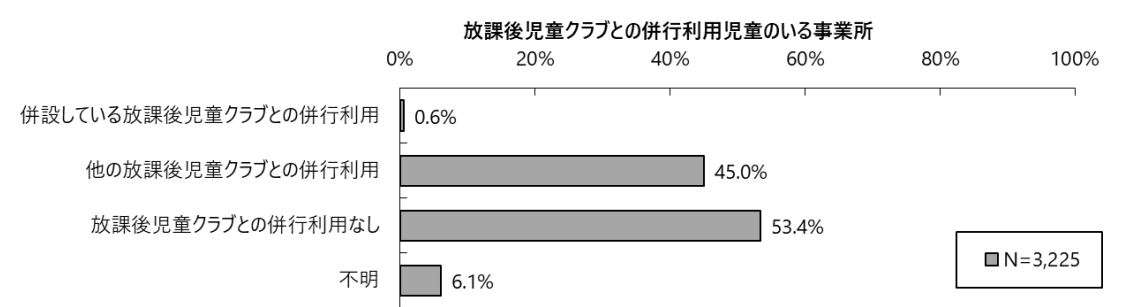


	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
主に個別による支援(1 対 1)	260	8. 1%
主に小集団による支援(2～5 人程度)	372	11. 5%
主に集団による支援(6 人以上)	483	15. 0%
主に個別による支援と小集団による支援の組み合わせ	1, 097	34. 0%
主に個別による支援と集団による支援の組み合わせ	971	30. 1%
その他	42	1. 3%
計	3, 225	100. 0%

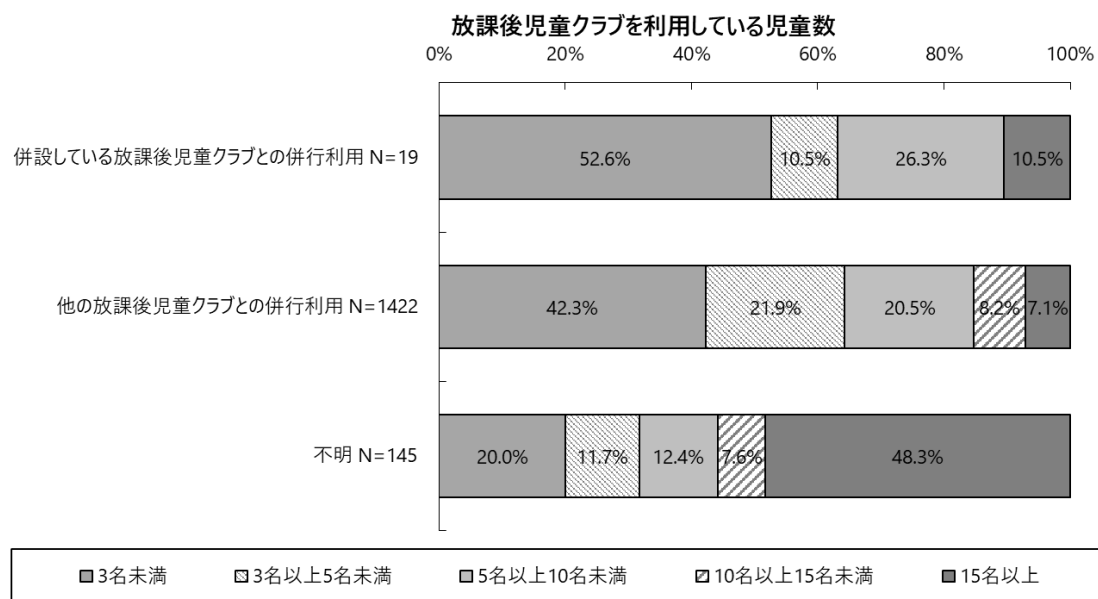
Q17 貴事業所に通う小学生について、放課後児童クラブを利用している児童数について次の状態別にご記入ください。

※放課後児童クラブとは、児童福祉法の「放課後児童健全育成事業」（保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業）を行う施設です。

地域によって、「児童クラブ」、「学童クラブ」、「学童保育」、「留守家庭児童会」等と呼ばれています。



	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
併設している放課後児童クラブとの併行利用	19	0. 6%
他の放課後児童クラブとの併行利用	1452	45. 0%
放課後児童クラブとの併行利用なし	1723	53. 4%
不明	196	6. 1%
計	－	－



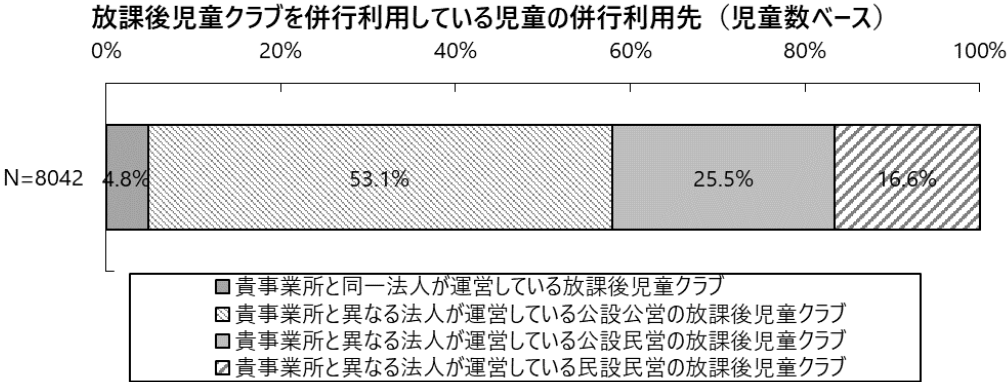
	回答数			
	併設している放課後児童クラブとの併行利用	他の放課後児童クラブとの併行利用	放課後児童クラブとの併行利用なし	不明
N 数	N=19	N=1, 422	N=1, 738	N=145
3 名未満	10	602	—	29
3 名以上 5 名未満	2	312	—	17
5 名以上 10 名未満	5	291	—	18
10 名以上 15 名未満	0	116	—	11
15 名以上	2	101	—	70
計	19	1, 422	—	145

	割合			
	併設している放課後児童クラブとの併行利用	他の放課後児童クラブとの併行利用	放課後児童クラブとの併行利用なし	不明
N 数	N=19	N=1, 422	N=1, 738	N=145
3 名未満	52. 6%	42. 3%	－	20. 0%
3 名以上 5 名未満	10. 5%	21. 9%	－	11. 7%
5 名以上 10 名未満	26. 3%	20. 5%	－	12. 4%
10 名以上 15 名未満	0. 0%	8. 2%	－	7. 6%
15 名以上	10. 5%	7. 1%	－	48. 3%
計	100. 0%	100. 0%	－	100. 0%

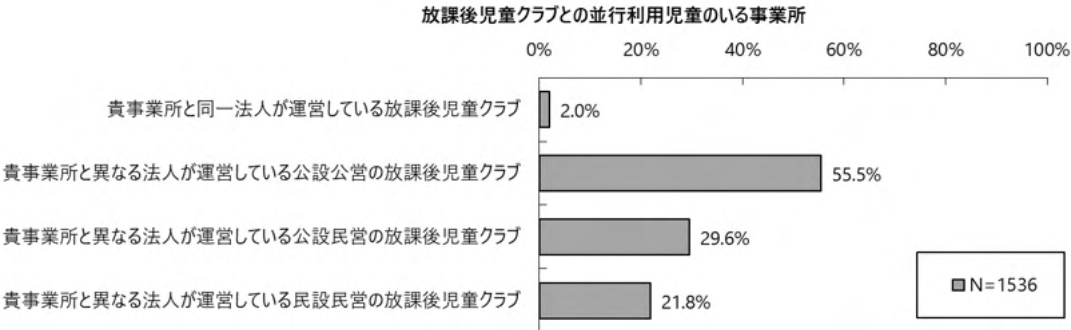
	併設している放課後児童クラブとの併行利用	他の放課後児童クラブとの併行利用	放課後児童クラブとの併行利用なし	不明
平均値	4. 79	5. 24	－	21. 23
中央値	1. 00	3. 00	－	5. 00

※0 人を除外

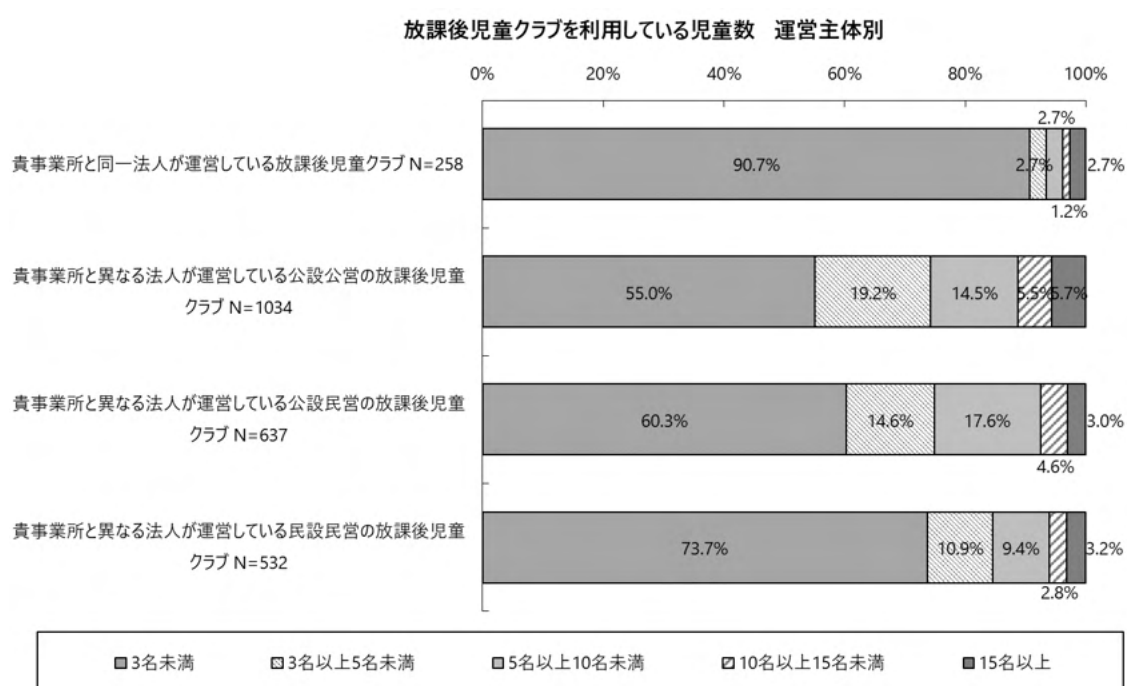
Q 1 8 貴事業所に通う小学生について、放課後児童クラブを利用している児童数を運営主体別にお答えください。



児童数単位	回答数	割合
N 数	N=8, 042	N=8, 042
貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ	388	4. 8%
貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ	4, 270	53. 1%
貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ	2, 051	25. 5%
貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ	1, 333	16. 6%
計	8, 042	100. 0%



	回答数	割合
N 数	N=1, 536	N=1, 536
貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ	30	2. 0%
貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ	852	55. 5%
貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ	454	29. 6%
貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ	335	21. 8%
計	—	—

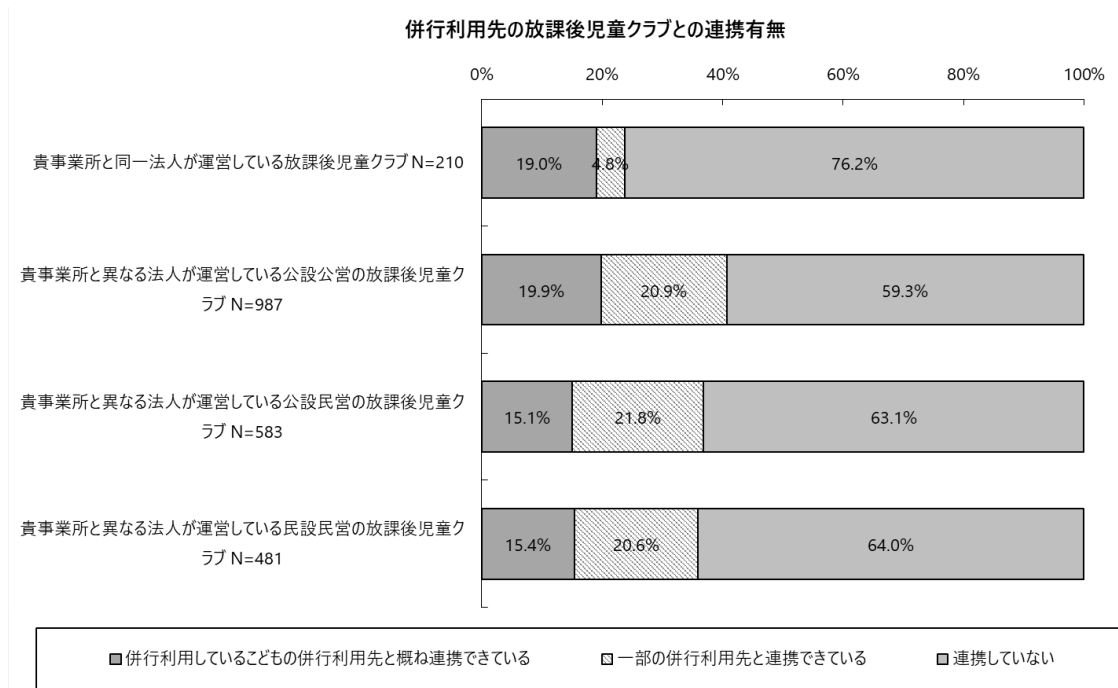


	回答数			
	貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ
N 数	N=258	N=1,034	N=637	N=532
3 名未満	234	569	384	392
3 名以上 5 名未満	7	199	93	58
5 名以上 10 名未満	7	150	112	50
10 名以上 15 名未満	3	57	29	15
15 名以上	7	59	19	17
計	258	1,034	637	532

	割合			
	貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ
N 数	N=258	N=1,034	N=637	N=532
3 名未満	90.7%	55.0%	60.3%	73.7%
3 名以上 5 名未満	2.7%	19.2%	14.6%	10.9%
5 名以上 10 名未満	2.7%	14.5%	17.6%	9.4%
10 名以上 15 名未満	1.2%	5.5%	4.6%	2.8%
15 名以上	2.7%	5.7%	3.0%	3.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ	貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ
平均値	1.50	4.13	3.22	2.51
中央値	0.00	2.00	2.00	1.00

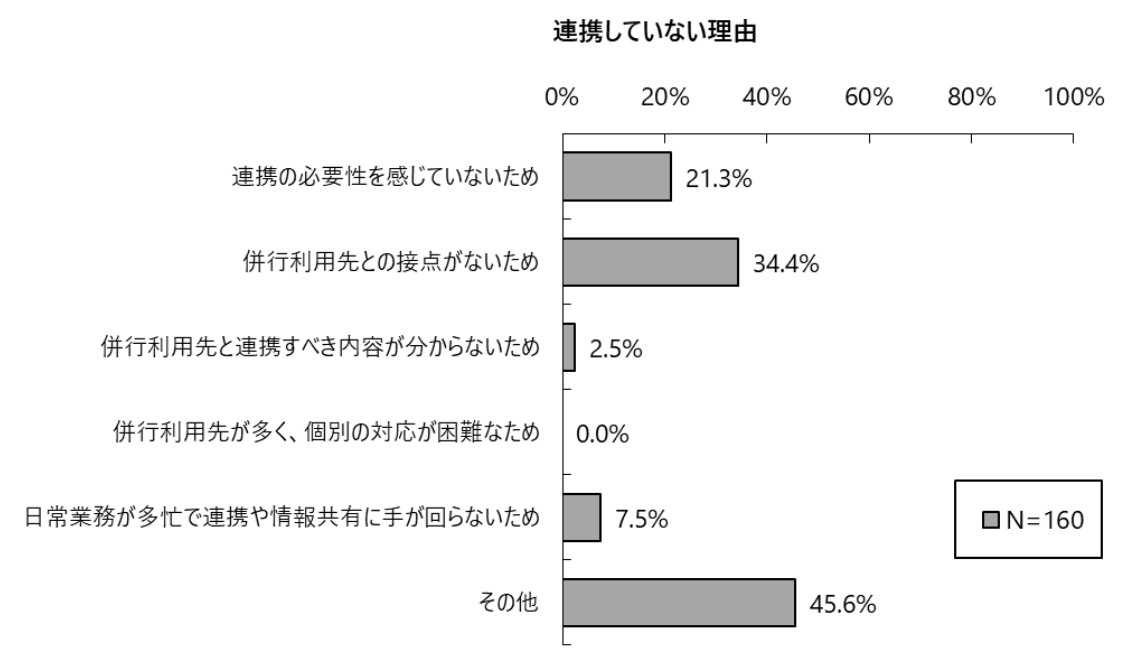
Q19 併行利用先の放課後児童クラブとの連携の有無について、放課後児童クラブの運営主体別にお答えください。



	回答数			
	貴事業 所と同 一法人 が運営 してい る放課 後児童 クラブ	貴事業 所と異 なる法 人が運 営して いる公 設公営 の放課 後児童 クラブ	貴事業 所と異 なる法 人が運 営して いる公 設民営 の放課 後児童 クラブ	貴事業 所と異 なる法 人が運 営して いる民 設民営 の放課 後児童 クラブ
N 数	N=210	N=987	N=583	N=481
併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている	40	196	88	74
一部の併行利用先と連携できている	10	206	127	99
連携していない	160	585	368	308
計	210	987	583	481

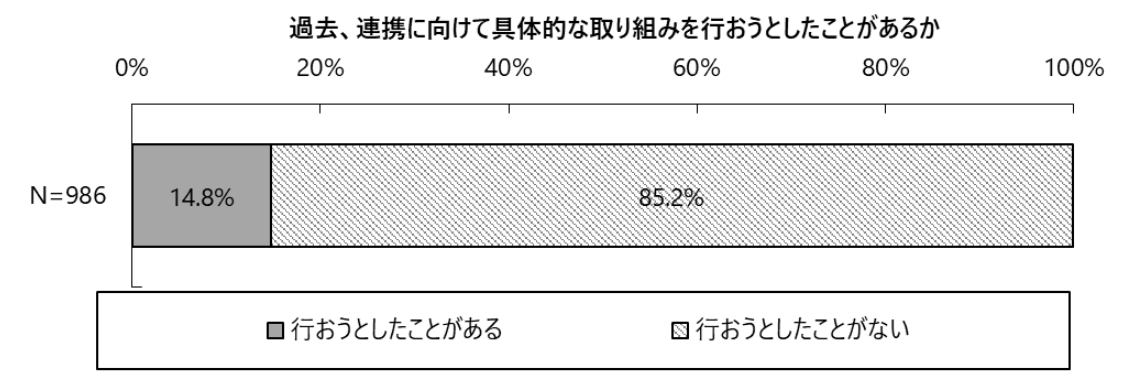
	割合			
	貴事業 所と同 一法人 が運営 してい る放課 後児童 クラブ	貴事業 所と異 なる法 人が運 営して いる公 設公営 の放課 後児童 クラブ	貴事業 所と異 なる法 人が運 営して いる公 設民営 の放課 後児童 クラブ	貴事業 所と異 なる法 人が運 営して いる民 設民営 の放課 後児童 クラブ
N 数	N=210	N=987	N=583	N=481
併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている	19.0%	19.9%	15.1%	15.4%
一部の併行利用先と連携できている	4.8%	20.9%	21.8%	20.6%
連携していない	76.2%	59.3%	63.1%	64.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Q20 「3. 連携していない」とご回答された方にお伺いします。連携していない理由をお答えください。



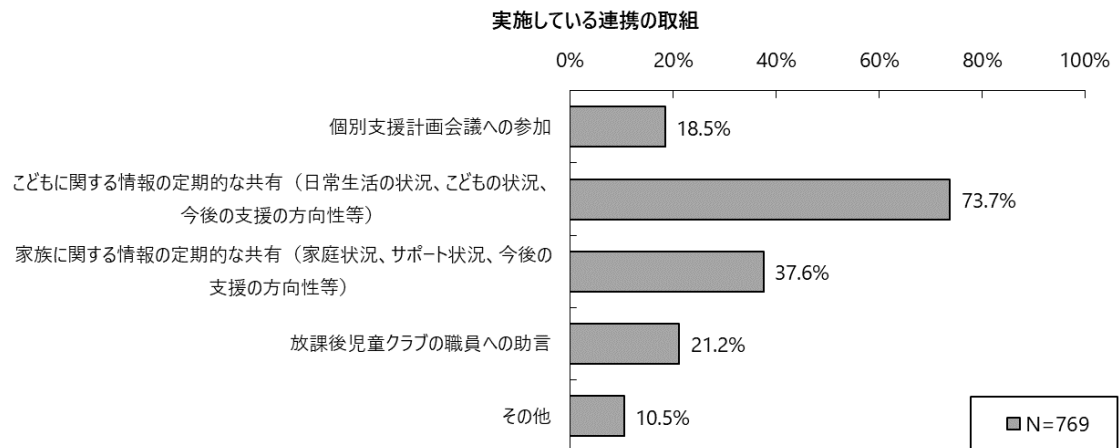
	回答数	割合
N 数	N=160	N=160
連携の必要性を感じていないため	34	21.3%
併行利用先との接点がないため	55	34.4%
併行利用先と連携すべき内容が分からないため	4	2.5%
併行利用先が多く、個別の対応が困難なため	0	0.0%
日常業務が多忙で連携や情報共有に手が回らないため	12	7.5%
その他	73	45.6%
計	-	-

Q 2 1 「3. 連携していない」とご回答された方にお伺いします。過去に、連携に向けて具体的な取組を行おうとしたことがありますか。



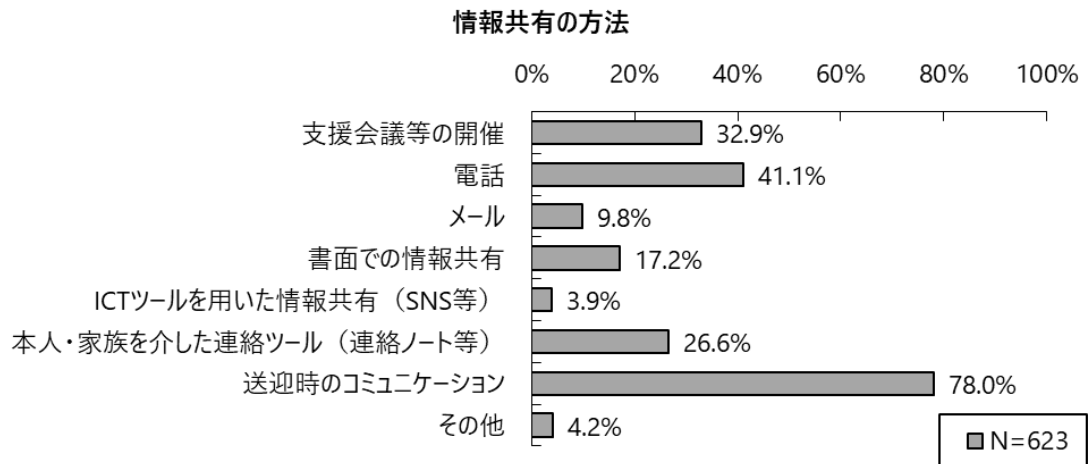
	回答数	割合
N 数	N=986	N=986
行おうとしたことがある	146	14. 8%
行おうとしたことがない	840	85. 2%
計	986	100. 0%

Q23 「1. 併行利用しているこどもの併行利用先と概ね連携できている」「2. 一部の併行利用先と連携できている」をご回答された方にお伺いします。実施している連携の取組として当てはまるものをすべてお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=769	N=769
個別支援計画会議への参加	142	18.5%
こどもに関する情報の定期的な共有（日常生活の状況、こどもの状況、今後の支援の方向性等）	567	73.7%
家族に関する情報の定期的な共有（家庭状況、サポート状況、今後の支援の方向性等）	289	37.6%
放課後児童クラブの職員への助言	163	21.2%
その他	81	10.5%
計	—	—

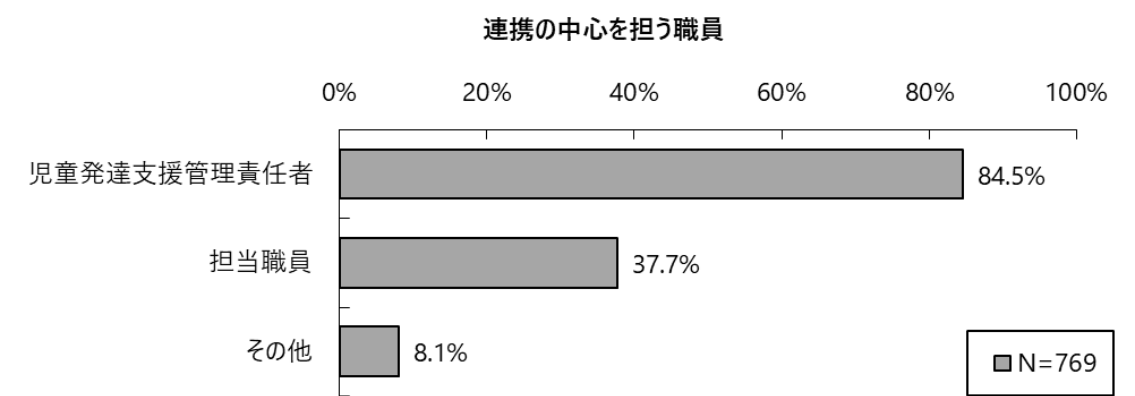
Q 2 4 情報共有の方法として当てはまるものをすべてお答えください。



	回答数	割合
N 数	N=623	N=623
支援会議等の開催	205	32.9%
電話	256	41.1%
メール	61	9.8%
書面での情報共有	107	17.2%
ICT ツールを用いた情報共有 (SNS 等)	24	3.9%
本人・家族を介した連絡ツール (連絡ノート等)	166	26.6%
送迎時のコミュニケーション	486	78.0%
その他	26	4.2%
計	-	-

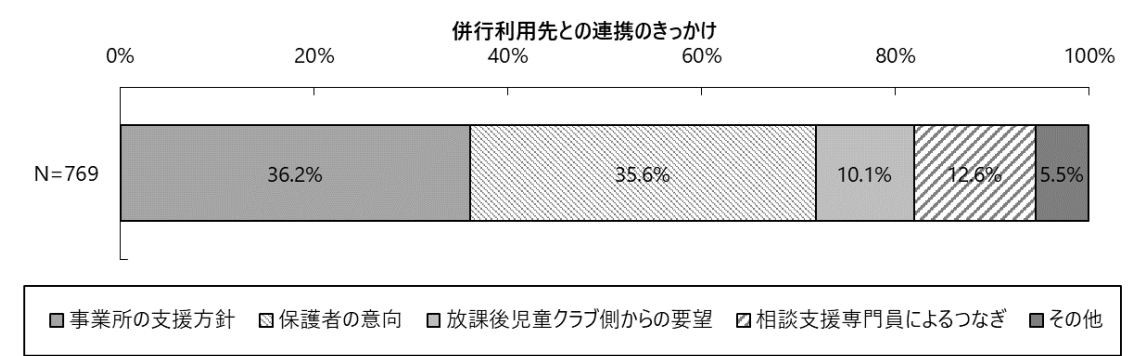
Q 2 5 貴事業所において連携の中心を担う職員として当てはまるものを一つお答えください。

※アンケートは複数回答可になってます。



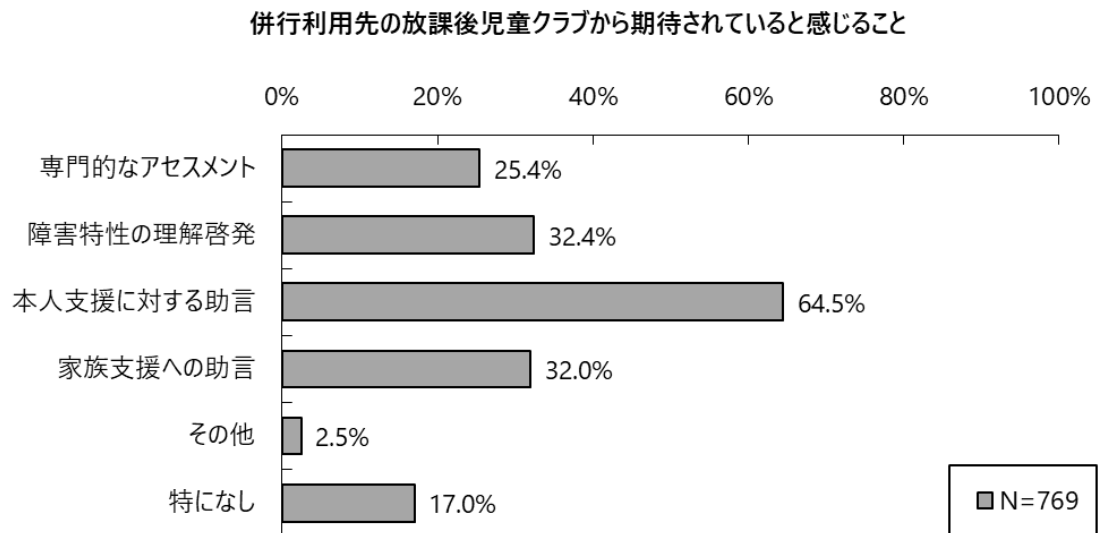
	回答数	割合
N 数	N=769	N=769
児童発達支援管理責任者	650	84. 5%
担当職員	290	37. 7%
その他	62	8. 1%
計	－	－

Q 2 6 併行利用先との連携のきっかけとして当てはまるものを一つお答えください。複数当てはまる場合は、主なものを一つお答えください。



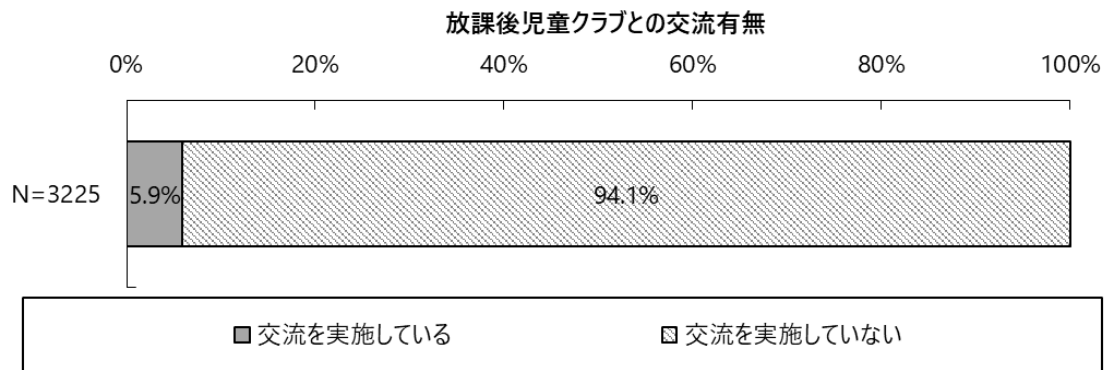
	回答数	割合
N 数	N=769	N=769
事業所の支援方針	278	36. 2%
保護者の意向	274	35. 6%
放課後児童クラブ側からの要望	78	10. 1%
相談支援専門員によるつなぎ	97	12. 6%
その他	42	5. 5%
計	769	100. 0%

Q27 併行利用先の放課後児童クラブから期待されていると感じることとして当てはまるものをすべてお答えください。



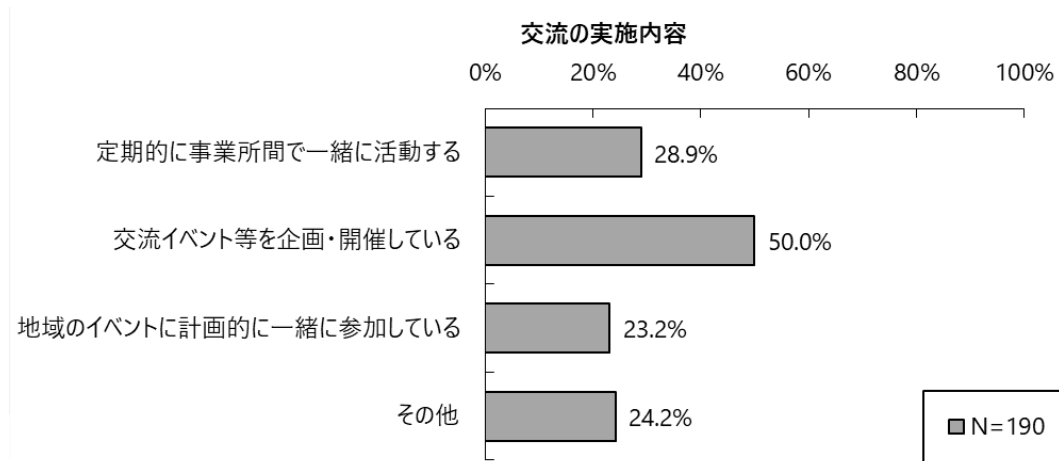
	回答数	割合
N 数	N=769	N=769
専門的なアセスメント	195	25.4%
障害特性の理解啓発	249	32.4%
本人支援に対する助言	496	64.5%
家族支援への助言	246	32.0%
その他	19	2.5%
特になし	131	17.0%
計	-	-

Q3 1 放課後児童クラブとの交流の有無について当てはまるものを一つお答えください。
(複数事業所間での交流も含みます。)



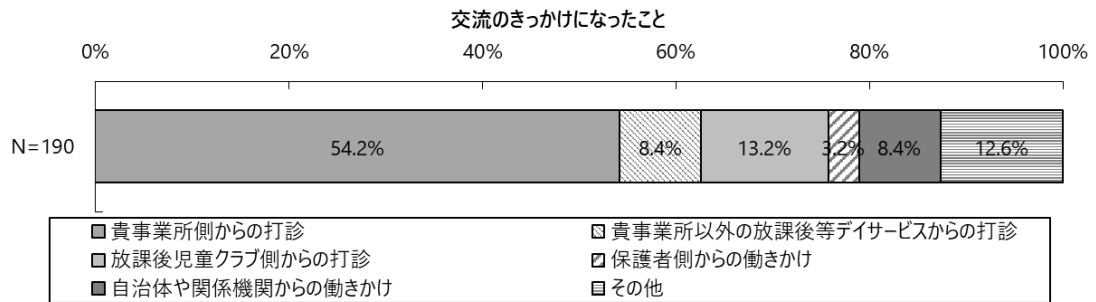
	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
交流を実施している	190	5. 9%
交流を実施していない	3, 035	94. 1%
計	3, 225	100. 0%

Q32 交流を実施していると回答された方にお伺いします。交流の実施内容として当てはまるものをすべてお答えください。



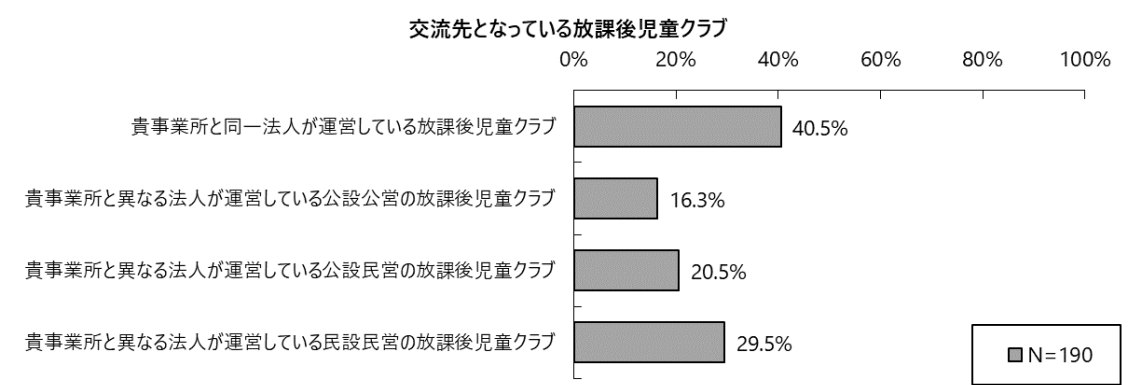
	回答数	割合
N 数	N=190	N=190
定期的な事業所間で一緒に活動する	55	28.9%
交流イベント等を企画・開催している	95	50.0%
地域のイベントに計画的に一緒に参加している	44	23.2%
その他	46	24.2%
計	—	—

Q34 交流を実施していると回答された方にお伺いします。交流のきっかけになったこととして当てはまるものを一つお答えください。（複数ある場合は、主なものを一つお答えください。）



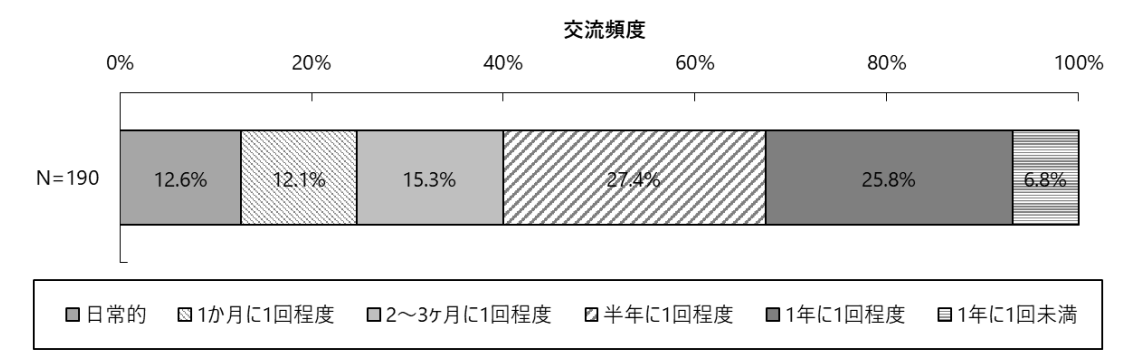
	回答数	割合
N 数	N=190	N=190
貴事業所側からの打診	103	54.2%
貴事業所以外の放課後等デイサービスからの打診	16	8.4%
放課後児童クラブ側からの打診	25	13.2%
保護者側からの働きかけ	6	3.2%
自治体や関係機関からの働きかけ	16	8.4%
その他	24	12.6%
計	190	100.0%

Q35 交流を実施していると回答された方にお伺いします。交流の実施内容として当てはまるものをすべてお答えください。



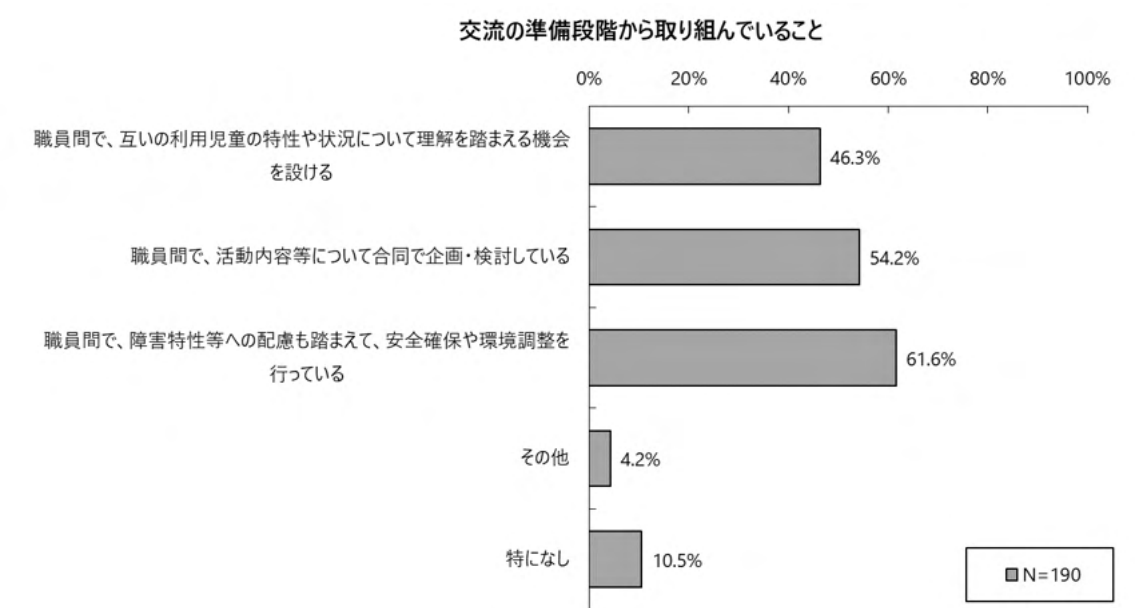
	回答数	割合
N 数	N=190	N=190
貴事業所と同一法人が運営している放課後児童クラブ	77	40. 5%
貴事業所と異なる法人が運営している公設公営の放課後児童クラブ	31	16. 3%
貴事業所と異なる法人が運営している公設民営の放課後児童クラブ	39	20. 5%
貴事業所と異なる法人が運営している民設民営の放課後児童クラブ	56	29. 5%
計	－	－

Q36 交流を実施していると回答された方にお伺いします。交流の頻度として当てはまるものを一つお答えください。



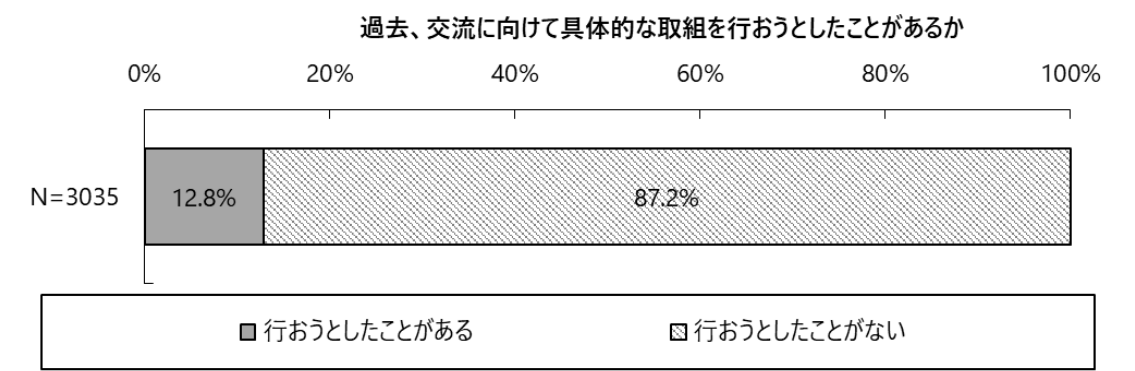
	回答数	割合
N 数	N=190	N=190
日常的	24	12. 6%
1 か月に 1 回程度	23	12. 1%
2～3 ヶ月に 1 回程度	29	15. 3%
半年に 1 回程度	52	27. 4%
1 年に 1 回程度	49	25. 8%
1 年に 1 回未満	13	6. 8%
計	190	100. 0%

Q37 交流を実施していると回答された方にお伺いします。交流の準備段階から取り組んでいることとして当てはまるものをすべてお答えください。



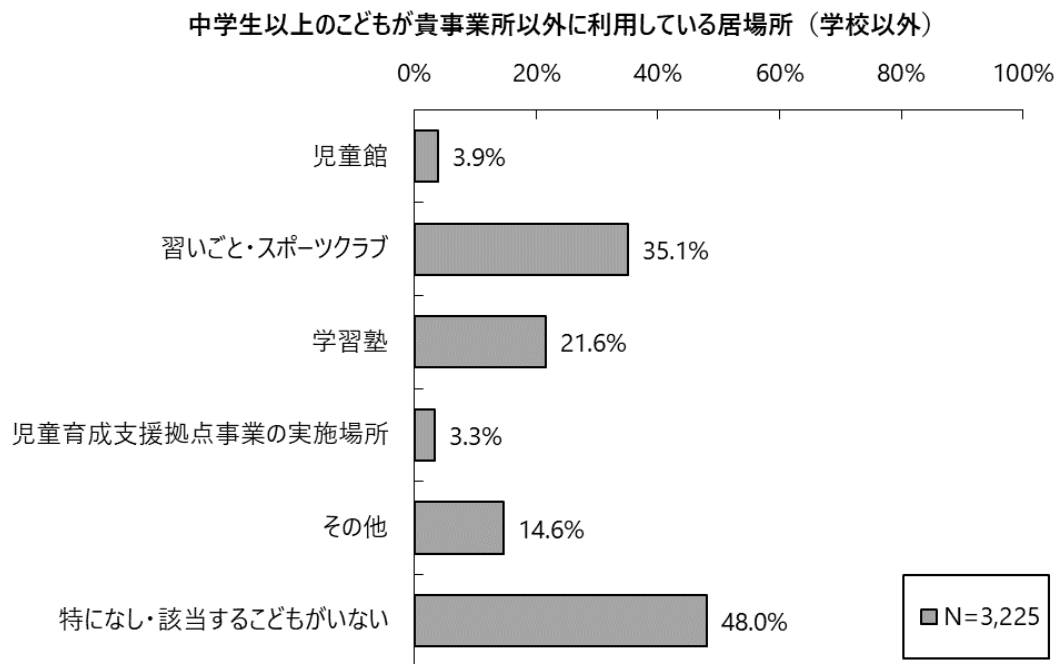
	回答数	割合
N 数	N=190	N=190
職員間で、互いの利用児童の特性や状況について理解を踏まえる機会を設ける	88	46.3%
職員間で、活動内容等について合同で企画・検討している	103	54.2%
職員間で、障害特性等への配慮も踏まえて、安全確保や環境調整を行っている	117	61.6%
その他	8	4.2%
特になし	20	10.5%
計	—	—

Q 4 3 交流を実施していないと回答された方にお伺いします。過去に交流に向けて具体的な取組を行おうとしたことがありますか。



	回答数	割合
N 数	N=3, 035	N=3, 035
行おうとしたことがある	389	12. 8%
行おうとしたことがない	2, 646	87. 2%
計	3, 035	100. 0%

Q 4 5 貴事業所を利用する中学生以上のこどもについて、貴事業所以外に利用している居場所（学校を除く）として当てはまるものをすべてお答えください。

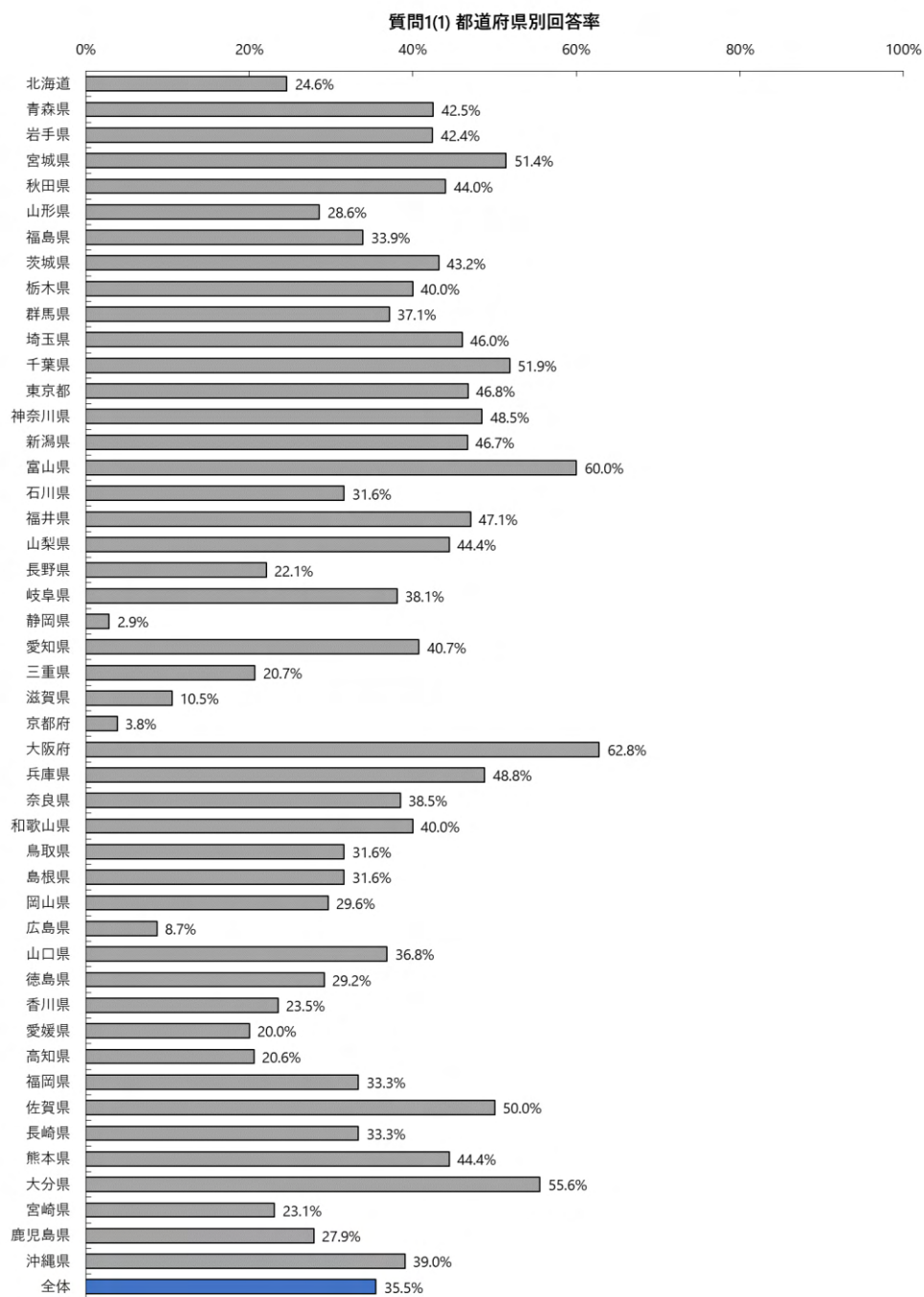


	回答数	割合
N 数	N=3, 225	N=3, 225
児童館	127	3. 9%
習いごと・スポーツクラブ	1, 131	35. 1%
学習塾	697	21. 6%
児童育成支援拠点事業の実施場所	107	3. 3%
その他	471	14. 6%
特になし・該当するこどもがない	1, 547	48. 0%
計	—	—

6. 自治体向けアンケート

質問1 貴自治体の基本情報及び通所サービスの状況についてお伺いします。

(1) 貴自治体が所在している都道府県名を選択の上、市町村名をご記入ください。
※全国地方公共団体コードが自動表示されていることをご確認ください。

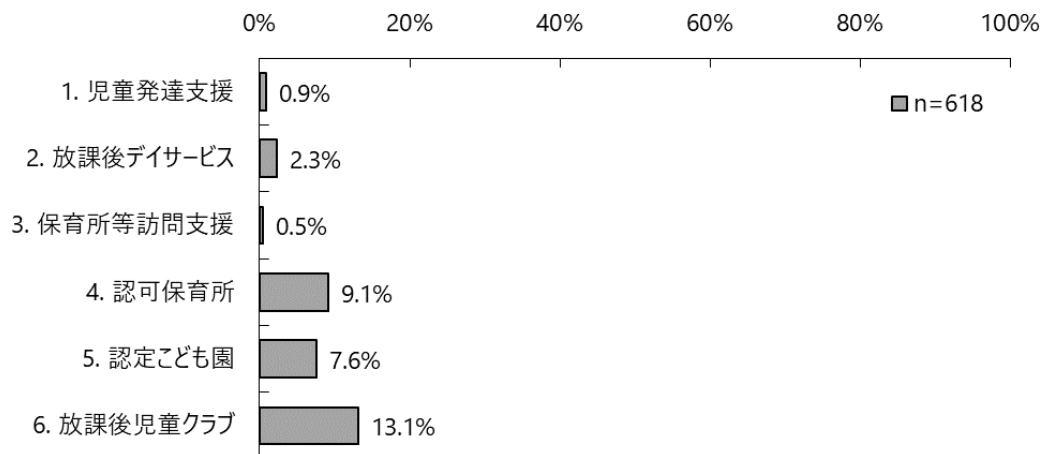


都道府県名	回答数	自治体数	回答率
北海道	44	179	24.6%
青森県	17	40	42.5%
岩手県	14	33	42.4%
宮城県	18	35	51.4%
秋田県	11	25	44.0%
山形県	10	35	28.6%
福島県	20	59	33.9%
茨城県	19	44	43.2%
栃木県	10	25	40.0%
群馬県	13	35	37.1%
埼玉県	29	63	46.0%
千葉県	28	54	51.9%
東京都	29	62	46.8%
神奈川県	16	33	48.5%
新潟県	14	30	46.7%
富山県	9	15	60.0%
石川県	6	19	31.6%
福井県	8	17	47.1%
山梨県	12	27	44.4%
長野県	17	77	22.1%
岐阜県	16	42	38.1%
静岡県	1	35	2.9%
愛知県	22	54	40.7%
三重県	6	29	20.7%
滋賀県	2	19	10.5%
京都府	1	26	3.8%
大阪府	27	43	62.8%
兵庫県	20	41	48.8%
奈良県	15	39	38.5%
和歌山県	12	30	40.0%
鳥取県	6	19	31.6%
島根県	6	19	31.6%

岡山県	8	27	29.6%
広島県	2	23	8.7%
山口県	7	19	36.8%
徳島県	7	24	29.2%
香川県	4	17	23.5%
愛媛県	4	20	20.0%
高知県	7	34	20.6%
福岡県	20	60	33.3%
佐賀県	10	20	50.0%
長崎県	7	21	33.3%
熊本県	20	45	44.4%
大分県	10	18	55.6%
宮崎県	6	26	23.1%
鹿児島県	12	43	27.9%
沖縄県	16	41	39.0%
全体	618	1,741	35.5%

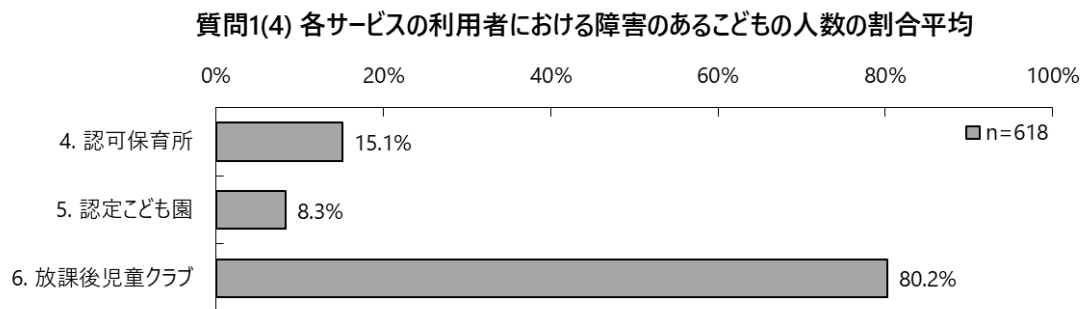
(3) 各サービスの利用者数をご記入ください。(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援については、各事業の受給者数をご記入ください。)

質問1(3) 18歳未満人口における各サービスの利用者割合平均



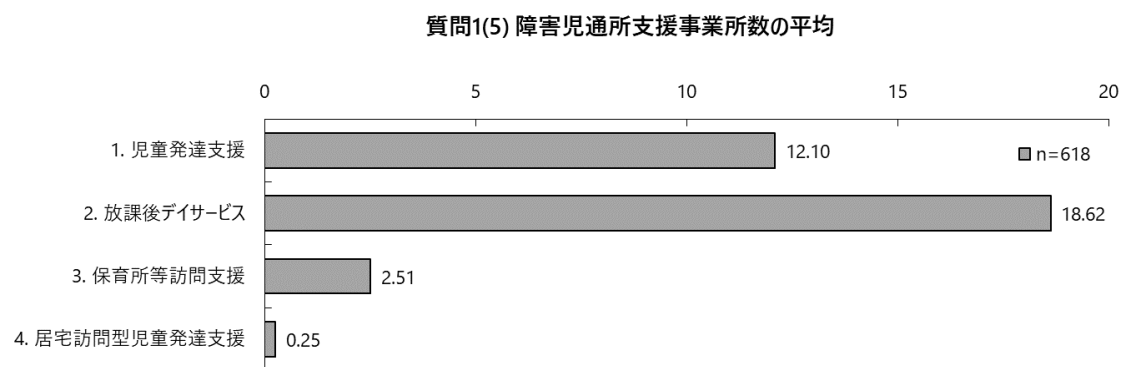
	回答数
N 数	N=618
1. 児童発達支援	0.9%
2. 放課後デイサービス	2.3%
3. 保育所等訪問支援	0.5%
4. 認可保育所	9.1%
5. 認定こども園	7.6%
6. 放課後児童クラブ	13.1%

（４）貴自治体において各サービスを利用しているこどものうち、障害のあるこどもの人数
をご記入ください。（令和６年４月１日現在）



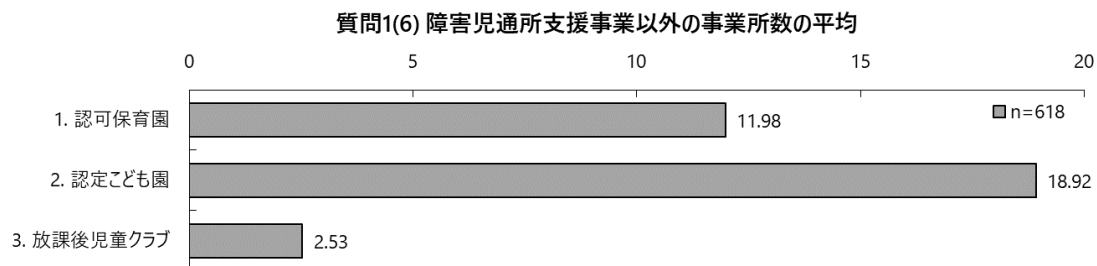
	自治体数
N 数	N=618
4. 認可保育所	15.1%
5. 認定こども園	8.3%
6. 放課後児童クラブ	80.2%

（５）障害児通所支援事業所数について伺います。各サービスの事業所数・施設数をご記入ください。（令和６年４月１日現在）



	自治体数
N 数	N=618
1. 児童発達支援	12.10
2. 放課後デイサービス	18.62
3. 保育所等訪問支援	2.51
4. 居宅訪問型児童発達支援	0.25

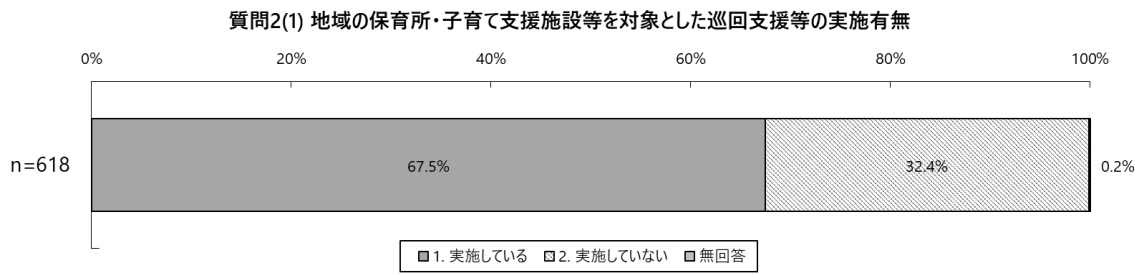
（６）こども施策にかかわる障害児通所支援事業所以外の事業所数についてお伺いします。
各サービスの事業所数・施設数をご記入ください。（令和６年４月１日現在）



	自治体数
N 数	N=618
1. 認可保育園	11.98
2. 認定こども園	18.92
3. 放課後児童クラブ	2.53

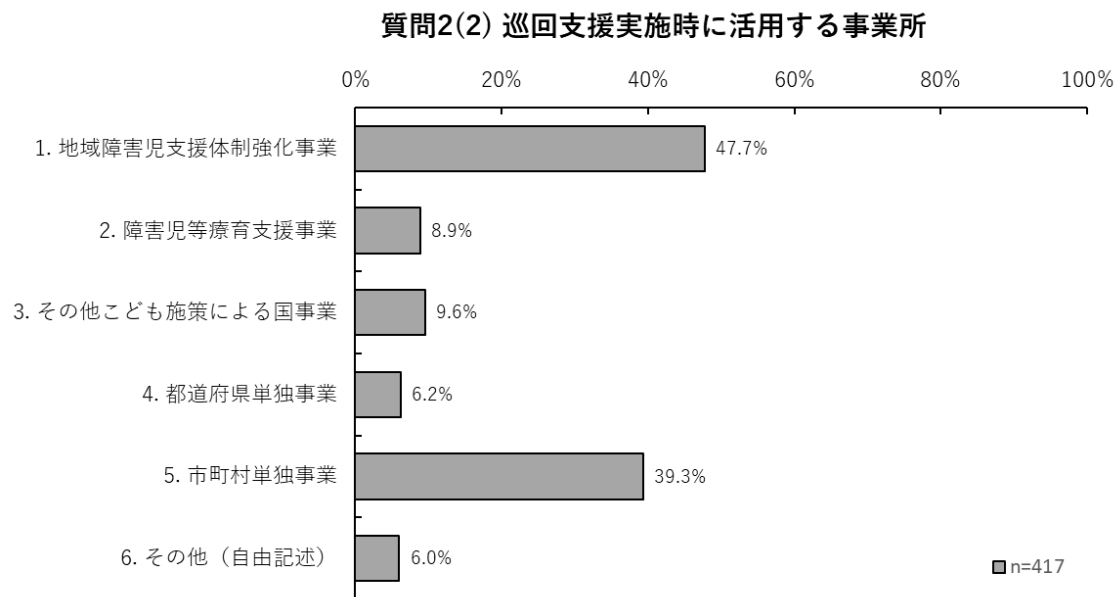
質問 2 貴自治体の巡回支援等実施状況についてお伺いします。

(1) 貴自治体において、地域の保育所・子育て支援施設等を対象とした巡回支援等の実施有無として当てはまるものを一つお答えください。



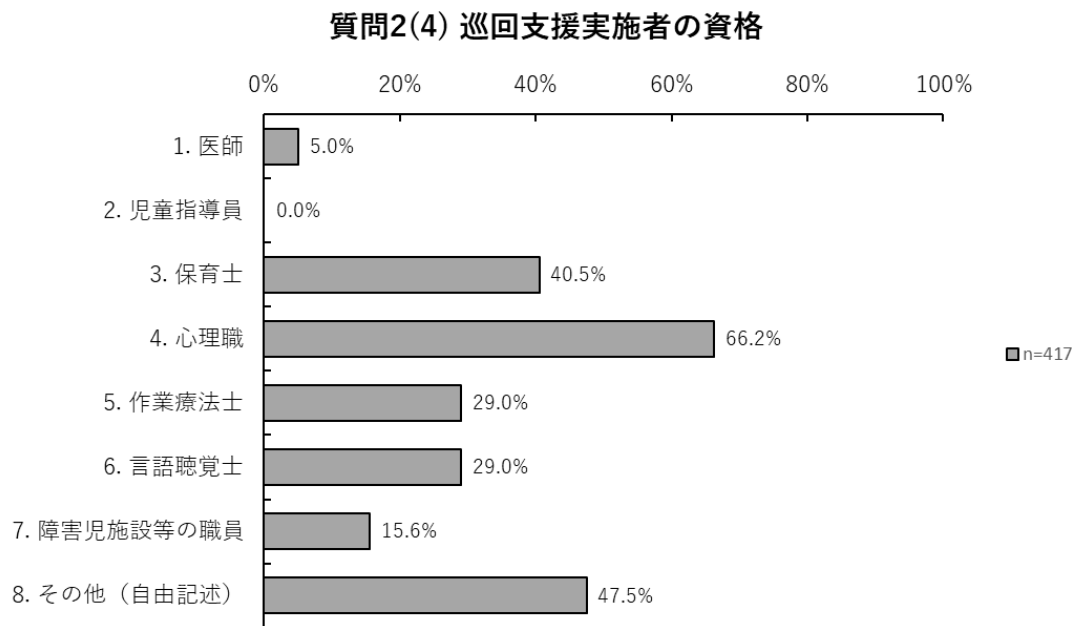
	実数	割合
N 数	N=618	N=618
1. 実施している	417	67. 5%
2. 実施していない	200	32. 4%
無回答	1	0. 2%
計	618	100%

(2) 質問2(1)選択肢にて「1. 実施している」とご回答された方にお伺いします。巡回支援等の実施にあたり、活用している事業等として当てはまるものをすべて選び、「○」をご入力ください。



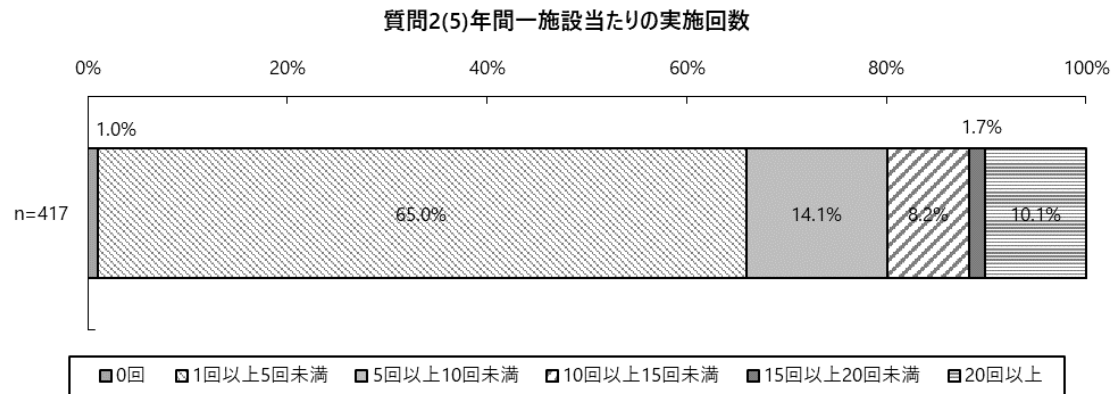
	実数	割合
N 数	N=417	N=417
1. 地域障害児支援体制強化事業	199	47.7%
2. 障害児等療育支援事業	37	8.9%
3. その他こども施策による国事業	40	9.6%
4. 都道府県単独事業	26	6.2%
5. 市町村単独事業	164	39.3%
6. その他（自由記述）	25	6.0%

(4) 質問2(1)選択肢にて「1. 実施している」とご回答された方にお伺いします。実施者の資格として該当するものをすべて選び、「○」をご入力ください。



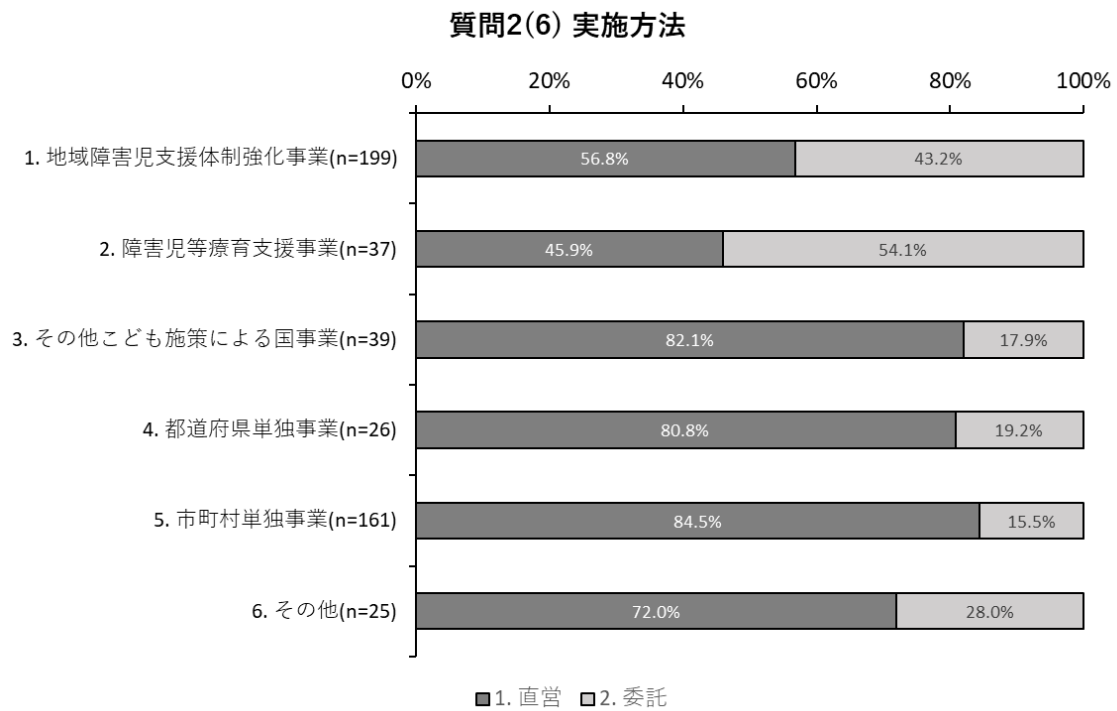
	実数	割合
N 数	N=417	N=417
1. 医師	21	5.0%
2. 児童指導員	0	0.0%
3. 保育士	169	40.5%
4. 心理職	276	66.2%
5. 作業療法士	121	29.0%
6. 言語聴覚士	121	29.0%
7. 障害児施設等の職員	65	15.6%
8. その他 (自由記述)	198	47.5%

(5) 年間の一施設当たりの実施回数をご記入ください。(施設により異なる場合は、平均したおおよその数値で構いません)



	実数	割合
N 数	N=417	N=417
0 回	4	1.0%
1 回以上 5 回未満	271	65.0%
5 回以上 10 回未満	59	14.1%
10 回以上 15 回未満	34	8.2%
15 回以上 20 回未満	7	1.7%
20 回以上	42	10.1%

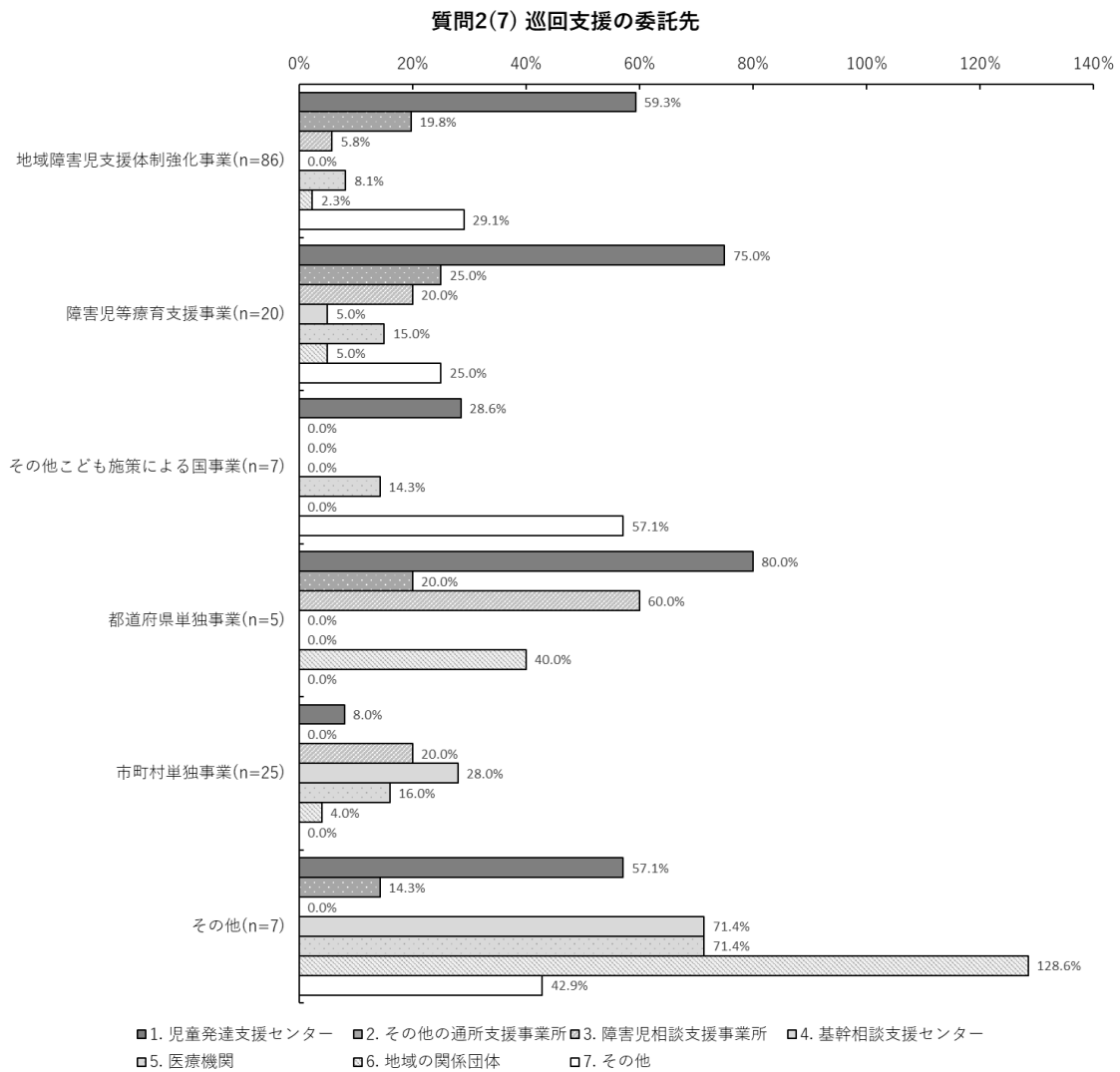
(6) 質問2(1)選択肢にて「1. 実施している」とご回答された方にお伺いします。実施方法として当てはまるものを、実施している事業ごとに一つお答えください。



	実数					
	1. 地域障害児支援体制強化事業	2. 障害児等療育支援事業	3. その他こども施策による国事業	4. 都道府県単独事業	5. 市町村単独事業	6. その他
N 数	N=199	N=37	N=39	N=26	N=161	N=25
1. 直営	113	17	32	21	136	18
2. 委託	86	20	7	5	25	7
合計	199	37	39	26	161	25

	割合					
	1. 地域障害児支援体制強化事業	2. 障害児等療育支援事業	3. その他こども施策による国事業	4. 都道府県単独事業	5. 市町村単独事業	6. その他
N 数	N=199	N=37	N=39	N=26	N=161	N=25
1. 直営	56.8%	45.9%	82.1%	80.8%	84.5%	72.0%
2. 委託	43.2%	54.1%	17.9%	19.2%	15.5%	28.0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

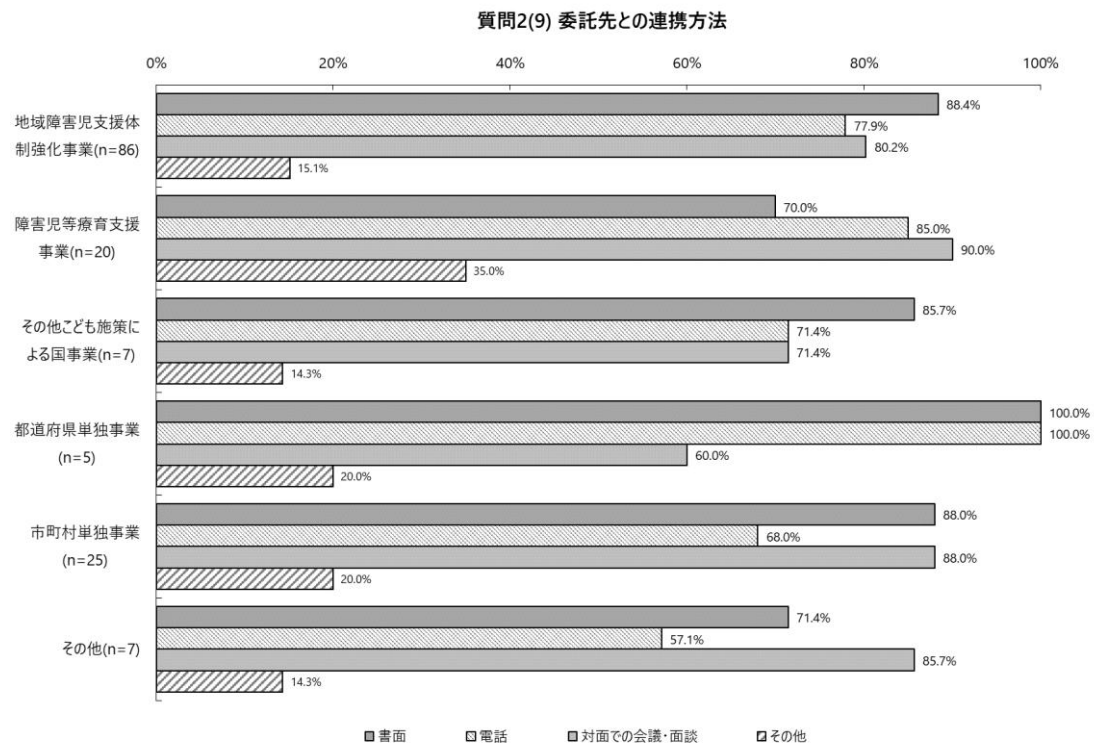
(7) 質問2(6)選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先として当てはまるものを、事業ごとにお答えください。



	実数					
	地域障害児支援体制強化事業	障害児等療育支援事業	その他こども施策による国事業	都道府県単独事業	市町村単独事業	その他
N 数	N=86	N=20	N=7	N=5	N=25	N=7
1. 児童発達支援センター	51	15	2	4	2	4
2. その他の通所支援事業所	17	5	0	1	0	1
3. 障害児相談支援事業所	5	4	0	3	5	0
4. 基幹相談支援センター	0	1	0	0	7	5
5. 医療機関	7	3	1	0	4	5
6. 地域の関係団体	2	1	0	2	1	9
7. その他	25	5	4	0	0	3

	実数					
	地域障害児支援体制強化事業	障害児等療育支援事業	その他こども施策による国事業	都道府県単独事業	市町村単独事業	その他
N 数	N=86	N=20	N=7	N=5	N=25	N=7
1. 児童発達支援センター	59.3%	75.0%	28.6%	80.0%	8.0%	57.1%
2. その他の通所支援事業所	19.8%	25.0%	0.0%	20.0%	0.0%	14.3%
3. 障害児相談支援事業所	5.8%	20.0%	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%
4. 基幹相談支援センター	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	28.0%	71.4%
5. 医療機関	8.1%	15.0%	14.3%	0.0%	16.0%	71.4%
6. 地域の関係団体	2.3%	5.0%	0.0%	40.0%	4.0%	128.6%
7. その他	29.1%	25.0%	57.1%	0.0%	0.0%	42.9%

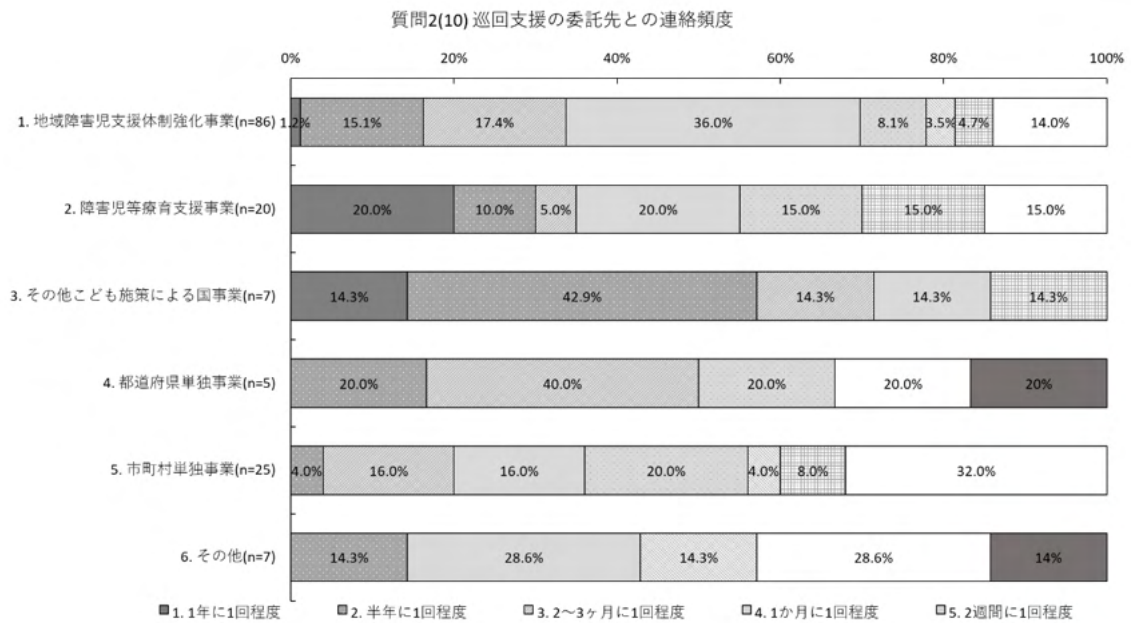
(9) 質問2(6)選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携方法について当てはまるものをすべて選び、「○」をご入力ください。



	実数					
	地域障害児支援体制強化事業	障害児等療育支援事業	その他こども施策による国事業	都道府県単独事業	市町村単独事業	その他
N 数	N=86	N=20	N=7	N=5	N=25	N=7
書面	76	14	6	5	22	5
電話	67	17	5	5	17	4
対面での会議・面談	69	18	5	3	22	6
その他	13	7	1	1	5	1

	実数					
	地域障害 児支援体 制強化事 業	障害児等療 育支援事業	その他こ ども施策 による国 事業	都道府県 単独事業	市町村単 独事業	その他
N 数	N=86	N=20	N=7	N=5	N=25	N=7
書面	88. 4%	70. 0%	85. 7%	100. 0%	88. 0%	71. 4%
電話	77. 9%	85. 0%	71. 4%	100. 0%	68. 0%	57. 1%
対面での会 議・面談	80. 2%	90. 0%	71. 4%	60. 0%	88. 0%	85. 7%
その他	15. 1%	35. 0%	14. 3%	20. 0%	20. 0%	14. 3%

(10) 質問2(6)選択肢にて「2. 委託」とご回答された方にお伺いします。委託先との連携頻度について当てはまるものを一つお答えください。

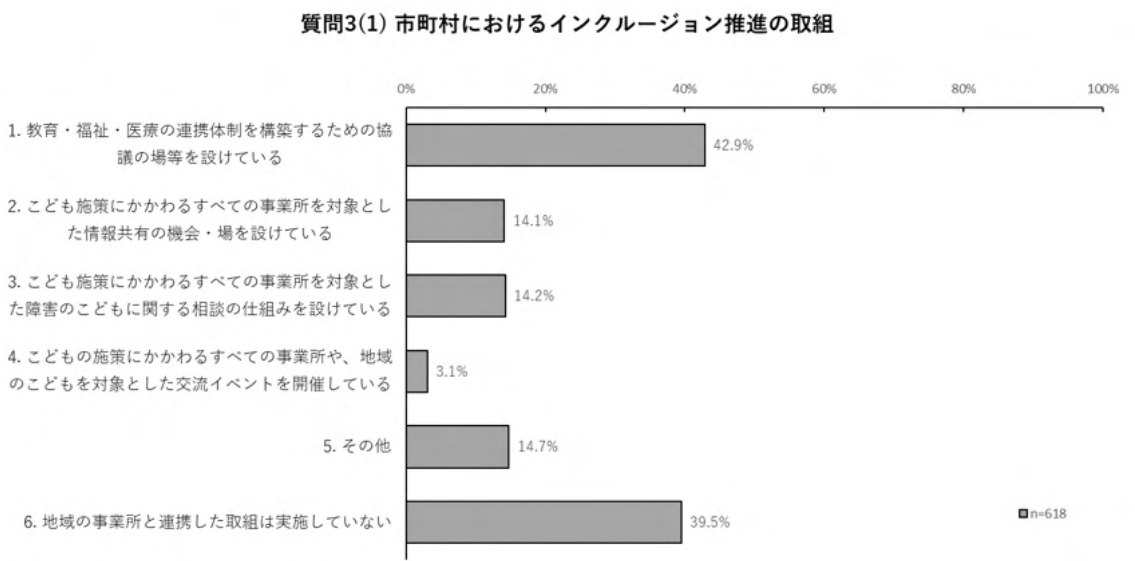


	実数					
	1. 地域 障害児支 援体制強 化事業	2. 障害 児等療育 支援事業	3. その 他こども 施策によ る国事業	4. 都道 府県単独 事業	5. 市町 村単独事 業	6. その 他
N 数	N=86	N=20	N=7	N=5	N=25	N=7
1. 1 年に 1 回程度	1	4	1	0	0	0
2. 半年に 1 回程度	13	2	3	1	1	1
3. 2～3 ヶ月に 1 回程度	15	1	1	2	4	0
4. 1 か月に 1 回程度	31	4	1	0	4	2
5. 2 週間に 1 回程度	7	3	0	1	5	0
6. 週に 1 回程度	3	0	0	0	1	1
7. 週に 2 回程度	4	3	1	0	2	0
8. その他（自由記述）	12	3	0	1	8	2
無回答	0	0	0	1	0	1
計	86	20	7	6	25	7

	割合					
	1. 地域障害 児支援体制 強化事業	2. 障害児 等療育支 援事業	3. その他こ ども施策に よる国事業	4. 都道 府県単独 事業	5. 市町 村単独事 業	6. そ の他
N 数	N=86	N=20	N=7	N=5	N=25	N=7
1. 1 年に 1 回程度	1.2%	20.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 半年に 1 回程度	15.1%	10.0%	42.9%	20.0%	4.0%	14.3%
3. 2～3 ヶ月に 1 回程度	17.4%	5.0%	14.3%	40.0%	16.0%	0.0%
4. 1 か月に 1 回程度	36.0%	20.0%	14.3%	0.0%	16.0%	28.6%
5. 2 週間に 1 回程度	8.1%	15.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%
6. 週に 1 回程度	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	14.3%
7. 週に 2 回程度	4.7%	15.0%	14.3%	0.0%	8.0%	0.0%
8. その他（自由記述）	14.0%	15.0%	0.0%	20.0%	32.0%	28.6%
無回答	0%	0%	0%	20%	0%	14%
計	100%	100%	100%	120%	100%	100%

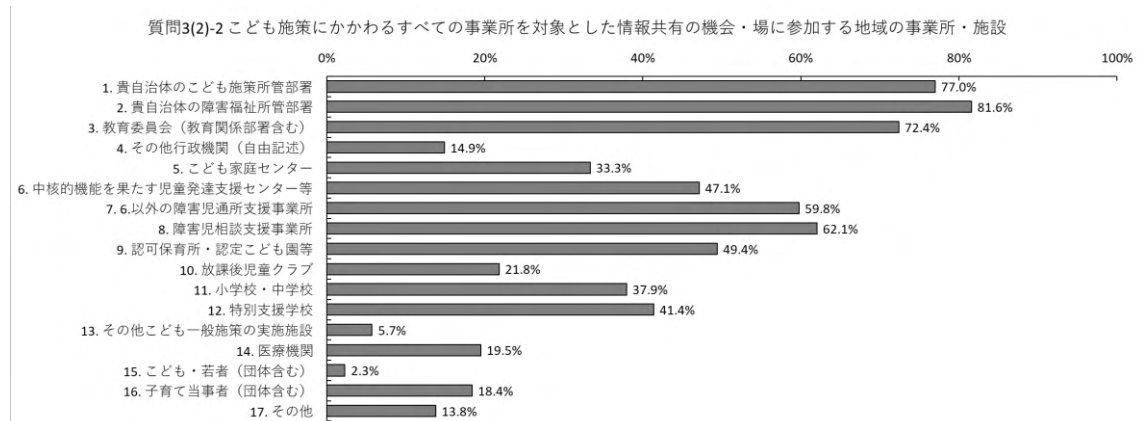
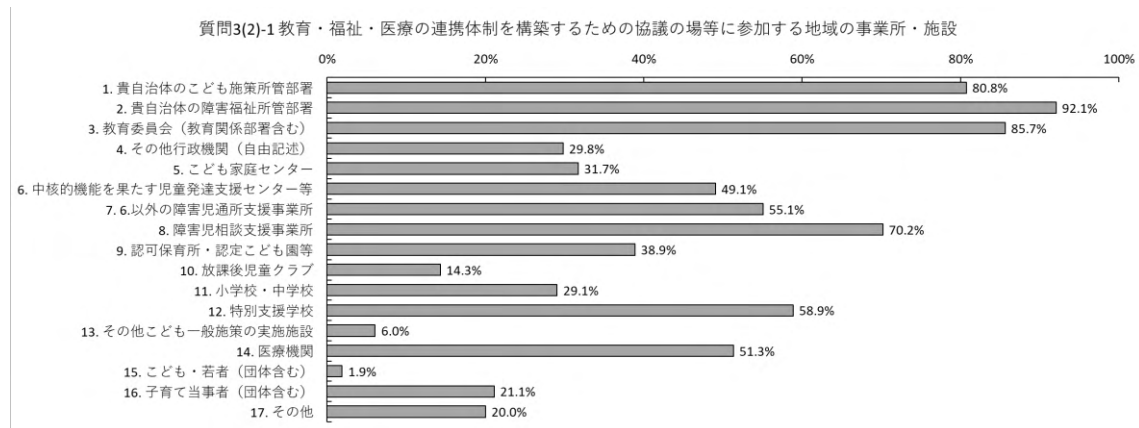
質問3 貴自治体の地域における連携の取組についてお伺いします。

(1) 障害児支援に関するインクルージョンの推進に向けて、地域の事業所との連携を強化するために、市町村が主体的に地域の事業所・施設等を対象として取り組んでいることとして当てはまるものをすべて選び、「○」をご入力ください。
ただし、ここでいう「事業所・施設等」は、保育所や放課後児童クラブ等、障害児通所支援事業所以外の事業所・施設も含みます。



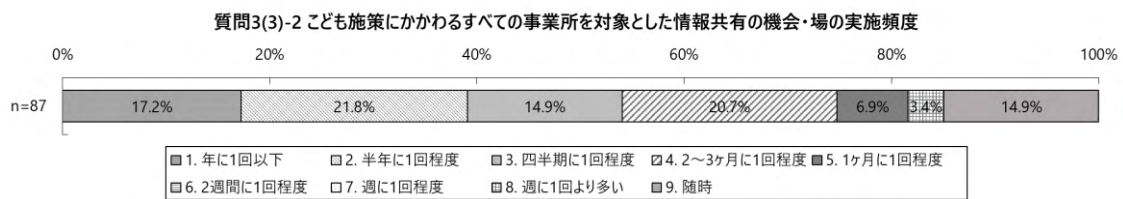
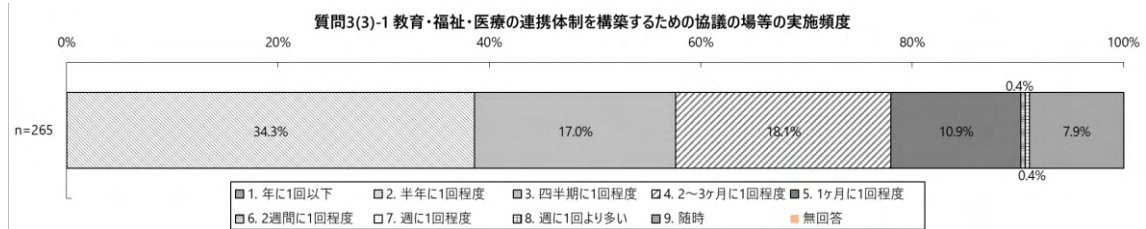
	実数	割合
N 数	N=618	N=618
1. 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	265	42. 9%
2. こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている	87	14. 1%
3. こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした障害のこどもに関する相談の仕組みを設けている	88	14. 2%
4. こどもの施策にかかわるすべての事業所や、地域のこどもを対象とした交流イベントを開催している	19	3. 1%
5. その他	91	14. 7%
6. 地域の事業所と連携した取組は実施していない	244	39. 5%

(2) 質問3(1)選択肢にて1. または2. をご回答された方にお伺いします。協議の場や情報共有の機会・場に参加する地域の事業所・施設等として当てはまるものをすべて選び、「○」をご入力ください。



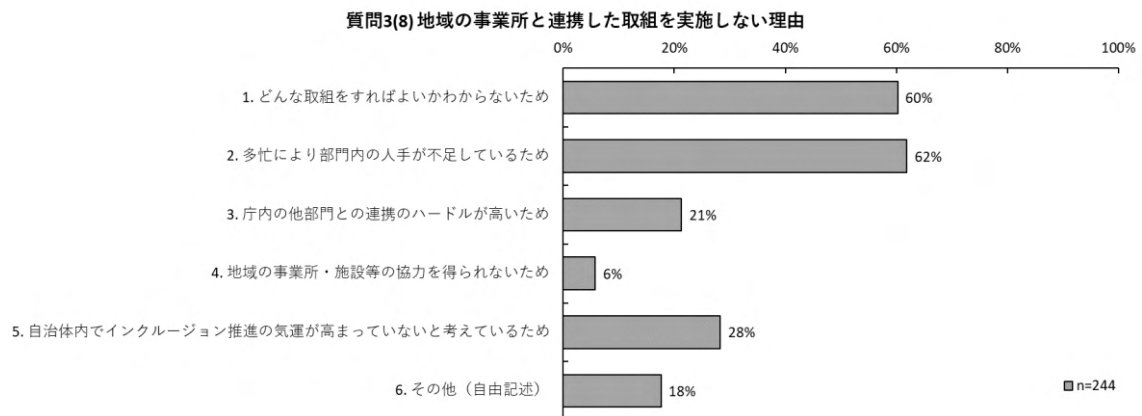
	実数		割合	
	教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている	教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている
N 数	N=265	N=87	N=265	N=87
1. 貴自治体のこども施策所管部署	214	67	80.8%	77.0%
2. 貴自治体の障害福祉所管部署	244	71	92.1%	81.6%
3. 教育委員会（教育関係部署含む）	227	63	85.7%	72.4%
4. その他行政機関（自由記述）	79	13	29.8%	14.9%
5. こども家庭センター	84	29	31.7%	33.3%
6. 中核的機能を果たす児童発達支援センター等	130	41	49.1%	47.1%
7. 6. 以外の障害児通所支援事業所	146	52	55.1%	59.8%
8. 障害児相談支援事業所	186	54	70.2%	62.1%
9. 認可保育所・認定こども園等	103	43	38.9%	49.4%
10. 放課後児童クラブ	38	19	14.3%	21.8%
11. 小学校・中学校	77	33	29.1%	37.9%
12. 特別支援学校	156	36	58.9%	41.4%
13. その他こども一般施策の実施施設	16	5	6.0%	5.7%
14. 医療機関	136	17	51.3%	19.5%
15. こども・若者（団体含む）	5	2	1.9%	2.3%
16. 子育て当事者（団体含む）	56	16	21.1%	18.4%
17. その他	53	12	20.0%	13.8%

(3) 質問3(1)選択肢にて1. または2. をご回答された方にお伺いします。情報共有の機会・場の頻度として当てはまるものを一つお答えください。



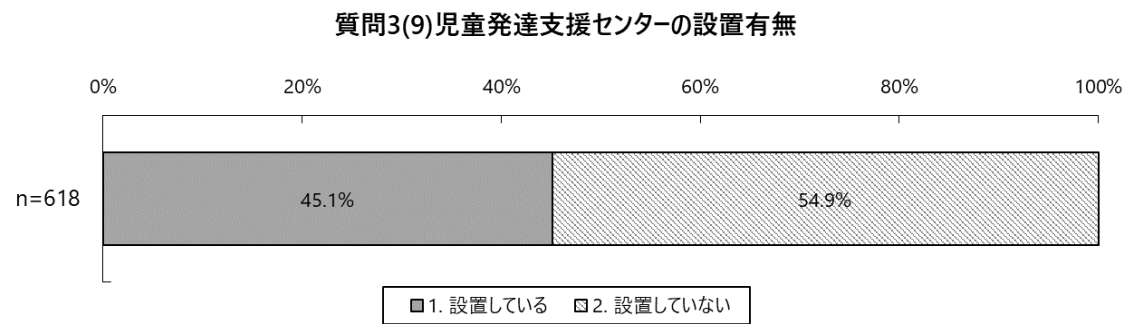
	実数		割合	
	1. 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	2. こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている	1. 教育・福祉・医療の連携体制を構築するための協議の場等を設けている	2. こども施策にかかわるすべての事業所を対象とした情報共有の機会・場を設けている
N 数	N=265	N=87	N=265	N=87
1. 年に1回以下	28	15	0	17.2%
2. 半年に1回程度	91	19	34.3%	21.8%
3. 四半期に1回程度	45	13	17.0%	14.9%
4. 2～3ヶ月に1回程度	48	18	18.1%	20.7%
5. 1ヶ月に1回程度	29	6	10.9%	6.9%
6. 2週間に1回程度	1	0	0.4%	0.0%
7. 週に1回程度	0	0	0.0%	0.0%
8. 週に1回より多い	1	3	0.4%	3.4%
9. 随時	21	13	7.9%	14.9%
無回答	0	0	0.0%	0.0%
合計	264	87	89%	100%

(8) 質問3(1)選択肢にて「6. 地域の事業所と連携した取組は実施していない」をご回答された方にお伺いします。実施していない理由として当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。



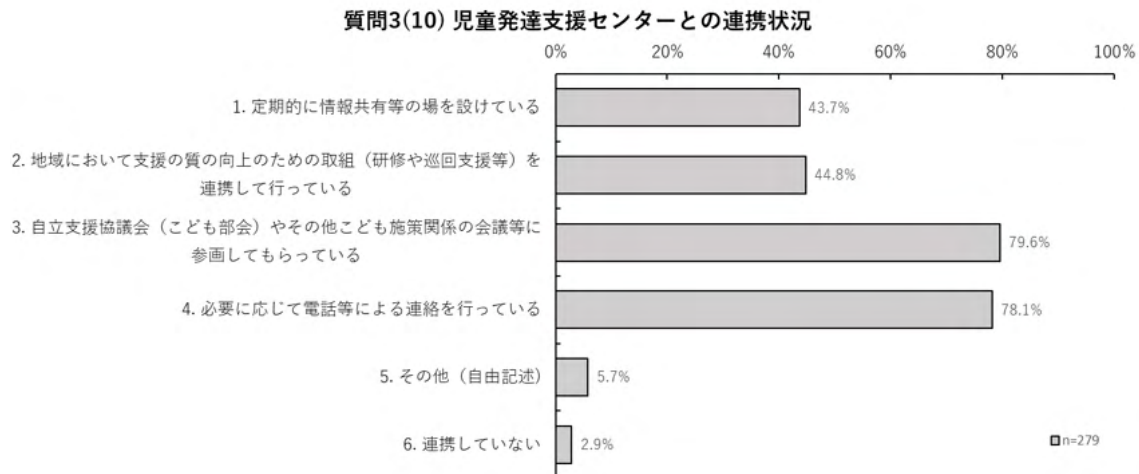
	実数	割合
N 数	N=244	N=244
1. どんな取組をすればよいかわからないため	147	60%
2. 多忙により部門内の人手が不足しているため	151	62%
3. 庁内の他部門との連携のハードルが高いため	52	21%
4. 地域の事業所・施設等の協力を得られないため	14	6%
5. 自治体内でインクルージョン推進の気運が高まっていないと考えているため	69	28%
6. その他（自由記述）	43	18%

(9) 貴自治体において、児童発達支援センターの設置有無として、当てはまるものを一つお選びください。



	実数	割合
N 数	N=618	N=618
1. 設置している	279	45.1%
2. 設置していない	339	54.9%
合計	618	100%

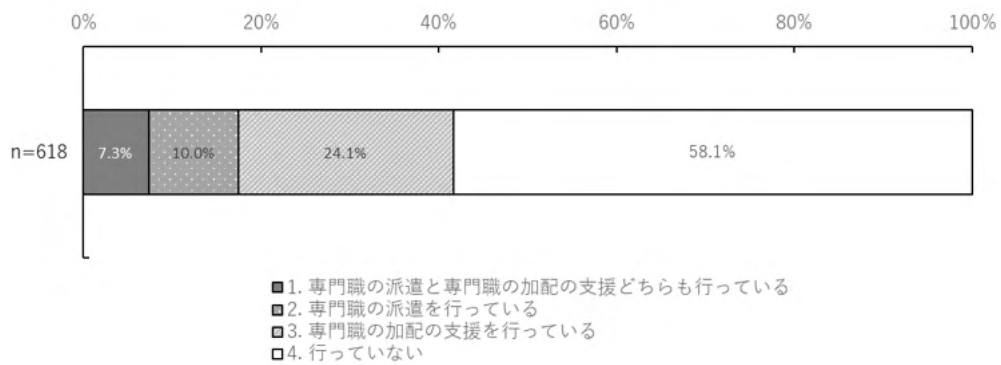
(10) 質問3(9)選択肢にて「1. 設置している」をご回答された方にお伺いします。児童発達支援センターとの連携状況についてご記入ください。(複数回答)



	実数	割合
N 数	N=279	N=279
1. 定期的に情報共有等の場を設けている	122	43.7%
2. 地域において支援の質の向上のための取組（研修や巡回支援等）を連携して行っている	125	44.8%
3. 自立支援協議会（こども部会）やその他こども施策関係の会議等に参画してもらっている	222	79.6%
4. 必要に応じて電話等による連絡を行っている	218	78.1%
5. その他（自由記述）	16	5.7%
6. 連携していない	8	2.9%

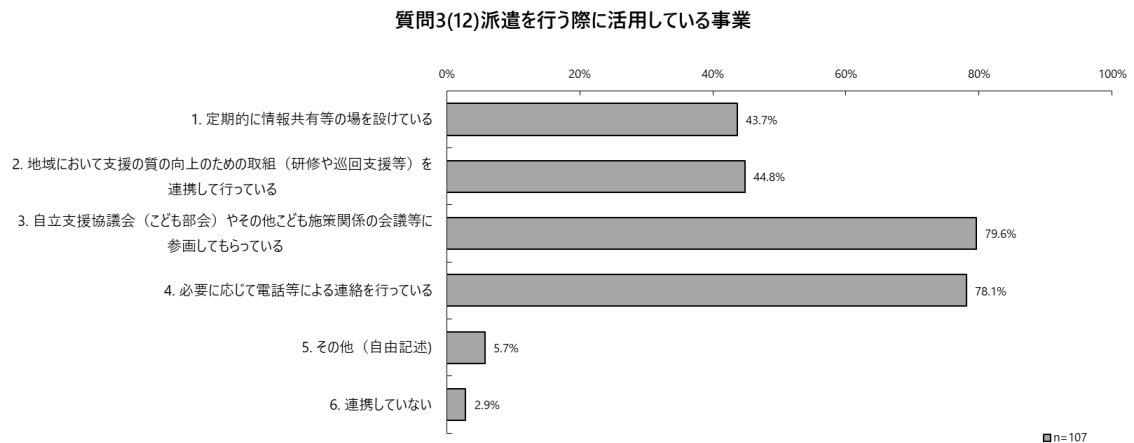
(11) 保育所等への看護師等の専門職の派遣や加配を実施または支援していますか。当てはまるものを一つお選びください。

質問3(11) 保育所等への看護師等の専門職の派遣や加配の実施有無



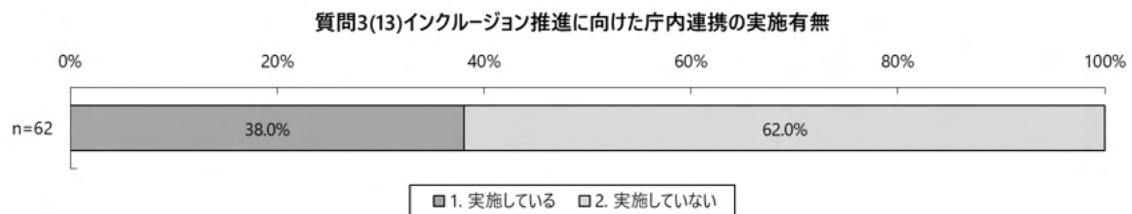
	実数	割合
N 数	N=618	N=618
1. 専門職の派遣と専門職の加配の支援どちらも行っている	45	7.3%
2. 専門職の派遣を行っている	62	10.0%
3. 専門職の加配の支援を行っている	149	24.1%
4. 行っていない	359	58.1%
合計	615	99.5%

(12) 質問3(11)選択肢にて1. または2. をご回答された方にお伺いします。派遣を行う際に、活用している事業について当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。



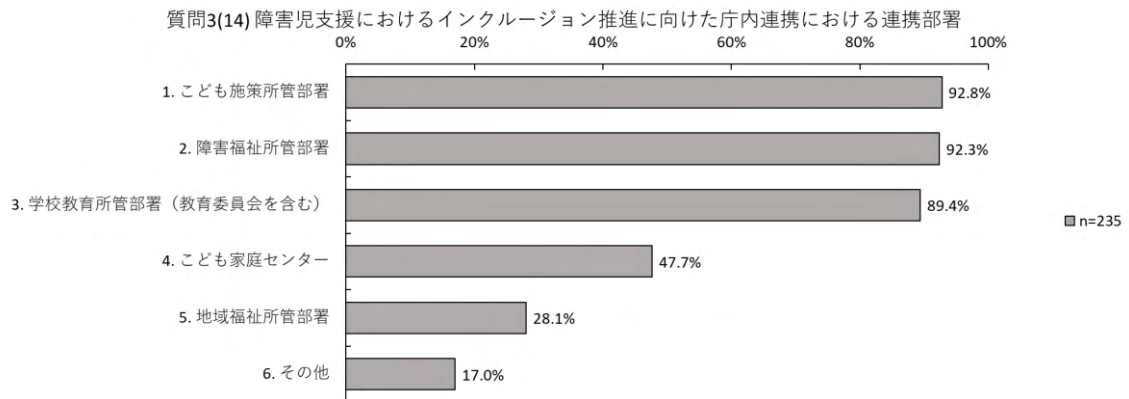
	実数	割合
N 数	N=107	N=107
1. 医療的ケア児等総合支援事業	23	21.5%
2. 医療的ケア児保育支援事業	54	50.5%
3. 都道府県単独事業	8	7.5%
4. 市町村単独事業	32	29.9%
5. その他 (自由記載)	20	18.7%

(13) 貴自治体において、障害児支援におけるインクルージョン推進に向けた庁内連携を実施していますか。当てはまるものを一つお選びください。



	実数	割合
N 数	N=62	N=62
1. 実施している	235	38.0%
2. 実施していない	383	62.0%
合計	618	100%

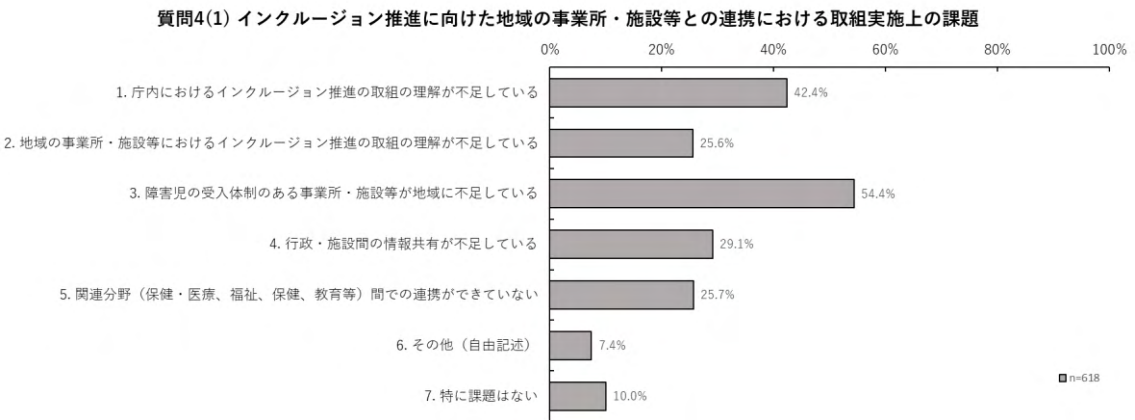
(14) 質問3(13)選択肢にて「1. 実施している」をご回答された方にお伺いします。連携している部署について当てはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。



	実数	割合
N 数	N=235	N=235
1. こども施策所管部署	218	92.8%
2. 障害福祉所管部署	217	92.3%
3. 学校教育所管部署（教育委員会を含む）	210	89.4%
4. こども家庭センター	112	47.7%
5. 地域福祉所管部署	66	28.1%
6. その他	40	17.0%

質問4 貴自治体におけるインクルージョン推進に向けた取組実施上の課題についてお伺いします。

(1) 貴自治体におけるインクルージョン推進に向けた地域の事業所・施設等との連携における取組実施上の課題としてあてはまるものをすべて選び、「○」をご記入ください。



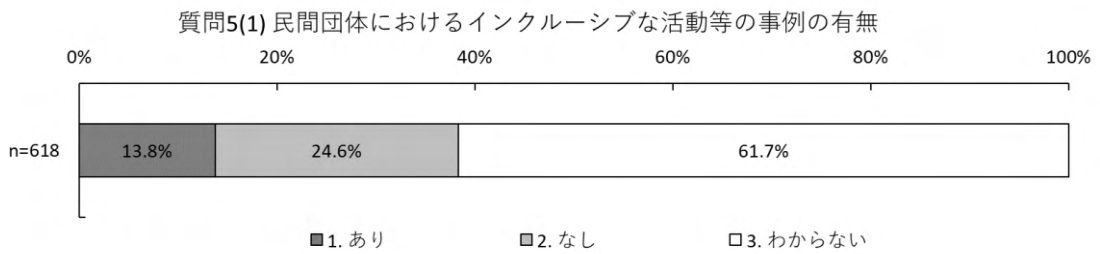
	実数	割合
N 数	N=618	N=618
1. 市内におけるインクルージョン推進の取組の理解が不足している	262	42.4%
2. 地域の事業所・施設等におけるインクルージョン推進の取組の理解が不足している	158	25.6%
3. 障害児の受入体制のある事業所・施設等が地域に不足している	336	54.4%
4. 行政・施設間の情報共有が不足している	180	29.1%
5. 関連分野（保健・医療、福祉、保健、教育等）間での連携ができていない	159	25.7%
6. その他（自由記述）	46	7.4%
7. 特に課題はない	62	10.0%

質問 5 貴自治体における民間団体等によるインクルーシブな活動についてお伺いします。

(1) 貴自治体内において、障害のある人となない人がともに活動することを主目的としたインクルーシブな活動等が、民間団体により実施されている事例はありますか。市町村で把握されている範囲でご回答ください。

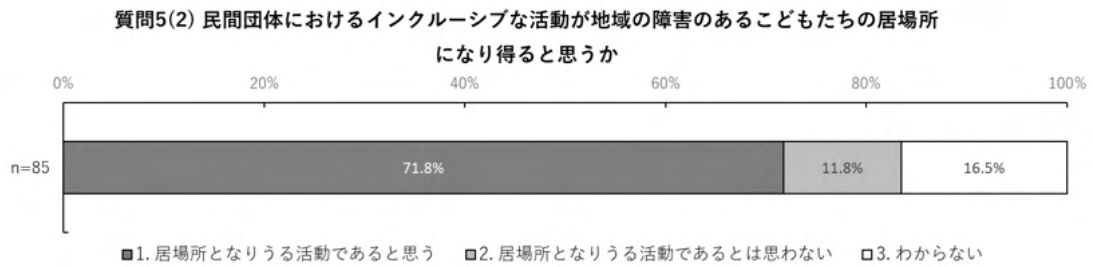
(例えば、障害のある人となない人がともに合唱をすることを目的とした活動)

※本調査の対象となる活動は、障害のある人となない人がともに活動や交流することを目的としているものに限る。



	実数	割合
N 数	N=618	N=618
1. あり	85	13. 8%
2. なし	152	24. 6%
3. わからない	381	61. 7%
合計	618	100%

(2) 質問 5(1)選択肢にて「1. あり」とご回答された方にお伺いします。その活動は、地域の障害のある子どもにとって居場所となり得る活動であると思いますか。(例えば、子どもが居場所と感じやすい工夫をされている等)



	実数	割合
N 数	N=85	N=85
1. 居場所となりうる活動であると思う	61	71.8%
2. 居場所となりうる活動であるとは思わない	10	11.8%
3. わからない	14	16.5%
合計	85	100%

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
インクルージョン推進における地域の実態把握に
関する調査研究
調査研究事業報告書

令和7(2025)年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
〔ユニットコード:8371288〕